平 成 25 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成25年

第3回定例会 会期及び会議日程

小樽市議会

会期 9月4日~9月25日(22日間)

月日(曜日)	本 会 議	委 員 会
9月 4日 (水)	提案説明	
5日 (木)	休 会	
6日 (金)	11	
7日 (土)	11	
8日 (日)	II .	
9日 (月)	会派代表質問	
10日 (火)	会派代表質問、無所属議員	
	の質疑及び一般質問	
11日 (水)	一般質問	
12日 (木)	休 会	予算及び自治基本条例特別委員会 (総括質疑)
13日 (金)	II .	" (総括質疑)
14日 (土)	II	
15日 (日)	II	
16日 (月)	II	
17日 (火)	II	予算及び自治基本条例特別委員会(集中審議)
18日 (水)	II	11 (総括質疑)
19日 (木)	II	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
20日 (金)	n	学校適正配置等調査特別委員会
21日 (土)	n	
22日 (日)	n	
23日 (月)	n	
24日 (火)	II .	
25日 (水)	討論・採決等	

平成25年

第3回定例会会議録目次

小樽市議会

	0	9月4日	(水曜日)	第1日目
--	---	------	-------	------

	1	出席議員	1
	1	欠席議員	1
	1	出席説明員	1
	1	議事参与事務局職員	2
	1	開 会	3
	1	開 議	3
	1	会議録署名議員の指名	3
	1	日程第1 会期の決定	3
	1	日程第2 議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号	3
		市長提案説明(議 1 ~ 3 3 、報 1 、 2)	3
		提案説明 (議34 小貫議員)	7
	1	日程第3 休会の決定	8
	1	散 会	9
0	Ş	月9日(月曜日) 第2日目	
	-1	山连莽县	11
	1	出席議員	
	1	欠席議員	11
	1	欠席議員·······出席説明員······	11 11
	1 1 1	欠席議員······出席説明員······ 議事参与事務局職員····	11 11 12
	1 1 1	欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 11 12 13
	1 1 1 1	欠席議員·····出席説明員···· 出席説明員···· 議事参与事務局職員··· 開 議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 11 12 13
	1 1 1 1 1	欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 11 12 13 13
	1 1 1 1 1	欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 11 12 13 13
	1 1 1 1 1 (欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111 112 133 133 133
	1 1 1 1 1 ((欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111 112 133 133 133 566
	1 1 1 1 1 ((((((((((((((((((((((((((((欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111 112 133 133 133 566 566
	1 1 1 1 1 ((((((((((((((((((((((((((((欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111 112 133 133 133 566 566 566

〇 9月10日(火曜日) 第3日目

	1	出席議員			59
	1				
	1				
	1				
	1				
	1			<u>z</u>	
	1	日程第1		¹ Ⅰ号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号	
		○会派代表質問		 	
		○会派代表質問○会派代表質問		r 成只 マ木(秩)議員	
		○会派代表質問○会派代表質問		F議員	
				『 哦只 ドー般質問 - 久末議員	
	1) NX貝印 (八木成貝	
	1	取 云			107
0		9月11日(水	(曜日)	第4日目	
	1				
	1				
	1				
	1				
	1				
	1	会議録署名議		<u> </u>	
	1	日程第1		1 号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号	
		○一般質問	斎藤(博	募 〕議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
		○議事進行につ	かいて	斎藤(博)議員	119
		○一般質問	中村議員		123
		○一般質問	前田議員		128
		○議事進行につ	かいて	前田議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
		○一般質問	高橋議員	<u></u>	137
		○一般質問	川畑議員	<u></u>	148
		○一般質問	北野議員	=	155
		予算及び自治基	本条例特	寺別委員会設置・付託·····	163
		決算特別委員会	:設置・付	寸託	163
		常任委員会付託	<u> </u>		164
	1	日程第2	陳情		164
		常任委員会付託	<u> </u>		164

	1 日和	呈第3	休会の決定	164
	1 散	会…		·· 164
0	9月2	25日((水曜日) 第5日目	
	1 出点	席議員…		·· 165
	1 欠点	席議員…		·· 165
	1 出月	席説明員		165
	1 議	事参与事	務局職員	166
	1 開	議…		167
	1 会詞	義録署名	議員の指名	167
	1 目利	呈第 1	議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号並びに請願及び陳情	
			並びに調査	·· 167
	予算》	及び自治	基本条例特別委員長報告	·· 167
	○討	論	新谷議員	·· 172
	○討	論	前田議員	·· 174
	○討	論	佐々木(秩)議員	175
	○討	論	千葉議員	176
	○討	論	安斎議員	177
	採	決		178
	決算物	特別委員	長報告	178
	採	決		·· 178
	総務常	常任委員	長報告	178
	○討	論	小貫議員	180
	○討	論	林下議員	181
	採	決		182
	経済常	常任委員	長報告	183
	○討	論	北野議員	·· 184
	採	決		185
	厚生常	常任委員	長報告	185
	○討	論	川畑議員	. 187
	採	決		. 188
	建設常	常任委員	長報告	. 189
	○討	論	新谷議員	. 190
	採	決		. 191
	学校证	商正配置	等調査特別委員長報告	191

	○討	論	小貫議員	193
	採	決		194
1	日程	皇第 2	議案第35号	194
	○市長	提案説明	(議35)	194
	○討	論	小貫議員	194
	採	決		194
1	日程	皇第 3	意見書案第1号ないし第17号	194
	○提案	裳説明	(意1~8 川畑議員)	194
	○提案	於明	(意 9 松田議員)	196
	○討	論	酒井議員	197
	○討	論	小貫議員	198
	○討	論	秋元議員	203
	採	決		205
1	閉	会		205

議事事件一覧表

議案 議 案 第 平成25年度小樽市一般会計補正予算 案案案案案案 第 2 뭉 平成25年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算 議 第 3 議 平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 第 4 平成25年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 議 第 5 号 平成25年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 議 第 6 号 平成25年度小樽市病院事業会計補正予算 議 第 号 7 平成24年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について 議 案 号 議 第 8 平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について 案 議 第 9 号 平成24年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について 案 議 第 10 号 平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について 案 第 号 平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 議 11 案 第 묽 平成24年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について 議 12 案案案案案 号 議 第 13 平成24年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について 묽 第 平成24年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 議 14 第 묽 平成24年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 議 15 묽 平成24年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について 議 第 16 議 第 号 平成24年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について 17 案 第 号 議 平成24年度小樽市病院事業決算認定について 18 案案 議 第 19 뭉 平成24年度小樽市水道事業決算認定について 第 묽 平成24年度小樽市下水道事業決算認定について 議 20 案 뭉 議 第 21 平成24年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について 案 議 第 22 号 小樽市自治基本条例案 案 第 号 議 23 小樽市土地開発基金条例を廃止する条例案 案案案 議 第 24 号 小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案 議 第 25 小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案 第 小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案 議 26 案 第 27 号 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 議 案 号 新たに生じた土地の確認について 議 第 28 案案案 号 第 29 町の区域の変更について 議 議 第 30 묶 小樽市土地開発公社の解散について 議 第 31 号 権利の放棄について 議 案 第 32 号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について 案 号 議 第 33 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について 案 号 議 第 34 小樽市非核港湾条例案 議 案 第 35 묽 小樽市教育委員会委員の任命について 報告 告 第 뭉 専決処分報告「平成25年度小樽市一般会計補正予算] 1 報 告 第 2 묽 専決処分報告「平成25年度小樽市一般会計補正予算] 意見書案 意見書案第 묽 希望する教職員全員の再任用を求める意見書(案) 1 号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税措置を国に求める意見書 意見書案第 2 (案) 意見書案第 3 묽 「教育費無償化」の前進を求める意見書(案) 意見書案第 묽 労働者派遣制度改悪をやめブラック企業根絶を求める意見書(案) 4 生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書(案) 意見書案第 5 뭉 意見書案第 6 묶 安心できる介護制度の実現を求める意見書(案) 号 要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書 意見書案第 7 (案) 意見書案第 묽 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書(案) 8 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書(案) 묽 意見書案第 9 10 意見書案第 뭉 地方税財源の充実確保を求める意見書(案) 묽 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための 意見書案第 11 意見書(案) 意見書案第 뭉 地方財政の拡充に関する意見書(案) 12 号 意見書案第 13 婚姻歴のないひとり親家庭の母(父)を税法上の「寡婦(夫)」とみなし、 寡婦(夫)控除を適用することを求める意見書(案)

意見書案第

号

意見書 (案)

14

JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める

意見書案第 15 号 福島第一原発事故に伴う汚染水について国が責任を持って抜本的対策を求める意見書(案)

意見書案第 16 号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書(案) 意見書案第 17 号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)

陳情

陳 情 第 319 号 所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見 書提出方について

陳 情 第 320 号 朝里におけるまちづくりセンター建設方について

陳 情 第 321 号 受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方について

質 問 要 旨

〇会派代表質問

上野議員(9月9日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 観光について
 - (1) IR推進に向けての市の姿勢について
 - (2) 北海道観光振興特別措置法について
 - (3) 今後の観光振興への取組について
 - (4) 観光資源の掘り起こしについて
- 3 生活支援について
 - (1) 生活保護基準見直しの影響について
 - (2)介護事業所の適正な配置と運営について
- 4 自治基本条例について
- 5 行政評価について
- 6 安全について
 - (1) 危険家屋対策について
 - (2) 耐震化について
 - (3) 防災について
- 7 教育について
 - (1)学力向上について
 - (2) 市内公立高等学校の再編に伴う今後の市教委の取組について
 - (3) 子供の安全確保について
- 8 その他

新谷議員(9月9日2番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題
 - (1) 2012年度決算について
 - ア 市民負担になった事業の金額と要因等
 - イ 固定資産税滞納分徴収について
 - ウ 不用額について
 - エ 新・市民プールについて
 - (2) 地方交付税と臨時財政対策債について
- 2 「アベノミクス」、消費税増税と小樽経済への影響について
 - (1)「アベノミクス」で小樽経済は良くなっているか
 - (2)消費税増税の影響は
 - (3) 市の公共料金に転嫁は中止を

- 3 自治基本条例案について
 - (1) 日本国憲法に掲げられる地方自治の本旨に基づき質問と提案
 - (2) まちづくりセンターについて
 - (3) 魅力あるまちづくりに関連してIR構想カジノ誘致に税金投入はやめるべき
- 4 土地開発公社解散と土地開発基金廃止について
 - (1) なぜ同様の目的のものを二つ作ったか
 - (2) 土地開発公社の解散
 - (3) 土地開発基金の廃止
- 5 原発問題と防災について
 - (1) 泊原発再稼働問題
 - (2) 小樽市原子力防災計画策定について
 - (3) 冬季の避難路確保
 - (4) 市庁舎建替えと耐震改修促進法について
- 6 その他

千葉議員(9月10日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政に関連して
 - (1) 社会保障制度改革案について市長は
 - (2) 平成24年度決算について
- 2 小樽市土地開発公社の解散について
 - (1) 公社の果たしてきた役割と現状について
 - (2) 公社の経営健全化へ向けた取組は
 - (3) 公社の解散と、財政に与える影響について
- 3 小樽市自治基本条例について
 - (1)条例策定の目的と経過等について
 - (2) 本市条例の特徴と、住民投票について
- 4 市民の安全を守る取組について
 - (1) お祭り等の安全対策について
 - (2) 平成25年災害対策基本法改正による要援護者等の対策について
- 5 日本カジノ創設サミット開催補助金と小樽 IR 構想について
- 6 寡婦(夫)控除の対象世帯拡大について
- 7 学校教育に関連して
 - (1) 全国学力・学習状況調査について
 - (2)アレルギー対策の取組状況について
- 8 その他

佐々木(秩)議員(9月10日2番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 小樽市自治基本条例について
 - (1)条例案の体系について
 - (2)参加及び協働について
 - (3) 行政組織運営について
 - (4) 策定委員会附帯意見の扱い
- 2 カジノ誘致について
 - (1) これまでの議会答弁との整合性
 - (2) 市民合意について
 - (3) 自治基本条例との整合性
- 3 学校給食と食育について
 - (1)食育と地場産物活用について
 - (2) 学校給食の安全・安心について
 - (3) 給食の残食について
- 4 広報広聴課撮影の記録写真について
 - (1)記録写真の価値と保存について
 - (2) リスト化・デジタル化・活用法について
- 5 その他

安斎議員(9月10日3番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 土地開発公社の解散と基金の廃止について
- 2 第8回日本カジノ創設サミット in 小樽開催補助金について
- 3 望洋シャンツェ物品・圧雪機置場解体経費について
- 4 誰もが安心して過ごせるまちづくりについて
 - (1) 介護保険制度改定による要支援者外しの対策
 - (2)地域介護・福祉空間交付金の活用について
- 5 教育について
 - (1) 子育て・教育の充実で若者世代対策を
 - (2) 築校小樽塾の研修に参加して
- 6 奥沢水源地の整備について
- 7 その他

〇無所属議員の質疑及び一般質問

久末議員(9月10日4番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 夏の赤岩遊歩道に続く冬の観光施策について
- 2 その他

〇一般質問

斎藤(博)議員(9月11日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 病児・病後児保育について
- 2 化学物質過敏症について
- 3 学校図書館司書について
- 4 原発事故と消防について
- 5 北海道電力泊原発再稼働について
- 6 その他

中村議員(9月11日2番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 認知症に優しいまちづくりについて
- 2 その他

前田議員(9月11日3番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 救急車の出動状況について
- 2 AEDについて
- 3 消防団について
- 4 各種税などの納付について
- 5 各種証明書などの発行について
- 6 産業振興について
- 7 農業振興について
- 8 農地法・都市計画法について
- 9 新夜間急病センターについて
- 10 小樽ジャンクションについて
- 11 その他

高橋議員(9月11日4番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 公文書管理について
- 2 観光問題について
- 3 建設リサイクル法について
- 4 除排雪問題について
- 5 その他

川畑議員(9月11日5番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 「国民健康保険の都道府県単位化」について
- 2 市営住宅の空き家対策について
- 3 ふれあいパスについて
- 4 その他

北野議員(9月11日6番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 石狩湾新港について
 - (1) 北防波堤延伸事業について
 - ア マイナス14メートルバースの静穏度について
 - イ 現在のマイナス14メートルバースの静穏度は何パーセントか
 - ウ 延伸事業に同意した理由等について
 - (2) 小樽港の貨物が石狩湾新港にシフトしている問題
 - ア 新港のコンテナの貨物の種類
 - イ そのうち機能分担に照らし小樽港で取り扱われるべき貨物の種類とその量
 - (3)新年度予算要求と当初予算について
 - ア 平成26年度予算要求に市長は同意するのか
 - イ 平成26年度当初予算は国への予算要求額と同じ額とすることに賛成なのか
 - (4) 北防波堤延伸事業の予算計上について
 - ア 予算計上は地方自治法、地方財政法に基づいての計上でなければならない
 - イ 平成25年度の当初予算とその後の配分額の開きと25年度の追加補正の 見通しについて
 - ウ 平成25年度当初予算に賛成したのは24年度と同じように大幅な追加補 正があると見込んでのことか
 - エ 地方自治法、地方財政法に照らし、北防波堤延伸事業の予算計上が適切と 考えて同意したのか
- 2 その他

平成25年 第3回定例会会議録 第1日目 小樽市議会

平成25年9月4日

出席議員(27名)

1番 秋 元 憲 3番 中 村 岩 雄 5番 祐 樹 成 田 7番 小 貫 元 9番 松 田 優 子 11番 斉 藤 陽一良 13番 酒 井 隆 行 進 15番 濱 本 17番 佐々木 秩 19番 斎 藤 博 行 21番 新 谷 لح L 23番 佐々木 茂 25番 横 田 久 俊 28番 久 末 恵 子

2番 千 葉 美 幸 4番 吹 \blacksquare 友 三 郎 哲 6番 也 安 斎 畑 8番 Ш 正 美 10番 橋 克 幸 高 12番 鈴 木 喜 明 14番 野 智 真 上 16番 下 孤 芳 林 18番 Ш П 保 20番 中 島 麗 子 22番 北 野 義 紀 雅 敏 24番 Ш 田 27番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

出席説明員

市 中松義治 長 副市 長 貞村英之 病院局長 並木昭義 総務部長 迫 俊 哉 產業港湾部長 佐藤誠 一 医療保険部長 藤井秀喜 保 健 所 長 秋 野 恵美子 会計管理者 石 崎 留 子 病 院 局 経営管理部長 小 山 秀 昭 総 務 部 企画政策室長 中田克浩 総務部総務課長 佐藤靖 久

菊 池 洋 一 監査委員 育 長 上 林 猛 水道局長 飯田俊哉 堀 江 雄 財 政 部 長 生活環境部長 前田孝一 三 浦 波 人 福祉部長 建設部長 工藤裕 司 消 防 長 青山光司 教育部長 山村幹雄 委 員長 查務 小鷹孝 一 財政部財政課長 佐々木 真 一

議事参与事務局職員

事	務	局	長	田	中	泰	彦	事義	务 局	次	長	中	崎	岳	史
庶	務	係	長	伝	里	純	也	議	事	係	長	柳	谷	昌	和
調	査	係	長	沼	田	晃	司	書			記	髙	野	瑠珠	离子
書			記	木	戸	智息	息子	書			記	佐々	木	昌	之
書			記	深	田	友	和	書			記	伊	沢	有	里

開会 午後 1時00分

〇議長(横田久俊) これより、平成25年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月25日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇) (拍手)

○市長(中松義治) ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。 初めに、議案第1号から議案第6号までの平成25年度各会計補正予算の主なものといたしましては、 一般会計では、平成24年度に国や北海道などから超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上したほか、いずれも市の負担はありませんが、北海道などから補助内示のありました小樽機船漁業協同組合への漁獲物荷揚げ設備導入事業費に対する補助金、及びデジタル放送の開始に伴い新たな難視地区に指定された伍助沢地区の7世帯に対する恒久的な視聴環境の整備のため、伍助沢テレビ共同受信施設組合への有線共聴施設整備事業費補助金を計上いたしました。

また、債務負担行為として、銭函保育所・子育て支援センター仮園舎の賃借料、図書館システム更新に伴う経費を計上いたしました。

本定例会に議案として上程しております土地開発公社の解散に伴う財源といたしましては、第三セクター等改革推進債のほか、土地開発基金繰入金の一部を充てることといたしました。

また、土地開発基金の廃止に伴い、一般会計の借入金を償還する必要があることから、財政調整基金を取り崩し、償還することといたしました。

さらに、土地開発基金繰入金の一部を新たに創設する庁舎建設資金基金へ積み立て、その残額及び平成 24 年度一般会計の決算剰余金である繰越金の 2 分の 1 を財政調整基金へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する一般会計の財源といたしましては、地方交付税、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正総額は歳入歳出ともに 15 億 4,427 万 8,000 円の増となり、財政規模は 596 億 613 万 4,000 円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業において、平成24年度に国や北海道から超過交付となった国庫支出金等の返還金などを計上いたしました。

また、病院事業では、災害拠点病院機能強化に係る経費や、債務負担行為として放射線機器の購入など新市立病院医療機器整備費を計上いたしました。

次に、議案第7号から議案第21号までの平成24年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額 590 億 5,239 万 5,128 円に対し、歳出総額は 588 億 9,563 万 7,994 円となり、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は 1 億 5,665 万 6,134 円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は 10 億 1,672 万 8,097 円の赤字、実質単年度収支は 6 億 5,392 万 9,688 円の黒字となりました。

平成24年度は、歳入では特別交付税が予算を下回ったものの、歳出では職員給与費、生活保護費などにおいて不用額が生じたことなどにより、実質収支は黒字となりましたが、前年度からの繰越金を考慮した単年度収支は赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度の健全化判断比率等についてでありますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、算定の結果、平成23年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。実質公債費比率は13.7パーセント、将来負担比率は93.6パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、平成23年度と比較しますと、それぞれ0.6ポイント、14.9ポイント改善されました。また、病院事業などの公営企業に係る資金不足比率につきましても、算定の結果、平成23年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成24年度において実施した主な事業について、第6次小樽市総合計画のまちづくり5つのテーマに沿って説明申し上げます。

まず、生涯学習に係る「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」では、花園小学校、長橋中学校、 桜町中学校3校について、校舎の耐震補強工事や大規模改造工事などを実施するとともに、手宮小学校、 緑小学校について、校舎等改築事業に伴う実施設計や測量を行いました。

また、新光・オタモイの二つの学校給食共同調理場を統合するため、新共同調理場の建設工事に着手しました。

市民福祉に係る「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」では、奥沢保育所改築のための 実施設計などを行いました。

また、新市立病院の建設に向けて、旧量徳小学校解体工事や病院の建設工事を行ったほか、新夜間急病センター建設工事を行いました。

生活基盤に係る「安全で快適な住みよいまち」では、旧国鉄手宮線整備のために、用地取得や測量などを行いました。

また、消防救急無線のデジタル化に対応する高機能消防指令センターを整備するため、機器購入事業 や消防本部指令室の改修工事などを行いました。

産業振興に係る「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」では、外国人観光客対応の取組として、外国語通訳を運河プラザに集約し、国内外の観光客に対する総合窓口として機能強化を図りました。

また、大型クルーズ客船の寄港に対応するため、勝納ふ頭の整備を行いました。

環境保全に係る「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」では、小樽市環境基本条例の具体 化を図るため、環境基本計画の策定作業を開始したほか、老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化 を計画的に行うための公園施設長寿命化計画を策定いたしました。

そのほか、本市の厳しい雇用情勢に鑑み、市独自の雇用対策事業をはじめ北海道の基金を活用した緊急雇用創出推進事業を行うとともに、地域経済活性化等推進資金基金を活用し、地域の雇用維持・創出及び地域経済活性化に資する各種事業を行いました。

また、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策の取組の一つとして計上された大型補正予算に対応し、

市営住宅改善事業費や旧国鉄手宮線整備事業費などを前倒しで予算措置したところであります。 次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税が約1億4,237万円、国庫支出金が約2億6,736万円、 道支出金が約2億1,223万円、繰入金が約9億2,778万円、市債が9億6,320万円減収となり、歳入総額では約25億153万円の減収となりましたが、このうち約4億7,776万円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成25年度に歳入される予定となっております。

歳出につきましては、翌年度への繰越事業分を除き、約21億8,042万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費では扶助費の減などにより約8億2,393万円、消防費では高機能消防指令センター整備事業費の減などにより約2億3,461万円、職員給与費では職員手当等の減などにより約2億24万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額 172 億 4,881 万 9,636 円に対し、歳出総額 170 億 1,411 万 8,534 円となり、差引き 2 億 3,470 万 1,102 円の剰余金を生じました。この剰余金のうち 1 億 6,867 万 4,918 円は、国・道支出金が超過交付となったものであり、平成 25 年度に返還するものであります。

住宅事業につきましては、歳入・歳出総額ともに 15 億 5,518 万 2,659 円となりました。主な事業といたしましては、オタモイ住宅 4 号棟の建設工事や、市営住宅改善事業として、塩谷 C 住宅 1 号棟などの外壁等改修工事を行ったほか、北海道から移管を受けた若竹住宅 1 号棟の耐震・リモデル工事などを行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額 136 億 6,044 万 52 円に対し、歳出総額 136 億 3,629 万 5,089 円となり、差引き 2,414 万 4,963 円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金が超過交付となった 2,710 万 2,602 円は平成 25 年度に精算することとなり、道支出金の不足額 1 億 472 万 6,839 円については平成 25 年度に追加交付されます。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額 20 億 863 万 4,086 円に対し、歳出総額 19 億 5,914 万 7,136 円となり、差引き 4,948 万 6,950 円の剰余金を生じました。この剰余金のうち 4,942 万 1,861 円 は、平成 24 年度の後期高齢者医療保険料のうち後期高齢者医療広域連合へ納付未済となったもので、平成 25 年度に広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、入院収益の減等により、平成23年度に比べ収益は減少しましたが、単年度 資金収支は277万5,580円のプラスとなり、平成24年度末資金過不足額も、一昨年から引き続きプラス を維持しております。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益の減などにより 2 億 4, 747 万 1, 563 円の減収となり、支出では材料費の減などにより 2 億 4, 767 万 8, 922 円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れや他会計出資金の減などにより 1,062 万 3,000 円の減収となり、支出では建設改良費などで 1,471 万 7,667 円の不用額を生じました。

なお、1,038万9,761円の当年度純損失を生じたことにより、当年度未処理欠損金は52億4,873万7,312円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより 8,420 万4,269 円の増収となり、支出では人件費などで6,854 万1,097 円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより 4,318 万 9,592 円の減収となり、支出では建設改良費などで 5,558 万 7,575 円の不用額を生じました。

なお、4億9,671万2,391円の当年度純利益を生じ、前年度からの繰越分と合わせた未処分利益剰余金7億6,147万4,962円については、全額を減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより 2,143 万 2,210 円の増収となり、支出では維持管理費などで 3,135 万 8,234 円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより3億7,866万3,676円の減収となり、 支出では建設改良費などで1億5,981万9,182円の不用額を生じました。

なお、3 億 6, 814 万 5, 236 円の当年度純利益を生じ、当年度未処理欠損金は 89 億 5, 538 万 8, 822 円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増などから 1,264 万 1,242 円の増収となり、支出では維持管理費の減などにより 770 万 6,779 円の不用額を生じました。

なお、1,140 万 8,021 円の当年度純利益が生じたことにより、当年度未処分利益剰余金は1億 6,056 万 5,481 円となりましたので、全額を利益積立金として処分する予定であります。

続きまして、議案第22号から議案第33号について説明申し上げます。

議案第22号自治基本条例案につきましては、豊かで活力ある地域社会の実現のため、市民参加と協働によるまちづくりを進めるための基本的なルールとして、新規に条例を制定するものであります。

議案第23号土地開発基金条例を廃止する条例案につきましては、近年の地価の継続的な下落傾向の中で土地開発基金を活用しての公共用地の先行取得の意義が薄れてきたこと、また、同基金を活用しての用地の先行取得を行わなければならないような緊急性又は必要性の高い公共事業が現時点では見込まれない状況にあることから、同基金を廃止するものであります。

議案第24号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、老朽化した市庁舎の将来的な改築 に向け、その建設資金を造成するため、新たに庁舎建設資金基金を設置するものであります。

議案第25号特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、土地開発基金の廃止に伴い、 用地先行取得事業に係る運営及び経理に関する土地取得事業特別会計の設置の必要性がなくなることか ら、同会計を廃止するものであります。

議案第26号児童厚生施設条例の一部を改正する条例案につきましては、銭函保育所の建替えに伴い、同保育所の敷地内に設けられていた銭函児童遊園を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイG住宅のうち、昭和 42 年度に整備され平成 15 年度に北海道から事業主体変更された 46 戸、及び昭和 43 年度に整備された 73 戸のうち 28 戸の合計 74 戸を用途廃止するものであります。

議案第28号新たに生じた土地の確認についてでありますが、国が施工した石狩湾新港西地区の公有水 面埋立ての竣功により市の区域内に新たに生じた土地、及び当該竣功に合わせて行政区域に編入される 国有海浜地を確認するものであります。

議案第29号町の区域の変更についてでありますが、議案第28号の土地を銭函5丁目に編入するものであります。

議案第30号土地開発公社の解散についてでありますが、議案第23号の土地開発基金条例を廃止する

条例案と同様の理由により、同公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の 規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第31号権利の放棄についてでありますが、土地開発公社の解散に当たり、市が同公社に対し弁済を受けることができない債権を有し、同公社が債務超過の状態にある場合には、同公社の解散に係る北海道知事の認可を受けられず、及び第三セクター等改革推進債の活用ができないため、当該債権を放棄する必要があることから、同公社に対して有する短期貸付金に係る債権を放棄するものであります。

議案第32号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてでありますが、土地開発公社の解散に当たり、同公社に対する短期貸付金に係る債務を免除するための経費の財源に充てるため、北海道知事に対し第三セクター等改革推進債の起債の許可を申請するに当たって、地方財政法第33条の5の7第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第33号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでありますが、北海道後期高齢者医療 広域連合規約について、住民基本台帳法の一部改正等により外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に 加えられたことに伴い、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定について所要の改正を行う 必要が生じ、その旨本年7月16日付けで同広域連合長から通知があったことから、同規約の変更につい て議会の議決を求めるものであります。

最後に、専決処分報告についてでありますが、報告第1号につきましては、平成25年度一般会計において全国高等学校野球選手権大会出場補助金に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成25年8月5日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成25年度一般会計において石狩後志海区漁業調整委員会委員選挙執行経費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成25年8月12日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。 (拍手)

○議長(横田久俊) 次に、議案第34号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

〇7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、議案第 34 号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明します。

1945 年夏の原爆投下は、同じ年の年末までに広島市で14万人以上、長崎市で7万3,000人以上の命を奪いました。助かった人たちも原爆症で苦しみ、毎年、少なくない方たちが亡くなっています。

現在、核兵器使用の時間と空間を超えた非人道性に対する国際的な注目が高まっています。

2015年の核不拡散条約再検討会議に向けた今年4月の第2準備委員会で、74か国が共同で「核兵器の人道的影響に関する共同声明」を発表し、最終的には80か国が賛同しましたが、日本政府は賛同署名を拒否しました。このことに対し、被爆者をはじめ多くの国々から批判の声が上がっています。

小樽市が加盟する平和首長会議でも、今年8月5日に開かれた第3回平和市長会議国内加盟都市会議で、政府に対し、「『核兵器禁止条約』の早期実現に向けた取組の推進について」という要請文を提出する予定です。

このように批判が強まっていることは、この共同声明に賛同しなかったことが唯一の被爆国の政府としてあるまじき態度だからです。唯一の被爆国である日本が核兵器全面禁止の流れの先頭に立つことが

核兵器のない世界への展望を広げることにつながるのは明らかです。

31年前、小樽市は、「わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、 核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となること を宣言する」と核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。

また、1997 年 9 月にアメリカ軍の空母インディペンデンスが小樽港に入港することになったとき、小樽市議会は臨時会を開き、全会一致で決議をしています。その決議には、「本市は核兵器廃絶平和都市宣言を行っており、港湾の利用においても、この趣旨が生かされることを強く望んでいるところである」とし、最後に「商業流通港として平和的発展を希求するものである」と決議しています。

小樽市には、1961年以来、68隻の外国の軍艦が入港しています。しかし、市民と市議会は、宣言や決議にあるように、核のない平和な商業港としての発展を願ってきました。

2000年10月、アメリカ海軍第7艦隊空母キティホークが入港した際、直前になって随行艦のヴィンセンスについてもバース手配の申請がありましたが、これについてバースの手配ができないとヴィンセンスの入港は断り、ヴィンセンスは港湾区域外に泊まりました。

2008年のブルーリッジのときも、貨物船の先約があるからと断ったら、なぜか知らないけれども、貨物船の入港が10日遅れることになり、結果としてはブルーリッジが入港しました。

これらの件はバースの手配がつかないという理由ですが、このように入港を断ってきた実績があります。港湾法では地方公共団体が港湾管理者となることが定められており、それを受けて、小樽市でいえば小樽市港湾施設管理使用条例で使用について定めています。第7条第2項「市長が公益上その他必要と認めたときは、使用許可若しくは承認を取り消し、使用を停止し、又は使用場所を変更することができる」とあります。同じく第8条では、「発火、燃焼又は爆発のおそれがあるもの」の場合は、「港湾施設の使用を禁止する」とあります。軍艦は、まさに爆薬を積んでいます。しかし、この条文で定めているものは、貨物として船外におろされるものであり、船内にあるものは、その船の管理下に置かれているので、港湾管理者としての管理外だと小樽市はしています。それならば、港湾管理者としての権利を行使し、特に核兵器の積んである軍艦を平和な小樽港に入港させないためには、核兵器を持ち込ませない新しい条例が必要になります。

神戸港では、核兵器を積んだ軍艦の入港を許さない神戸方式が確立してから38年が経過しています。 戦後すぐ米軍の軍港となった神戸港は、アメリカ軍の補給・輸送・慰安基地として朝鮮戦争、ベトナム 戦争で大きな役割を担いました。当時、神戸市内では、発砲、婦女暴行など、アメリカ兵による事件が 頻発していました。市民の抗議の声が大きくなり、1974年に全面返還が実現しました。そして、1975年に神戸市会が「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」をして、非核神戸方式が確立しました。1960年から1974年まで432隻が入港していたアメリカの軍艦は、一度も入港していません。アメ リカは、核搭載の有無を明らかにしない政策のため、非核証明書を出せないからです。

神戸港で実践している先例に学び、小樽港に核を持ち込ませないために、そして核兵器をなくしていく世論を喚起していくためにも、非核港湾条例の制定を求め提案するものです。皆さんの御賛同を呼びかけて、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月5日から9月8日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時35分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員 吹田 友三郎

議 員 **山 口 保**

平成25年 第3回定例会会議録 第2日目 小樽市議会

平成25年9月9日

出席議員	(27名)
------	-------

1番	秋	元	智	憲
3番	中	村	岩	雄
5番	成	田	祐	樹
7番	小	貫		元
9番	松	田	優	子
11番	斉	藤	陽 -	一良
13番	酒	井	隆	行
15番	濱	本		進
17番	佐々	木		秩
19番	斎	藤	博	行
21番	新	谷	ک	L
23番	佐々	木		茂
25番	横	田	久	俊

28番 久 末 恵 子

2番 千 葉 美 幸 4番 吹 友 三 郎 田 6番 哲 也 安 斎 8番 Ш 畑 正 美 10番 高 橋 克 12番 鈴 木 喜 明 14番 上 野 智 真 下 孤 芳 16番 林 18番 保 Ш П 20番 中 島 麗 子 22番 野 義 紀 北 雅 24番 敏 Ш 田 27番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

出席説明員

市			長	中	松	義	治
教	官	ì	長	上	林		猛
水	道	局	長	飯	田	俊	哉
財	政	部	長	堀	江	雄	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
生剂	舌環	境音	『長	前	田	孝	_
福	祉	部	長	三	浦	波	人
建	設	部	長	工	藤	裕	司
消	ß	方	長	青	Щ	光	司
教	育	部	長	Щ	村	幹	雄
総	务部系	総務調	果長	佐	藤	靖	久

副市長貞村英之 病院局長並木昭義 総務部長 迫 俊哉 産業港湾部長 佐 藤 誠 一 医療保険部長 藤井秀喜 保健 所長 秋 野 恵美子 会計管理者 石 崎 留 子 病 院 局 経営管理部長 小 山 秀 昭 総務 部企画政策室長 中田克浩 財政部財政課長 佐々木 真 一

議事参与事務局職員

 事務局次長
 中崎岳史

 議事係長
 柳谷昌和

 書記
 高野瑠璃子

 書
 記佐々木昌之

開議 午後 1時00分

○議長(横田久俊) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆行議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

代表質問に当たっては、質問通告の大項目の順で質問を行い、再質問、再々質問がある場合は、それ ぞれ一括質問で行うことといたします。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 14 番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇) (拍手)

〇14番(上野智真議員) 自民党を代表して質問いたします。

財政についてお尋ねいたします。

平成 24 年度の一般会計の決算額は 588 億 9,563 万 8,000 円で、1 億 5,600 万円ほどの黒字となりましたが、平成 23 年度の黒字額が約 11 億 7,300 万円であったことを考えると、今回の黒字額は 24 年度の厳しい財政運営の結果であると考えられます。平成 24 年度決算の黒字額減少の理由についてお聞かせください。

また、今回の決算を踏まえ、今定例会後の財政調整基金の残高と今後の見通しをお聞かせください。 平成24年度決算で、地方交付税は23年度より約7億円の増額となりましたが、増額の要因をお聞かせください。

また、国の職員給与削減に伴い本年度の普通交付税は減額が予想されておりましたが、本年度の普通交付税の状況についてお聞かせください。

国では、来年度以降の地方交付税の算定において、給与の削減など行革努力を反映させることを検討しているようですが、現在、小樽市では、国の要請に基づく給与減額は職員組合との交渉が物別れに終わり、実施されていません。今後、職員給与の引下げを行わない場合、新年度地方交付税への影響が懸念されますが、国の要請に基づく給与減額を行わず他の方法をとるのか否かを含め、今後のお考えをお示しください。

小樽市土地開発公社解散と土地開発基金廃止についてお尋ねいたします。

8月19日の理事会で小樽市土地開発公社の解散が決議され、今定例会で関連議案が上がっています。 今回の解散に伴い、小樽市として小樽市土地開発公社への貸付金のうち、回収不能な3億5,500万円を 債権放棄し、歳入欠陥となる部分には5億5,000万円の第三セクター等改革推進債、いわゆる三セク債 の起債で賄うとのことですが、この起債は何年で償還する予定なのかお聞かせください。

また、三セク債の借入れによる健全化判断比率への影響についてお聞かせください。

この借入れは、厳しい財政運営を強いられている本市としては重い選択であったと思います。そもそも今後の事業の見通しを立てて土地を購入していたと思いますが、現在まで土地開発公社が保有していた土地で活用されていたものや収入があるものがあれば、お聞かせください。

また、なぜ今日まで土地の売却等の措置をとれなかったのか、御説明をお願いいたします。

土地開発公社解散理由と同様な理由で、今回、土地開発基金も廃止されます。土地開発基金が保有している土地は6か所あり、それぞれ当時の政策判断で取得されましたが、その政策がなされず遊休地と

なっているところもあります。当時の政策判断で取得された土地も、時代の変化により活用されずその ままとなり、市民に損失を与えたことは否めません。今後、このようなことが起こらないように、世情 を的確に把握しタイミングを失うことがないように取り組む姿勢が必要であると考えます。

そこで、公社、基金、それぞれの土地の活用に関して、当初の目的のまま保有するものについては、 今後その土地に対して事業をお考えなのか、また、売却を予定しているものについては、その売却方法 をお聞かせください。

最後に、来年度の予算について、平成24年度決算を踏まえ、今秋より来年度の予算編成がなされていくと思いますが、厳しい財政運営が続く中、来年度の予算も他会計からの借入れをせずに編成がなされていくのか、市長のお考えをお聞かせください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 上野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま財政について御質問がありました。

初めに、平成24年度決算の黒字額が23年度と比べ減少した理由についてでありますが、24年度は、他会計からの借入金などに依存した財政構造から脱却するため、他会計から新たな借入れを行わずに予算編成を行ったところであり、23年度と比べ他会計からの借入金5億700万円が皆減となりました。

また、固定資産税の評価替えの影響などにより、市税が約3億4,200万円の減となったほか、歳出では除雪費が過去最高の約14億9,860万円を要し、一般財源ベースで約2億3,500万円の増額となったことが主な要因であります。

次に、財政調整基金の残高と今後の見通しについてですが、財政調整基金の残高は、24年度予算で約11億7,700万円の取崩しを予定しておりましたが、決算では約2億5,800万円に縮減できたことや24年度で生じた決算剰余金の2分の1相当の積立てなどにより、約14億5,000万円となるものです。

また、今後の見通しについてですが、現時点で今後の財政需要を見込むことは難しいところでありますが、新年度予算編成に当たっても財源不足が見込まれるところであり、可能な限り財政調整基金の積立額を確保しなければならないものと考えております。

次に、24年度の地方交付税が23年度よりも増額となった要因についてですが、24年度の普通交付税は、基準財政需要額では積雪度級地が見直しされたことや生活保護費の単位費用が増額となったことなどにより約5億9,200万円の増加、基準財政収入額では固定資産税の減収などにより約5億8,500万円の減収となり、約9億9,700万円増加したものです。

一方、特別交付税は普通交付税の積雪度級地が引き上げられたことにより、これまで特別交付税で措置されていた除雪費の一部が普通交付税に振り替わったことや東日本大震災に対処するための経費などの減により、約2億4,600万円の減収となり、合計では約7億5,000万円の増加となったものです。

次に、本年度の普通交付税ですが、地方交付税の全国総額は、地方公務員給与の削減の影響などにより、前年度に比べて3,686億円、2.2パーセントの減と6年ぶりに減額となったところであり、本市においても24年度と比べますと、約4億2,600万円、2.6パーセントの減となりました。

なお、予算額との比較では約3億8,500万円の増となっておりますが、今定例会で提案しております 国や道への超過交付金の返還金約3億3,000万円など補正予算の財源として活用しております。

次に、国の要請に基づく給与減額についてですが、本年5月24日と6月19日に現在の給与の独自削

減にさらに1パーセント上乗せする給与の引下げについて職員組合と交渉を行っており、組合側からは 単に国からの要請によるものについては受け入れられないとされております。本市といたしましては、 これまでの給与の独自削減への協力や今後の財政状況による独自削減への協力依頼を考えると、このた びの提案について組合と協議が調わない中、一方的に進めることはできないと考えており、国の動向を 見ながら本市財政への影響が明らかとなったときには、給与減額について改めて組合と協議したいと考 えております。

次に、土地開発公社の解散に関してお尋ねがありました。

まず、三セク債の償還年数と健全化判断比率への影響についてでありますが、償還年限は平成26年度から10年間での償還を予定しております。

次に、健全化判断比率への影響につきましては、借入れ後の実質公債費比率を推計いたしますと、26年度は12.2パーセント、35年度は9.2パーセントと見込まれ、借入れをしない場合と比べ0.1ポイント程度上昇する見込みであります。

また、将来負担比率では、26 年度は 101.5 パーセント、35 年度は 68.6 パーセントと見込まれ、借入れをしない場合と比べ 0.1 から 2.0 ポイント下がる見込みであります。

次に、公社が保有している土地で活用していたものや収入がある土地についてですが、現在活用している土地は5か所あり、主なものとして、色内2丁目の公園用地と中央通地区公共公的施設用地は総合博物館運河館や市民センターの来訪者のための駐車場として、幸1丁目の野球場施設用地はオタモイ・幸地区の冬期間の雪捨場として活用しており、築港地区公共公的施設用地は新南小樽市場協同組合に駐車場として賃貸しております。

次に、今日までなぜ土地の売却等の措置をとらなかったのかについてですが、公社保有地は7か所あり、そのうち5か所は先ほど答弁いたしましたが、それぞれ活用し、他の2か所の稲穂公園整備用地は近隣公園として都市計画決定されていたこと、桂岡自然公園用地は山林に位置することから、それぞれ売却することは難しい状況でありました。

また、売却に当たっては、簿価と売却価格に差が生じることから、その差額が一般会計の財政負担となることから売却に至らなかったものであります。

次に、公社と基金の当初の目的のまま保有する土地の今後の事業化についてですが、事業化するため には多額の事業費が生じることなどから現時点では考えておりません。

また、売却予定の土地については、今後、土地の位置する条件や近傍の土地の民間の動向などを考慮し、それぞれ土地の売却時期や入札方法を検討していく予定であります。

次に、平成 26 年度予算編成についてですが、地方交付税の動向や消費税の引上げによる影響、社会保障制度改革に伴う地方負担の状況など不透明な要素が多く、現時点で見込むのは大変難しいところでありますが、市税収入の伸びが期待できない中、扶助費などの義務的経費の自然増や新たな財政需要にも対応していかなければならないことから、引き続き厳しい予算編成になるものと考えております。今後の除雪費の状況や新たな財政需要にもよりますが、財政調整基金は昨年度と同程度の残高を確保したところであり、来年度においても他会計からの借入れをすることなく、収支均衡予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 14番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇)

〇14番(上野智真議員) IR構想についてお尋ねいたします。

10月に小樽でカジノサミットが開催されます。カジノを含んだ I R構想については、国会においても 党派を超えたカジノ議連の議員の方々が法案の成立へ向けての取組を続けられており、道内でも釧路市 や苫小牧市などで I R誘致に向けての積極的な活動がなされています。小樽市でも商工会議所を中心に I R誘致に向けた研究がなされているとのことですが、これまで小樽市としての I Rについての明確な 方向性は示されておりませんでした。そのため、 I R誘致に関して、小樽市は出遅れているとの声も聞 こえます。

カジノに関しては、世界 112 か国で合法化されており、世界的に見ても最も広く親しまれているものであると言えます。カジノへの悪影響を懸念していたシンガポールでも観光客の落ち込みなどへの危機感から、2010 年に合法化されました。日本も世界有数の観光客が訪れる国であり、近年の状況からカジノ法案が現実味を帯びてきています。

小樽市は観光都市宣言を掲げる観光都市であり、市長も観光に対する熱意はおありであると理解しています。小樽市でも観光客は年々減少傾向にありますが、クルーズ船を含む外国人観光客も多く訪れる小樽市において、カジノは観光産業の起爆剤になる可能性は多分にあり、今後、日本でカジノが合法化されるまでにしっかりとした準備をしておかなければ、せっかくのチャンスをふいにしてしまいます。

今回のカジノサミットへの助成金は、市としてIR実現に向けて取り組む姿勢の表れと理解していますが、市長のカジノを含んだIR構想に対する御認識をお聞かせください。

また、今後、IR実現に向けて市としてどのような取組を行っていくのか、お聞かせください。 北海道観光振興特別措置法についてお尋ねいたします。

北海道観光振興特別措置法が秋の臨時国会に提出される動きがあります。この特別措置法については、 自民党が過去にも取り組んでいましたが、実現には至りませんでした。しかし、今回の法案は成立の見 込みが大きいことから、北海道も注目しております。この法案が成立すれば、20万円までの関税の特定 免税店の設置や観光施設建設にかかわる諸税の減免などが行われます。観光に力を入れている本市にと ってはメリットが大きいと考えますが、市長の御認識をお聞かせください。

今後の観光振興に向けての組織のあり方についてお聞きいたします。

さきに述べたIR構想や北海道観光振興特別措置法など、将来の小樽観光の転機となり得る時期が迫っている中、今後起こり得る事象に迅速かつ的確に対応していくには、市としての観光に関する人員配置を含めた組織のあり方の改革も必要と考えます。現在、観光に関しては、産業港湾部観光振興室が主な対応をしていますが、観光という分野の広さからその業務も多岐にわたり、人員の増員はもとより現在の産業港湾部の中の一室ではなく、函館市の観光コンベンション部といったような組織に再編し、今後、市長が掲げる観光分野とIR構想も見通した新たな組織づくりが急務と考えます。

市の財政が厳しい中、市長は、予算に関してめり張りのある予算配分による効率的でサステーナブルな市政運営を目指していますが、組織についてもめり張りをつけ、成長分野により力点を置いた再編が必要ではないでしょうか。市長の観光分野に対する意気込みと組織のあり方に対する御見解をお聞かせください。

観光資源の掘り起こしについてお尋ねいたします。

本年、小樽市では、天狗山、祝津、北運河に関して、今後の観光を見据えた地区のあり方の提言を外部委託して調査していると聞いています。来年にはこれらの地域についての提言がなされることと思いますが、これらの提言を今後どのように精査して実現化に向けていくのかお聞かせください。

北運河に関しては、現在、ゴールドストーンなど運河のまち並みに溶け込んだ魅力的な施設が民間で

運営されています。北運河地区は、その歴史ある建物や風景を失うことなく活用して、観光客はもとより市民にも親しまれる、おしゃれで魅力的な地区にしていかなければなりません。

また、現在、カナルボートが運用されていますが、今後、水上交通を使った堺町地区から北運河地区 への動線も魅力的であると思います。そのような市内全体の統一を考えたまちづくりを今後していくた めには、市のみで行うには限界があると思います。

以前、高松市の丸亀商店街を視察させていただきました。この商店街は、民間でまちづくり会社を立ち上げ、統一感と市民のニーズに対応した商店街再生をした例として広く知られています。今後、小樽市においても、これまで市に提言されたビジョン等を検証し実現していくためには、民間によるまちづくり会社の設立が必要と考えますが、民間によるまちづくり会社への御認識についてお聞かせください。観光に関して、これまで述べた地区のほかにも、今後の活用が見込まれる地域として奥沢水源地があります。市が設置した検討委員会による報告書が既に提出されていますが、民間の団体でも、現在、水源地の活用に関してさまざまな角度からの調査等がなされています。

8月31日には、社団法人小樽青年会議所による奥沢水源地ライトアップが開催され、500人を超える来場があり、来場された方々からは、このようなすばらしいものは今後も残し活用してほしいなどの声も聞かれました。

奥沢水源地には、歴史的にも建築物としても価値があり、今後、観光資源となり得る原石が幾つもあります。市民の憩いの場のみならず、将来新幹線が開通すると駅から最も近い観光地となり得る要素も含んでいます。現在、小樽市水道局が管理しているこの地域は、安全が確保されていないため、許可がなければ入ることはできませんが、今後、市民が利用することについて、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

また、今後の水源地に関しては、明確なビジョンの下、計画性を持った整備が必要と考えますが、整備に関する見通しをお聞かせください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま観光について御質問がありました。

初めに、カジノを含むIR構想に対する私の認識についてですが、この構想はカジノだけではなく、ホテル、レストラン、会議・展示施設、劇場などが一体となった複合観光集客施設の実現に向けて検討されるものであり、カジノについての課題はありますが、雇用の創出や時間消費型観光の推進につながるなど、地域経済への効果が期待できる構想であると考えております。

また、今後のIR実現に向けて、市の取組についてですが、北海道に対して、小樽国際観光リゾート推進協議会と誘致候補地の位置づけを要望していくとともに、市民の皆さんにIRに対する理解を深めていただくため、ホームページによる情報提供や説明会などを開催してまいりたいと考えております。

次に、北海道観光振興特別措置法に対する認識についてですが、この特別措置法は特定免税店制度の 創設や観光振興のための施設整備に係る課税の特例措置、航空機燃料税の軽減などの支援策により、北 海道における観光の振興を図り、自立的発展に寄与することなどを目的としております。そのことで道 内への観光客が増加することにより、本市観光にもメリットがあるものと期待しておりますので、今後 とも情報収集に努め、本市にとって有益な制度等があれば活用を検討してまいりたいと考えております。 次に、観光分野に対する意気込みと組織のあり方についてですが、私は公約で小樽観光の充実、グロ ーバル化時代の国際観光への挑戦を掲げ、市長就任以来、観光振興に関しては特に力を入れてきたと自 負しております。これからも、観光は本市の基幹産業の一つであることから、引き続き重点分野として 取り組んでまいりたいと考えております。組織のあり方については、業務内容や人員配置等を含め、全 庁的に考えていかなければならない問題であり、現段階で直ちに観光振興室を部に昇格するということ は考えておりません。

次に、観光資源の掘り起こしについてですが、まず天狗山、祝津、北運河地区に関する今後の取扱いにつきましては、それぞれの内容を十分精査し、行政が行うべきもの、民間等が行うべきもの、また、 短期的に取り組むもの、中・長期的な視点で取り組むものに区分し、議会や市民の意向も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、民間によるまちづくり会社の認識についてですが、確かに高松市の丸亀商店街のような成功例があり、本市においても、まちづくりを円滑に進めるための方策の一つとして、まちづくり会社の活用が考えられます。しかしながら、民間のアンケート調査によると、規模が小さく収益面が厳しいなどの状況にあるところが多く、また、資金やマンパワーの不足という課題があることから、このような課題解決の検討が必要になるものと認識をしております。

次に、奥沢水源地の市民利用についてですが、水源地は安全が確保されていないため、許可がなければ入ることができませんが、先日開催された奥沢水源地ライトアップのように利用者の安全対策が図られているイベントなどについては、今後とも水源地の利用を認めてまいりたいと考えております。

次に、水源地の整備についてですが、水源地は小樽水道の始まりとなる施設であり、これを後世に伝えるとともに、市民の皆さんに親しまれる場としての活用を図るために基本構想を取りまとめたところであります。今後、この構想に基づき、具体的な整備の内容、時期、事業手法について検討してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 14番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇)

○14番(上野智真議員) 生活保護についてお尋ねいたします。

本年8月より生活保護基準が見直されました。今回の基準見直しによって、生活保護受給者に今後どのような影響があるのか、お聞かせください。

また、今回の基準見直しによって、この基準に基づく制度などにどのような影響が出るのか、お聞かせください。

介護事業についてお尋ねいたします。

現在、市内にはさまざまな介護事業所が運営されております。サービス内容にもよりますが、在宅型のサービス事業所は年々増加しており、市内で乱立状態にあると言っても過言ではありません。在宅型のサービス事業所の許認可は一部を除いて北海道が行っていますが、このような乱立状態を見ると、市内の需要などの把握がなされないままに許認可が出されているように思います。

まず、北海道の許認可はどのような基準で行われるのか、お聞かせください。

小樽市では、このような現状を踏まえ北海道と協議を進めていますが、その経緯と今後の見通しをお 聞かせください。

次に、新聞報道などで、今後国は、現在要支援に区分されている方々を介護保険から切り離し、市町 村で要支援者のサービスを行う考えが示され、また、特別養護老人ホームの入所基準も要介護3以上に するよう基準の引上げを考えているようですが、現在、市内にどのぐらいの要支援者がいるのか、お聞かせください。

また、国の動向を踏まえ、市として今後この要支援者へのサービスをどのように考えていくのか、お 聞かせください。

特別養護老人ホームについて、市内全体の入所者数とその介護区分における人数をお聞かせください。 また、待機者の介護区分の人数もお聞かせください。

要介護2以下の方々が、今後、特別養護老人ホームに入所できなくなった場合、どのような受皿があるのか、また、その受皿に余裕があるのか、お聞かせください。

小樽市では高齢者が3割以上と高齢化率が高く、また、高齢者だけの世帯も多いことから、介護サービスは不可欠であり、今後も適正なサービスを行っていくためには、市として明確なビジョンを持ち、介護サービス維持に向けての要望等を含め取り組んでいかなければならないと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま生活支援について御質問がありました。

初めに、生活保護基準の見直しによる生活保護受給者への今後の影響についてですが、今回の基準見直しにより、12月に支給される期末一時扶助が減額となり、また、働いた収入に応じて夏と冬に控除されていた特別控除がなくなりました。この結果、人数が多い世帯や働いた収入が多い世帯では、12月の保護費が大きく減額となります。

また、今回の基準見直しは平成25年8月から3年間かけて段階的に行われるものであることから、来年4月からさらに保護費が減額となり、生活保護受給者にとっては平成26年度以降も保護費減額に応じた生活を求められることになります。

次に、生活保護基準に基づく制度への影響についてでありますが、生活保護受給者以外に適用される 減免や給付を行う制度において、保育費負担金の減免や成年後見制度利用者への支援などについては、 減免や助成の条件が変更となり、8月以前であれば、制度の適用を受けられた所得の世帯であっても、 8月以降は制度の適用外となる場合があります。

次に、介護事業所の適正な配置と運営についてですが、北海道の居宅サービス事業所の許認可の基準につきましては、北海道の条例等に規定された従業員の種類や人数について定めた人員に関する基準、食堂や機能訓練室など備えるべき部屋やその面積、消火設備や備品などについて定めた設備に関する基準、介護計画や運営規程を作成することなどを定めた運営に関する基準の三つを満たしている場合に許認可されます。

次に、北海道と進めている協議の経緯と今後の見通しについてですが、平成24年の法律改正により、 市町村が指定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスを普及するために都道府県が訪問介護や通所介護事業を指定することについて市町村が協議を求めることができることになりました。 現在、北海道に対し協議を申し入れているところであり、協議が認められた場合には、最終的な指定の 判断は北海道が行うことに変わりありませんが、一定の制限がかけられることになります。

次に、要支援者数についてでありますが、平成25年7月現在、要支援1が1,672人、要支援2が1,236人の計2,908人となっております。

また、今後の要支援者のサービスについては、現在、国の介護保険部会で審議が始まったところであり、具体的な制度設計や財源措置などについては未定のことから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホーム入所者の介護区分等についてでありますが、平成 25 年 5 月現在、特別養護老人ホームに入所する人数は、要介護 1 が 50 人、要介護 2 が 105 人、要介護 3 が 124 人、要介護 4 が 105 人、要介護 5 が 111 人の計 495 人となっております。

また、待機者数については、現在把握している 23 年 5 月の調査では、要介護 1 が 185 人、要介護 2 が 219 人、要介護 3 が 222 人、要介護 4 が 125 人、要介護 5 が 81 人の計 832 人となっております。

次に、要介護2以下で、本来特別養護老人ホームの入所が適している方の受皿についてでありますが、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などが考えられ、現在、定員には達して いないものの、今後の需要増加に対しては、平成27年度からの第6期介護保険事業計画策定の中で検討 してまいります。

次に、適正なサービスを行っていくための市の明確なビジョンについてでありますが、本市の第5期 事業計画では、地域包括ケアシステムの実現を柱とし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サ ービスの整備を進めているところであります。

国は、第6期事業計画において、医療、介護の連携や認知症対策などの必要な措置を講ずることとしており、さらに介護給付費がピークを迎える平成37年度を見据えた施策の展開を求める方針を打ち出しております。

本市においても、今後の需要の動向を踏まえ、中・長期的な視野に立った計画を策定してまいります。

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 14 番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇)

〇14番(上野智真議員) 自治基本条例案についてお尋ねいたします。

平成22年度より有識者による策定委員会が設立され、昨年の提言書提出まで2年の歳月を費やし、数多くの議論がなされたことと思います。私も、議員に立候補する前の1年間、策定委員として取り組ませていただいたこともあり、この条例に関しては一方ならぬ思いがあります。

提言がなされ、その素案を基に市内部で精査をし、今回議案として提出されておりますが、まず策定 委員会による提言を受け、どのように内部で議論がなされたのか、お聞かせください。

条例案を見ますと、ほぼ提言に沿った条文となっていることから、この条例案については策定委員会の意見を率直に取り入れたと考えてよろしいのか、お聞かせください。

この条例は、小樽市の今後の柱となっていく条例と認識していますが、この条例が絵に描いた餅にならず、実際に市民協働のまちづくりのツールとして使われていくには、広く市民に認識してもらい、条例に関しての意識醸成が必要と考えます。しかし、条例制定に向けたパブリックコメントが2件ということから、市民の認識はいまだ不足しているように感じます。

そこで、条例制定後、この条例についてどのような部署が所管して市民に周知等をしていくのか、お 聞かせください。

また、今後、条例の見直しなどが考えられますが、見直しについてどのようなプロセスをお考えか、 お聞かせください。

最後に、市長のこの条例に対する思いと今後この条例を柱とした市民協働のまちづくりをどのように

進めていくのか、その意気込みをお聞かせください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま自治基本条例案について御質問がありました。

初めに、小樽市自治基本条例策定委員会からの提言書に対する庁内における議論経過についてですが、 平成24年10月に策定委員会からの提言を受け、課長職による自治基本条例原案策定庁内会議を4回、 また、私以下、全部長職による自治基本条例原案検討会議を3回開催し、議論してまいりました。

次に、条例案については、策定委員会の意見を率直に取り入れたと考えてよいのかとのことですが、 小樽市自治基本条例に対する提言は、策定委員会が平成22年8月の発足以来2年以上にわたって目指す べき小樽のまちづくりの姿を描くため、熱心な議論をしていただいた結果であると重く受け止めており ます。また、策定委員会の提言は、フォーラムやワークショップにおいて出された市民の皆さんの御意 見も広く取り入れられたものであることから、提言内容を最大限尊重することを基本として庁内議論を 行い、条例案を策定したものであります。

次に、条例の市民周知を行う部署についてですが、この条例の趣旨を広く市民の皆さんに理解していただくために、条例制定作業に引き続き、総務部企画政策室が担当してまいります。

次に、条例の見直しについてですが、この条例は、小樽のまちづくりに関する基本的な考え方やルールを定めたものであり、その内容は軽々に変更されるべきものではないと考えます。しかし、地方自治制度の改革や社会情勢の変化、新たな地域課題の発生などがあった場合には、的確に対処していく必要があります。市は、5年を超えない期間ごとに本条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかの検討を行うこととしており、その結果によっては必要に応じて条例を見直すとしております。その場合の手法については、現時点で明確にしておりませんが、十分に市民意見が反映されるよう、その方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例への思いと市民協働のまちづくりに対する意気込みについてですが、私も市長就任前には、自治基本条例の懇話会委員や策定委員として協議に加わっておりましたので、この条例の必要性を強く感じております。自治基本条例の制定は到達点ではなく、今後のまちづくりの出発点となります。自治基本条例が決して形だけの条例とならないよう、常に市民との協議、参画を念頭に置いた市政運営を進めてまいります。

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 14 番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇)

○14番(上野智真議員) 行政評価についてお尋ねいたします。

平成24年度行政評価が昨年秋から試行されました。行政評価は、行政が行っているさまざまな事業を 検証し、それら事業の見直しの要否を判定し、今後の事業実施に反映させるとともに、事業の効率化を 進め、限られた行政資源を最大限に有効活用するための方法と認識しております。

まず、試行された平成24年度行政評価は、評価作業のスケジュールの遅れなどにより、評価内容が25年度予算に全て反映されたとは言えない結果だったと思いますが、市長の御認識をお聞かせください。

また、市民への公表についてですが、宇都宮市では、公表について事業評価のカルテを作成して、どのような評価がなされたのか、今後どのように取り組むのかについて、詳しく、かつわかりやすく掲載されています。今回の小樽市の公表内容では、評価のプロセスや結果などについて、わかりやすいとは言いがたいものになっていると思います。今後、評価のプロセスを含め、評価内容の公表についての一定のルールや基準が必要であり、より市民にわかりやすいものでなくてはいけないと考えますが、市長の御認識をお聞かせください。

行政評価は、市民サービス向上のため、PDCAの循環サイクルをつくり進めていくべきものであり、本市においても、今後の評価システムに関し、PDCAのマネジメントサイクルを速やかに確立し、予算編成やその他さまざまな施策に反映させるべきと考えます。今年度も昨年度に引き続き行政評価を行う予定と聞いていますが、前回の結果を踏まえ、どのようなスケジュールと評価方法をお考えか、お聞かせください。

市の財政は、年々厳しさを増すことから、これまで以上に市民に理解を得るための努力をしていかなければなりません。その一つの手法としての行政評価は重要と考えます。そこで、前回は市役所内部だけでの評価でしたが、今後、試行を重ねる中で、外部からの意見を取り入れた事業評価も必要と考えますが、市長の御見解をお聞きいたします。

最後に、行政評価に関しては、本定例会で上程されている自治基本条例案の第22条に「市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます」「2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます」と記載されています。このことからも、市長は、この取組が行政運営にとって重要な位置づけであると評価されていると思いますが、市長の行政評価についての今後のお考えをお聞かせください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま行政評価について御質問がありました。

初めに、平成24年度の評価結果が平成25年度予算に十分に反映できなかったことに対する認識についてですが、評価対象事業の選定や評価作業に時間を要し予算編成時期と重なったことから、評価結果を平成25年度予算に反映させるための検討時間が十分ではありませんでした。行政評価は、事業の点検と見直しを行いながら、今後の方向性を整理し、継続して事業の改善、改革を図ることが目的であることから、その評価結果を次年度以降の事業の実施に向けて、確実に反映させることが重要であると認識しております。このため、平成25年度の実施に当たりましては、評価対象事業数を限定するとともに、作業スケジュールを早めて、評価結果を平成26年度予算に反映できるよう進めているところであります。

次に、評価結果の公表に対する認識についてですが、平成24年度の評価結果の公表につきましては、できる限りわかりやすい内容を模索しながら、試行として初めて実施したところであります。今後は、行政の市民に対する説明責任という観点からも、さらに市民の方に理解を深めていただけるよう、評価結果の公表方法や内容について、他都市の実施状況も参考にしながら改善を図っていきたいと考えております。

次に、今年度の行政評価のスケジュールと評価方法についてですが、まずスケジュールにつきまして

は、評価内容を平成26年度予算に確実に反映させるため、予算編成作業が始まる11月までに評価結果 を確定させたいと考えております。

また、評価方法につきましては、平成24年度に引き続き、担当部が自己評価を行う一次評価と、庁内会議で評価を行う二次評価による内部評価として実施いたしますが、より客観性を持たせた自己評価を行うため、評価調書の記載内容として、実績や成果についての指標を新たに設定するなど、PDCAサイクルの確立に向けた見直しを行っております。

次に、外部からの意見を取り入れた評価の導入についてですが、外部評価につきましては、より幅の 広い視点からの評価となることから、その有効性などについて引き続き検討を進めていかなければなら ない課題の一つであると認識しております。

次に、行政評価についての今後の考えについてですが、本市の財政状況は依然として厳しい中、緊急性や必要性を踏まえた事業の選択と集中を進める必要があると考えておりますので、この評価システムを効率的で安定した行財政運営を推進していくためのツールとして今後も活用してまいりたいと考えております。

また、本年度の評価結果につきましては、新たに各事業の評価調書を公表するなど、よりわかりやすい公表内容とするほか、今後の予算編成に確実に反映させていきたいと考えているところです。

なお、評価結果に対する市民の意見を聞くことに関しましては、その手法などについて引き続き検討 してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第6項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 14 番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇)

〇14番(上野智真議員) 危険家屋への対応についてお尋ねいたします。

今年の大雪は記録的で、除雪費の補正を2回行ったことは記憶に新しいと思います。雪だけでなく、 最近では豪雨などもあることから、市民の安全のために市内の空き家となっている建物への早急な対応 が必要と考えます。

本年3月、後志の廃屋・空き家対策検討会による危険家屋に関するモデル条例が示されましたが、その後、小樽市として、危険家屋への対応について、どのように検討されてきたのか、お聞かせください。 また、今後、条例化を目指すのか、別な対応策をとるのか、その方針はいつごろ示されるのか、お聞かせください。

今年も冬が近づいています。今年の大雪を考えると、雪による家屋の倒壊から市民を守るためには、 条例制定もさることながら、点検等の迅速な対応が必要と考えますが、この冬に向かって市としてどの ような取組をお考えか、お聞かせください。

耐震化についてお尋ねいたします。

今定例会で、市庁舎建設資金基金を設置する条例案が提案されていますが、現在、耐震性が確認されていない市の公共建築物が市庁舎も含め、どの程度あるのか、お聞かせください。

本年 5 月 22 日に耐震改修促進法の改正が可決されたことから、市の公共建築物も今後、耐震化あるいは新築、また閉鎖など考えていくことになると思いますが、まずその前提となる法で定められた大規模 建築物の耐震診断をどのようにするのか、するとすればいつごろをお考えなのか、お聞かせください。

防災についてお尋ねいたします。

災害時に使用する備蓄品についてお尋ねいたします。

現在、市としてどのような災害時の備蓄品をどの程度保管しているのか、お聞かせください。

食料などの備蓄品は、賞味期限があると思われますが、現在、市が保有している備蓄品の賞味期限などは、どのように管理されているのか、お聞かせください。

また、不要となった備蓄品の活用について考える必要があることから、期限間近のものから順次、災害訓練などで使用するなど有効活用すべきと考えますが、認識をお聞かせください。

本年3月、小樽市は、半田市、日南市と災害時相互応援協定を締結しました。我が会派も、この締結を踏まえ、半田市への視察を行い、半田市の防災への取組を学んでまいりました。先日、小樽市総合防災訓練が行われましたが、今後災害時に円滑に相互に応援などが行えるように小樽・後志のみならず、今回協定を結んだ両市との職員の相互派遣や研修などを行い、災害時に備える取組をすべきと考えますが、協定締結以降の市の取組と今後の方向性についてお聞かせください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま安全について御質問がありました。

初めに、危険家屋対策についてですが、まず後志の廃屋・空き家対策検討会によるモデル条例が示された後の本市における検討状況につきましては、モデル条例に規定された行政代執行などの条文の検討を行っているほか、現在、後志の検討会において、空き家の危険度の判断基準など、モデル条例の具体的な運用方法などの整理を行っております。本市におきましても、その議論を参考にしながら、課題である空き家所有者の特定や危険度の判定、具体的な業務処理の流れなどについて、庁内連絡会議において引き続き検討を進めているところであります。

次に、条例化などの方針についてですが、危険な空き家への対策につきましては、さまざまな対応を 検討する必要があるものと考えておりますが、条例化は所有者に適正な管理を促し、市民の安全・安心 を確保するための一つの有効な方策であると考えておりますので、引き続き条例の制定に向けた検討を 進めてまいりたいと考えております。

なお、条例化の時期につきましては、先ほど申し上げました課題や具体的な業務処理の流れなどについて整理を行う必要がありますので、現時点では具体的にお示しすることはできません。

次に、危険家屋に対する冬に向けての市の取組についてでありますが、市がこれまで把握している危険な家屋については、降雪前のできるだけ早い時期に建物の劣化状況などを確認し、所有者に対して改めて建物の適切な管理を行うよう指導していきたいと考えております。また、これら以外の家屋についても、パトロール等により危険なものを把握した場合は、所有者を調査し指導していきたいと考えております。

次に、耐震化についてですが、耐震性が確認されていない市の公共建築物につきましては、耐震改修 促進法により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている学校、体育館、集会所などの特定建築 物に該当する市の公共建築物で耐震性が確認されていないものは 38 施設となっております。

次に、大規模建築物の耐震診断についてでありますが、今回の耐震改修促進法の改正により、特定建築物で一定規模以上の大規模建築物の耐震診断を平成27年末までに実施することが義務化されました。 これらの対象建築物の詳細は10月上旬に公布される予定の政令の中で示されることから、今後、その内容を確認した上で、耐震診断の実施時期について検討してまいりたいと考えております。

次に、防災について御質問がありました。

まず、当市の備蓄品保管状況についてでありますが、風水害、地震、津波などの災害に対し食料の備蓄品としまして、アルファ米 9,850 食とクラッカー 1 万 4,280 食の合計 2 万 4,130 食を常時備蓄しております。

また、市として、東日本大震災を教訓に、平成24年度から平成29年度の6か年計画で避難所機能強化事業を実施しており、平成25年度末の配備状況は、寒さ対策として毛布1,240枚、ストーブ40台、床用シート795枚を配備し、また避難所の強化対策として、ボックス型簡易トイレ200台、し尿処理材40セット、救急セット40セットの備蓄数量となる予定であります。なお、平成29年度における数量につきましては、毛布3,540枚、ストーブ70台、床用シート2,154枚、ボックス型簡易トイレ350台、し尿処理材70セット、救急セット70セットの配備を予定しております。

次に、備蓄食料の賞味期限についてでありますが、クラッカーやアルファ米の賞味期限は、製造日から5か年となっており、期限内で随時更新し、品質管理を行っております。

また、不要となった備蓄食料につきましては、これまで賞味期限を考慮した上で、地域で行われる各種防災訓練での試食や備蓄食料の配備先における避難所施設で試食していただいており、今後も有効利用に努めてまいりたいと考えております。

次に、半田市と日南市との災害時相互応援協定締結後の取組などについてでありますが、本年度はそれぞれの地域周辺で異常気象などによる大雨などが発生した場合、災害発生状況の有無などの情報収集を行い、緊急時の連絡をお互い取り合っている状況にあります。

また、職員の派遣や研修などによる取組につきましては、両市と協議しながら、どのようなことができるか、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第7項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 14 番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇)

〇14番(上野智真議員) 教育についてお尋ねいたします。

8月27日、平成25年度全国学力・学習状況調査結果が公表されました。全4科目の平均正答率は、小学校で58.93と全国45位、中学校は38位と依然低い順位で、小学校では全国平均正答率より3ポイント、中学校では1.35ポイント低い結果となりました。平成26年度までに全国平均以上を目指している北海道教育委員会は、平均正答率が小・中学校いずれの教科でも全国平均より低い状況となっており、厳しく受け止めているとコメントを出しています。

まず、今回の結果について、教育長はどのように受け止めているのか、お聞かせください。

また、小樽市の結果はまだ精査している段階とは思いますが、現段階でどのような状況にあるのか、 お聞かせください。

今回の結果では、小学校では全ての科目で全国との差は縮まりましたが、応用力を試すBの問題では、依然差が大きく、中学校においても基礎的な力を試すAの問題では差が縮まりましたが、Bの問題については、昨年全国平均を上回った国語Bも今年度は下回り、数学Bも依然差が縮まりませんでした。応用力を試す問題に関しては、小樽市も24年度調査結果で、全道同様に全国との差が大きく、また、中学校での学力の差は、全道平均よりさらに大きな差がありました。

今回の学力・学習状況調査までに、この応用力について、どのような学力向上の取組をしてきたのか、 また、特に中学校の学習については、どのような取組をしてきたのか、お聞かせください。

北海道教育委員会では、道民全体で課題や危機意識を共有し、各市町村教育委員会や学校との連携を

さらに深めるために、本年6月からほっかいどう「学力・体力向上運動」を推進していますが、この取組を市教育委員会はどのように認識し、今後どのような連携をお考えか、お聞かせください。

今回の公表を踏まえ、市教育委員会ではいつごろ調査結果の公表をする予定か、また、公表の仕方に ついてはどのようにお考えか、お聞かせください。

全国、また全道各地域で学力の差があるのは調査結果によって明らかですが、市内においても各学校での学力格差はあると考えるのが自然と言えます。今まで市教育委員会では、市内の学校間格差についての公表はしておりませんが、北海道はもとより釧路市においては、学力向上に関する学力保障条例が制定されるほど危機意識を持っています。市内全体の学力向上のためには、当然、各学校の学力を向上させなければなりません。市教育委員会では、学校間格差についてどう考え、その差を改善するためにどのような取組をしてきたのか、お聞かせください。

これまでの結果を勘案すると、教員はもとより保護者にも依然学力に関する意識や認識が浸透していない現状も考えられ、今後、各学校の差についての認識と学力低下への危機意識をしっかり持ち、学力向上への意識醸成をしていかなければならないと考えますが、教育長の御認識をお聞かせください。

今回の公表において、文部科学省は土曜授業復活の参考とするため、土曜日の過ごし方の実態調査も行い、その結果、北海道ではテレビやゲームといった回答が全国平均を上回りました。この結果は、土曜に一人で過ごす子供が多いことを示していると考えられます。文部科学省は今秋にも土曜授業を行いやすくする方向で関連省令の改正などを行いたいとしており、北海道も検討していくとのことですが、小樽市においても、家庭の状況などでなかなか学校以外での学習の時間がとりにくい現状も考えられ、学習時間の確保や学習習慣の定着のためにも、土曜授業の検討をすべきと考えますが、どのようにお考えかお聞かせください。

市内公立高校の再編についてお尋ねいたします。

生徒数の減少により、道内の公立高校の学級減や再編が行われており、市内においては、平成26年度に小樽潮陵高校が1学級の減、そして28年度には小樽商業高校が2学級となることが決定しました。この傾向は今後も続くと見られますが、小樽市教育委員会では、このようなことを踏まえ、市内における公立高校のあり方を考えるため、市内経済団体やPTA、その他さまざまな分野の方をメンバーとして懇話会が設置され、議論がなされてきたと聞いていますが、まず、この懇話会の設立の経緯についてお聞かせください。

先月、この懇話会での協議を踏まえ、市教育委員会が道教育委員会に意見書を提出しましたが、その 内容と懇話会でどのような協議がなされたのか、お聞かせください。

9月3日、道議会文教委員会で自民党の佐藤禎洋議員が懇話会での意見を踏まえ、地元からの意見への対応を質問し、道教育委員会からは、地元地域の強い期待の表れと受け止め、今後の再編について地域の意見を聞きながらできるだけ早く検討していくとの見解が示されました。市内公立高校の再編は、小樽市の教育の将来にも多大な影響が出ることから、今後、小樽市教育委員会としての明確なビジョンを作成し、道教育委員会にさらに要望していくべきと考えますが、現在の高校再編への市教育委員会の認識と今後の取組についてお聞かせください。

最後に、子供の安全についてお尋ねいたします。

小樽市内の通学路に関して、市内の通学路には、歩道が設置されていないところや道路が狭い場所、 また、見通しの悪い場所、交通量の多い場所など、さまざまな危険があります。

先般行われた社団法人小樽青年会議所主催の子どもサミットでも、信号がないなど通学路に関する中学生の意見が出ていたことから、このような通学路への不安は生徒自身にもあると改めて思いました。

道によっては、人通りが少なかったり、街灯などが少なく、夜間暗い道など犯罪に巻き込まれるおそれもあります。また、冬は雪のため、通学路の状況が夏などとは大きく変わります。このような不安に対し、児童・生徒に通学路の危険箇所を認識してもらい、安全な通学をしてもらう方法として、稲穂小学校でモデルケースとして、探偵会社の協力で安全マップがつくられています。市内各学校でも学校独自の安全マップはつくられているようですが、今後、このような専門的な視点を入れた安全マップを含め、児童・生徒の安全確保にさらに取り組む必要があると考えますが、児童・生徒の通学に関する安全への認識と今後の取組についてお聞かせください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 教育長。
- ○教育長(上林 猛) 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公表された今回の全国学力・学習状況調査の結果についてでありますが、北海道の結果については、小学校は全ての教科で、中学校は国語A、数学Aで全国との差は縮まっているとはいえ、小・中いずれの教科においても全国の平均正答率を下回っている結果については、大変残念に思っております。

また、小樽市の状況については、現在、教科及び児童・生徒質問紙等における調査結果の詳細な分析を進め、公表に向けて準備をしているところですが、教科による結果については、昨年度と比べ大きな変化はなく、私としては改めて学力向上の難しさを痛感しているところであり、これまでも学力向上に向け、さまざまな取組を行ってきましたが、今後とも各般事業の着実な実施を通して粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、応用力を育成するための取組と中学校の学習についての取組についてでありますが、子供たちの応用力を育成するためには、まずは小学校において、国語では読む力や書く力を、算数では四則計算や図形といった基礎的、基本的な力が身につく授業を行うことが重要であり、それを土台として中学校ではより専門性を高め、生徒の学習意欲を喚起する授業を展開するといった小・中連携の取組が重要だと考えております。

教育委員会としては、小学校においては、これまでも読む力や書く力を育成するために、音読や読書活動を奨励すること、言語活動を充実させた授業改善にかかわる指導資料の作成・配布や著名な講師を招いた研修会を開催しております。とりわけ、中学校では学習支援や生徒指導支援、指導方法工夫・改善などによる11名の加配を受けており、生徒一人一人の理解度に応じた習熟度別少人数指導を取り入れることや研究授業を伴う授業力向上研修講座を開催するなど、教科の専門力を高める取組を行ってきたところであります。

次に、ほっかいどう「学力・体力向上運動」についての認識についてでございますが、学力・体力の向上は、学校だけで取り組むのではなく、学校、家庭、地域が連携してサポートしながら育んでいかなければできないことだとする道の取組は、今日的な教育を取り巻く状況から考えると的を射たものと認識しております。

小樽においては、これまでもふるさと教育の観点から小樽観光大学校と連携したおたる案内人ジュニアの育成や学力向上の観点から小樽商大と連携した樽っ子学校サポート事業、音読運動への小樽商工会議所や青年会議所からの支援など、市民のお力添えをいただきながら子供たちの健全育成に努めており、今後とも学校、家庭、地域等と連携した取組を展開してまいりたいと考えております。

次に、本市の調査結果の公表の時期及び公表の仕方についてでありますが、本市における教科及び児童・生徒質問紙などによる調査結果につきましては、9月下旬に公表する予定で調査結果の分析を行っているところです。また、公表の仕方につきましては、道教委や他都市の状況も勘案しつつ、できるだけわかりやすい内容としたいと考えており、9月の教育委員会で審議の上、公表したいというふうに考えております。

次に、学力における学校間格差についての認識及び改善に向けての取組についてでございますが、私としては、学力に学校間格差があることを現実として受け止め、この差を改善するためには、学校の平準化を目指すのではなく、成果の上がっている学校をより伸ばして、その学校の教育実践の交流や人事異動によって他の学校へ波及をさせ、全体としてのレベルアップにつなげることが大事であると認識しております。

8月下旬には、校長を含む41名の教員とともに学校力向上の指定校である登別市立幌別小学校を訪ね、校長の強いリーダーシップと教員の組織的な授業改善の取組を視察し、10月には秋田大学の教授を招いた保護者や教職員向けの教育講演会などを開催するなど、今後とも、より質の高い教育に触れさせ、みずからの実践を振り返り、意欲を喚起するような研修を実施したいと考えております。

次に、各学校の差や学力の低さへの危機意識についての認識についてでありますが、学力の向上は学校と家庭が一体となって取り組むことが重要であると認識しておりますが、まずは教員一人一人がみずからの授業力を改善し、校内での組織的な取組の意識を高めることが大切であると考えております。私としては、教員や保護者に対し、子供たちの学力の実態をより正しく認識させることや質の高い教育実践に触れる機会を提供することなどで、危機意識を高めたいと考えております。

次に、土曜授業についてでありますが、文部科学省は、来年度、全国の約2割の公立小・中学校を対象に、講師やコーディネーター等への謝礼や教材開発の経費などを補助する事業を概算要求に盛り込んだと承知しておりますので、今後こういった国の動向や道、他市の状況について情報収集するとともに、本市においても校長会やPTAなどの御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、市内の公立高校に関する懇話会の設立経緯などについてでありますが、平成24年9月、道教委から小樽市内の公立高校の再編について、職業学科の配置のあり方を含めた早急な検討が必要との見通しが示されたことを受けて、市教委とすれば、高校卒業者を受け入れる企業や高校に入学しようとする小・中学校、さらに保護者などから意見を聞くため、小樽商工会議所、小樽青年会議所、小樽市PTA連合会、小樽市校長会、進路担当教員などで構成する小樽市内の公立高校間口に関する懇話会を本年1月に立ち上げ、2回の懇話会を開催したところであります。

次に、懇話会での協議内容や北海道教育委員会に提出しました文書についてでありますが、本年1月に開催した第1回目の懇話会では、道教委から高校適正配置を担当する職員を招いて、配置計画についての考え方や道教委が進める新しい学校づくりの説明を受け、それに対する意見交換を行ったところであります。2月には第2回目の懇話会を開催し、市内の職業学科の再編について、それぞれの団体などから個別の意見として、「小樽ならではの観光ビジネス科など即戦力となる学科が望ましい」「魅力ある高校を設置してほしい」「市内に総合学科の学校が欲しい」「子供たちが将来の夢を見られるような学科を提案する必要がある」「ガラス工芸科や観光学科が欲しい」など、さまざまな意見要望が出されましたが、総論としては、小樽市内の産業構造や市民の要望を取り入れた小樽にふさわしい魅力ある高校をつくってほしいとの方向が示されたところであります。6月に道教委から計画が示され、その後、道教委から懇話会での意見や各団体からの要望などについて文書で提出してほしいとの要請を受け、懇話会で示された内容や市P連からの要望、職員団体などから聴取した意見などを取りまとめ、文書で報

告したものでございます。

次に、現在の高校再編についての市教委の認識と今後の取組についてでありますが、今回、道教委が 小樽商業高校の情報処理科の1間口減を決定しましたが、今後の生徒数の減少傾向や今年度の定員割れ の状況などから、小樽商業高校の間口減についてはやむを得ないものと考えております。

また、このたびの道議会の質疑の中で、道教委から小樽商業高校と小樽工業高校の再編を視野に入れた検討が必要であり、地域産業の特色を生かした学科の設置を含め、できるだけ早く検討するとの見解が示されましたので、今後、市教委としては、小樽にふさわしい学科や再編のあり方などについて幅広く市民の意見を聞きながら一定の考え方を取りまとめ、道教委へ要請してまいりたいと考えております。最後に、児童・生徒の通学に関する安全への認識と今後の取組についてでございますが、通学路の安全を確保する上で、通学路の安全マップは有用な手段であり、各小・中学校においては、PTAや地域と協力し、通学路の安全マップを作成しているところでございます。

今回の稲穂小学校の安全マップは、探偵社がこれまでと違った観点から、不審者の出現場所や危険箇所を写真で具体的に示すなど、わかりやすい内容で好評を得ているところでございます。

今後、各学校で作成している安全マップにこれらの手法を取り入れるなど、より充実した内容にするよう、情報提供をしてまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 14 番、上野智真議員。
- **〇14番(上野智真議員)** 1問だけ再質問をさせていただきます。

IR構想に関しまして、市長から取り組んでいくという強い姿勢を御答弁でいただきました。

既に釧路市は先般、7月30日に蝦名市長が高橋知事のところにみずから出向き要望しているのですけれども、市長は、道に対してもそうでありますけれども、今後、みずからどのような取組をなさるのか、 具体的なところがあればお聞かせください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 市長。
- **〇市長(中松義治)** 上野議員の再質問にお答えいたします。

今まで議会議論の中で言うと、小樽市としては調査研究あるいは情報収集という形で進めてきたところであります。しかし、このIR推進法案につきましては、国においては超党派による議員連盟でかなり議論を深めてきているということが情報として入ってきているところであります。そういった中で、今、上野議員がおっしゃるように、IR法案が成立したという前提であると思いますけれども、7月30日に釧路市長が知事に対して、釧路市への誘致をしたということであります。

私といたしましては、このカジノの問題につきましては、法案の成立ということがまず第一でございますので、この法案ができる前からああしよう、こうしようということは基本的にはできない状況だろうというふうに思います。しかし、ただいま申し上げましたように、超党派による議員連盟では、かなり成立に向けた議論を進めているということと、近いうちにこのIR法案が成立するのではないかということでございますので、今回、私といたしましても、このIRについて遅れをとらないように推進していきたいというふうに思っているところであります。

そういった中で、9月17日でありますけれども、私以下、今小樽にあります小樽国際観光リゾート推 進協議会の顧問であります商工会議所会頭、それから担当の副会頭、それから北海道第4区選出の国会 議員、それから小樽市選出の道議会議員の皆さんにも声をかけながら、一体となって道に要望していき たいと、このように思っているところでございます。

直接関係ないのですけれども、昨日、2020年のオリンピックの東京開催が決定となりました。先ほど 御質問にもありましたけれども、既に120か国を超えるところでカジノが行われているということです から、当然東京オリンピックが開催ということになれば、日本でもカジノ開催についての議論をさらに 深めてくるのではないかと思っておりますので、そういった中では、前向きに取り組んでまいりたい、 こういうふうに思っているところです。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 14 番、上野智真議員。
- **○14番(上野智真議員)** 具体的な御答弁をありがとうございます。ぜひ本当に御努力をされることを願っております。

ほかの質問に関しましては、予算特別委員会で質問させていただきたいと思います。 以上で終わります。

○議長(横田久俊) 上野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 3時00分

〇議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

〇21番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して質問します。

初めに、財政問題について伺います。

2012 年度一般会計の決算は、他会計からの借入れを行わず、実質収支で 1 億 5,665 万 6,000 円の黒字となりましたが、2011 年度より 10 億 1,672 万 8,000 円減額になりました。この要因を説明してください。

市民生活にかかわっては、昨年度は介護保険料と後期高齢者医療保険料が引き上げられ、市民は大きな負担をかぶせられました。それぞれの引上げ額を2011年度比でお示しください。

義務的経費の扶助費全体は、対前年度比較横ばいですが、生活保護の扶助費と児童手当、子ども手当 が減になっています。金額と理由をお知らせください。

市税について伺います。

2012 年度決算額は 135 億 5,300 万円、予算現額を 1,200 万円上回りました。その主な要因は、固定資産税が予算額に対して 1 億 1,500 万円の減額だったにもかかわらず、個人市民税が予算額を 1 億 6,800 万円上回ったことによります。個人市民税が増額になった要因の一つは、年少扶養控除が廃止されたことによるものです。影響額と人数をお知らせください。

固定資産税収入額は年々減り続け、滞納繰越分が増える一方です。昨年度の市税状況調べによると、2009年度から2011年度の市民税と軽自動車税の滞納繰越分は年々減っているにもかかわらず、固定資産税と都市計画税は増え続けています。2011年度の滞納繰越分は、市民税が4億5,868万8,000円に対して固定資産税は29億8,274万9,000円、都市計画税は6億4,134万円、収入率は市民税27.2パーセントに対し、固定資産税は7.0パーセント、都市計画税5.9パーセントでした。2012年度決算では、これらはどうなっていますか。

市民税、軽自動車税の滞納は厳しく徴収しているのに、固定資産税、都市計画税の収入率が上がらないのはなぜですか。固定資産税、都市計画税の収入を上げることが市財政に貢献することになります。 固定資産税、都市計画税の滞納の大きな部分はOBCの滞納分で25億円以上と推計されますが、いかがですか。滞納を減らすため、小樽市とOBCはどのような努力をしているのかお聞きします。

不用額についてお聞きします。

2012 年度決算の不用額は 21 億 8,000 万円、一般会計予算現額の 3.5 パーセントで、2011 年度決算の不用額を上回りました。この要因をお示しください。

一般会計の不用額は 2009 年度から多くなり、2009 年度は 21 億 9, 200 万円で 3.6 パーセント、2010 年度、19 億 3, 800 万円で 3.3 パーセント、2011 年度、21 億 4, 100 万円で 3.5 パーセントと、3 パーセント台で推移していますが、3 パーセント維持が目標なのですか。

特別会計の国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業で剰余金を生じています。それぞれの剰余金と国保、介護の給付に係る不用額とその要因を説明してください。

新・市民プールについて伺います。

教育費の不用額は昨年度を上回る1億8,300万円ですが、これだけ予算を残すのであれば、総合計画 前期実施計画にある基本設計、実施設計を行わなかった新・市民プールの設計予算を確保できたのでは ないですか。前定例会で教育長は、複合型か単独型かについて、総合計画後期実施計画にどのようにの せるか市長部局と十分協議するという答弁でした。その後の検討内容をお示しください。

また、市民の反対を押し切って市営室内プールを廃止し、補償金を民間の再開発に使ったのですから、 市長の責任で必ず後期実施計画にのせ、単独プールとして建設するよう求めます。お答えください。 次に、地方交付税と臨時財政対策債についてです。

普通交付税は、今年度の決定額は159億913万円で、当初予算計上額を3億8,500万円上回りましたが、昨年度比4億2,600万円の減額です。臨時財政対策債振替可能決定額は24億5,400万円、予算を8,200万円上回り、昨年度比1億800万円増額になりましたが、両方合わせて3億1,800万円の減額です。

普通交付税減額は、地方公務員の給与削減を前提としたもので、市長の見解を求めた我が党の質問に対し、市長も「地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることはまことに遺憾である」と答弁されたとおり、認められないものです。

国は、職員給与削減に見合った額を地方財政計画に計上し、そのうち一部は地域の元気づくり事業費で普通交付税に新設された臨時費目地域の元気づくり推進費で措置されましたが、その額は幾らになったのか、また、この事業費は何に充てたのかお示しください。

国は、来年度以降の地方交付税もこのような不当な方法をとるのでしょうか、見通しをお聞かせください。

市長は、昨年度は予算を上回った普通交付税は、生活保護費や障害福祉などの扶助費の増加が見込まれることから、財政調整基金に積み立て、財源不足を解消するための財源とするほか、新たな財政需要に対応していくための財源としても活用していくとの答弁でしたが、今年度はどう活用するのかお聞きします。

また、財政調整基金には、実質収支の黒字の半分が積み立てられますが、これにより財政調整基金は 総額幾らになりますか。

臨時財政対策債は、市債としての借入れになるので、収支見込みを勘案しながら借入額を決めたいと 答弁されていましたが、今後の借入額と予算を上回った分の使途についてお知らせください。 臨時財政対策債は毎年増加傾向にあり、2011年度から連続して増えていますが、その理由と市の施策 を実行する上でどんな影響を及ぼしているのかお聞きします。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

ただいま財政問題について御質問がありました。

初めに、平成24年度決算についてですが、黒字額が23年度と比べ減少した要因については、24年度は他会計からの借入金などに依存した財政構造から脱却するため、他会計から新たな借入れを行わずに予算編成を行ったところであり、平成23年度と比べ、他会計からの借入金5億700万円が皆減となりました。

また、固定資産税の評価替えの影響などにより、市税が約3億4,200万円の減となったほか、歳出では除雪費で過去最高の約14億9,860万円を要し、一般財源ベースで約2億3,500万円の増額となったことが主な要因であります。

次に、介護保険料と後期高齢者医療保険料の引上げ額についてですが、介護保険料の総額は平成24年度決算額で24億6,810万2,600円、平成23年度決算額では19億6,404万7,992円となり、5億405万4,608円の増額となっております。

また、後期高齢者医療保険料の総額は、平成 24 年度決算額で 14 億 6, 291 万 1, 220 円、平成 23 年度決算額では 14 億 121 万 3, 520 円となり、6, 169 万 7, 700 円の増額となっております。

次に、生活保護の扶助費と児童手当、子ども手当で減になった理由と金額についてですが、生活保護の扶助費については平成24年度は平成23年度と比較して約1億9,200万円の減となっており、その主な理由は、医療扶助費が約1億8,200万円減少したことによるものであります。

また、児童手当、子ども手当については約2億750万円の減となっており、その主な理由は、制度改正により平成23年10月分から手当の支給月額が変更となったことによるものであります。

次に、個人市民税の年少扶養控除の廃止に伴う影響額と人数でありますが、24年度の課税データを基に推計しますと、市民税相当額で約1億8,000万円、16歳未満の人数は約9,600人になります。

次に、市民税などの滞納繰越分の調定額と徴収率についてですが、平成24年度決算では、滞納繰越分の調定額につきましては市民税4億4,989万4,000円、固定資産税32億6,296万5,000円、都市計画税7億1,018万4,000円となっております。

次に、徴収率につきましては、市民税 28.6 パーセント、固定資産税 4.6 パーセント、都市計画税 4.8 パーセントとなっております。

次に、固定資産税、都市計画税の滞納繰越分の徴収率が上がらない要因についてですが、これらの税 は好不況にかかわらず課税されるため、長引く不況の影響などによる企業業績の悪化や個人所得の落ち 込みなどから納付が滞っているものと思われます。

次に、OBCの滞納額を減少させるための小樽市とOBCの努力ということでありますが、市といた しましては、同社から納税計画の提出を求め、経営状況を随時把握しながら納税交渉に当たっておりま す。

なお、OBCの固定資産税などの滞納額についてですが、一企業の経営に関することでありますので、 私からの発言は控えさせていただきますので御理解願います。 次に、24年度決算の不用額が23年度決算の不用額を上回った要因についてですが、24年度決算の不用額は、23年度決算と比べ約4,000万円増加しておりますが、高機能消防指令センター整備事業費や花園小学校の校舎等増築及び耐震補強等事業費での入札による事業費の減が要因であると考えております。

次に、不用額は3パーセント維持が目標なのかとの御質問ですが、不用額は事業を執行していく中で 結果として生じるものであり、一定割合を維持するというようなものではありません。

次に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各事業における剰余金、不用額についてですが、 国保事業の剰余金は 2 億 3, 470 万 1, 102 円、不用額は 6 億 8, 554 万 2, 466 円、介護保険事業の剰余金は 2, 414 万 4, 963 円、不用額は 2 億 3, 907 万 7, 911 円、後期高齢者医療事業の剰余金は 4, 948 万 6, 950 円、不用額は 1 億 4, 369 万 3, 864 円となっております。

また、国保事業の保険給付費に係る不用額は5億3,771万5,628円で、主な発生要因は、被保険者数が当初予算の見込みより減少したこと、1人当たり医療費が下がったことであります。

介護保険事業の保険給付費の不用額は1億9,652万4,326円で、主な発生要因は途中で増額補正しましたが、その後の給付費が見込みより下回ったためであります。

次に、新・市民プールを後期実施計画にのせ、単独プールとして建設するようにとのことですが、現在、策定作業を行っている総合計画後期実施計画の議論を進める中で、その設置形態やスケジュールを 含め、教育委員会と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、地方交付税と臨時財政対策債についてですが、まず地域の元気づくり推進費の基準財政需要額 への参入額は2億3,487万円であり、一般財源として活用するものです。

次に、来年度以降の地方交付税の見通しについてですが、地方公務員給与の削減に伴う措置は25年度限りの時限的な措置であると聞いておりますが、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、予算を上回った普通交付税の活用についてでありますが、予算との比較では約3億8,500万円の増となっておりますが、国や道への生活保護費などの超過交付額の返還金が約3億3,000万円になっており、それらを含め、今定例会で提案しております補正予算の財源として活用しております。

また、財政調整基金の残高は、24 年度予算で約 11 億 7,700 万円の取崩しを予定しておりましたが、決算では約 2 億 5,800 万円に縮減できたことや、24 年度で生じた決算剰余金の 2 分の 1 相当の積立てなどにより約 14 億 5,000 万円となるものです。

次に、臨時財政対策債の今後の借入額などについてでありますが、臨時財政対策債の借入可能額は予算との比較で約8,200万円増の約24億5,400万円となっており、今後の収支見込みにもよりますが、その全額の借入れを予定しております。

また、予算を上回った分の使途についてでありますが、先ほど申し上げました普通交付税と同じく、今定例会で提案しております補正予算の財源として活用するものです。

次に、臨時財政対策債の増加している理由と施策を実行する上での影響についてでありますが、臨時 財政対策債が増加している要因としましては、普通交付税から臨時財政対策債への振替額がこれまで人 口を基礎として算出しておりましたが、23 年度から 3 年間で各地方公共団体の財源不足額などにより算 出する方式に段階的に移行したことが挙げられます。

また、臨時財政対策債は、ただいま申し上げたとおり普通交付税の振替であり実質的な交付税ですので、施策を実行する上での影響はないものです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

財政問題に関連して、新・市民プールの総合計画後期実施計画に向けた検討内容についてでありますが、現在、市内のプール利用者の年齢層、利用目的、利用人員の推移、道内の水泳大会の開催状況とその参加者の推移などについて調査分析を行っております。これらの調査分析に基づき、プールの規模、必要な設備、建設形態、建設コスト、ランニングコストなどの比較検討を行うとともに、教育委員会としての事業量の推移なども考慮しつつ、総合計画後期実施計画にどのように登載するかを検討しているところでございます。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇)

〇21番(新谷とし議員) アベノミクス、消費税増税と小樽経済への影響についてお聞きします。

参議院選挙中、安倍首相はしきりにアベノミクスで景気がよくなりつつあると言っていましたが、実態はどうでしょうか。アベノミクスは、2パーセントのインフレ目標を掲げ、六、七月ごろから物価は一斉に上がりました。円安で輸出企業の利益は増えていますが、原材料費が上がったため中小企業の経営は大変で、中小企業同友会全国協議会による2013年1月から3月期の同友会景況調査報告でも、とりわけ製造業が厳しく、後退が続いているという状況です。

大胆な金融緩和では、月7兆円もかけて銀行が持っている国債を買い上げ、出回るお金を増やし、国内の設備投資が増える計画でした。しかし、大部分が銀行の内部留保としてため込まれたり、国債に再投資しているという実態です。銀行から企業や個人への貸出しは9兆円ほど増えたものの、ほとんどが海外の土地、建物、株への投資に使われています。

住宅は、消費税増税前の駆け込み需要が起きていますが、景気の先食いをしているにすぎませんし、 一方で住宅金利は上がっています。

参院選前に自民党本部で開かれた中小企業・小規模事業者緊急政策フォーラムで、全国商工会連合会の石澤会長は、「アベノミクスの恩恵は、大きな企業が感じること。地方の小規模事業者には全く感じられない」と訴えていました。

その後、内閣府が8月8日に発表した7月の景気ウォッチャー調査にも、言葉だけがひとり歩きしている感が強く、一般大衆レベルまで好景気の恩恵を受けていない、大企業の流れがアベノミクスのほうに傾いていて、地方のまちではみじんも感じられないなどの声が寄せられています。

アベノミクスは、小樽経済にどのような影響が出ているでしょうか。小樽商工会議所が行っている 2013 年度第1四半期の小樽市経済動向調査結果と見解を伺います。

また、市長は、アベノミクスで小樽市民の暮らしや景気はよくなったとお考えですか。 消費税増税についてです。

安倍内閣は、消費税増税を予定どおり進めようとしています。その際、最も重要な判断材料になるのが、2013年4月から6月の国内総生産です。内閣府が発表した8月12日の速報値は、3四半期連続のプラス成長となったものの、物価変動の影響を除いた実績で前期比0.6パーセント増にとどまり、年率換算でも2.6パーセント増にすぎませんでした。

GDPが伸び悩んだのは、経済活動を引っ張る設備投資が実質 0.1 パーセント減と 6 期連続のマイナスだったこと、さらにGDPの約 6 割を占める個人消費は、実質で前期比わずか 0.8 パーセント増にと

どまったことによるものです。しかも増加した中身が問題で、4月から6月の家計調査によると、総世帯で最も消費が増えたのは保険医療費と食料費で、節約しづらい費目が伸びています。

一方、7月の消費動向調査では、半年後の明るさを示す消費者態度指数は2か月連続で悪化しています。個人消費が伸び悩んでいるのは、雇用が安定せず、所得が伸びていないからです。6月の労働力調査では完全失業率は3.9パーセントに下がりましたが、昨年4月から6月期と比較すると0.7ポイントの下落です。さらに正規雇用労働者が44万人も減少する一方で、非正規雇用労働者は215万人も増大し、給料は全体として下がっているのが実態です。

住宅投資は、資材価格の上昇などで実質 0.2 パーセント減でした。小樽市内でも「景気はさっぱりよくない。円安による灯油やガソリンの値上がり、食料品、電気代の値上がりに加えて、10 月から年金が下げられるのは本当に困る。その上消費税を上げられたら暮らしていけない」、商店の方は「消費税増税されたらやっていけない。消費税を払うだけでも大変」という声をたくさん聞いています。加えて社会保障の改悪も準備され、医療では 70 歳から 74 歳の医療費 2 割負担、入院時の給食患者負担引上げ、保険料アップにつながる国民健康保険の都道府県への移行、介護では介護保険サービスからの要支援者外しや利用者負担引上げ、特別養護老人ホームから軽度者締め出し、デイサービス削減、年金では支給額毎年削減、公的年金等控除の縮小などによる課税強化、保育では公的責任を投げ捨てる新システムの推進、規制緩和による質の引下げなど、改悪のオンパレードです。

こうした消費税増税と社会保障改悪は、国民負担増と生活不安の増大、貧困と格差の拡大、景気を悪化させ、社会不安を広げるものです。景気悪化によって所得税や法人税が減収となり、財政も悪化するのは目に見えています。市長は、消費税増税と社会保障改悪は小樽市民・経済にどのような影響を及ぼすとお考えですか。

日本共産党は、「消費税増税を中止し、国民の仕事と所得を増やす本格的な景気回復を」の提言をしています。市長にも読んでいただきましたが、見解を伺います。

また、消費税増税が実施された場合、現在消費税を徴収している水道、下水道料金、病院の文書料、 産業廃棄物手数料に転嫁すべきではありません。いかがですか。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいまアベノミクス、消費税増税と小樽経済への影響について御質問がありました。

初めに、小樽市経済動向調査結果の見解についてでありますが、今期の業況については前年同期と比較してDI値は悪化しているものの、売上高のDI値は好転しており、業種別では、建設業が5期連続でDI値がプラスで推移するなど好調であります。

一方、製造業、卸売業、小売業のDI値はいずれもマイナス幅を拡大しており、このことは製造業では円安による原材料価格の上昇、小売・卸売業では春先の天候不順による個人消費の落ち込みによるものと考えております。

また、アベノミクスの小樽経済に対する影響等についてありますが、日本経済の再生に向けた三つの 政策は、国において進められているさなかであることから、あくまでも現状における影響となりますが、 円安により、アジアを中心とした海外からの観光客の入り込みが好調である一方、企業経営においては 原材料費や燃料費等の上昇による収益の悪化、さらに市民生活においても電力料金や小麦などの値上げ も相まって影響があるものと考えております。

次に、消費税増税と社会保障改革の本市への影響についてでありますが、まず消費税増税による本市 経済等への影響につきましては、消費税が基本的に全ての取引を課税対象としており、影響があるもの と考えております。

また、社会保障改革の影響についてですが、国民会議の報告書では持続可能な社会保障制度を実現する一方で、一定の国民負担は避けられないものとする一方、子育て支援や低所得者に対する支援なども盛り込まれております。

いずれにいたしましても、消費税増税への対応や改革の具体的な内容については今後国において検討 されていくことと思われますので、現時点で市民生活への具体的な影響について申し上げることは難し いものと考えております。

次に、日本共産党の景気回復への提言に対する見解についてでありますが、国と地方自治体はそれぞれ国民と市民のさまざまな意見を取り入れ、創意工夫しながら政策を進めており、おのおのの役割分担があるものと考えております。その中で、国の政策に対しては、地方にも好影響を及ぼす政策に期待をしているところでありますが、私といたしましては、経済と雇用対策を重点的に取り組む方針を立て、地域経済の活性化によって雇用の場の確保を図ることを目標に、交流人口の拡大、企業誘致の推進、既存企業の底上げ、雇用支援を4本柱として、厳しい財政状況でありますが、積極的に事業展開しているところであります。こういった事業展開については、日本共産党の提言内容と共通する部分もあり、応援していただけるものと考えております。

次に、公共料金への消費税の転嫁についてでありますが、御指摘のある水道料金や下水道使用料、病院の文書料、産業廃棄物処分手数料につきましては、いずれも消費税の課税対象となる企業会計や特別会計における公共料金であります。各会計は、消費税の納税義務を負うものであり、条例等で規定している料率は消費税の税率に合わせるべきものと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇)

〇21番(新谷とし議員) 議案第22号小樽市自治基本条例案について伺います。

自治基本条例は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民自治の基本理念を明らかにする とともに、自治体の規範になるものと考えます。この観点に立って質問と提案をします。

地方自治法の本旨は、市民福祉の向上にあります。したがって、小樽市自治基本条例案の前文に日本 国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指すことを明確に掲げるべきです。いか がですか。

次に、条例案前文には基本理念と基本原則を掲げるとうたわれていますが、肝心な基本理念が明記されていません。自治の主体は市民であり、主権は市民にあること、基本的人権の尊重などを盛り込んだ基本理念を別項で明記すべきです。いかがですか。

次に、用語の定義の市民についてです。当然、住民基本台帳に登録されている外国人も含まれること を確認しますが、いかがですか。

次に、子供の意見表明の機会の保障の追加についてです。

策定委員会の提言では、あらゆる市民がその趣旨と意味を理解し、みずからのものとして受け止めていくことが必要と述べています。日本は子どもの権利条約に批准しており、次世代を担う子供が意見の

表明というまちづくりへの参加の機会を設けることは、自治能力を形成していく上で重要なことです。 したがって、第4章第8条第2項に子供の意見表明の機会の保障を追加すべきです。いかがですか。 次に、住民投票についてです。

事案ごとに必要な事項を規定した条例を別に定めることにしていますが、個別型は重要な案件であっても議会の力関係で実施されないことも懸念されますから、常設型にすべきと考えますが、いかがですか。

次に、市民の責務についてです。

市民が主役のまちづくりを進めていく上で、市民参加の推進は必要ですが、可能な範囲においてとされてはいますが、あくまで自己の意思、条件が尊重されるべきです。 責務で束縛されるものではありません。日本国憲法はもちろん、地方自治法第2章住民の項では、責務という規定はありません。別な文言に変えるか、帯広市のまちづくり基本条例のように、「市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない」という文言を盛り込むことで、よりまちづくりに参加しやすくなるのではありませんか。

次に、職員の責務について「自らも市民としての自覚を持ち」とあります。この当たり前の文言をわざわざ入れた理由は何ですか。

次に、行政評価についてです。

「市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し実施する」とありますが、効率重視で市民サービス削減は認められません。見解を求めます。

次に、第9章魅力あるまちづくりについてです。

観光だけではなく歴史ある地場産業も小樽の貴重な魅力です。第1項に歴史的に形成された地場産業の振興を図ることを追記するよう求めます。

次に、市民参加で条例を練り上げていく問題についてです。

小樽市は、条例案に対しパブリックコメントを実施しましたが、寄せられた意見はたった2件です。 自治基本条例の先進地と言われる流山市は、自治基本条例策定に当たり、公募38人の市民協議会を設置 し、3年間で300回以上の会議を開催、あらゆる団体と対話を重ね、サラリーマンや子供にもアンケートを配布し、意見を募るなどして条例制定の機運を高めていったということです。寄せられた意見は7,000件、十分な対話を保障し、つくり上げたと聞いています。

小樽市は、パブリックコメントへの意見が2件しかなかったように、市民には自治基本条例自体の言葉や意味がまだまだ理解されていないのではないでしょうか。流山市のように、市民の側からみずからの問題として、もっとたくさんの意見が寄せられ、練り上げてから改めて提案すべきではないでしょうか。

以上、各項目ごとに見解をお示しください。

次に、まちづくりセンターについて伺います。

条例案のコミュニティ第 10 条 2 項で、「市は、コミュニティの主体性、自立性及び地域特性を尊重しながら各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うように努める」と述べています。この項は大いに評価できます。孤立死防止や子供や高齢者の安全、防災など、さまざまな分野において、地域コミュニティはますます重要になっています。現在、市内の幾つかの地域や団体で、まちづくりが盛んになっています。

札幌市は、こうした市民参加のまちづくりを応援するため、各区にまちづくりセンターをつくり、そこではさまざまな自主活動が行われています。

今定例会に、朝里にまちづくりセンターを創る会からまちづくりセンター設置の陳情が提出されています。地域コミュニティを図る上で、市内の各地域にまちづくりセンターを設置する一環として山田前市長が住民と約束していた朝里十字街の市有地にまちづくりセンターを建設し、コミュニティ活動を応援してはいかがでしょうか。朝里にまちづくりセンターを建設することを総合計画の後期実施計画に盛り込むことはできないでしょうか。見解を伺います。

魅力あるまちづくりに関連して伺います。

小樽市が日本カジノ創設サミット in 小樽開催に予算をつけたことに対し、市民から品がないなどの批判が出ています。市長は、小樽市がカジノ賭博で風格ある観光都市になるとお考えですか。

カジノは、マカオやシンガポール、韓国で財政難に陥ったことから税収を上げるために始めたと言われますが、犯罪、青少年への悪影響、勤労意欲の減退、依存症などが問題になっています。韓国では、カジノで破綻して自殺をする人や家庭崩壊など社会問題になり、国民はカジノに否定的な意見が上回っています。

小樽市は、このような問題を引き起こす I R構想、カジノ誘致に今後も税金をつぎ込むのですか。賭博で人生を狂わせるようなことはやめるべきではありませんか。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま自治基本条例案について御質問がありました。

まず、地方自治の本旨である市民福祉の向上について、条例の前文に規定すべきとのことですが、地方自治法第1条の2に地方公共団体の役割として、住民の福祉の増進を図ることを基本とする旨の規定がされております。

一方、自治基本条例は、そのことを具現化していくため、市民との協働のまちづくりを進めていくための基本的なルールとして策定するものです。そのため、改めて条例の前文に市民福祉の向上について規定する必要はないと考えております。

次に、基本的人権の尊重等を盛り込んだ基本理念の明記についてですが、この条例は、その前文のまちづくりの意義も含め、市民参加と協働のまちづくりの基本的なルールを定めたものとなっていることから、この条例自体が市民自治の基本理念であると考えておりますので、別項目で基本理念を規定する考えはございません。

次に、市民に外国人も含まれるかどうかですが、条例上の市民として市内に住所を有する者、市内に おいて働く者、学ぶ者などを定義しており、住民基本台帳に登録された外国人につきましても市民に含 まれます。

次に、子供の意見表明の機会の保障を追記すべきとのことですが、本条例では市民参加を基本原則の一つとしており、市民の定義において年齢の規定を設けていませんので、子供についても市民として含まれることから、改めて規定を追記する考えはありません。

次に、住民投票は常設型にすべきとのことですが、小樽市自治基本条例策定委員会からは、議会での 審議を経て、実施の必要性を明確にする個別型での方式が望ましいとの提言をいただきました。これを 受け、庁内検討会議において議論を行い、策定委員会の提言と同様、住民投票の実施に当たっては慎重 な判断が必要となるため、個別の事案ごとに投票に必要な事項を定める条例を議会の議決をいただき制 定する個別型の住民投票が適していると考え、規定いたしました。 次に、市民の責務の表現についてですが、市民それぞれが可能な範囲でまちづくりに参加するよう努めることを市民の責務と規定したもので、義務として強制するものではなく、市民の役割として責務という表現を用いているものです。

また、市民一人一人が自由な意思に基づいてまちづくりに参加していただくことを前提としておりますので、参加しないことにより不利益が生ずるようなことはありません。

次に、職員の責務に「自らも市民としての自覚を持ち」という文言を入れた理由についてですが、職員は行政側の立場であると同時に市民としての立場も持っております。まちづくりに対し、職務として取り組むことはもちろんですが、市民の立場としての参加にも努め、その際にはみずからが有する知識や経験などが生かされるよう、このように規定したものであります。

次に、行政評価についてですが、行政評価は職員の事業に対する目的、成果、コスト意識の醸成を図るものであるとともに、事業の点検と見直しを行いながら今後の方向性を整理し、継続して事業の改善改革を図ることを目的としております。このことから、単なる経費や市民サービスの削減を目的としたものではありません。

次に、第9章魅力あるまちづくりに地場産業の振興を図ることを追記すべきとのことですが、第9章は、本市の自治基本条例の特徴を出すため、地域の特性を章立てて条例に盛り込むことを策定委員会から提言された部分です。御指摘の地場産業の振興は、本市経済が地場企業に支えられていることを考えますと、申すまでもなく重要なことではありますが、市民との協働によるまちづくりを進めていくことがこの条例の趣旨であり、今後も市民の皆さんと手を取り合って小樽観光の魅力を高める政策を推進する旨規定することで、本条例の特徴を強調することとしたものであります。

次に、本条例の趣旨が理解されていないことから、改めて提案すべきとのことですが、本条例案は、 小樽市自治基本条例策定委員会の提言内容を最大限尊重することを基本に策定したもので、策定委員会 からの提言は2年以上にわたって熱心な議論をしていただいた結果であると重く受け止めております。 そこには、フォーラムやワークショップにおいて出された市民の皆さんの御意見も反映されており、市 民参加によりでき上がったものと考えております。

また、これまでも本条例の必要性、あり方などについて、広報おたるや市ホームページにより周知を 図ってまいりましたが、今後もさらに皆さんの理解が深まるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりセンターについてですが、市内各地域にまちづくりセンターを設置してはとのことですが、市といたしましては、これまで町内会館の建設助成を通して地域コミュニティ活動の拠点づくりを進めるとともに、町会活動支援員制度により町会の活動を支援してまいりましたが、地域住民によるまちづくりがより推進されるよう、コミュニティ活動への支援のあり方につきましては、他市の状況も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、朝里まちづくりセンターの建設を総合計画の後期実施計画に盛り込むことはできないかとのことですが、朝里十字街の市有地は、地域のコミュニティ活動の施設建設用地として確保しております。 総合計画の後期実施計画への位置づけについては現時点では難しいですが、引き続き他の事業との優先度や財政状況を考慮しながら検討していきたいと思います。

次に、魅力あるまちづくりについてですが、初めにカジノサミットに予算をつけたことへの批判につきましては、法の下で厳格な制約を受けたカジノを含むIRは、シンガポールなど世界各国の例を見ましても観光都市を演出する大変すぐれた第一級のリゾート施設となっており、これまで培ってきた観光としての魅力を損なうことにならないと考えております。

次に、問題を引き起こすカジノに税金をつぎ込むのかとのお尋ねについてですが、確かにカジノに課

題があることも承知しておりますが、各国の例にもありますように、法制化される段階で対策も検討されていくものと考えております。

本市におきましては、カジノを含む I R リゾートによる地域経済への効果が期待できることから、カジノサミット開催補助金を補正予算として提出するものであります。

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 21 番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇)

○21番(新谷とし議員) 小樽市土地開発公社の解散及び小樽市土地開発基金廃止について伺います。 初めに、小樽市土地開発基金と小樽市土地開発公社の関係をお聞きします。

小樽市土地開発基金条例は1969年に制定され、「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益の ために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため」と設 置目的がうたわれています。

1973年に設立された土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得及び管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整理と市民福祉の増進に寄与することを目的にしています。

どちらも小樽市の開発計画の土地の先行取得を行ってきましたが、市の開発計画も進まず、先行取得した土地も買い戻されずに塩漬けにされてきました。土地先行取得に、なぜ同じような目的のものを二つ設立させなければならなかったのですか。

2013 年 3 月 31 日現在の土地開発公社が保有している土地の負債総額は 6 億 3,939 万 1,507 円、代物 弁済する 7 用地の取得金額合計は 6 億 1,244 万 745 円ですが、評価額が大きく下がり、公社から小樽市 への代物弁済額は 2 億 2,700 万円にしかすぎません。この間、市財政が厳しいのに土地売却の計画は建 てなかったのか、また、銀行借入れを行った利子の総額は幾らになるのかお知らせください。

今後、市に返済される色内2丁目の臨港線沿いの公園用地、桂岡自然公園用地は売却予定ということですが、色内2丁目の宅地609.84平方メートルは、現在、小樽市総合博物館運河館の駐車場として使われています。運河周辺は、観光客が多く訪れるのに駐車場が不足していますから、売却しないで駐車場にするなど有効活用すべきです。いかがですか。

桂岡自然公園用地は何のために取得したのか、詳しい説明と、今後、売却できる見込みはあるのかお 聞きします。

稲穂公園整備用地は、当初の目的どおり公園用地として保有の計画ですが、そもそも地形がよくない 土地をなぜ公園用地として取得したのか。売却しない理由、また、公園にする計画はいつとしていたの か、公園にするにはどれくらいの費用がかかるのかをお聞きします。

我が党は、毎年、予算修正案提案で、公社への貸付金をやめ、さらに塩漬けの土地を売って財源にし、 市民の暮らしや雇用、小・零細企業を応援するよう求めてきました。

また、必要性がないことから、公社の解散について質問も行ってきました。公社解散に当たって三セク債を国に申請する計画ですが、申請に当たっての要件があるのか、また、5億5,000万円を借り入れして10年で返済予定ですが、支払利息は幾らになるのか、利息の一部は必要に応じて特別交付税を講ずる措置も示されていますが、小樽市に適用されるのか、その場合の割合などについてお示しください。小樽市土地開発基金について伺います。

土地開発基金が保有する潮見台4丁目の土地は、予定どおり小学校建設予定地として保有する計画ですが、そもそもこのような不便な土地に小学校を建設する計画自体、小樽市の東南地域開発計画のあり

方が問題だったのです。東南地域の毛無開発も予定どおり進まず計画倒れ、人口は減る一方です。現在、 学校統廃合を進めている中で、ここに小学校建設予定は考えられませんが、いかがですか。そうであれ ば、計画変更を行い、売却したほうがよいのではありませんか。

土地開発基金条例第2条で、基金の額は5億8,000万円とされています。2013年3月31日現在、土地開発基金の現金約6,000万円は基金として運用され、一般会計へ5億1,000万円貸し付けています。 基金廃止で貸付金はどうなるのですか。

小樽市土地開発基金条例第5条による2012年度運用益金は幾らになっていますか。

また、土地開発公社の解散に当たって、土地開発基金から 4,700 万円繰り入れる予定ですが、金額の根拠をお知らせください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま土地開発公社解散と土地開発基金廃止について御質問がありました。

初めに、土地先行取得になぜ同じような土地開発公社と土地開発基金の二つを設立させなければならなかったということについてですが、公有地の拡大の推進に関する法律が昭和 47 年に制定され、この法律に基づき昭和 48 年に土地開発公社が設立されました。この法律の制定により、地方公共団体が取得する財源としては地方債、土地開発基金のほか一般財源によらなければならないため、事業実施年度前に資金的に取得しにくかったが、公社は民間の金融機関から資金調達ができること、土地開発基金で取得した土地は、事業実施の際に国庫補助の対象とならないことが多いため、先行取得しにくかったことであります。このように、基金だけでは対応できなかった土地の先行取得の問題点を解消するために、公社が設立されたものであります。

次に、土地開発公社の解散についてですが、土地売却の計画を立てなかったことについては、現在、公社が保有している土地は7か所であり、そのうち5か所はそれぞれ駐車場や雪堆積場などとして活用しており、ほかの2か所の稲穂公園整備用地は、近隣公園として都市計画が決定されていたこと、桂岡自然公園用地は山林に位置することから、それぞれ売却することが難しい状況でありました。

また、売却に当たっては簿価と売却価格に差が生じることから、その差額が一般会計の財政負担となることから売却に至らなかったものであります。

次に、現在の保有地に対し、銀行からの借入金に係る利子の総額についてでありますが、平成25年4月1日現在で約2.160万円です。

次に、臨港線沿いの公園用地については、売却しないで駐車場にするなど有効活用すべきとのことでありますが、この土地は臨港線に面し、運河沿いにあるため、この地区の観光や商業の発展に寄与できるような民間事業者に売却することが適当であると判断したところであります。

次に、桂岡自然公園用地の取得経過についてですが、昭和59年に桂岡雇用促進住宅が建設され、第2期桂岡雇用促進住宅の誘致を進めておりましたが、入居状況の悪化に伴い誘致が不可能となったことから、平成4年、桂岡団地町会や桂岡小学校PTAなどから要望のあった勤労者及び一般市民を対象としたテニスコート、アスレチック施設のある自然公園用地として先行取得したものであります。今後の売却見込みについては現時点で判断できませんが、土地の位置する条件や近傍地の民間の動向などを考慮し、土地の売却時期や入札方法を検討していく予定であります。

次に、稲穂公園整備用地を取得した理由についてでありますが、旧市街地における公園不足を補うた

め、近隣公園として同用地を整備する目的で先行取得したものであります。

売却につきましては、都市計画決定をした近隣公園として整備する方針は変わっておりませんので、 現時点では売却の予定はございません。

また、用地取得当時の整備計画ですが、用地取得の次の年から買戻しを始め、事業に着手する予定となっておりましたが、整備については用地費も含めて6億円程度と試算していたところであります。

次に、三セク債の申請に当たっての要件についてですが、三セク債に係る許可の申請についての議会の議決が必要となるほか、起債の発行により見込まれる財政健全化の効果や実質公債費比率及び将来負担比率の見通し、さらには財産の管理及び処分に関する方針などを定めた計画の提出が必要となるものであります。

次に、支払利息についてですが、借入利率を 1.5 パーセントと設定した場合、利息総額で約 4,270 万円となります。また、特別交付税については、本市も各年度の支払利息の 50 パーセントが措置される見込みです。

次に、土地開発基金の廃止についてですが、基金が保有する潮見台4丁目の小学校建設用地につきましては、市が昭和54年に策定した小樽市東南地域開発基本計画において、都市計画法の開発許可基準で義務づけられる小学校の配置を、当時計画していた住宅戸数等に基づいて計画したものであります。しかし、予定どおり計画が進んでいないことから、今後は、都市計画の区域区分を見直す際に、小学校用地の売却も視野に入れ、未利用地全体の東南地域の計画見直しについて検討してまいりたいと考えております。

次に、一般会計への貸付金についてですが、一般会計が基金から借り入れておりました 5 億 1,000 万円につきましては、基金の廃止に当たり、その全額を繰上償還し、基金の保有財産は廃止後に一般会計の帰属とするものです。

次に、24 年度の運用益についてですが、利子収入が16 万5,306 円、土地の貸付収入が4 万2,004 円、合計で20 万7,310 円となっております。

次に、土地開発公社の解散に当たって、土地開発基金から繰り入れる金額の根拠についてですが、三 セク債の借入額を縮減し、後年度負担の軽減を図るため、土地開発基金が保有していた現金約6,000万 円のうち市庁舎建設資金基金への積立金1,000万円を控除した残額を起債の借入額を勘案して繰入額を 決定したものです。

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 21 番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇)

〇21番(新谷とし議員) 原発問題と防災について伺います。

初めに、泊原発再稼働と原子力災害対策についてお聞きします。

原子力規制委員会は、原子炉等規制法の改正に伴う地震・津波対策、重大事故対策などを求めた新規制基準を6月19日決定し、政府は7月から施行しました。新規制基準では炉心溶融を伴うような重大事故への対策を義務づけていますが、福島第一原発の教訓を踏まえた内容になっていないことは重大な問題です。津波対策では新たに、原発ごとに最も影響を及ぼす基準津波を設定し、原発敷地内に浸水させない対策を求めています。

地震対策では、原発の真下に活断層の露頭がない地盤に設置するとしていますが、真下に活断層が走っていても露頭がなければ設置できることになります。

原発を操作する中央制御室が使えなくなった場合に備える第2制御室などの設置については、5年の 猶予が設けられました。事故の際に、格納容器で高まった圧力を放射性物質を低減した上で外部に逃す フィルター付ベント設備も、福島第一原発と同じ沸騰水型軽水炉は早期の設備を求めていますが、加圧 水型軽水炉は5年間の猶予が設けられました。

また、原発事故が起きた際の地域防災計画が確立されていなくても再稼働を認めています。

このように、新規制基準は施行日に合わせてつくられたもので、抜け穴だらけのものになっています。 市長は、このような新規制基準をどうお考えですか。

新規制基準の施行に合わせて、北海道電力は泊原発の再稼働を経済産業省に申請しました。このこと について伺います。

原子力規制員会は、1、2号機について申請書の内容に不備があり、安全評価を見直さない限り審査しない方針を示し、北電に対し申請の取下げか補正申請を求めています。北電は、3号機の審査を優先するよう求めていますが、3号機についても15項目の安全評価の見直しやデータの提出が要求されています。中でも地震を引き起こす活断層が地下に存在する可能性が指摘され、秋田県が日本海沿岸部の断層で想定したマグニチュード8.7の地震で起きる津波評価を反映するよう求められています。北電は申請前、津波の想定を当初の計画9.8メートルを7.3メートルに下げたことに対し、不安を持っている市民もいますが、津波対策は万全となるのでしょうか。

オフサイトセンターは共和町に移転し、2014年度末ごろ本体工事が完了予定で、外構工事完了は2015年冬ごろという計画で、省令による新たなオフサイトセンターの要件整備期限の2015年9月30日を超えていますが、問題はないのですか。

避難計画についてです。

北海道原子力防災計画によると、UPZ圏内の町村の避難先はUPZ圏外とされており、古平町の避難先は小樽市になります。古平町から余市町までの避難路は、海岸線の国道 229 号1本です。ここにさらに他の地域からの避難者や自家用車での避難で殺到することが考えられます。古平町の住民は、その上、地震津波が起きたら逃げ道がない、自分たちは孤立死すると不安を募らせています。古平町の人口は約3,700人、小樽市のどの施設で何人受け入れるのか、また要援護者をはじめ全員を受け入れることはできるのですか。

市立小樽病院は、北海道により初期被ばく医療機関に指定され、拭き取りなどの簡単な除染を行い、 けがなどの救急処置を行うとされています。簡単な除染であっても通常の急患と遮断をしなければなり ません。大きな事故が起きた場合、通常の処置室で足りるのですか。ほかに別室の除染室が必要と考え ますが、いかがですか。また、同様のことについて新市立病院ではいかがですか。

福島第一原発では、高濃度の放射能汚染水が海に流出する非常事態が続いています。福島第一原発に流れ込む地下水は1,000トン、そのうち最大で600トンが海に流出し、さらに原発敷地内に設置してある汚染水貯留タンクから300トンもの放射能汚染水が流出するという事態で、国際原子力事象評価尺度レベル3、重大な異常事故になりました。

その後も放射線量値は上がり、最大 1,800 ミリシーベルト、 4 時間浴び続ければ死亡する線量です。 さらに、新たにタンクの配管からも汚染水が漏れ出ていて地下水に流れ込み、原発事故は収束するどころか拡大している最悪の事態です。政府はようやく 9 月 3 日、汚染水対策を決定したものの、従来の対策を踏襲したにすぎず、地下水の海洋放出について、関係者の理解を得るよう最大限努力すると明記、非常事態の抜本的対策とは到底呼べないものです。

市長は、第2回定例会で我が党の質問に対し、「再稼働については、国の責任において新規制基準に

基づく安全性の確保、電力需給、社会、経済への影響などを踏まえ、総合的に判断すべきものと考えます」と答弁されていましたが、福島第一原発事故が収束のめども立っていない上、抜け穴だらけの新規制基準でUPZ範囲内の住民の避難計画も不安だらけ、初期被ばく医療機関としての受入れについても不十分なのに、泊原発再稼働は妥当とお考えですか。

次に、小樽市の原子力防災計画策定についてです。

市長は、小樽市をUPZの対象にするよう求めていましたが、UPZは30キロメートル圏内という設定で外されてしまいました。しかし、福島第一原発事故では予想もしない距離に放射性物質が飛散したのですから、市民は不安です。UPZの範囲は各都道府県が決定しますが、30キロメートルを超えて設定している県があります。県名と内容をお知らせください。

市民の命を守るために、北海道にUPZ圏内に入れるよう再度の申入れはできないのか、それでも拒否をされた場合、市民の命、安全を守る対策を北海道に要望してください。見解を伺います。

市長は、「避難者受入れと並行して市民の安全確保についても考慮していく必要がある」と第1回定例会で答弁されていましたが、その具体策をお聞かせください。

また、小樽市の原子力防災計画策定は、古平町の避難計画が示されてからということですが、それはいつになるのか、あわせて市民の命、安全確保のために市独自の計画を盛り込むよう求めます。見解を求めます。

冬季の避難路確保についてです。

7月8日、2013 年度の除雪懇談会が開催された際に、堺町、朝里などから津波などの有事の際の避難路確保について要望が出されました。堺町から東雲町に抜ける道路が冬季閉鎖になること、朝里海岸からの避難路が除雪されていないなどの問題と要望が出されました。堺町の住民は、「冬に津波が来たら私らは討ち死にだね」と話しているという発言がありましたが、災害は時期を選びません。人命を守る立場で冬季の避難路を確保すべきです。いかがですか。

この項の最後に、議案第 24 号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案にかかわってお聞きします。小樽市役所本庁舎建替えに向けて足を踏み出しましたが、土地開発基金から小樽市土地開発公社解散に充てた残りの 1,000 万円では建替えにはほど遠いものです。建替えのための費用、資金計画、見通し、推進担当などについて、また、建替えの場合の国、小樽市の財政負担割合などをお知らせください。改正耐震改修促進法が 11 月に施行されることになり、病院、店舗、旅館など、不特定多数が利用する大規模施設や学校、老人ホームなど避難弱者が利用する施設に対し、耐震診断を義務づけ、2015 年末までにその結果を公表するということです。耐震診断義務対象建築物の具体的要件は、10 月上旬までに政令で定めることになっています。

本庁舎は、耐震診断未実施とお聞きしていますが、本庁舎以外に対象となる小樽市所有で耐震診断未 実施の主な建築物と合計件数、また、民間所有の施設は幾つあるのかお知らせください。

以上、各項目において再質問を留保して、質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま原発問題と防災について御質問がありました。

初めに、泊原発再稼働問題についてですが、まず新規制基準につきましては福島第一原発事故を教訓 に、地震・津波対策の強化や新たに重大事故対策を義務づけるなど、現時点における最新の知見を反映 したものであると受け止めているところであります。

また今後、福島第一原発事故に関するものも含め、新たに得られる知見を規制基準に取り入れていく、 いわゆるバックフィット制度の導入により基準が強化され、継続的に安全性の向上が図られていくもの と考えております。

次に、北海道電力の津波対策についてですが、現在、原子力規制委員会の原子力発電所の新規制基準 適合性に係る審査会合が行われており、そこでの指摘事項について、北海道電力では対応内容などについて規制委員会に対して説明を行っております。同社が行う津波対策につきましても、その対策が万全なものかどうか、今後、規制委員会が書類審査やヒアリング、現地調査などを通じて厳格に判断していくものと考えております。

次に、共和町に移転するオフサイトセンターの整備期限についてですが、北海道によりますと新たなオフサイトセンターの外構工事は、のり面の芝生の整備、案内看板の設置などであり、省令で定めるオフサイトセンターとしての施設要件には該当しないものと聞いております。

次に、古平町からの避難者の受入れについてですが、UPZ圏外への避難先については、北海道において受入先の市町村のホテルなどの収容人員等を考慮した結果、小樽市において古平町の全住民を受け入れることが可能であると判断したものであります。

なお、小樽市内での具体的な避難場所については、現在古平町が北海道や事業者と調整をしていると 聞いております。

次に、泊原発の再稼働に関してですが、これまでも申しておりますが、原発の再稼働は安全性の確保 が最優先であり、原子力規制委員会においては安全性について厳格な審査、確認を行っていただき、事 業者においても、その審査結果に真摯に対応していただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、私としては、再稼働については規制基準に基づく安全性の確保、電力需給、社会、経済への影響などを踏まえ、国の責任において総合的に判断されるべきものと考えております。

次に、小樽市の原子力防災計画策定についてですが、まずUPZの範囲を 30 キロメートルを超えて設定している県について、滋賀県では原子力防災対策を重点的に実施する地域、いわゆるUPZの範囲をおおむね 30 キロメートルとしている国の原子力災害対策指針や同県が独自に実施した放射性物質拡散予測シミュレーション結果などを踏まえ、おおむね 42 キロメートル圏の区域も範囲に含めていると聞いております。

次に、北海道への申入れについてですが、北海道は国際原子力機関IAEAの基準を踏まえた原子力防災対策指針や国の拡散シミュレーションの結果を踏まえ、泊発電所から30キロメートル以内の地域をUPZとして設定したものであり、市として再考を求める考えはありませんが、30キロメートル圏外のいわゆるPPAの設定や防護措置の具体的な基準が示された際には、安全対策の着実な実施について北海道に要望してまいりたいと考えております。

次に、本市の原子力防災計画の策定時期などについてですが、本市では、地域防災計画の中で原子力 災害発生時の避難者の受入れに関する計画のほか、市民の安全確保に関する計画を策定していかなけれ ばならないものと考えております。

避難者の受入れに関する計画につきましては、古平町で避難手段などを定めた退避等措置計画の暫定版を策定済みと聞いておりますが、今後、同町で決定する本市内での具体的な避難場所や避難方法、さらには現在北海道で作成中の受入れ手順のマニュアルの完成を待って、策定作業に着手してまいりたいと考えております。

また、市民の安全確保に関する計画につきましては、30キロメートル圏外のいわゆるPPAの設定や

保護措置について、今後、国から具体的な基準が示された段階で策定作業に着手し、その内容について は市民の安心・安全の確保を念頭に検討してまいりたいと考えておりますが、現時点で具体策としてお 示しできるものはありません。

次に、冬季の避難路確保についてでありますが、小樽市地域防災計画では避難路としての指定は行っておりませんが、避難する道路につきましては徒歩を原則と考えております。そのため、今後、津波避難計画を策定する際、地域ごとの避難路について地域性を考慮しながら具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、市庁舎建替えと耐震改修促進法についてですが、市庁舎建替えについては庁舎建設資金基金を 新たに設置することとしたことから、本年8月22日に内部委員会として総務部を事務局とする市庁舎建 設準備委員会を立ち上げ、建設場所の方針、建設費の概算、基金の今後の積立ての方針、建設までの概 括的なスケジュールなどについて、今後その方向性を検討することとしたところです。

また、建替えの際の財政負担についてですが、庁舎建設の費用については国からの財政措置はありませんので、起債の利息も含め、全額市費で負担することとなります。

次に、法改正により耐震診断が必要となる建築物についてでありますが、現在、国から示されている 政令案を見ますと、市有建築物については主な建築物として市民会館、総合体育館などがあり、合計で 20 施設程度が該当すると考えられますが、最終的には 10 月上旬の政令公布後に確定することとなりま す。

また、民間所有の対象施設については、現在、精査中ではありますが、10 施設程度が該当すると考えられます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 病院局長。
- **〇病院局長(並木昭義)** 新谷議員の原発問題についての御質問にお答えいたします。

初期被ばく医療機関についてのお尋ねがありました。

初期被ばく医療機関は外来診療が中心であり、汚染拡大防止のため、一般の患者と交差しないよう配慮する必要がありますので、現病院では救急患者処置室を隔離し、除染・診療場所として使用することを考えております。

新市立病院でも、救急患者処置室は一般の患者と動線を区別できますので、現病院と同様に救急患者 処置室で対応したいと考えております。

万一大きな事故となった場合については、事故の規模に合わせ除染・診療場所を確保するなど、患者はもとより医療関係者や施設への汚染拡大防止に努め、初期被ばく医療機関及び災害拠点病院としての役割を果たしていきたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

- ○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。
- **〇21番(新谷とし議員)** 再質問を行います。

一つは、財政問題です。

市税について 2012 年度の実質収支が 2011 年度に比べて 10 億円以上落ち込んだ大きな要素は、市税収入が 3 億 4,200 万円も落ち込んだとお答えがありました。評価替えで固定資産税の収入は落ちたかも知れませんが、それにしても先ほど聞いたように、市民税に比べ収入率があまりにも低すぎます。2012 年度は今聞いたとおり、固定資産税は 4.6 パーセント、都市計画税 4.8 パーセント、市民税は 28.6 パーセントですから、いかにここが低いかということが浮き彫りになりました。この大きな原因は、市長は金

額を知っていると思いますが、OBCの滞納分です。職員の皆さんは言えないかもしれませんが、市長は金額を言えるのではないでしょうか。市民の反対を押し切って多額の市税を旧マイカルにつぎ込んだことは、本当に失敗だったのです。OBCに対しての徴収が甘いのではないでしょうか。このことをお聞きします。

それから、不用額ですが、市長の提案説明で、歳入では特別交付税が予算を下回ったものの、歳出では職員給与費、生活保護費などにおいて不用額が生じたことなどにより実質収支が黒字になったと述べておりました。前定例会代表質問で我が党の川畑議員が指摘したように、毎年多額の不用額を当てにした財政運営をしているということが常態化して、さまざまな市民要望に背を向ける結果となっていることは問題ではないでしょうか。

市民生活にかかわることですが、生活保護費で不用額3億6,662万円、扶助費が2011年度に比べると約1億9,218万円の減で、そのうち医療費が1億8,200万円ぐらいですね、先ほど答弁いただいたのは。この医療費が非常に大きな割合を占めております。生活保護を受給している方で、ぐあいが悪くてもなかなか病院に行けないと、気が引けるため控えているという人もおります。

また、見た目に働ける年齢の人についても、いろいろな病気があります、精神的に病を持っている人もおりますが、そういう年齢の人が生活保護の申請を行った場合にはすぐ職業相談に回して、窓口で申請させないということも聞いておりますけれども、そのようなことでこんなに不用額が大きくなったのではないでしょうか。

それから、国民健康保険事業ですが、療養諸費の不用額が 5 億 3,000 万円、2011 年度は 3 億 6,355 万円でしたから、これは非常に、先ほど答弁があったとおり、大変な医療費が減っているということですけれども、受診抑制が起きているのではないのかと思います。なぜなら、先ほど答弁いただきました介護保険料、それから後期高齢者医療制度における保険料の大幅負担増です。介護保険では 5 億 405 万円、それから後期高齢者保険料では 6,169 万 7,700 円という、このように大きく保険料が上がっております。この保険料が重いため病院や介護保険のサービスを使えないのです。実際にそういう方々の声をたくさん聞いております。ですから、この保険料の引上げが医療の受診抑制や介護サービスの抑制になっているのではないか、このように思いますが、いかがでしょうか。

それから、新・市民プールについてです。

教育長答弁で年齢層、利用者の推移を調査して形態やコストを考えていると答弁されましたけれども、 年齢層や利用推移、これはもうとっくにわかっていることではないですか。問題は形態です。どういう 形態で行おうとしているのか、ここをお知らせください。

それから、アベノミクスと消費税増税です。

商工会議所の四半期ごとの経済動向調査について先ほどお答えがありましたが、確かに売上高は増加をしておりますけれども、採算は好転したというのが12.2パーセントで悪化したのが28.3パーセント、DI値はマイナスポイントが拡大しているというのが実態ではないですか。

先ほどの市長答弁でありましたように、年金生活者の介護と後期高齢者保険料の負担、現役世代も年少扶養控除の廃止、子ども手当の廃止などで、全世代にわたり負担が増えたことが明らかです。このような状況の下で消費税増税されたら、さらに生活や営業も圧迫されていくということになり、昨年の第3回定例会での質問で消費税5パーセントに増税されて以来、小樽市の市税収入は28億4,000万円も落ち込んでいる、これは昨年の答弁にあったことです。

消費税増税に対しては、マスコミ各社が8月26日、世論調査の結果を発表しました。2014年4月に 予定どおり実施すべきは2割程度しかなく、行うべきでない、先送りすべきが7割以上で、これが国民 の声、そして市民の声でもあるわけです。増税分は社会保障などに充て、持続可能な社会保障と言われていますが、これは市長の責任ではありませんけれども、社会保障改悪のオンパレードではないですか。 本当に社会保障をよくしていくのであれば、こういうことは打ち出さないはずです。

一方、2011 年度分の資本金 10 億円以上の大企業には、租税特別措置法による減税、法人税率の引下 げで合計 8 兆円以上も減税しております。それから、所得 1 億円を超えると税負担率は下がっておりま す。こうした不公平税制を改め、税の原則である応能負担を適用すれば 8 兆円から 11 兆円の財源ができ、 消費税を上げる必要はないのです。そうは思われませんか。

また、消費税増税しますと、先ほど言ったように市税も落ち込みますし、結局、地方交付税も下がる ということになりませんか。

それから、自治基本条例案についてです。

懇話会提言では、ワークショップやフォーラムなどを開催して市民の意見を十分に聞いたということでした。それから、提言に沿って条例案をつくったのだとおっしゃいました。確かに熱心な意見交換が行われたと思います。懇話会もかなりたくさん行われておりますが、私たち議員もやはり市民から負託されております。ですから、条例をつくる、そういうことに当たって提案をしたり、また修正をしたりということは、これは当然なことだと思います。

提案されている条例案の中に、市長は、「小樽市の状況課題について市民とその認識を共有し」と書かれておりますし、「市職員は、積極的にまちづくりに参加するよう努めます」と書かれております。 条例をつくる前からこれを実践して、地域ごとに幅広い市民の中に入って意見を吸い上げるべきではなかったのでしょうか。

それから、追記のことですけれども、憲法に掲げる地方自治法の本旨である住民の福祉の向上の明記ですが、当然それが前提になっているということです。あえて表記することによって、この小樽市自治基本条例がより価値あるものになるのではないでしょうか。

それと、基本理念の明記ですけれども、前文に書かれているということですが、改めて基本理念って何だろうか、これを皆さんにわかってもらう必要があるのではないでしょうか。ですから、私は明記をすべきだと思うのです。

それから、子供の意見表明権の保障ですけれども、先日の子供サミット、先ほど自民党の質問にもありましたけれども、子供たちはしっかりと意見を述べておりました。また、子供たちは斬新な発想もあります。子供の意見を聞く、尊重することで次期の小樽市を担う、そういう大きな力となるものだと考えますから、あえて載せたらいかがでしょうかと思いました。

それから、魅力あるまちづくりに関連してですけれども、北海道はIRによる経済・社会影響調査報告書を出しております。それを見ますと、カジノ施設は「カジノ管理委員会の認可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営されるもの」とされておりますけれども、特定観光施設を設置できる区域は「地方公共団体の申請に基づき主務大臣の認定を受けた区域」とされております。それで市長は熱心に誘致しようとしていると思うのですけれども、そうなりますと、当然小樽市はカジノのIR構想策定や、あるいは施設の補助金、そういうところに市民の税金を使うことになるのではないでしょうか。どういう金額的負担が決まった場合には出るのか、そこら辺をお示しください。

それから、カジノで大きな税収を上げたいという思いだと思いますけれども、アメリカやヨーロッパとは日本の歴史、カジノに対する考え方も違います。先ほどは韓国の例を挙げましたけれども、マカオでも経済効果はあるけれども、貧富の差の拡大に対する国民の不満、周辺自治の悪化、依存症対策の不足、外国人労働者の導入など、これらが問題になっています。

また、北海道の調査では、IRの開発によって駐車場不足、交通渋滞、周辺地域の交通混雑、周辺エリアの不動産価格の上昇により地元企業の転居、住居環境の変化などが指摘されており、「こうした社会コストも含めてよく検討する必要がある」と結んでおります。

市長は、これからまだ法律が定まっていないので細かいことはこれからということですけれども、先ほどの自民党の質問に対する答弁では、たしか法整備がされていないのでどんどんどんどん進めるというふうにはならないとおっしゃったと思うのですが、それならばなぜ決まっていないのに推進しようとなさるのか、その辺がわかりません。こういうことよりも景気に左右されない地場産業の育成などで税収を上げるとか、あるいは自然エネルギー採用で雇用を増やすなどの産業興しで魅力あるまちづくりをすると、今たくさんの視察の方が訪れておりますけれども、また視察も多くなって小樽にもお金が落ちることになるのではないでしょうか。そもそもカジノ、賭博で利益を上げようとすること自体、私は間違っているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、土地開発公社解散と土地開発基金廃止についてです。

先ほどいろいろ聞きましたけれども、両方とも公共の利益のため地域の秩序ある整備と市民福祉に寄与するという目的を掲げましたけれども、目的に反し、過大な計画で無駄な投資をしてきたということです。

桂岡の自然公園用地は、雇用促進住宅の第2期計画がだめになって地域の住民の要望を聞いて取得したということですけれども、地域の住民の要望だけではなく事業者からも1回目の雇用促進住宅の建設だけでなくて、第2期も含めて全部買ってほしいと再三せがまれて買ったのではないですか。本当のことを言ってください。

それから、総合博物館運河館近くの土地売却ですけれども、これは先ほど言ったように市内に駐車場は少なく、北一硝子の前の土地は、市が国から借りて経営しているのではないですか。運営・管理は北一硝子でやっていると思いますけれども、そのようにしてやっているところがあることから、そういう点から、問題があるのではないかなというふうに思います。売却すると言いますけれども、何か条件をつけて売却するのですか。

それから、原発問題です。

泊原発再稼働の問題について、市民から泊原発の再稼働はしてほしくないという声が本当に多いです。 自分のこととして考えてみたら本当に大変なことです。福島ではいまだに帰れない人たちが16万人もい て、それで本当に生活が厳しくて、精神的にも落ち込んで自殺を図ったりとかする人もいるということ です。そういう本当に大変な状況で、その上、海に放射能汚染水が流れて、福島の漁民は漁をやめざる を得ないという深刻な事態です。泊原発でそれが起きないのかといったら、そういう保証は何もないで す。ですから、自分がそういう立場にあったらどうなのかということで、それはしっかりと一回言って いただきたいと思います。

病院のことですけれども、北海道からマニュアルが何も来ていなくて、病院の担当者の方は非常に苦労して、もしも事故が起きた場合にどうするのかということを真剣に考えて、何度も何度も北海道とやりとりしているということを聞いています。ですから、病院がではなく、北海道が非常に無責任だと思うのです。そういう中で北電が原発を再稼働させる申請をする、それは本当に納得できません。

それと、市長は、第1回定例会で、市民の安全確保について考慮していく必要があるということで、 PPAが決定されて国からいろいろ示されたらと言いますけれども、しかし滋賀県のように 42 キロメートル圏もUPZの範囲にして、対策を立てているところがあるわけです。福島第一原発事故でも予想を 超えるもう大変遠いところまで放射性物質が飛んで、今でもホットスポットとなっているところでは放 射線量をはかったり、大変住民の方が心配しているわけです。ですから、そういう点でマニュアル待ちではなくて、市として何ができるのか、その辺を考えてぜひ計画を立てていただきたいと思います。

それから、市庁舎の建設の件ですけれども、国から何も財源措置がないとしたら、建設できるのはいつになるのか。今せっかく立ち上げて準備を進めようとしている皆さん方も、市庁舎の建設というのは見ることなく退職されていくのかなと思いますけれども、今、耐震改修促進法が出て、これが適用されるとなりますと全面改築ではなくてこういう耐震改修なら可能なのか、この辺も含めて検討することになるのでしょうか。その点について伺いたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 副市長。

〇副市長(貞村英之) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、市税収入の収入率が低すぎる、OBCに対する徴収が甘いという御指摘についてですが、OBCとの打合せでは、OBCも今ああいう状態なので、収入が上がっていないという状況であります。市としても、差押え等しておりますので、その辺のところを外すなりなんなりという打合せは常にしているところでございます。

税についてはOBCの納税計画みたいなものを常に受け付けてやっております。そしてもう一つはあ の施設をとめるわけにもいかないわけですから、この辺のところは甘いと言われるのもあると思います が、可能な限り徴収していきたいと考えているところでございます。

あと、不用額の件で生活保護、国保について御質問がありましたが、担当部長から答弁いたします。 それから、アベノミクスの関係で、消費税の影響で不公平税制になると、応能負担にすればいいので はないかという質問がございましたが、保険料の引き上げによる受診抑制によりなかなか医療を受けら れないのではということで、我々も消費税については今これからどうなるか、国の動向を見守っていく しかないと思っております。その上で、来年の4月から8月になるのか、その辺は見守っていくしかな いと思っておりますので、正確な、こうしたらいいのではないかと答える用意はできておりません。

それから、新・市民プールについては、教育長から答弁いたします。

それから、自治基本条例について、市民からの意見を吸い上げるべきではないのかということですが、答弁したとおり、ワークショップ等々を開催いたしまして、市民の意見は聞いているところでございます。その上で、北海学園大学の横山教授をトップにした検討委員会を開催して、意見を吸い上げてといいますか、意見を聞きながらつくった案でございますので、御理解願いたいと思います。

それと、あえて住民福祉、それから基本理念、それから子供の意見表明権を明記すべきではないのか ということでございますが、先ほどもお答えしたとおりのことでございますので、これも御理解願いた いと思います。

それからIRですが、特定観光施設ですが、まだ基本法ができておりませんので、市がIRの特定観光施設の区域を指定する、今の案では確かにそういう案も出ておりますが、法案はまだ上程されておりませんので、見えておりませんので、その辺はまだ答える段階ではないと思います。

それから、カジノで税収を上げていくという、確かに税収がどういうふうになるのか、民設民営になるのか公設民営なのかもまだわかりません。それと例を挙げられている韓国のいろいろカジノの問題点を指摘されたところですが、確かにおっしゃるとおり歴史が違いますので、国においてきちんとした法律ができるわけですから、その辺は法律の中で問題点はクリアされていくのかと思っているところでございます。

カジノについては、先ほど市長が申し上げたとおり、法律ができてから手を挙げては遅いということで、あえて事前に候補地としての選択を迫ろうということでございますので、この件はカジノをどんどん推進していくという段階ではまだございません。ただ、カジノについては、先ほど市長が申し上げたとおりでございますので、御理解願いたいと思います。

それから、土地開発公社、桂岡の土地の件と運河の土地の件でございますが、桂岡の土地の件については、私が聞いているところでは先ほどの答弁のとおりでございますので、それ以上のことはちょっとわかりません。

それから、総合博物館運河館横の土地の件ですが、土地開発公社が今持っている土地については、原 則的には全て売りたいと我々は考えているところでございます。早く売ってこの三セク債の借金はすぐ に償還してしまいたいというのが本音でございますが、なかなか売れないということで、それから使っ ているところもありますというところで、売れるところは売っていきたいと考えております。

それから、原発の再稼働についてですが、原発の再稼働の問題につきましては、今、国においてその 辺を審査しているところですので、見守っていきたいと思っております。

それから、計画策定についても、PPAも、どういうふうに策定、対策をとっていくのか書き込んでいきたいと思っております。

それから、市庁舎の建設の件です。いつになるかわからないということですが、この件についても、確かに全額の25パーセント部分の一般財源の持ち出しもありますし、起債と申しましても単なる借金でございますので、なかなか進めていくことにはならないと思いますが、どのように積み立てていくのか、毎年のように剰余金が出る中の一部を積み立てるのか、それとも決めて積み立てるのか、これから検討していくところでございますので、御理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

〇教育長(上林 猛) 新・市民プールに関しての再質問にお答えいたします。

まずは、利用人員、それから年齢構成などについて、やはりこれからどのような使われ方をするのかということに関していえば、市内の高島小学校温水プール又は民間のプール、それらの利用状況などまだまだ分析しなければならないことがありますし、それによってプールの広さ、深さ、それから利用の仕方によって変わりますし、さらに設備がどのようなものがいいのか、あわせて建て方として複合、学校を含めた複合施設、どのような組合せがあるのかということも相手方の問題もあり、また、民間との複合も含めて考えなければなりません。さらに単独か複合かということも含め、さらに建設場所の問題もあります。それから建設する時期の問題もあると、この辺を総合的に今検討しているところでございますので、もう少々お待ちいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 財政部長。

〇財政部長(堀江雄二) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

不用額が常態化しているのではないかという御質問ですが、確かに昨年度、今年度と 20 億円を超える 不用額が出ております。先ほど市長からも答弁させていただきましたけれども、建設事業における入札 金額の減、御存じのとおり高機能消防指令センターの減額がかなり大きかったということもございます。 確かにそれもありますけれども、やはり事業をやってみないとわからない部分、さらに職員の努力で削減している等々ございますけれども、やはり事業を執行してみないとわからない部分、その部分がこういう結果に表れているというふうに私は理解してございます。たまたま昨年度と今年度、同じぐらいの

額になっているということで、不用額については、ある程度は仕方がないと私は考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは財政問題に関して、不用額の中で生活保護の医療費について、保護申請の相談の際に就業が可能そうな方について、申請の段階でそれを受けないのではないかということでしたけれども、そうではございませんで、生活保護の扶助費の予算額というのは90億円程度ございます。そのうち医療扶助の予算が半分ほどございますけれども、生活保護を受けていらっしゃる方の年間の病院等の受診、その内容が若干変わりますと、たちまち決算額に影響が出てくるという、そういう性格のものでございますので、当初予算がなかなか立てづらいものの一つということで、その辺の事情を御理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(藤井秀喜) 新谷議員の再質問で、国民健康保険料、介護保険料や後期高齢者医療保険料が上がったということが、保険給付の不用額でそれなりの金額を出してきた理由ではないかということで、それについてお答えいたします。

まず、国民健康保険も介護保険もそうなのですが、今の一般会計と同じように、やはり予算を組み立てるときに、基本的には国保で言えば保険給付費というものがどれぐらいになるかということを見積もりするのですけれども、歳出の額自体がもう170億円という非常に大きな規模なものですから、その中での1パーセント、2パーセントのぶれがその額になっていると。ぶれてくるというのは一般的だということでまず一つ御理解いただきたいのと、あと保険給付費で不用額が5億円ほど出ています。ここの部分については、先ほどの市長答弁にありましたとおり、被保険者数だとか医療費ということですので、細かい分析がなかなかできないので私どもも苦慮しているのですけれども、受診抑制がなかったかということであれば、それは全然ないというふうには私どもは言えないとは思います。ただ、それがどの程度なのかというのは、分析ができないものですから、それは一定程度あったものというのは否定できないのではないかと思っております。

介護保険の不用額の部分については、今回、ちょっと特殊なものです。年度の途中で給付額が予想よりも、当初の見積りより増えるということで、第1回定例会において2億6,700万円ぐらい補正をしたのですけれども、結果としてはそれが要らない形になったものですから、その部分が不用額というか、そういう形で出てきています。ですから、決算と当初の予算で比較しますと7,000万円ぐらいの不足ですから、そもそもの介護予算も130億円という非常に大きな財政規模なものですから、7,000万円ぐらいであれば大体1.5パーセントぐらいのぶれですので、これは私どもとしては、まだいいほうだと言ったら変な言い方ですけれども、誤差の範囲内なのではないかなと思っています。

後期高齢も、確かに保険料が上がったということでの受診抑制がなかったとは国保と同じように言いきれない部分もあります。ただ、会計上、広域連合なものですから、4月、5月の出納閉鎖期間の収入というものは当該年度でなく翌年度に充てられるというような形があって、数字が大きく見えると、そういう部分もあるということで御理解いただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 答弁漏れが少しあると思いますが、アベノミクスの増税の関係で、市内の企業の D I 値のマイナスが拡大しているのではないですかと私のメモにあります。それからもう一つは、そう いったことを踏まえて、消費税を上げる必要がないとは思いませんかという問いかけがあったように思います。

それから、運河の駐車場の関係では、これを売却するのですが、条件をつけて売却するのでしょうか というような部分の答弁がないように思えますが、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 副市長。

〇副市長(貞村英之) 済みません、御指摘の件についてお答えいたしたいと思います。

DI値の件ですが、DI値は答弁のとおり建設事業については確かに拡大しているのですが、ほかの 事業ではマイナスの面もあるということで、相対的に見てあまり上向いていないということは言えるか と思います。ただ、それと消費税と結びつけて小樽ではどうのこうのではなく、今、国において検討し ている段階でありますので、答弁を差し控えたいといったところでございます。

それから、運河の博物館の土地ですが、条件をつけるのかどうかということですが、まだその辺のと ころは未検討でございますので、御理解願いたいと思います。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

O21番(新谷とし議員) 再々質問を行います。

先ほど不用額について財政部長から答弁をいただきました。私は、昨年度、その前、その前とずっと 3パーセント台で推移をしているということで言いましたけれども、大体このぐらいのものが残るので あれば逆に、残るのは仕方がない部分もあると思います、しかしこれだけ残るのであるなら、市民要望 はいっぱいあるのです。例えば道路の側溝を直してほしいが予算がない、いつになるかわからない、こういう細かいことの要望などもいっぱいあるのですよ。ですから、それぐらい残るというのであれば、逆に予算をもう少し多く見積もるということもできるのではないですか。だから、そういう不用額を当てにした財政運営ではないということだと思うのですけれども、であればもっと市民要望を取り入れていただきたいと思います。

それから、生活保護の扶助費、先ほど半分ぐらいは医療費だということでした。医療費がどうかかるかによって数字が変わるのだということもわかります。しかし、昨年度の場合、扶助費の94パーセントが医療費というのは、これは当たり前のことなのかなと。それはもう少し詳しく調べるというか、分析していただきたいなと思うのです。わかりますか、言っている意味。昨年度の場合、扶助費のうち、医療費の分が94パーセントを占めているのです、1億九千幾らのうち、1億八千何ぼが医療費でしたから。だから、もう少し分析していただきたいと思います。我慢している人もいるのです。そして、がん検診なんかも無料でできるということも知らなかったというか、お知らせしていなかったという問題もありますから、この辺もきちんとしていただきたいと思います。

それから、先ほど桂岡の自然公園、本当のことを言ってくださいと言ったのですけれども、本当のことを言えないようですので、後で資料を、調査して示していただきたいと思います。

それから、自治基本条例案なのですが、パブリックコメントが2件しか寄せられなかったということをどのように考えているのでしょうか。策定委員会の附帯意見に、あらゆる市民がその趣旨と意味を理解して、みずからのものとして受け止めていくことが必要で、そのためにあらゆる世代の人々が理解できるように周知の手段や説明の仕方を工夫する必要があると考えていると述べております。でき上がったものをもちろんわかっていただくことは大事なことです。ですけれども、これからただホームページで知らせたところで、またわからない人が多いです。ですから、市民と情報を共有すると立派なことをうたっているわけですから、それを実践していかなければならないと思うのです。ですから、地域ごとに説明会を開くとか、そういうことも必要ではないですか。そして、そこで修正、また追加をされた場

合どうするのですか、5年間ほうっておくのですか。

それから、IRカジノ誘致ですけれども、まだ法が決まっていないからとか盛んに言われて、決まってからなら遅いからということですけれども、小樽市がどういうような負担をするのか、どういうようなデメリットがあるのかということを十分にわからずに推進していくということ自体がおかしいのではないですか。市民の間では反対も多く、市民合意を得ておりません。これから自治基本条例を制定して、市民に情報を速やかに提供して情報の公開をしなければならないのですから、もっとこの問題についても広く市民の意見を聞くべきではないのでしょうか。

それから、プールのことです。

先ほど重要なことをお聞きしました。民間との複合ということは、PFI方式のことですか。このPFI方式というのは、もう既に破綻したことなのです。破綻している事業なのです。これを取り入れると利用料の負担が大きくなってしまいます。こういう形態で進める計画なのですか。それから、それはそれとして、それは別にしてですよ、そういうことをやめて、必ず後期実施計画にのせるのか、早い時期に建設するのか、それを確認いたします。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 副市長。
- **〇副市長(貞村英之)** 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

まず、不用額の件ですが、3パーセントで平均していると、その分を削ってということなのですが、 その中身を見ていただくとわかると思うのですが、結構国の補助、国の負担、それから道の負担がある ものがありまして、直接の事業、例えば生保ですとかそういうものについては、やはり不足させるわけ にはいきませんので、かなり多く見積もらざるを得ないというのがあります。

それともう一つは、不用額が、予算のときにかなり厳しい見積もりするのですが、結局見積りをとって執行する段階で、かなり絞って執行しているというのも事実であります。そういうものを総計したのが 20 億円ほどの不用額、一般財源で言えばそこまではいかないのですが、その中にはやはり国に返すお金もありますし、そういうものを見ますと、やはり今の不用額が限界なのかと思います。私たちは不用額イコール悪だとは思っておりません。

記憶に新しいと思うのですが、道庁の不祥事事件のときに極端な不用額といいますか、年度内執行がそのまま3月末ぐらいに集中発注されて、それが原因でいろいろな不祥事が起きたという事例もありますので、それ以降、単費の不用額というものは努力によって自然体でいこうというのが今の流れでございますので、不用額については今の予算の仕組みが続く限り、出て仕方がないものではないかと思っております。

それから、生保の医療費、94パーセントというのがちょっと私、半分だと思っておりましたのでわかりませんので、これは福祉部長から答えていただきたいと思います。

それから、桂岡の件ですが、私はその経緯がわかりませんので、後々に担当部からいたしたいと思っております。

それから、自治基本条例案の件ですが、パブリックコメントが2件しかないのをどう思うかということでございますが、パブリックコメントを実施するときに、ああいう理念条例なるものはあまり悪いことを書いているものではないものですから、そんなに反対意見等々あるとは思っておりませんでした。 2件の内容も条例に直接影響するような意見というものも出ておりませんでしたし、今後、言われるとおり、修正案が出てきたら5年間修正しないのかという御指摘もございましたが、5年以内にというこ とが書いていると思いますので、執行していく上で、やっていく上で明らかにふぐあいがあるようでしたら、それは5年間というものに、以内という表現がありますので、とらわれずに修正していきたいと思っております。

それから、カジノの件ですが、市民合意をとるべきではないのかということですが、カジノの法案推進に当たってはもちろん市民の意見を聞くべきと思いますので、仮に、今、自治基本条例案は可決されておりませんが、もし可決していただけるなら、市民合意という中でも、この条例の中でやってもいいと思うのです。いろいろやり方はあると思うので、市民の意見を聞きながら進めていくべきものと十分理解しておりますので、そこら辺は御指摘のとおり市民の意見は取り込んでカジノのほうも推進していきたいと思っております。

あと、プールの件ですが、ちょっとPFIのことはわかりませんので、教育長からお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 福祉部長。

〇福祉部長(三浦波人) 生活保護扶助費のうちの医療扶助費の件でございます。

要は決算不用額の決算額同士を比較したときに、その不用額のほとんどが医療扶助費であるということでございますけれども、これは生活保護の扶助費の予算額というのは、大きいものから言いますと、例えば医療扶助、先ほど半分ぐらいが医療扶助費だと言いました。そのほかに生活扶助費というのが30億円とか住宅扶助が10億円とか、そういう大きなものがあるのですけれども、生活扶助費とか住宅扶助費というものは、予算を立てるときにそのときの受給者の方の人数をある程度押さえて、翌年度の新規の増加傾向とか廃止の傾向をつかめばそれほど大きなずれは出てこないのですが、医療扶助については、先ほど申し上げましたように、ちょっと風邪がはやるとかはやらないとか、大きな手術をされる方がいるとか、こうなりますと、医療費の10分の10が生活保護で出すものでございますので、大変大きな影響になってきて予算が立てづらいということは先ほど申し上げました。それでどうしても不用額同士を年度ごとに比べますと、そのほとんどが医療扶助になってしまうということで、これも御理解をいただきたいと思います。

なお、先ほど来不用額の話になっていますが、年度によっては例えば風邪がはやったりいたしますと、 途端に医療扶助費が足りなくなるということもあり得るということで、その点も御理解いただきたいと 思います。

それから、御質問の中に受診の制度を知らない方がいらっしゃるお話があったと思いますけれども、 もしそういうことがあるのだとすれば、そういうことのないように対応してまいりたいと考えておりま す。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

〇教育長(上林 猛) 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

民間との複合施設がPFIの問題については、数ある検討の中の一つということで、それで決めたということではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、教育委員会とすれば後期実施計画に登載の方向で検討を進めておりまして、できるだけ早く一定の方向を示し、市長部局と相談をしてまいりたいというふうに考えております。

(発言する者あり)

(「議長、21番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 21 番、新谷とし議員。

O21 番(新谷とし議員) 必ず後期実施計画にのせて早期に建設していただきたいということに対して のお答えがありません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 今の件ですが、教育長の答弁の中で市長部局と協議していくということなので、 我々も教育委員会からの提案を受けて検討していきたいと思いますが、必ず今のせてと言われても、ま だ検討していないので、のせる方向では考えていきたいと思っておりますが、そういうことで御理解い ただきたいと思います。

○議長(横田久俊) いいですね。答弁漏れはないですね。

(「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 22 番、北野義紀議員。

〇22番(北野義紀) 議長に今発言がないのかと言ったら、ないというお話だから、議事進行の発言を求めるのです。今後の本会議の運営にかかわりますので、教育長の再答弁の中で、学校併設型のプールも検討の一つになっている、こういう答弁がありました。

これは前から教育委員会に何回も注意をし、第1回定例会の冒頭の教育長の教育方針の説明の中でも うたわれ、突然、学校併設型というのを市長部局と相談するということで、これは議会のほうで初めて 聞いたということで、議長から教育長が各会派代表者会議に呼ばれて注意をされたことなのです。

なぜこのことを問題にするかといえば、議会で過疎計画というのは満場一致で決定されているのです。 学校の施設は過疎債の対象にはならないということが前提の上で過疎計画が立てられていますから、過 疎計画で言うプールというのは単独型しかないのですよ。にもかかわらず、過疎計画を満場一致で決め た議会の意向を無視して、何回注意しても学校併設型を繰り返すということについて、議長から何の注 意もないというのは私は解せませんので、議長の見解を求める次第です。

○議長(横田久俊) ただいま北野議員から議事進行の発言がありました。確かに各会派代表者会議で教育長にお話を聞いて、みんなで理解をしたといいましょうか、そこでお話をいただいたわけでありますが、一貫して教育長が御答弁なさっているのは学校併設型も考慮して考えながらという発言だと私は聞いておりますし、全く過疎債との絡みはどういうふうに解消するのかわかりませんけれども、学校併設型も一つの案として考えているということでありますので、私はその答弁をそれで結構だと思っておりますので、注意はいたしません。

(「納得いかないよ、それは」と呼ぶ者あり)

後のいろいろな場面で御質問をいただきたいと思います。

(「議会の意向を無視した答弁、教育長の答弁は。そんなことでいいのですか」と呼ぶ者あり)

繰り返しになりますが、私としては今の段階では、教育長の答弁は、学校併設型も選択肢の一つとしているということでありますので、それに決めたというお話ではありませんので、これは何回も言いますけれども、教育長の答弁はそのままでいいと思います。

(「議長、21番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 21 番、新谷とし議員。

O21番(新谷とし議員) 副市長から答弁いただきましたプールのことですけれども、総合計画は議会で議決しておりますよね。それを無視する発言はおかしいのではないですか。

○議長(横田久俊) 新谷議員の議事進行にお答えしますが、副市長の答弁が総合計画を無視している というふうに私は聞き取れませんでした。そういうことも含めて、これから教育委員会とさらに協議を 重ねるというふうに理解をしましたので、その旨御了解ください。

(発言する者あり)

(「肯定するばかりですね」と呼ぶ者あり)

以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時23分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員酒井隆行

議員中島麗子

平成25年

第3回定例会会議録 第3日目

小樽市議会

平成25年9月10日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲
3番	中	村	岩	雄
5番	成	田	祐	樹
7番	小	貫		元
9番	松	田	優	子
11番	斉	藤	陽 -	- 良
13番	酒	井	隆	行
15番	濱	本		進
17番	佐々	木		秩
19番	斎	藤	博	行
21番	新	谷	ک	L
23番	佐々	木		茂
25番	横	田	久	俊

28番 久 末 恵 子

2番 千 葉 美幸 吹 4番 田 友三郎 6番 哲 也 安 斎 8番 Ш 畑 正 美 10番 高 橋 克 12番 鈴 木 喜 明 14番 上 野 智 真 下 孤 芳 16番 林 18番 保 Ш П 20番 中 島 麗 子 22番 野 北 義 紀 田 雅 24番 敏 Ш 27番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

出席説明員

市			長	中	松	義	治
教	官	ì	長	上	林		猛
水	道	局	長	飯	田	俊	哉
財	政	部	長	堀	江	雄	$\ddot{-}$
生剂	舌環	境音	『長	前	田	孝	_
福	祉	部	長	三	浦	波	人
建	設	部	長	工	藤	裕	司
消	ß	方	長	青	Щ	光	司
教	育	部	長	Щ	村	幹	雄
総系	务部系	総務調	果長	佐	藤	靖	久

副市長貞村英之 病院局長並木昭義 総務部長 迫 俊哉 産業港湾部長 佐 藤 誠 一 医療保険部長 藤井秀喜 保 健 所 長 秋 野 恵美子 会計管理者 石 崎 留 子 病 院 局 経営管理部長 小 山 秀 昭 総 務 部 企画政策室長 中田克浩 財政部財政課長 佐々木 真 一

議事参与事務局職員

事	務	局	長	田	中	泰	彦	事	務后	分次	長	中	崎	岳	史
庶	務	係	長	伝	里	純	也	議	事	係	長	柳	谷	昌	和
調	査	係	長	沼	田	晃	司	書			記	髙	野	瑠珠	8子
書			記	木	戸	智息	京子	書			記	佐々	木	昌	之
書			記	深	田	友	和	書			記	伊	沢	有	里

開議 午後 1時00分

○議長(横田久俊) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村岩雄議員、松田優子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。 これより昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

〇2番(千葉美幸議員) 平成25年第3回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

第1項目めの財政に関連して伺います。

初めに、地方自治体に大きくかかわる社会保障制度についてです。

昨日、4月から6月期のGDP成長率改定値が発表され、2四半期連続で3パーセント台に乗せる改善は、消費税増税に一歩近づいたと報道がありました。高齢化が進む日本で非常に関心が高い社会保障制度について、8月6日、社会保障制度改革国民会議の最終報告案がまとめられたところです。内容は、消費税率引上げを前提にした改革内容となっており、年代によっていろいろな意見があるようです。

そこで、中松市長は、率直にこの改革案に対して、どのような御意見をお持ちでしょうか伺います。 次に、決算についてです。

厳しい財政状況の中、選択と集中の視点に立ち、事業の厳選に引き続き取り組むことや、最優先の課題である財政の健全化を念頭に置き、他会計から新たな借入れを行わずに予算編成した平成24年度の決算状況が出ました。実質収支が1億5,665万6,000円の黒字で3年連続の黒字となり、単年度収支は10億1,672万8,000円の赤字となりました。

また、職員給与費の削減や財政調整基金への積立てや取崩しなどの財源対策で実質単年度収支は6億5,393万円の黒字となっております。人口減少とともに市税をはじめとする自主財源が縮小し地方交付税など依存財源に頼っている本市が目指す真の財政改革は限られた財源の中で、厳しいかじ取りが続きそうです。

そこで、以下、伺います。

市税の調定額について、この 10 年間のピークである平成 20 年度と比較し、主な税目の額をお示しいただき、その増減の理由について説明願います。

また、現年課税分の収入率と滞納繰越分の収入率、そして市税全体の収入率について、平成 20 年度と 比較して説明願います。

小樽市では滞納対策として、昨年度より納税課にグループ制を導入しておりますが、効果については いかがでしょうか、お聞かせ願います。

また、他自治体では、歳入の確保対策として、市税など公的支払のクレジットカード収納サービスを始めたところもあります。カード会社によっては、分割も可能でポイントも望めることなど納税者にメリットもあり、時代に合わせたサービスの導入も検討する必要があると考えます。市税のほか水道料金などについても見解をお聞かせ願います。

次に、不用額についてですが、平成24年度の不用額は21.8億円で、ここ数年、20億円前後で推移しております。この状況から内容について分析し、翌年度の予算編成に反映されるよう努めるべきと考えます。24年度決算不用額について説明いただき、市長の見解をお聞かせ願います。

この項の最後に、小樽市の財政健全化への取組方針には、平成26年度以降から各年度収支改善目標6億円を達成し、実質収支の黒字を確保するとあります。直近で訪れる平成26年度財政の具体的な改善策の内容について、市長のお考えをお示し願います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 千葉議員の御質問にお答えいたします。

ただいま財政について御質問がありました。

初めに、社会保障制度改革についてですが、社会保障制度改革国民会議の報告書では、少子化対策や 医療保険制度、介護保険制度など、社会保障の多岐にわたる分野について改革の方向性が示されたこと などにつきましては、一定の評価をするものであります。

しかしながら、国民健康保険の運営主体の都道府県化一つを取り上げても解決すべき課題が山積していることや、改革の影響は自治体ばかりでなく、広く市民生活にも及ぶことから、今後、具体的な制度設計や法案作成に当たりましては、地方の実情や意見を十分に反映していただきたいと考えております。次に、平成24年度決算についてですが、市税の主な税目の現年課税分における平成20年度調定額との比較と増減理由について、個人市民税については、平成24年度調定額は44億1,985万円で7億4,496万円減少しており、その主な理由は、納税義務者数や個人の所得の減少によるものです。

次に、法人市民税につきましては、平成 24 年度は 15 億 1,917 万円で 437 万円の減収で、ほぼ同額となっております。

次に、固定資産税につきましては、24年度57億2,897万円で8億6,539万円減少しておりますが、 21年度、24年度に評価替えがあり、土地については、この間、地価の下落傾向が続いていること、家屋 については既存家屋の経年劣化等により評価額が減少したことによるものです。

都市計画税につきましては、24 年度 11 億 302 万円で 1 億 8,381 万円減少しており、固定資産税と同様の理由であります。

次に、主な税目の収入率の平成 20 年度との比較についてですが、まず現年課税分の収入率について、個人市民税は平成 24 年度、97.5 パーセントで 1.1 ポイントの増となっております。法人市民税は 99.1 パーセントで 0.3 ポイントの増、固定資産税は 91.8 パーセントで 0.5 ポイントの増、都市計画税は 90.7 パーセントで 0.4 ポイントの増となっており、各税目ともに収入率は向上しております。

次に、滞納繰越分の収入率についてですが、個人市民税は平成 24 年度、30.7 パーセントで 7.6 ポイントの減となっております。法人市民税は 18.3 パーセントで 5.1 ポイントの増、固定資産税は 4.6 パーセントで 8.2 ポイントの減、都市計画税は 4.8 パーセントで 7.8 ポイントの減となっており、法人市民税の収入率は向上しましたが、他の 3 税目は低下しております。

次に、市税全体の収入率についてですが、現年課税分は平成24年度、95.0パーセントで0.8ポイントの増、滞納繰越分は7.2パーセントで8.8ポイントの減、合計では73.8パーセントで6.4ポイントの減となっており、市税全体としての収入率は低下しております。

次に、グループ制導入の効果についてですが、納税課では昨年4月から従来の4係1担当体制から3 グループ体制に組織変更しました。このことにより早期の納税交渉及び差押えが可能となった結果、平成24年度では前年度と比べ、差押件数で557件、充当額で約2,100万円増加となり、現年課税分の収入率も0.7ポイントの向上につながったものであります。 次に、市税や水道料金などのクレジットカード収納サービスについてですが、クレジット納付は納税 者が現金などを用意する必要がなく、クレジットカードによっては分割払やポイントがたまるなどのメ リットもあり、納付手段の多様化により納税者などの利便性の向上が図られるものと考えております。

しかし、クレジット納付の導入に当たっては、電算システムの改修費用や取扱手数料など初期投資及 び維持管理費が高額になるなどの課題があり、現在の本市の財政状況を考慮しますと現時点での導入は 難しいものと考えますが、市民サービスの向上に向けて、今後とも導入効果や導入後の課題など他都市 の情報収集に努め、引き続き検討したいと考えております。

次に、24年度決算の不用額についてですが、主なものとしましては、民生費では生活保護の扶助費で約3億6,300万円、商工費では中小企業等への制度融資に伴う貸付金で約1億6,900万円、消防費では高機能消防指令センター整備事業費で約2億2,700万円となっております。

また、予算編成の反映についてですが、各事業ごとの毎年度の不用額について、よく分析した上で十分精査し、過剰に見込むことなく精微な見積りに努めておりますが、国全体の経済動向や工事に係る入札など執行しなければ把握の難しい経費などがあることなどから、一定程度の不用額が発生することはやむを得ないものと考えております。

次に、財政健全化に向けた具体的な改善策についてでありますが、現時点で具体的な内容をお示しできるものはありませんが、これまでの行財政改革に向けた取組を継続するとともに、今後の26年度予算編成の中で、平成24年度から試行している行政評価の結果の反映や事務事業の見直しを行うなど、改善目標の達成に向け、努力してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇)

〇2番(千葉美幸議員) 第2項目め、小樽市土地開発公社の解散について伺います。

小樽市の土地開発公社は、昭和48年5月8日、市が100パーセント、500万円を出資し、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に設立されました。バブル時代到来と言われた昭和六十一、二年前後から土地の価格は上昇したものの、その後、景気の悪化とともに地価の上昇は見られず、全国で地価の下落が始まっております。これにより、公社設立の本来の目的である都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体にかわって土地の先行取得を行うこと等の目的の意義が薄れてきたことや、平成17年に土地開発公社経理基準要綱が改正されたことなども背景となって、解散か存続か各自治体で議論等が進められ、中には検討委員会などを設置し、公社の存廃を数年かけて話し合ってきた自治体もあるようです。小樽市では解散を決め、清算に伴う多額の資金を第三セクター等改革推進債を発行し、整理しようとするものです。

そこで、以下、伺ってまいりたいと思います。

初めに、小樽市土地開発公社の役割についてです。設立から現在まで先行取得された用地で執行された主な事業について説明願います。

また、公社保有地は、どのように現在の状況に推移してきたのか、簿価額合計の最大年度をお示しいただき、簡潔に御説明願います。

小樽市では、公社が解散するに当たり活用される第三セクター等改革推進債について申請を今後行っていく予定ですが、この三セク債について御説明願います。

また、土地開発公社の解散に当たり、どのような手続がなされ進んでいくのか、今後のスケジュール についてお示し願います。

次に、小樽市土地開発公社の現状についてですが、現在の公社保有地は7か所で、時価相当額合計2億4,155万5,000円、取得金額5億9,180万6,000円の半分以下となっており、全てが取得年度から10年以上経過しているいわゆる塩漬け状態の土地です。目的があって先行取得されながら塩漬けの状態で現在に至った経緯について説明願います。

次に、公社の経営健全化へ向けた取組についてであります。

小樽市土地開発公社の経営状況は地価の下落に伴って、簿価額と時価額の差が大きく広がり、市の財政状況の悪化や目的があって先行取得した土地の利用が見込めない中、悪化してきたと認識しています。 現在までどのような取組が進められてきたのか、御説明願います。

次に、土地開発公社の解散と第三セクター等改革推進債、いわゆる三セク債の活用を決めた財政的な メリットについてです。三セク債活用の財政効果について、具体的に土地開発公社を存続させる場合と 三セク債を活用し、土地開発公社を解散させる場合を比較し、説明願います。

効果が見込まれる一方で、三セク債活用による財政指標に与える影響についてはいかがでしょうか。 三セク債の償還年限が原則 10 年とされていることから、実質公債費比率と将来負担比率の今後 10 年間 に影響が出ると考えます。見通しについてお示し願います。

また、この比率を抑制するための取組についても伺います。

この項の最後に、市民への説明責任について伺います。

公社の解散に当たり財政負担が生じることから、設立から解散に至るまでの経緯や理由、考え方などを市民へ情報提供する必要があると考えますが、いかがでしょうか。市長の見解を求めます。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、土地開発公社について御質問がありました。

初めに、公社の果たしてきた役割と現状についてですが、まず先行取得された用地で執行された主な事業につきましては、塩谷小学校や塩谷市営住宅の用地のほか、最近では旧国鉄手宮線跡地を先行取得し、現在、散策路や広場などの整備事業を行っており、これまで35件の土地が事業化されております。次に、公社保有地の推移についてですが、年度別による保有地の件数は昭和57年度から平成元年度、平成6年度から12年度までの期間は10件以上の土地を保有しており、平成11年度が14件で一番多くなっておりました。

また、簿価額の合計につきましては、おおむね件数が多い年度は高くなっており、昭和 57 年度末が約12億1,600万円で最大となっております。

次に、三セク債についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月から全面施行され、地方公共団体は地方公社等の抜本的改革について先送りすることなく、早期に取り組むことが求められ、国において、その対応策として第三セクター等改革推進債という特例の地方債が設けられました。

その内容は、対象経費として第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある経費で、償還期限は10年以内を基本とし、対象期間は平成21年度から25年度の5か年間となっております。

次に、今後の公社解散のスケジュールについてですが、今定例会に提案している公社の解散に関する

議案を議決いただきましたら、北海道へ公社解散許可申請を行うとともに、公社の保有現金及び土地を 市に返済する手続を行い、清算手続に入り、今年度内に清算結了する予定です。

なお、三セク債につきましては、来年2月に北海道へ許可の申請を行う予定であります。

次に、事業化されないまま現在に至った土地の経過についてですが、先行取得時は、その時代に沿った需要や目的があり事業化を目指していたものでありますが、現在、保有している土地は、取得時期が昭和56年から平成13年であり、市の財政状況も厳しくなり、時間の経過に伴い事業の必要性や優先度が低くなるなどの理由で事業の着手が行われず、現在に至っているものであります。

次に、公社の経営健全化へ向けた取組についてですが、公社としては、先行取得した土地が市に買い戻されるまで土地の簿価に金利の上乗せ額を極力抑えることが必要であることから平成8年度までは金融機関からの長期借入れもありましたが、平成9年度からは市から無利子での借入れを基本としてきました。

また、築港地区公共公的施設用地を新南小樽市場協同組合に駐車場として賃貸し、公社の収入増を図っております。

次に、公社の解散と財政に与える影響についてですが、まず三セク債の活用を決めた財政的なメリットということでありますが、土地開発公社を存続させた場合、地価の下落傾向が続く中で、公社の土地は借入利息などが累積し、簿価と時価の差が大きくなり、市の公社への貸付金が増えるとともに事業を行う際の買い戻す金額が多額となるなど、現状よりも財政負担がますます大きくなるものです。

また、買い戻す際に土地を活用した事業を実施しなければ、補助金や起債を財源として活用することができず、単年度負担が非常に大きくなるものです。

一方、三セク債を活用し公社を解散する場合には、公社からの貸付金の返還に係る歳入欠陥に三セク債を充てることができ、10年間で返済を予定していることから、単年度の財政負担が軽減されるものであります。

次に、三セク債の活用による財政指標に与える影響などについてでありますが、今年度借入れを予定している三セク債は26年度から10年間での償還を予定しており、借入れ後の実質公債費比率を推計いたしますと、26年度は12.2パーセント、35年度は9.2パーセントと見込まれ、借入れをしない場合と比べ、0.1ポイント程度上昇する見込みであります。

また、将来負担比率では、26年度は101.5パーセント、35年度は68.6パーセントと見込まれ、借入れをしない場合と比べ、0.1から2.0ポイント下がる見込みであります。

次に、比率を抑制するための取組につきましては、健全化判断基準などを見据えながら市債の新規発行を抑制するため、今後とも建設事業は必要性、緊急性を十分考慮し事業を厳選するとともに、市債の借入れに当たっては、過疎債など有利な地方債を選択するなど、後年度負担の軽減に努めてまいります。

次に、市民への情報提供についてですが、公社の解散に当たり市民への説明は必要なものであり、9 月4日に市のホームページに「小樽市土地開発公社の解散について」を掲載し、公社の設立から現在までの経緯や今回解散に至った経緯などについて情報提供を行ったところであります。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇)

〇2番(千葉美幸議員) 質問の第3項目めです。

小樽市自治基本条例案について伺います。

自治基本条例の策定ですが、小樽市では、平成21年1月、庁内研究会を発足し、翌年4月には学識経験者、有識者など5名で構成された小樽市自治基本条例懇話会の検討、そしてまちづくり団体からの推薦者や学生などで構成される小樽市自治基本条例策定委員会を設置し進められ、原案は本委員会の提言を最大限に生かした内容と伺っております。自治基本条例は2000年に施行された地方分権一括法により地域のことは地域で責任を持って決めることが求められるようになったことが背景の一つと言われ、一部の報道では現在わかっているだけでも300ほどの自治体で施行、検討が進められているそうです。市や市民、議会などの責務や役割が明記され、まちづくりの基本的な方向性やルールを示すことから自治体の憲法とも言われていますが、住民投票など条例の内容によっては、制定に慎重な考え方もあります。そこで、以下4点にわたって伺います。

初めに、小樽市自治基本条例策定の目的と経過について御説明願います。

小樽市自治基本条例の制定によりどのような効果が期待されるのでしょうか。中松市長の公約にも自治基本条例の策定の推進が掲げられており、本条例の必要性について市長の見解をお聞かせ願います。

次に、本市の自治基本条例の内容についてですが、各自治体では特徴的な規定を盛り込んでいるまち もあります。本市条例についてはいかがですか、説明願います。市民参加のワークショップでの議論や 他の自治体の状況を踏まえ、お聞かせ願います。

4点目として、小樽市自治基本条例の住民投票について伺います。

条例第11条第1項で、「市長は、市政に関する重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、その事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定め、住民投票を実施することができます」、第2項で、「市は、住民投票の結果を尊重します」となっております。市では、どのような議論経過の中で、基本条例に住民投票を位置づけられたのか、説明願います。

また、市長が住民投票で住民の意思を確認する市政に関する重要な事案とは、どのような事案を想定されているのか、お聞きいたします。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、自治基本条例案について御質問がありました。

初めに、条例策定の目的と経過についてですが、近年、地方分権の流れが加速し、地方が担う役割と 責任は、さらに大きくなっており、地方自治体が限られた財源により、みずから決定し、責任を持って 実行することが求められております。また、本市では、人口減少や少子高齢化など多くの課題を抱えて おります。

これらを解決していくには、市が主体的に取り組むことはもちろんですが、市民の皆さん、議会、そして市が互いの役割や責任を理解し合い、協力してまちづくりに取り組むことが大切であると考えます。 そのためには市民参加と協働によるまちづくりに基本的なルールが必要であることから、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的に自治基本条例を制定することとしたものであります。

次に、条例を制定することによる効果についてですが、この制定により市民生活において直ちに変化が表れるものではありませんが、市民、議会、市がそれぞれの情報を共有することにより、まちづくりに対する意識の醸成が図られることや、審議会等の設置に際し、公募による委員を加えるといったことにより市民の意見が行政に届く機会が増えるといった効果が期待できます。また、市民との協働や説明責任に対する職員の意識が向上することで、市民の視点に立ったサービスの提供が一層図られるものと

思われます。私といたしましても、市民力を生かし、市民の皆さんと行政が協働して「活力あるおたる」 を創造していくことが重要であると考えておりますので、本市にとって自治基本条例を制定することは 意義があると考えております。

次に、本市条例の特徴と住民投票についてですが、まず特徴的な規定については、第17条第3項の市長の役割及び責務として、「小樽及び後志地域の魅力を認識し、国内外に発信します」また、第31条の魅力あるまちづくりとして、「風格ある観光都市としてあり続ける」ことや小樽の特性を生かしたまちづくりの推進、小樽を訪れる方に対し温かく迎えることを規定しております。これらの条項は、市民参加のワークショップでの御意見や策定委員会の提言を受け盛り込んだもので、いずれも本市にとって必要な項目であると判断いたしました。

なお、他の自治体における特徴的な規定の例といたしましては、帯広市まちづくり条例で、十勝の魅力や個性を生かしたまちづくりの推進について規定されているほか、箱根町自治基本条例で、国際観光地としてのまちづくりについて規定されております。

次に、住民投票を位置づけるに当たっての議論経過についてですが、小樽市自治基本条例策定委員会からは、「間接民主制を補完する制度のひとつとして、住民の意思を直接確認する」手段である住民投票が必要であり、また、「議会での審議を経て、実施の必要性について明確にする、個別型の住民投票が望ましい」との提言をいただきました。これを受け、庁内検討会議において議論を行い、策定委員会の提言と同様に住民投票が必要であること、さらに住民投票の実施に当たっては、慎重な判断が必要となるため、個別の事案ごとに投票に必要な事項を定める条例を議会の議決をいただき制定する個別型の住民投票が適していると考え規定いたしました。

次に、市民の意思を確認する市政に関する重要な事案についてですが、具体的な事案を想定しているものではありませんが、一般的には住民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案で、市や住民全体に大きな影響をもたらすものが考えられます。全国的にも住民投票が行われた例は多くありませんが、原子力発電所の建設や産業廃棄物施設の設置、都市計画事業の実施などの事案で住民投票が行われた例があると承知しております。

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇)

〇2番(千葉美幸議員) 第4項目め、市民の安全を守る災害対策について伺います。

京都府福知山市で開催された花火大会で起きた露店爆発事故は、小さな子供も犠牲となり、痛ましい 大惨事となりました。夏休みの楽しい思い出になるはずが、このような事故になってしまい、本当に心 が痛みます。ここで、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお入院し治療を 受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の事故の原因は、露天商店店主の誤った燃料器の取扱いや主催者側の安全管理について問題が問われているようです。ここ小樽市は、市民や観光客が大勢集まるお祭りや花火大会、イベントなどが数多く開催される都市であり、いま一度安全対策の確認をしていただきたく質問いたします。

初めに、このたびの福知山市での火災後、小樽市でもお祭り等がありましたが、消防本部では安全確認や指導を行ったのか、内容についても伺います。

また、今後、火気取扱いの周知徹底や主催者側との連携をどのように行っていかれるのかについて説明願います。

火気取扱いの安全対策については、自治体の火災予防条例で定められておりますが、露店などのよう に取扱量が少なく、規制がかからない場合の安全対策に懸念を感じております。火災予防条例上、お祭 りやイベント開催の届出はどのように定められているのでしょうか。

また、お祭りやイベントの開催以外でも消防車の初動態勢や通行に支障がある道路工事に伴う通行規制をどのように把握しているのか、伺います。

次に、平成25年災害対策基本法改正による要援護者等の対策について伺います。

地震や津波が発生すると高齢者や障害者、妊婦、乳幼児などは1人で避難することが難しいため、災害時要援護者と位置づけられています。特に、平成23年3月の東日本大震災で犠牲となった方々の多くが高齢者で、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡者数が約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったそうです。避難のためには支援が必要である災害時要援護者に情報が届かなかったり、避難の要否が判断できない状況があったり、寝たきりなどで自力で避難することができず、とうとい命が失われました。

また、避難の説得に当たった支援者までもが説得時間を要し多数の犠牲者が出たことも報告されております。それらの結果を見ても、支援が必要な高齢者の情報共有は大切であり、情報の基となる要援護者の登録を進めなければなりません。平成18年3月に国が示した災害時要援護者の支援ガイドラインを受け、小樽市でも災害時要援護者の登録を進め、個別計画の策定を行ってきたところでありますが、名簿の整理や支援者の決定、特に名簿の共有化に当たっては、大変御苦労されていることと思います。先月、内閣府から公表された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、また避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針は、東日本大震災の教訓を踏まえ設置された有識者検討会の報告書の下、まとめられました。これは平成25年の災害対策基本法の一部改正を受けて、災害時の名簿情報の外部提供を奨励したことや、避難行動要支援者名簿の作成、避難所の生活環境改善の考え方などを示したもので、市町村に具体策を提示し、災害弱者への配慮を一層求めたものとなっております。これは、発災時の個別の支援・行動計画など平常時から細かく決めて訓練しなければ、十分な対応は望めず、地域ぐるみの取組が必要で、自治体の入念な準備にかかっております。

そこで、以下、伺ってまいります。

初めに、今まで本市で推進してきた災害時要援護者名簿の登録状況は、どのようになっているのでしょうか、現在の登録者数について説明願います。

また、今まで把握に努めてきた災害時要援護者の登録方法など、小樽市ではどのように見直されるのか、説明願います。

避難行動要支援者の状況は、常に変化するため、名簿情報を最新の状態に保つことが弱い立場の方々を守ることにつながります。小樽市では、今後、避難行動要支援者の名簿作成や更新等に必要な要配慮者の把握に関係部局との連携をどのように図っていくのか伺います。

避難所の整備や運営に関して方針の中で、事前に決めていた責任者が被災すると避難所の運営に混乱が起きることが想定され、誰でも避難所を立ち上げられる避難所運営の手引を作成すべきとされています。

小樽市の進め方について伺います。

この項の最後に、北海道地域防災マスターについて伺います。

北海道では、防災に対する心構えなどを多くの方に知っていただくため、北海道地域防災マスターの 育成に取り組んでおります。恵庭市では、多数の防災マスターが誕生し、地域の安全を地域で考える防 災意識が進み、自主防災組織の立ち上げの動きもあるそうです。 小樽市の取組の状況はいかがでしょうか、伺います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、市民の安全を守る取組について御質問がありました。

初めに、お祭り等の安全対策についてでありますが、お祭り等の安全確認や指導については、福知山市の火災発生直後から8月末までに開催された10件のイベント等の主催者及び関係者に対し、会場内で使用する火気、特にガソリンなどの危険物やプロパンガスの取扱いについて指導を行ったところであります。

また、今後の主催者との連携につきましては、例年本市では多くのお祭りやイベントが開催されていることから主催者に対して火災予防の徹底を指導した上で、露店関係者への注意喚起を依頼するとともに職員が現地に赴き、会場の火気取扱い等の状況を確認し、関係者に対して必要な指導を行いたいと考えております。

次に、火災予防条例上のお祭りやイベント開催の届出についてでありますが、同条例第 63 条では舞台などを設けて催物を行う場合には、あらかじめ届け出た上で、ガソリン等危険物や火気設備の取扱い及び避難管理の状況などの検査を受けることとされています。

また、道路工事に伴う通行規制については、同条例第65条第4号に基づく消防長への届出や道路管理者からの道路の通行制限についての通知により把握するとともに消防が実施するパトロール等により、その状況を確認しております。

次に、平成25年度災害対策基本法改正による要援護者等の対策についてですが、まず本市での災害時要援護者の登録者数は本年8月30日現在で6,962名となっており、これまで登録を希望する高齢者や要介護認定を受けている方を災害時要援護者名簿への登載を行ってきたところであります。

また、災害対策基本法の一部改正に伴い、今後は、要介護度や身体障害者手帳の等級などにより希望者だけでなく、市が定めた登録要件に該当する方を新たに避難行動要支援者名簿に登載することとなりました。

なお、登録要件については、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に示された例なども 参考に決めてまいりたいと考えております。

次に、避難行動要支援者の名簿の作成等に必要な関係部局との連携についてですが、名簿の作成に当たりましては、法改正により必要な範囲で市町村の関係部局で把握している要介護者や高齢者、障害者などの情報を内部で利用することができることとされておりますので、今後、名簿登載に必要な情報の範囲や新たに名簿登載の要件に該当となった方の異動情報の把握の方法などについて、関係部局間で協議をさせたいと考えております。

次に、避難所運営の手引の作成についてですが、現在、本市では地域防災計画において避難所の開設を定めておりますが、東日本大震災以降、開設後の円滑な運営が求められていることから避難所の開設方法や運営を行うための役割分担などを定めた避難所運営マニュアルを作成することとしており、御提言の趣旨を踏まえ、先進地の事例や施設管理者の意見なども参考にしながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、北海道地域防災マスター育成の本市の取組状況ですが、北海道地域防災マスターについては、 北海道が市町村における防災活動のリーダーを養成する目的で、行政機関などで防災業務を経験した方 などを対象として研修会を開催し認定しているもので、現在、小樽市では、市職員を含め5名が認定されているところであります。恵庭市では、本年度に研修会が開催されたことにより多数の北海道地域防災マスターが認定されたもので、本市といたしましても、北海道に研修会開催を要請し、認定者の増加を図るとともに、その活用方法について他都市の事例も参考とし、地域の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇)

〇2番(千葉美幸議員) 第5項目め、第8回日本カジノ創設サミット in 小樽開催補助金について質問させていただきます。

国のカジノ合法化に向けた動きが加速していると言われています。外国人観光客のさらなる拡大を目指せることや、それに伴う経済波及効果が大きく期待されており、2013年文部科学省が科学研究費としてカジノ研究に助成をしたことも誘致活動に取り組んできた団体や自治体、そして民間企業が積極的に動いている要因のようです。

道内では、昨年第7回日本カジノ創設サミットの開催地となった釧路市が、本年7月30日に蝦名市長みずからひがし北海道統合観光リゾートIR誘致協議会の関係者とともに道庁を訪れ、高橋はるみ知事に統合型リゾートに係る取組の推進に関する要望書を提出し、阿寒湖温泉地を統合型リゾート候補地とすることを要請しました。その際、高橋はるみ知事は、治安への影響など課題も多いとしながら、カジノを運営する事業者との接触など、しっかり取り組みたいと述べたことが報道されております。

また、道としても昨年、カジノを含む統合型観光リゾート(IR)による経済・社会影響調査の報告がまとめられ、北海道の観光や雇用、新たな税収の確保など、経済効果が期待されているようです。報告書を見ますと、世界のIRは公的財源を必要としない観光振興策の一手段となっていることや、カジノの合法化を行ってきた地域において、統制のノウハウが積み重ねられてきた点で、IR構想が観光産業の中で注目をされている理由のようです。

一方、懸念されている治安や青少年教育、依存症に対するリスクも確実に存在することは、報告書の中でも述べられております。中松市長は、現在まで小樽 I R 構想の効果への期待や情報収集に努めるお話はされているものの、カジノを含めた統合型観光リゾートの小樽市への誘致に関しては、これまでははっきりとした意思表示がなされてこなかったと認識しております。

そのような中で、今定例会の補正予算には、日本カジノ創設サミットが小樽市で開催される事業費の 一部を助成する 20 万円が計上されており、以下、何点か伺います。

今回の助成に至った経緯について、御説明願います。

次に、道内他自治体のIR構想の取組状況はどのように把握されているのか、お示し願います。

市も参加している小樽国際観光リゾート推進協議会は、平成24年4月にまとめた小樽IR構想の実現を目指すため活動されております。カジノ法案の詳細について明らかではありませんが、市民から小樽市長の誘致に関する決断について注目する声があるのも確かであります。10月に小樽市で開催されるサミットで挨拶される市長は、積極的に誘致活動に取り組まれる意思表示をなさるのか、お考えをお聞かせ願います。

また、小樽IR構想は、市のみならず近隣自治体への影響もあると考えますが、いかがでしょうか。 札幌市や広域連合町村からの意見などは届いているのかについてもお伺いいたします。 この項の最後に、現在、小樽IR構想は、小樽国際観光リゾート推進協議会が中心となって調査・研究が重ねられておりますが、構想の中にあるカジノについて市民から懸念の声が聞かれます。

市民に対して、小樽IR構想の情報提供をどのように進められるのか、お考えをお示しください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) ただいま、第8回日本カジノ創設サミット in 小樽開催補助金について御質問がありました。

初めに、今回の補正予算案提出の経緯でありますが、これまでのカジノを含む I Rの導入については、地域経済への効果が期待できるとの考えから、小樽国際観光リゾート推進協議会や北海道から情報収集に努めてまいりました。このたび本市でサミットが開催されるに当たり、市としても協議会とともに I R 誘致の実現に向けた取組を進めていくために予算案を提出したものであります。

次に、道内他自治体における I R構想の取組状況についてですが、先月、北海道が実施したアンケート結果によると、「誘致に向け取り組んでいる」と回答したのが本市と釧路市、「情報収集及び誘致に向けた検討を行っている」と回答したのが苫小牧市、「情報収集を行っている」と回答したのが札幌市や倶知安町など 28 市町となっております。

次に、誘致活動の意思表示につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、地域経済への効果が 期待できることから、サミットの場におきましても積極的な誘致活動を表明してまいりたいと考えてお ります。

また、近隣自治体への影響についてですが、IR構想では札幌市との連携によるMICEへの活用や 後志圏のリゾートとの組合せによる観光振興も想定されており、広域的な経済効果が期待されるもので あります。

なお、今のところIR構想についての近隣自治体からの意見などにつきましては、本市には寄せられておりません。

次に、市民に対しての小樽IR構想の情報提供についてですが、国会へ提出される法案などの関連情報を市のホームページに掲載するほか、小樽国際観光リゾート推進協議会とともに説明会などを開催し、市民の皆さんにIRに対する理解を深めていただきたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第6項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇)

〇2番(千葉美幸議員) 第6項目め、寡婦控除の対象世帯拡大について伺います。

今年初め、2歳の子供を育てる若い母親の方から相談がありました。彼女は結婚が決まった後妊娠し、結婚生活と出産に向け準備を進めていたそうであります。しかし、さまざまな事情で婚約破棄となり、現在、シングルマザーとして働きながら子育てに奮闘しております。相談内容は、保育費負担金月額の決定に対しての疑問でありました。

保育費負担金、いわゆる保育料ですが、入所する児童と世帯、生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者、この場合は家計の主宰者に限られますが、これらの課税状況、所得税額、市町村民税額に応じて決まります。この所得税額や市町村民税額の算出に当たっては、収入からさまざまな所得控

除がありますが、相談者が該当しないとされる控除に寡婦控除があります。女性の納税者が所得税法上の寡婦に当たる場合に受けられる所得控除で、婚姻に関する要件については、夫と死別し、若しくは離婚した後、婚姻していない人、夫の生死が明らかでない人となっており、民法上の婚姻関係が前提となっております。寡婦控除は昭和26年に創設された制度で、時代が変わるとともに本制度も女性だけではなく、条件は少し違いますが男性にも適用されるようになりました。しかし、あくまでも婚姻を前提としているため、相談者のようにさまざまな事情で未婚のまま子供を産み育てているシングルマザーは該当せず、控除を受けることは所得税法上できません。

一方で、調べていくと、離婚した後、未婚のまま別の男性の子供を産んだシングルマザーは、婚姻歴があるということで控除が受けられ、あるいは未婚のまま子供を産み、その後、別の男性と結婚し離婚したとすると、この場合も婚姻歴があるので寡婦控除が適用されます。婚姻歴のある、なしで適用が分かれる寡婦控除は、公営住宅家賃や保育料などに影響し問題と考えられるので、寡婦控除について何点か伺いたいと思います。

初めに、相談者の事例のような未婚のシングルマザーに対する差別について、市長はどのように認識 されているのか、お伺いいたします。

次に、小樽市の母子家庭、父子家庭の現状についてです。

ひとり親で子供を育てている世帯数は、どのくらいになるのか、国勢調査による結果をお聞かせ願います。

また、保育所入所世帯で、未婚のため寡婦控除が適用されていない世帯数はどのくらいになるのか、 お聞かせ願います。

次に、保育料算定についてですが、相談者は未婚で寡婦に該当しないため、保育料等が年間で十数万円違ってくるといいます。保育料以外でも寡婦控除の適用がないことで不満に思うことがある。収入を抑える働き方をしようと思ってしまった。そのような本音も聞かれました。平成23年度のひとり親家庭の統計データによりますと、母子世帯の平均年間収入は223万円となっており、相談者も同程度の収入です。

そこで、小樽市の保育料は幾らになるのか、給与収入を220万円、社会保険料は33万円、子供が3歳未満児1人とした場合に、寡婦控除をみなし適用した場合とそうではない場合についてシミュレーションし、説明願います。

寡婦控除の見直しについては、国でも少しずつ議論されているようですが、関係省庁が多岐にわたっていることや、いろいろな意見があるため、まだまだ時間がかかりそうであります。母子世帯総所得に限って言えば、児童のいる世帯の平均総所得の4割に満たない調査結果が出ており、未婚の母子家庭は養育費などを受けられていないことが多く、さらに収入が低いとされております。このような状況に他の自治体では、婚姻歴がないだけで優遇措置を受けられない理由がないとして、未婚の母子家庭にも適用しようとする動きが出てきました。南は沖縄県宜野湾市、那覇市、沖縄市、四国の松山市、高知市などで寡婦控除のみなし適用を始めており、ここ北海道でも札幌市が、昨年、婚姻によらないひとり親家庭の保育料の算定に当たって減免の事由として追加し、同様の内容を導入しております。

小樽市でもひとり親世帯の子育て支援策として保育料算定の際に寡婦控除のみなし適用を図るよう検 討していただきたいと思いますが、市長の御見解をお聞かせ願います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、寡婦控除の対象世帯拡大について御質問がありました。

初めに、未婚のシングルマザーについてのお尋ねでありますが、先般婚外子の相続に関する規定を違憲とする最高裁決定が出され、この決定では、戦後、婚姻や家族形態が多様化しており、父母が法律的な婚姻関係になかったことを理由として子供に不利益を及ぼすことは許されないという考え方が示されております。こうしたことから、時代の変化により法制度の見直しが図られていくものと認識しております。

次に、本市のひとり親の世帯数についてですが、国勢調査による平成17年と平成22年の調査結果で申し上げますと、20歳未満の未婚の子供と親から成る世帯は、母子世帯と父子世帯を合わせて、平成17年では1,551世帯、平成22年では1,473世帯となっております。

また、保育所入所世帯のうち、未婚のため寡婦控除が適用されていない世帯数については、本年8月 現在で10世帯となっております。

次に、御質問にありました事例による本市の保育料でありますが、寡婦控除をみなし適用した場合は 月額1万4,500円であり、みなし適用がない本来の保育料は月額2万3,500円となるものであります。

次に、本市の保育料の算定に関して寡婦控除のみなし適用を図ることについてですが、ひとり親家庭に対する寡婦控除のあり方は、もともと税制上の取扱いとして規定されているものでありますので、保育料の算定につきましても、全国的に同一の対応が図られることが、より望ましいことと認識しております。

先ほど答弁いたしましたが、婚外子にかかわる最高裁の決定が示されており、寡婦控除につきまして も背景は類似していると思われますので、今後の国の動きなどを注視してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第7項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇)

〇2番(千葉美幸議員) 最後の第7項目めの質問です。

学校教育に関連して伺います。

初めに、全国学力・学習状況調査について伺います。

本年4月に実施された全国学力・学習状況調査は、全国の小・中学校3万1,457校、219万人を対象に調査が実施され、先月27日に結果が公表されました。都道府県別の全4科目の平均正答率を見ますと、北海道は、依然、全国平均を下回る結果となっております。全国学力・学習調査の目的は、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、そのような取組を通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する、また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるというものです。

そこで、以下、伺います。

初めに、今年度の学力調査結果を受け、道内の状況について教育長の見解を伺います。

2点目、今年度の学力調査結果について、小樽市の状況を把握されている範囲でお示し願います。

市内各学校では、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学校改善プランを立て、学校と家庭、地域が一体となった取組を進めておりますが、保護者からは取組に対して、学校間や教師の間でも温度差があるという声をお聞きいたします。教育課題が多様化している中で、課題克服のため努力し、御苦労も多いと理解しておりますが、このような声に対する教育長の御所見を伺います。

文部科学省では、2014 年度の学力テストの結果公表について、現在の方針を改め、自治体の判断に任せることも含め、学校別の公表に向け検討する方針を出しております。自治体へのアンケート実施は、抽出で7月に行われたようですが、これからの動きに対して教育長の見解を伺います。

次に、学校のアレルギー対策について伺います。

昨年12月、東京都調布市で起きたアレルギー死亡事故は、その後、市教委の検証委員会による報告書が提出され、学校のミスの連鎖が指摘されております。一連の流れを見ると、児童がおかわりを求めてからアレルギーショックを起こすまで、どこかの時点でこの悲劇を食いとめることができなかったのか、本当に残念であります。2008年に全国の学校に配布された学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインは、教育現場では十分に活用されていないこともわかっており、各学校によって対応策にばらつきがあるのが現状です。文部科学省では、調布市の事故後、アレルギー対策の見直しに乗り出し、本年7月29日に中間報告をまとめておりますが、その中で給食の食物アレルギー事故は、全国どこの学校でも起こり得るとして、学校全体で対応することの重要性を指摘しております。

そこで、質問いたします。

私は、本年第1回定例会で、アレルギー対策として、学校全体としての情報の共有の体制について、 学校生活管理指導表の活用を検討願いました。この指導表の活用については、専門家からもガイドラインとともに使うことの重要性が指摘されております。教育委員会では、新共同調理場の設置を契機として検討してまいりたいとの御答弁でしたが、早期の活用を改めて求めますが、見解をお聞かせ願います。 次に、同じく第1回定例会で質問をしたエピペンについてであります。アレルギーのショック症状には、命にかかわるアナフィラキシーショックがあります。この症状は、迅速に対応することで重症化を防ぐことができ、この症状を緩和するのに有効な自己注射薬エピペン使用について、教職員の共通理解が必要です。本年度の取組について伺います。

以上、全ての項目について、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 教育長。
- **〇教育長(上林 猛)** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今年度の全国学力・学習状況調査結果の北海道の状況についてでございますが、私としては 議員が御指摘のとおり北海道の結果が、小学校は全ての教科で、中学校は国語A、数学Aで全国の差が 縮まっているとはいえ、小・中いずれの教科においても全国の平均正答率を下回っている点や学習時間 が短く、ネットやゲームをする時間が長くなっている傾向が見られる点など、課題の改善が進んでいな い状況について大変残念に思っており、学力向上の取組の難しさを痛感しているところであります。

次に、小樽市の状況についてでございますが、小樽市の教科による結果については、昨年度と比べ大きな変化はなく、現在、教科及び児童・生徒質問紙等における調査結果の詳細な分析を進め、公表に向けて準備を進めているところでございます。

次に、学力向上の取組に対する学校間や教師間の温度差についてでありますが、私としては、学校によって、また教員によって学力向上への取組姿勢に違いがあるものと認識しております。このような状況について教員個々に正確に伝え、全校を挙げて改善に向け全力で取り組むよう校長会を通じ指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、文部科学省が行った学力調査の結果の公表に関する自治体へのアンケート調査についてでありますが、このアンケートは、文部科学省が各自治体に対して公表のあり方についての意向を調べるもの

であり、本年11月ころ、その結果が発表されると聞いております。私としては、本道の学力調査の結果が、全国の下位にある状況などを考慮すれば、できるだけわかりやすい方法で市民に公表したいと考えており、このアンケート調査の結果も注視してまいりたいと考えております。

次に、学校のアレルギー対策としての学校生活管理指導表の活用についてでありますが、現在、市内の小・中学校におきましては、就学時健診の診断票や学校で行われている児童・生徒の家庭環境調査票、家庭訪問などによりアレルギー疾患を把握し、必要な対応を講じております。学校生活管理指導表は、アレルギー対策に有効な手段の一つだと認識しておりますが、医療機関の証明が必要なことから診断書と同様有料となり、保護者の負担が増えることになりますので、導入に当たっては、慎重に判断する必要があり、他都市の活動状況を調査するなど、引き続き検討してまいりたいと考えております。

今後につきましては、10月に実施する就学時健診の診断票にアレルギーの有無の項目を新設し、アレルギー疾患の正確な情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

最後に、エピペンの使用についての取組でありますが、本年7月下旬と8月下旬に市立小樽病院の看護師を講師に招き、エピペンを処方されている児童が在籍をしている小学校3校を対象として、練習用のエピペンを用いた実践を含むアナフィラキシーショックとその対応について、全教職員を対象に研修会を実施し、共通理解を図ったところであります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 2番、千葉美幸議員。
- **〇2番(千葉美幸議員)** それでは、何点か再質問をさせていただきます。

初めに、財政に関連して伺います。

歳入の確保としてクレジットカード収納サービスの導入の質問をさせていただきました。今後も研究、 検討をなさっていくという御答弁だと思うのですけれども、滞納繰越分が非常に悪い収入状況になって いるという中で、私自身も滞納になってしまった市民の方の相談を受けますが、やはり現年課税分を払 っておけば滞納にならないので、現年課税分を何とか払えれば次から次へと遅れる状況にならないのだ というお話から、固定資産税などは4回払いということでちょっと金額が大きいので、クレジットを利 用することによって現年課税分を支払える方が、数字は大きくないにしても非常に増えてくるのかとい うふうに思っております。今はポイントの時代なので市民サービスとしても、非常に有効な施策ではな いかなと思っておりますので、ぜひこれを前向きに検討していくということで、いま一度御答弁をお願 いしたいと思います。

次に、不用額についてですけれども、これは毎年度各会派からも質問があるところで、その理由についても国保や扶助費など、一定程度理解はしております。しかし、毎年度質問が出るというのは、それ以外で職員の方が努力したですとか、事業の入札うんぬんというような形で職員が努力をして、本来は一番評価されるべきところがなかなか見えていないのではないかなというふうに思っておりまして、これをもう少し具体的に御答弁されたほうが私はもっと理解が得られるのではないかと思っておりますので、翌年度予算編成に反映させるという部分で、きっちりと透明性の部分については、お示しを願いたいと思います。

次に、寡婦控除について伺います。

先ほども市長から婚外子の決定についての認識も示された中で、220万円でシミュレーションしてもらいましたけれども、年間で10万円以上違っているのです。これは保育料だけなのです。公営住宅や国保にもかかわる自治体もありまして、自治体の規模によっては30万円とも言われていて、非常に大きな金額です。ひとり親世帯で未婚の世帯というのは本当に収入が低いということもありますので、保育料

が子供のためにいろいろ減免制度をしているのであれば、これをみなし的な減免制度として、市長が一歩前に出て、ぜひ進めていただきたいという思いで質問をさせていただいておりますので、いま一度御答弁をお願いいたします。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 市長。
- **〇市長(中松藝治)** 千葉議員の再質問にお答えします。

1番目のクレジットカードでの収納については、先ほど答弁させていただきましたように何とか導入に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。ただ、現時点で言うと、システムの改修費用、それから取扱手数料がずいぶん大きいのです。銀行の口座振替手数料から見ると、クレジットの手数料は非常に大きいものですから、そういった維持・管理の問題がございますので、そういったことを含めて、トータル的にできるだけ前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、不用額の問題につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、やはり精緻な見積りもひとつ大事だと思っております。それから、経済状況等によっても、いろいろと数字的なものも変わってきたりということもありますし、何よりも工事に係る入札は、執行してみなければ実際にわからないということもいろいろとあります。しかし今後ともそういったことに取り組んでいきたいというふうに思いますし、職員については、事務事業の見直しの中で、できるだけ市民に迷惑をかけない状況の中で事業を進めていくという、こういったことにも取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思います。

3番目の寡婦の質問については、担当部長から答弁をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 福祉部長。
- ○福祉部長(三浦波人) 再質問にございました保育料への寡婦控除のみなし適用のことでございますけれども、現実に道内の35 市中、札幌市を含めて4市がそういった取扱いをしているようでございます。これが全道に広がっていかない理由も考えてみたのですけれども、やはり自治体には財政力の濃淡、あるいは市のいろいろな考え方、取り組む施策の順位など、いろいろな事情があると思います。今回の事例の寡婦控除などは、市長の答弁にありましたように本来は、国の政策制度ということで、税制に盛り込まれているものが発端になっています。昭和26年につくられた制度で、全国一律の取扱いとして生まれた、いわゆる戦争未亡人というのでしょうか、そうした世帯への施策でございます。実際に結婚の有無による差というのは今あると思いますけれども、これを全ての自治体ができていないということは、自治体による取組の差というのも生まれてくるのではないかというふうに私は思っております。

ですから、答弁にあったように、こういう問題というのは、全国どこに住んでいても同じ取扱いができるように国政の場で、なるべく早いうちに整理していただきたいと思っているところでございます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 2番、千葉美幸議員。
- **〇2番(千葉美幸議員)** 再々質問で1点、寡婦控除についてであります。

先ほどの市長の御答弁と今の福祉部長の御答弁でも国の税制上の制度ということで一律に行われることが望ましいという内容でしたけれども、それができないから市町村で訴えて判断をしていただきたいと思っているのです。

保育料は負担能力に応じて徴収するものだと思っていますし、10万円というと、本当に子育てに係る

費用をそれだけ削らなくてはいけない。同じ収入なのに、なぜそういう差が出るのかということを私は本当に差別だなというふうに思っております。そういう視点からも、先ほど世帯を聞いても 10 世帯ということでありますし、この 10 世帯の方々の保育料を減免するのが、財政にとってどれだけの影響があるのかということもしっかり示していただきながら、今後どうするか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 福祉部長。
- ○福祉部長(三浦波人) 今回の寡婦控除の問題は、保育料はもちろんですけれども、議員もおっしゃっているように公営住宅の料金ですとか、そもそも税の負担も違ってきます。ですから、いろいろな範囲に及んでいるということですので、今回は保育料だけに焦点を絞って御質問をいただいておりますけれども、やはり全体の問題ではないかというふうに考えております。要は、婚外子の子供を持つ世帯の家計の問題、そうでない寡婦控除を適用されている家計と同じ収入でありながら、家計の状況に差が出てきてしまうという問題ですので、保育料だけに限らず全体の問題であるということで、市長の答弁どおりの考えで、私どももそういうふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。
- ○議長(横田久俊) 千葉議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時50分

〇議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

〇17番(佐々木 秩議員) 民主党・市民連合を代表して質問します。

最初に、議案第22号小樽市自治基本条例案について質問します。

まちづくりの基本となるルール、小樽市自治基本条例案が提案されました。まちづくりの基本姿勢などを明らかにし、それを進めるための仕組みを保障するための条例を制定することは、有意義なことと考えます。これまでの市民とのまちづくりの実績を基礎として、情報共有と住民参加の原則に立脚してつくられた本条例案は、市民と行政、議会、相互の信頼関係を今まで以上に求めているのではないでしょうか。

まちづくりの目的は、そうした信頼関係に立って、まちの特徴や伝統、規模を生かして、市民一人一人が心豊かに温かみのある、住みやすい、安全・安心なまちをつくっていくことと考え、私たち民主党・市民連合は基本的に本条例案に賛成の立場をとるものです。

その上で、実効性ある条例、生きた条例にするために、質問、提案を以下のようにいたします。

1点目、この条例に期待するさまざまな市民や団体の皆さんの関心は高まっています。また、逆にこれまでたくさんの自治体がブームに乗るように自治基本条例、まちづくり基本条例をつくってきて、大変残念なことに、つくっただけで形骸化している実情を見て、本市においても同じ轍を踏むことになるのではないかと危惧する声もあります。

市長はかねてより、市民力の活用、市民との協働によるまちづくりを提案されてきました。その思い を具現化したものが本条例案だと思います。改めて、市長の思いや意気込みをお聞かせください。 また、この条例を制定することによって、何を目指すのか、本市や市民の生活の何が変わるのか、その効果についてもう少し具体的にお聞かせください。

続いて、条例案第12章、条例の位置付け等で、「この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ります」としていますが、なぜこれを最高規範としないのか、お聞かせください。

多くの自治体の自治基本条例は、最高規範性があることを規定しており、その下に環境分野や教育分野などの各種基本条例の制定を目指すとともに、既存条例との整合性や整理、体系化を進めています。 そうしたほうがわかりやすく、違反状態にならないように条例間を調整する際も混乱が生じないのではないでしょうか。

本市においても、既存条例との整合性や整理、体系化も今後重要になり、不断に条例、規則等の制定、 改廃、チェックを行い、タイムラグや矛盾が生じないようにすることも求められます。市は、具体的に はどのように進められますか。

自治基本条例に密接に関連する主な既存条例名と、その関連性について説明をお願いします。

また、基本条例制定により、今後必要になると考えられる新規条例はありませんか。あくまでも可能性としてで構いませんので、お聞かせください。

例えば、市民の権利利益保護救済のための第三者機関を設置するためのオンブズパーソン条例、市民 投票条例、子どもの権利条例が考えられますが、いかがでしょうか。

次に、総合計画との関係について伺います。

本条例案では、総合的な計画策定と他施策との整合性を図ること、必要に応じて見直しについて検討することを規定しています。総合的な計画をこの条例で定める意義、自治基本条例と総合的な計画との関係性について説明をお願いします。施行後、現総合計画を条例に沿って見直す考えはありますか。

続いて、参加及び協働の中で、住民投票についてなぜ市民ではなく住民なのでしょうか。

市民は定義で「市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者」としていますが、小樽商大生をはじめ、市においてさまざまな活動に参加する大事な構成要員ではないでしょうか。

本案ではなく、事案ごとに定める投票条例で投票者を定めることは可能ではないでしょうか。 続けて、コミュニティについて伺います。

コミュニティの中でも町会活動の果たす役割は重要です。ところが、住民、とりわけ若年層の人口減、 働く世代の労働環境悪化、多忙化で町会活動まで手が回らない状況で、住民自治活動への理解不足や無 関心化が一層進み、固定化した高齢の役員が実質活動を支えておられるのが、大方の現状です。

条例制定に当たり、市の町会活動に対する今後の構想や働きかけについてお考えをお聞かせください。 また、「各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます」となっています。まちづくりのための市民活動の拠点についての基本的な考え、設置、整備、運営について市の展望をお聞かせください。

札幌市では、市民まちづくり活動促進条例を制定しています。その中での大きな柱は、さぽーとほっと基金という市民まちづくり活動促進基金の設置です。これは市民から寄附金を募り、町会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に助成することで、札幌のまちづくり活動を支える制度です。これにより、寄附を通じてまちづくりに参加するという新しい参加協働の仕組みを生み出しています。本市においても、検討の余地があるのではないでしょうか。

行政組織運営については、まずは条例制定を機に縦割り行政の解消を進めていただきたい。市民生活は縦割りにはなっていません。市民活動も一つの活動が多岐にわたることがほとんどです。そのたびに、

市役所の窓口、担当者がかわり、市役所内をさすらうことになります。

また、本市の地域住民活動は制定後はもっと活発になるはずです。行政としても、この住民活動を支援していくために、コミュニティ同士や道、その他の公的機関とをつなぐ事務局としての役割が求められます。

例えば、現在、それに近い役割を担う建設部に所属するまちづくり推進課では、ハード面が主で、これからのソフト面での役割には対応が難しくなります。そこで、条例案にも示されている効率的かつ機能的な組織の編成に当たる機構の改革や新設についての具体的案をお聞かせください。

続けて、提言書の策定委員会としての附帯意見の扱いについてお聞きします。

策定委員の皆さんもせっかくつくられた条例が絵に描いた餅にならないように心配されたのでしょう。附帯意見として何点か指摘されています。多くの事例を研究された皆さんからの御指摘ですから、真摯に受け止め、具現化すべきと考えます。

まず、附帯意見の中で、提言の内容に沿った自治基本条例の制定を望まれていますが、提言書からの主な変更点があればお示しの上、変更の理由をお聞かせください。

この件に関する市民からのパブリックコメントは2件と、必ずしも関心が高いとは言えません。わかりやすくさまざまな手段で市民のあらゆる世代への周知が必要です。今後の周知方法をお示しください。周知、推進及び検証を行う市の部署を創設することを提言していますが、さらに条例見直しも含め、やはり条例の趣旨に沿って、市民、行政、私たち議会の代表と第三者による自治基本条例の実効性を高めていくための機関の創設を提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、市が市民目線に立ったまちづくりを行うことが重要なことから、地域と行政がより密接な協力 体制を構築するための制度の創設を求めています。このことに対する見解をお聞きします。

そして、この項最後になりますが、どれだけすばらしい仕組みをつくっても、やはり肝心なのは市民やかかわる団体、個人、市、議会、全ての人がここに示された理念に共感し、まちづくりに参加していこうという意識を持てるかであり、これは実効性を高めるかなめであると考えます。その観点で実効化についての市長のお考え、決意をお聞かせください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 佐々木秩議員の御質問にお答えします。

ただいま、小樽市自治基本条例案について御質問がありました。

初めに、条例案の体系についてですが、まず条例に対する思いや意気込みにつきまして、私も市長就任前には自治基本条例の懇話会委員や策定委員として協議に加わっておりましたので、この条例の必要性を強く感じております。自治基本条例の制定は到達点ではなく、今後のまちづくりの出発点となります。自治基本条例が決して形だけの条例とならないよう、常に市民との協働、参画を念頭に置いた市政運営を進めてまいります。

次に、条例を制定することによる効果についてですが、この制定により市民生活において直ちに変化が現れるものではありませんが、市民、議会、市がそれぞれの情報を共有することにより、まちづくりに対する意識の醸成が図られることや、審議会等の設置に際し、公募による委員を加えるといったことにより、市民の意見が行政に届く機会が増えるといった効果が期待できます。

また、市民との協働や説明責任に対する職員の意識が向上することで、市民の視点に立ったサービス

の提供が一層図られるものと思われます。

次に、なぜ最高規範としないのかについてですが、条例の実効性を高めるという考えの下、自治基本 条例を条例の頂点に位置づけている自治体もあり、最高規範とすることに対してさまざまな考え方があ ります。本市では自治基本条例も市の条例の一つであり、形式的には他の条例と並列の関係にあると考 え、最高規範という表現は用いておりません。

次に、既存条例等との整合性などを今後どう進めるかについてですが、他の条例や規則などの制定又は改廃に際し、本条例の担当と法制担当との連携を図ることはもちろんですが、本条例の庁内周知を行い、職員一人一人に条例の目的や趣旨を十分理解させ、自治基本条例と他の条例との整合性について意識が高まるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例と密接に関連する主な既存条例名とその関連性についてですが、既存条例ではまず小樽市情報公開条例と小樽市個人情報保護条例が本条例と密接に関連するものとして挙げられます。 関連性につきましては、本条例にまちづくりの原則の一つとして情報の共有を掲げ、その具体的内容については別に条例で定めるとしておりますが、その条例が小樽市情報公開条例と小樽市個人情報保護条例となります。また、小樽市総合計画審議会条例をはじめとした各種審議会条例には、本条例に委員の公募について規定していることから、この条例が尊重されることとなります。

次に、条例制定により今後必要になると考えられる新規条例についてですが、現段階で想定している 条例はありませんが、仮に住民投票の規定に基づき、市政に関する重要な事案について直接住民の意思 を確認することとなった場合には、その事案ごとに必要な事項を規定した条例案を議会に提出すること となります。

次に、総合的な計画をこの条例で定める意義や関連性、現総合計画の見直しについてでありますが、 平成23年5月の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が削除されましたが、本市では将来展望 に立ち、市の施策を総合的に示す計画が必要であると判断して規定しました。本条例との関連性として、 総合的な計画が将来へ向けたまちづくりの指針であるのに対し、そのまちづくりを進めるための基本的 なルールを定めたものが自治基本条例であります。

次に、現総合計画の見直しについてですが、条例案では社会状況に大きな変化があった場合には、必要に応じて計画を見直すとしておりますが、現総合計画の策定以降、条例案を規定するような状況にはありませんので、現時点で現総合計画の見直しについては考えておりません。

次に、参加及び協働についてですが、まず住民投票における投票者につきましては、住民投票は市や 住民全体に大きな影響をもたらすような事案を対象に行うものであることから、市内に住所を有する方 に限定しています。

次に、町会活動に対する今後の構想や働きかけについてですが、昨今、町会活動においては、高齢化や会員の減少などにより活動に支障を来していると聞いておりますが、その一方で、防犯や防災など、さまざまな分野で地域における取組が重要になってきているものと認識しております。私としましても、公約の一つとして市民力の活用を掲げており、町会をはじめとしたコミュニティは重要であると考え、本条例にその旨を規定しておりますので、今後とも町会が行うさまざまなまちづくりの活動に対して支援してまいりたいと考えております。

次に、まちづくりのための市民活動の拠点についてですが、地域コミュニティの主体性、自立性及び 地域性を尊重し、支援を行っていくためには、コミュニティ活動拠点の確保は必要であると認識してお ります。そのため、現在、町内会館の整備について助成を行うとともに、生涯学習プラザなど、公共施 設における活動の場の確保を図っているところであります。 現在の本市の財政状況から新たな施設の整備は難しい状況にありますが、今後も市民の皆さんの活動に支障が生じないよう、既存施設の維持・管理に努めるとともに、地域の拠点となる施設に対して支援してまいりたいと考えております。

次に、寄附によるまちづくりを応援する仕組みの検討についてですが、札幌市のさぽーとほっと基金 と同様の制度として、本市でも寄附金を財源として公共性の高いまちづくり活動へ助成を行うふるさと まちづくり協働事業を実施しております。御指摘の札幌市の助成制度につきましては承知しておりませ んが、本市の制度との違いなどを調査してまいりたいと考えます。

次に、効率的かつ機能的な組織の編成についてですが、本市の組織・機構については、スリムで効率的な行政運営や市民サービスの一層の向上を目指して機構改革を行い、部の統廃合などを進めてきた一方で、社会経済情勢の変化に伴うさまざまな課題に対応できる体制を維持してきたところであります。現時点では今後の具体的な機構改革などの考えをお示しすることはできませんが、条例案や要望の趣旨を踏まえ、今後とも市民ニーズや行政課題に対応できる組織・機構の見直しを図ってまいりたいと思います。

次に、策定委員会附帯意見の扱いについてですが、まず提言書からの主な変更点とその理由につきまして、庁内での議論により、第10章の安全で安心なまちづくりの条項について自治基本条例策定委員会の提言内容に自助と共助の規定を加えました。その理由としましては、市民の皆さんもみずから防災対策を講じていただくことや、互いに協力して地域の防災対策を進めることにより、減災につながると考え、規定したものです。

なお、本条例案については、策定委員会の提言内容を最大限尊重して作成したものであり、この加え た項目を除いては提言のあった項目を全て盛り込んだものとしております。

次に、今後の周知方法についてですが、市民との協働によるまちづくりを進めていくため、この条例の趣旨を十分御理解していただくことが必要であると考えております。これまでも条例について、広報おたるや市ホームページのほか、フォーラムの開催などでお伝えしてまいりましたが、今後は新たにパンフレットを作成するなど、多くの皆さんに御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。次に、条例の実効性を高めていくための機関の創設についてですが、条例案では5年を超えない期間ごとにこの条例が小樽のまちづくりに適しているか検討を行うとしており、その際には市民の皆さんから御意見をいただくことも考えておりますので、現時点では御提案のあった機関の創設は考えておりません。

次に、市民目線に立ったまちづくりを行うことについてですが、職員に対してこの条例の周知を図ることで市民との協働や説明責任に対する意識の向上につながり、市民の目線に立ったサービスの提供が一層図られるものと期待しているところです。

次に、地域と行政が協力体制を構築するための制度の創設についてですが、協働のまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんとの意見交換の場の充実に努め、認識を共有していくことが重要ですが、そのための協力体制として、どのような制度などが考えられるか検討してまいりたいと考えております。

次に、条例の実効性を高めていくことについての考えと決意についてですが、まずは小樽市自治基本 条例の趣旨を多くの市民の皆さんに理解していただき、みずからがまちづくりの主人公であることを認 識していただくことが重要であると考えます。私自身もその認識を共有し、本条例の制定目的である豊 かで活力ある地域社会の実現に向けて市民の皆さんと協働してまちづくりに取り組んでまいります。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇)

〇17番(佐々木 秩議員) 2点目、カジノ誘致について質問いたします。

今回の補正予算の中に、第8回日本カジノ創設サミット in 小樽開催補助金 20 万円が観光費として計上されています。カジノを含む統合型リゾート構想関連の所管がこれまでの総務部企画政策室から産業港湾部観光振興室にかわりカジノ誘致推進の会合に予算をつけるということは、本市が今までの方向性を示さない研究、情報収集という方針を転換するということです。総務部長が記者会見で、カジノを中核とする統合型リゾート施設誘致の実現に向けて取り組むという意思表示ですと述べていますが、まず市の考えている統合型リゾート施設とはどのようなものを想定されているのか、特にその中でのカジノの位置づけについてお聞かせください。

また、実現に向けて取り組むとは具体的にどのような内容を指すのか、今後そのためにどのように進めていかれるつもりなのか、お示しください。

そして、なぜこの時期に今までの判断を超えて誘致の意思表示という判断をしたのか、理由をお聞か せ願います。

これまで、カジノ誘致については、私たち民主党・市民連合は次のように主張してきました。小樽のまちは、市の進めるまちづくりの一方、小樽運河保存運動以来、雪あかりの路など小樽再生を目指す市民の手によるまちづくりの歴史がある。水と緑と歴史のまちづくりを旗印に、先人が残した貴重な歴史遺産を再生し、その落ちついたたたずまいや雰囲気が小樽ブランドというものを形成し、全国有数の観光都市へと変えてきた。また、そうした小樽の持っている特性に共感して、小樽市民はもとより、訪れる観光客をはじめ、多くの小樽ファンとも言える市外の応援団が支えてくれている。こうして築かれ、守られてきたこのまちの歴史、自然、文化が小樽観光の質を高め、市民のための住みやすいまちづくりにつながってきた。そうしたこれまでの流れや積み重ねとカジノは相入れない。カジノはいかに飾ってもとても質の高い観光資源とは言えないし、そのような場所では市民一人一人が小樽観光の主役などにはなりようもない。市として慎重に検討をいただきたいという内容です。

一方、過去の議会内での市側の答弁は、市民の幅広い意見を聞きながら、誘致の是非については慎重に検討していく。合法化され、誘致について市民の合意が得られるならば、今後、官民一体となって積極的に誘致を進めていきたい。市として、北海道をはじめ、各種団体との情報との共有、情報収集を図るとなっています。

これらの答弁と今回の推進意思表示との整合性についてお聞きします。

1点目は、答弁では国の法律が改正されることが推進の最低条件の一つのはずです。なぜ法律の整わない現段階で誘致実現に向けての意思表示を行うのか、その整合性について見解を求めます。

2点目は、これまでカジノ誘致についてメリット、デメリットその他を情報収集、研究調査されているはずですが、その内容が市民や議会に事前に開示されることもなく、決定だけが意思表示されるというのは市民の合意を得るという答弁に反するのではありませんか、お答えください。

まずは、その内容と庁内議論経過、成果、分析は一体どうなっているのか、特に今回、市としての是か非かを慎重に判断した結果、誘致実現に向けて取り組むことになった重要な判断材料は何ですか、明らかにしてください。

また、市民合意について、もう少しお聞きします。

市としては、既に幅広く市民の声を聞き、市民合意を得たとお考えでしょうか。それならば、いつ、 どこで得たのか、お示しください。 それとも、これからの市民による議論で合意を得ていくとお考えなら、どのような方法で幅広い市民 の声を聞く場を持つのか、お示しください。

その中で、もし市民の合意が得られなかったと判断される場合は、また、それ以外の要因でも再検討 はあり得ると考えますが、いかがでしょうか。

例えば、カジノ誘致のデメリットに対する国の対策が不十分な場合や、市の負担が予想を上回る場合などが考えられます。要はここでいったん意思表示をしたからには、誰が何と言おうともカジノを含むIR構想実現に突き進むのか、幅広い議論の結果、推進再検討もあり得るのかということです。

私たちは、現段階で今回のカジノ誘致推進の判断に市民合意を得られているとは思いません。市民の皆さんにとって今回の提案は非常に唐突感、困惑を持って受け止められています。その意味で、今定例会に提案されている自治基本条例案の趣旨である市民への情報公開や協働の姿勢がいきなり問われています。自治基本条例案の観点から、今回の進め方について市長の見解を求めます。

さらに、自治基本条例案の中で、風格ある観光都市としてあり続けること、豊かな自然環境、歴史的 景観等の小樽市の特性を生かし、魅力あるまちづくり施策の推進に努めること、また、まちづくりに関 する施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ることとなっていますが、 どれだけ I R というオブラートに包んでいても、カジノはカジノです。それを小樽につくることと条例 案の整合性をどのように考えておられますか。

私たちは、カジノ誘致については、市の観光行政の一大転換を迫る重要な議論になると押さえています。市民はもちろん、本市の文化、伝統、歴史を重んじたまちづくりに共鳴して多額の寄附をいただいている小樽ファンをはじめ、市外の多くの皆さんもこの問題に対する小樽市の姿勢を注視しています。よって、カジノを含む統合型リゾート誘致については慎重かつ丁寧に検討していくことを求めます。見解を伺います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、カジノ誘致について御質問がありました。

初めに、これまでの議会答弁との整合性についてですが、まず市の考えている統合型リゾート施設につきましては、一般的にカジノだけではなく、レストランやバー、ショップ併設のヨーロッパ型、ホテル機能を加えた併設型、さらには商業施設や文化、芸術施設を併設した複合型などが想定されておりますが、本市におきましても、これらのうちのいずれかに近い施設になるものと想定しております。その中で、カジノは法の下で厳格な制約を受ける大人の社交場として位置づけられるものと考えております。

次に、カジノを中核とする統合型リゾート施設誘致の具体的な内容と今後の進め方についてですが、 北海道に対して小樽国際観光リゾート推進協議会と誘致候補地としての位置づけを要望していくととも に、国会へ提出される法案などの関連情報の収集に努め、誘致に向けて必要な取組を進めてまいります。

次に、意思表示の判断の時期についてですが、秋の国会でいわゆる I R推進法案の提出が予定されていることや、道内他都市でも誘致に向けた取組がなされている中、今後誘致活動を進めていくためには、第8回日本カジノ創設サミット in 小樽が開催されるこの段階で、北海道に対して意思表示をすることが必要であると判断したためであります。

次に、なぜ法整備がされていない段階で誘致に向けての意思表示を行うのかとのお尋ねですが、もち ろん法制化されていない以上、現時点で最終的な判断はできませんが、カジノを含むIRリゾートによ る地域経済への効果が期待できることや、道内他都市が誘致に名乗りを上げたことなどを踏まえ、誘致 実現に向けた取組を進める段階と判断したものであります。

次に、市民合意についてのお尋ねですが、現段階でカジノを含むIRの誘致活動を進めてまいりますが、最終的な決定をしたとは考えておりません。今後は1人でも多くの市民の皆さんにIRに対する理解を深めていただくために、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、IR誘致の内容等についてですが、内容はまず、本市を北海道の誘致候補地の一つに位置づけられるよう、北海道に対し要望することになります。

庁内議論経過については、平成20年から企画政策室を中心に会議を行ってきましたが、本年7月23日に小樽国際観光リゾート推進協議会からサミットへの補助金とIR誘致の要望があったことを受け、今定例会に補正予算を提出し、IR誘致に向けて取り組むこととしたものです。

I R誘致の成果、分析については、法案の詳細が明らかにされていない現段階ではお示しすることはできません。市として誘致実現に取り組むこととした判断材料は、地域経済への効果が期待できることや、秋の国会で I R推進法案の提出が予定されていること、10 月に本市でサミットが行われること、道内他都市が北海道に対し候補地への要望をしたことなどから、これらの状況を総合的に判断したものであります。

次に、市民合意についてですが、市として幅広く市民の意見を聞き、市民合意を得たと考えているのかとのお尋ねにつきましては、市民合意を得たとは考えておりません。今後、国会へ提出される法案などの関連情報を市のホームページに掲載するほか、小樽国際観光リゾート推進協議会とともに説明会などを開催し、市民の皆さんにIRに対する理解を深めていただきたいと考えております。

次に、再検討が想定される場合の対応についてですが、市としてデメリットが大きいと判断した場合で、例えば市の大きな財政負担を伴うなど、現在承知しているIR推進法案の内容が大きく変わることが判明したときは、誘致活動から撤退することもあり得るものと考えております。

次に、自治基本条例案との整合性についてですが、まず自治基本条例案の観点からのカジノ誘致にかかわる進め方につきまして、今回提出しましたのは、あくまでも第8回日本カジノ創設サミット in 小樽 開催補助金の議案であり、これを契機に誘致の取組を進めてまいりますが、同時に情報の収集、提供に 努め、議会や市民の皆さんの幅広い意見も伺ってまいりたいと考えております。したがいまして、自治 基本条例案の趣旨に反するものとは認識しておりません。

次に、カジノと自治基本条例案についてですが、法の下で厳格な制約を受けたカジノを含むIRは、シンガポールなど世界各国の例を見ましても、観光都市を演出する大変すぐれた第一級のリゾート施設となっております。また、本市の特性である豊かな自然環境や歴史的景観等にマッチしたIRをつくっていくことも十分可能であると考えておりますので、自治基本条例案における魅力あるまちづくりとの整合性は図っていけるものと考えております。

次に、カジノを含む統合型リゾートの誘致についてですが、私といたしましては、議会や市民の皆さんにIRに対する理解を深めていただくため、IRに関する情報を積極的に提供してまいります。また、 秋の国会に提出される予定のIR推進法案の内容を十分精査するとともに、法案の審議過程等について 注視してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

O議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇)

〇17番(佐々木 秩議員) 3点目、学校給食と食育について伺います。

社会情勢と食は密接に結びついています。雇用情勢の厳しさ、勤務対応の24時間化、労働条件の悪化、収入減少による家庭へのしわ寄せ、核家族化、少子化と相まって子供の孤食化がさらに進み、家庭の教育力の低下、特に食の大切さが伝わらないことが問題となり、食育という言葉がクローズアップされ、2005年、国において食育基本法が成立し、小樽市もそれを受け実施期間を2011年度から2015年度までとする小樽市食育推進計画がつくられました。まちづくりは人づくり、市民の健康で健やかな心身の維持向上にかかわる食、食育が果たす役割は大きいものがあります。計画が動き出し、さまざまな取組がされてきたと思いますが、本市における経過とここまでの成果をお示しください。

特に、食事と子供たちの心と体への影響とその中でも学校給食の果たす役割について市長の御認識を お聞かせください。

その上で、保健所では学校給食の内容等を把握されていることと思いますが、食育推進計画から見た 現状についてその目的内容にのっとったものとなっているでしょうか。今後の改善点などがあれば、見 解をお聞かせください。

また、教育長には学校給食センター稼働を機に、食育について、特に教育としての学校給食をどのように捉えておられるのか、また、今後の方針についてお聞きしたいと思います。

次に、食育と学校給食での地場産物活用について伺います。

第2回定例会の経済常任委員会で、消費者の魚離れ対策に学校給食での地元でとれる水産物の食材利用について質問し、さらに市内地場産品の給食での利用状況についてお聞きしたところ、小樽の食材を使った日を目指しているとのことでした。確認のために学校給食食材の地域別産地について直近の例でお示しください。

国の第2次食育推進基本計画では、地場産物活用率の向上を目標達成の指針の一つとしています。道のどさんこ食育推進プランでも、地場産物を積極的に活用することとして、地元の生産者などの協力を得て契約栽培や共同購入を進め、安定供給できる体制づくりを促進しますとあります。それにもかかわらず、本市においては地元食材の使用が非常に少ないようです。その理由をお聞きします。

また、市が考えている地場産物とはどの範囲のものを指しているのでしょうか。私は基本的に生産者 の顔が見える、市内で生産される、広くても後志産のものを指すと思うのですが、どうでしょう。

さまざまな理由はあるにせよ、国、道、市の考え方からいけば、単に道産品を使えばよいではなく、 できるだけ近くの顔が見える生産者のものを使った小樽の食材利用を増やすべきと考えますが、いかが でしょうか。

続けて、学校給食の安全・安心についてお聞きします。

食育推進計画では、市が食品関連事業者に安心、安全な食品の提供を求め、市民がそれを受けることで健康的な生活を送れることを目標にしています。その観点から、学校給食では食品添加物、遺伝子組み換え作物、抗生物質の使用過多、残留農薬、BSEが心配される輸入牛肉の扱いは現在どのようになっているのか、お聞きします。

将来、我が国がTPP、環太平洋戦略的経済連携協定に参加した場合、食品の安全検査方法など食の安全にかかわるさまざまなルールの統一が迫られ、貿易障壁になるとの指摘で外国に合わせて日本のルールを緩和、撤廃することになるかもしれません。残留農薬基準の引下げ、ポストハーベスト農薬の使用許可、遺伝子組み換え作物の輸入拡大、食品添加物使用規制の緩和などが心配されます。そうなると、大量安価にそれらの食材が国内に流入することになりますが、その際、本市の学校給食の安全性は守られるのか、大変心配されます。市教育委員会はこの件についてどのような見解をお持ちでしょうか、お

聞かせください。

ここでも生産者の顔の見える地元の食材利用は、食の安全・安心に直結します。コスト削減を一方的 に優先し、食の安全性がないがしろにされることのないよう強く求めるものです。

給食の残食について伺います。

ある意味、給食の食べ残しの量は、提供する側の姿勢や思い入れと食べる側の子供の気持ちやその背景とのバランスで決まるのではないかと思っています。小樽市の給食残食の状況を、残食率等の数値でお示しください。

特徴や原因分析と残食を減らす工夫や対応はどうなっているか、この面で学校給食センターの果たす 役割をお聞かせください。

その中で、食に関する体験活動を通し、生産者と直接触れ合うことで食べ物を大切にする気持ちを育て、残食を減らす取組も各地で行われています。それについては、どのように考えられますか。

また、地元農林漁業者の協力を得た体験教育、食育の学習指導例はありますか。あれば、その概要と成果について報告してください。

残食を減らすためにクラス対抗で競わせたりしていたことが、アレルギーによる死亡事故の遠因となったなど、クラスでの指導はなかなか難しくなっていると思いますし、いろいろな取組を経ても残食が出るのは仕方がない面があります。

そこで、給食残食は、どのように処理されていますか。

その処理費用はどのくらいになりますか。

また、国、農林水産省も食育の推進の一環として、食品循環資源の再生利用等に関する体験活動を推進していますし、本市でも研究の余地があると考えます。残食の堆肥化や飼料化、バイオ発電など活用方法はないのでしょうか。

この項最後に、小樽の子供の食育のために地場産食材の活用と体験学習の導入は大事な要素です。食育推進は保健所、学校給食は教育委員会、農林漁業者、食品関連事業者等、関係機関は産業港湾部の所管とそれぞれなっていますが、一層連携を密接にして活性化すべきと考えますが、いかがでしょうか、市長のお考えをお聞きします。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、学校給食と食育について御質問がありました。

初めに、食育と地場産物活用についてですが、まず食育推進計画の経過につきまして、本市では平成23年度から5年間の食育推進計画を策定し、その後、食にかかわる団体や市民で構成された食育推進連絡会が中心となって食育の取組を進めております。

今までの成果についてですが、平成24年度のアンケート調査では、家族の誰かと朝食を食べる子供が増加し、朝食の欠食が減少している結果となっております。また、キッズクッキングやプロから学ぶ食育講座などの取組件数が増加しており、食育について関心がある市民が増加しているものと認識しております。

次に、学校給食の果たす役割についてですが、学校給食はバランスのよい食事をとることができ、さらに友達と食事を楽しむという効果もあり、子供たちの心と体にとって重要であると認識しております。 次に、食育推進計画から見た学校給食についてですが、食育推進計画の目標指標として、食事バラン スガイドの普及や生活習慣病の予防を挙げていることから、学校給食の内容はこの目標と合致している と認識しております。

次に、食育推進の活性化についてですが、今後も食育推進連絡会を通して、それぞれの団体で事業を 充実していただくことにより、活性化が図られるものと認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

学校給食と食育について何点か御質問がございました。

まず、教育としての学校給食の位置づけでありますが、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達と、食に関する正しい理解と適切な判断力を培う上で、重要な役割を果たすものであると認識しております。

私としては学校給食センターの開設を機に、温かくおいしい安全な給食を迅速に子供たちに届けるとともに、施設の見学スペースを利用して子供たちに給食がどのようにつくられているのかを見てもらうことで、つくる人への感謝の気持ちや食べ物の大切さを学ぶなど、食育教育を推進する施設として活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校給食食材の地域別の内訳でありますが、本年7月に使用した食材では、豚肉、鶏肉は全て 道内産で、野菜は後志産が3.9パーセント、その他道内産が85.7パーセント、道外産が10.4パーセン トであります。また、主食であるパン用小麦は全て道内産、米は全て後志産となっております。

次に、地元食材の使用が少ない理由についてでありますが、学校給食では限られた食材費の範囲の中で大量の食材を安定的に供給を受ける必要がありますことから、野菜については小樽産を確保することが困難な状況にあります。水産品のうち、生魚はこれまで使用しておりませんが、ちくわやかまぼこなどの加工品は地元企業の製品を使用しております。なお、魚のフライ用の加工品は、価格面や品質にばらつきがあることから、恒常的に使うことは難しいものと考えております。

次に、市が考えている地場産品の範囲についてでありますが、学校給食においては生鮮品などは小樽 市内でとれたもの、加工品などは小樽市内で加工されたものを地場産品と扱っております。

次に、小樽の食材を増やすことについてですが、学校給食センターでは新たな調理機器を導入したことで、これまで使用できなかったサケの空揚げ用加工品を市内加工業者から納入可能となったことから、今後、他の加工品についても使用に向けて情報収集してまいります。また、野菜や水産品の確保についてJA新おたるや小樽市漁協などとも価格面や供給面の協議を進めながら、地元食材の導入に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食の安全・安心についての御質問がございました。

まず、食品添加物、遺伝子組み換え作物などの取扱いについてでありますが、現在、食品添加物が懸念されるしょうゆやみそなどについては、成分表を確認し、無添加又は極力少ないものを使用しております。また、遺伝子組み換えが懸念される大豆やトウモロコシについては、成分表で確認の上、遺伝子組み換えでないものを使用しております。さらに、抗生物質の使用過多が懸念される外国産肉類や残留農薬が疑われる外国産野菜及び輸入牛肉については使用しておりません。

次に、TPPに参加した場合の学校給食の安全性の確保についてでありますが、現在、国においてTPP交渉に参加しておりますが、その交渉内容について判明しておりませんので、学校給食センターとしては、これまで同様、極力安全な食材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、給食の残食について何点か御質問がございました。

まず、本市の給食残食の状況についてでありますが、食材の全重量に占める残食率は、本年7月の実績では小学校で20パーセント、中学校で28パーセントであります。

次に、残食の原因分析や学校給食センターの役割についてでありますが、残食の原因としては、冷めてしまったものや嫌いなものを食べない傾向にあること、食生活の変化などから煮物などの和食を食べなくなっていること、さらには新しいメニューは食べなれるまで残食が多いことなどが挙げられます。 今後、学校給食センターでは温かな給食を迅速に学校に届けることや、魅力あるメニューを工夫すること、栄養教諭や担任による、つくった人への感謝の気持ちや食物の大切さなどの食育指導を通して、残食を減らすよう取り組んでまいります。

次に、食に関する体験活動についてでありますが、現在、小樽市内の小・中学校では、社会科での市内かまぼこ工場やインスタント食品工場の見学、総合的な学習の時間を活用した稲作体験やブドウ栽培、宿泊研修では稲作や畑作体験、修学旅行ではリンゴの花摘み体験などを行っております。これらの体験活動を通して、生産者への感謝の気持ちや食べ物を大切にする心を育み、子供たちが給食を残さず食べてあげようという意識になることが期待できると考えております。

次に、残食の処理やその費用についてでありますが、残食については事業系一般廃棄物として廃棄物 処理業者に処理を委託しております。平成24年度実績でオタモイ、新光両共同調理場の残食処理委託料 は年間約35万円となっております。

次に、給食残食の活用方法についてでありますが、現在、学校給食センターでは残食を事業系一般廃棄物として処理しておりますが、今後、堆肥化や飼料化など残食を再利用している他都市の状況やその内容について調査研究してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇)

〇17番(佐々木 秩議員) 4点目です。

広報広聴課撮影の記録写真について伺います。

大多数の皆さんがカメラで、また携帯電話の機能で身近な人の様子やきれいな景色を記録に残そうと 写真を撮っておられるのではないでしょうか。写真という媒体は、それが発明される以前の文字や口承、 絵画でしか伝えられなかった時代と比較にならないほど、正確に膨大な情報量を後世に伝えてくれるよ うになりました。本市においても、明治初期からさまざまな人たちが写真を撮影し、その一部が残って おり、北海道近代化のトップランナーとしての小樽の姿を伝えています。

北海道新聞小樽支社が発行されている小樽なつかし写真帖、小樽なつかしの昭和アルバムなどで見る昔の小樽のまち並みや市民生活の様子は、多くの市民の皆さんに改めて本市の歴史・文化への関心と愛着を呼び起こしています。

その中で使われている写真のうち、広報広聴課が戦後撮影してきた広報用の記録写真があります。保管されているものを見せていただきました。ネガフィルムの状態で推定10万枚、市の行事や学校の様子など、その時々の世相を文字どおり写してきています。例えば、過去に何度か開かれた小樽博覧会、お祭り、スキー国体などの行事、姉妹都市ナホトカの話題など、時代は昭和26年から平成14年までフィルムカメラが使われなくなるまでのもので、これ以上増えることはありません。

見せていただいて大変心配になったのは、このネガの保存状況です。現状、大部分は本館4階の書庫のキャビネットや段ボール箱に入れられて置かれています。本来、フィルムやプリントの保存環境は、

劣化を防ぐため光と空気を遮断するのが原則です。また、湿気、ほこりなどがなく、室温ぐらいで温度 差の少ない場所を選んで保管することになっています。湿気によりフィルムにカビが生えたり、ネガア ルバムにフィルムがくっついてしみが残ります。これからいくと、本館4階書庫は室温差が夏冬で大き く、ほこりだらけで、今後、庁舎の老朽化で雨漏りが心配されるなど保存環境としてよくありません。 聞けば、庁内でも、このままではせっかくの貴重な資料が朽ち果ててしまうのを見ているばかり、何と かしたいとの声もあるようです。

広報広聴課の皆さんが長年にわたって記録してきた写真資料の価値や評価を認め、若しくは後世に評価が定まるまでこれらの保管活用等について検討していただきたく、以下についてお聞きをします。

まず、市長は小樽の歴史や市民生活の記録のうちでも、写真資料についてどのような認識をお持ちで すか。特に、この広報広聴課の写真ネガフィルムの価値をどのように押さえていますか。

歴史的文化財的価値、教育用教材的価値、観光商業的価値などが考えられますが、どうでしょう。

これらの写真は、時代的に戦後の昭和、いわば近過去に当たり、今はあまり貴重と思えないかもしれません。しかし、先日寄贈され公開されたオタモイ遊園地の映像のように、何げない家族旅行の様子を映したものが今は失われた当時の貴重な記録資料になっているように、少なくとも後世に価値を見いだすまできちんと保管しておかなければ、さきにも述べたとおり、今の環境のままでは劣化退色が進んでしまいます。早急な対応が必要です。保管、保存について改善を求めます。お考えをお示しください。

参考のために、小樽市総合博物館の写真等の保存・活用の状況についてお尋ねしたところ、昭和 31 年の博物館開館以来、小樽の生きた歴史の語る貴重な資料として活用することを目的として、市民や小樽ゆかりの方々から寄贈していただいた明治、大正、昭和の写真が乾板でおよそ 3,000 点、ネガフィルムでおよそ 1,000 本程度保有し、フィルム類は湿度管理ができる収蔵庫で保管し、これらを全て紙焼きの状態に処理をした後、デジタルデータで保管し、現在およそ 1 万 6,000 枚の写真をデジタルアーカイブとしてパソコン上で検索ができます。このデータは来館者だけでなく、多くのマスコミ、研究者にも大変多く活用されているとお聞きしました。

その上で、広報広聴課のネガ、写真の使用活用の可能性について伺います。

現在、これらが使われている例はあるのか、誰がどのように利用されているのでしょうか。

ある編集者の方にお聞きしたところ、活用しやすくするために、まずはリスト化することだそうです。 日付、場所、内容を一覧表にすること、それによって市職員、市民や団体、事業者も活用しやすくなる そうです。

博物館の寄贈写真は、年代、場所がわからず、整理、キーワード検索化の作業が大変困難で、専門の知識が必要でしたが、広報広聴課の写真は年代別に整理され、日付、撮影内容も記録されていて、リスト化はある程度機械的に可能だそうです。まずは、できるところから始められてはいかがでしょうか。そして、できればデジタル化も進めていただきたいと思いますが、どうでしょう。

また、今後の活用法ですが、例えばデータを地域に還元し、地域遺産として地域、町会の活性化の一助に活用できます。まちの歴史を調査、文書化されている郷土史家の方も利用できるでしょう。お考えをお聞かせください。

この項最後に、将来的に他市にもあるような歴史的・文化的価値を有する文書及び資料類の収集及び 保存に関する規程の制定や、歴史的価値を有する公文書や資料の適正な管理、保存・活用のための公文 書館、若しくは市政資料室の設立の検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保して質問を終えます。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松藝治) ただいま、広報広聴課撮影の記録写真について御質問がありました。

初めに、記録写真の価値と保存についてですが、まず写真資料については、文章だけでは表すことのできない多くの情報を含むことから、資料として有効で価値の高いものと認識しております。

また、広報広聴課の写真は大部分が市の施策等についての広報を目的として撮影されておりますが、 中には撮影当時の小樽のまち並みや市民生活の様子を伝える写真もあり、歴史的、文化的価値があるも のも多数あると考えております。

次に、ネガフィルムの保管、保存の改善についてでありますが、市庁舎内のスペースの問題により、 当面は現在の場所で保管せざるを得ませんが、空気密閉性のある容器への収納や書庫内の清掃などに気 を配るなど、できるだけ望ましい条件の中で保存に努めてまいります。

次に、リスト化、デジタル化、活用法についてですが、まず写真やネガフィルムの活用例につきましては、市の周年行事の際の広報誌の特集記事などに利用しているほか、北海道新聞小樽支社とどうしん 小樽販売所会が発行しております小樽なつかし写真帖や小樽なつかしの昭和アルバムの資料として提供 しており、編集委員の方へネガフィルムの貸出しを行っております。

次に、ネガフィルムのリスト化についてですが、昭和 26 年から 39 年までの分は撮影日や撮影内容を ネガ整理簿という形で整理しておりますので、今後も順次進めていきたいと考えております。

また、デジタル化につきましては、枚数も膨大であり、ネガフィルムの歴史的・文化的資料価値についての判断も必要となりますので、学芸員や郷土史研究家などと連携を図りながら、今後、時間をかけて検討してまいりたいと考えております。

次に、広報広聴課撮影の写真の今後の活用ですが、写真の活用は利用者それぞれの関心や目的に応じたものとなりますので、一概に活用法を述べることは難しいところですが、現在も希望者には劣化状態を見ながらネガフィルムや写真などの貸出しを行っておりますので、地域の皆様には今後とも有効に活用していただきたいと思っております。

次に、歴史的・文化的価値を有する公文書及び資料類の収集及び保存に関する規程の制定についてですが、保存年限を過ぎた写真やフィルムを含めた公文書で歴史的価値を有すると判断されるものについては、その保存をするためのルールづくりについて他市の状況を参考にしながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

また、公文書館や市政資料室の設置につきましては、その設置場所が外部の場合には土地の確保の問題、内部の場合にもスペース上の問題があるほか、職員配置を含めた維持管理経費の負担も考慮しますと、現状におきましては、その設置は難しいものと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

〇17番(佐々木 秩議員) 再質問を何点かさせていただきます。

まず、自治基本条例についてですが、周知方法について幾つか挙げていただきましたけれども、パンフレットその他も大変重要ですし、ホームページもやり方としてはわかりますが、やはり今までのこういうやり方ではパブリックコメント2件というところから脱出していくのはなかなか大変ではないかと思います。

私が思うに、そういう媒体にばかり頼らない、一方的にこちらから示すばかりではなく、例えばまち

づくりにかかわる団体、それから集まりのあるところに職員の皆さんが積極的に出ていかれて、直接双 方向のやりとりで説明する、そして意見を聞いてくるというような取組が大事なのではないかと思いま すが、そういう方法についてはいかがでしょうか。

カジノ誘致についてお聞きします。

カジノ誘致の中で、いろいろとたくさんあるので、また別の機会にはなると思いますけれども、ここでお聞きしたいのは、再検討する場合の判断について、市が予算などの理由で撤退するというようなことはあり得るという御答弁ではありましたが、肝心のところの市民合意が得られなかった場合については判断の材料にならないのか、そこをもう一度御説明をお願いしたいと思います。

それから、給食、食育について、聞いていて、安定供給、きちんとした材料、食材を大量にそろえるのはやはり非常に難しいのだと。学校給食センターをつくるに際しては、共同調理場方式でつくるという論議の中で、食材を少数でもいろいろと工夫して集められる自校方式の調理場を求める声もあった中で、今回、共同料理場方式という選択をされています。そうであれば、国や道も食材について地場産品を使うことをこれだけ推奨している中でその判断をされたのですから、やはり何とか工夫等をして材料を地場産品で集める御努力をさらに続けていただけるようにお願いしたいと思います。

お聞きすれば、パンの小麦は道産のものを、それから米は後志産のものを使っているということですので、その部分ではずいぶんと地場産品を使っていると思います。一方、野菜の確保が難しいということで、先ほど数値で一桁台のパーセンテージで非常に残念だったのです。主食の部分でもう少し地場産品をしっかりと使っていけるという部分で、米飯の給食が、今、週2回ということになっています。国の基準では、もっとたくさん給食の中に米飯給食を採用するということがたしか示されていたと思いますけれども、その観点から言うと、後志産の米飯を使える給食、米飯給食の回数をもう少し増やすべきだと考えますが、その点についていかがでしょうか。

米飯給食については、私もパンは大好きですし、日ごろから食べますけれども、殊、子供の給食、食材として、パンの場合、例えば油脂を使う、それから砂糖を加える必要があるという中で、子供の肥満傾向などの問題もあるということで、その点、米飯の給食についてはそういう心配もなければ、後志産のものを使うことができるというふうになります。米飯の給食の回数をもう少し増やすお考えがないかどうかお聞きします。

写真については、密閉容器を使って、それから清掃等もしていただけるということで、当面そこのと ころはわかりました。ぜひ、場所、温度をきちんと保たれるようなところ、保管方法について今後も取 組をお願いします。

それから、リスト化について一つだけ。リストをつくるときに、今までやってきたというものがある とのことですが、できればそれをコンピュータでエクセルなどに入れておいていただけると、検索等の 使い方ができるのではないかと思います。エクセル等の表計算ソフトに入れるということも考えていた だけないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 市長。
- **〇市長(中松義治)** 佐々木秩議員の再質問にお答えいたします。

まず、自治基本条例の周知についてでありますが、先ほど申し上げましたパンフレット等というのは、 一つの方法であって、あらゆる機会を通じて市民の皆様に周知していきたいと思っているところであり ます。 それから、カジノにつきまして、1点御質問がありまして、要するに撤退するというのは市民合意も含むのではないかという話でありますが、当然、今、IR推進法という法律ができていない状況でありますので、この法律がどういう形でできるのかといったことがまず第一だろうというふうに思っております。そのIR法案ができた段階で、もし市として進めていくということであれば、当然ながら市民の皆さんにIR法を理解していただきたいと思っておりますけれども、その結果、市民の皆さんの合意を得られないということであれば、そういったことについては撤退せざるを得ないだろうというふうに思っているところであります。何よりも市民の皆さんがどういうふうにお考えになるかということがやはり一番大事なところだろうというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、給食については、教育長から答弁いたします。

それから、記録写真の保存、その他につきましては、密閉性のある容器、そしてこの写真は非常に大事なものでもありますし、価値のあるものでありますから、この保存についてはしっかりと守っていきたいと思いますし、それからリスト化につきましては、今、佐々木秩議員がおっしゃったような形でできるのかどうか、そういったことも含めて取り組んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

〇教育長(上林 猛) 佐々木秩議員の再質問にお答えいたします。

初めに、地元食材をなるべく増やせ、増やす対策を、ということなのですが、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、野菜についてはメニューがあらかじめ月単位で決められて、その2日前に食材を購入するというスケジュールで言うと、買う時期の問題がありまして、入荷量と消費する側との日程が折り合わないで、その食材を大量に購入できないということの隘路がある。それから、それをやるとすれば、これまでの購入の契約の仕方を抜本的に変えなければならない。少ない量を多くの業者から点在しながら供給するということになりますので、非常に面倒な作業、手間暇をかけるということがあります。ただ、先ほど申しましたように、魚類についてはフライヤーにより一度に大量に調理できる状況になりましたので、地元の魚を使う、それも1匹をそのまま買って調理していると、間に合わないということがあるので、あらかじめ加工された一定の大きさに切ったものをフライヤーで揚げるなど、そういう食材を、加工品をどうやって納入できるかということも、先ほども答弁しましたけれども、今後、野菜や水産品の確保についてJA新おたるや小樽市漁協などと価格面、供給面の協議と言いましたが、それがそういう内容でございまして、それらが調えば、できるだけ私どもとしても地元の食材を使いたいと思っていますので、その方向で検討させていただきたいと考えております。

それから、米飯給食についても、できるだけ増やしたいという気持ちがありますが、それをやるとすれば、米飯は今、委託していますので、その委託料が高騰するということになりますので、価格面でどう回数を増やして全体の給食費が値上がりしないように、どう抑えていくかという兼ね合いもございますので、もう少し検討させていただきたいと思います。できるだけ増やす方向では検討していきたいとは思っていますので、その辺の全体の給食費との兼ね合いの中でどう調整するかということをもう少々時間をかけて検討させていただきたいと思っています。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

〇17番(佐々木 秩議員) 各案件ともよろしくお願いいたします。

これで終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 佐々木秩議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時40分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○6番(安斎哲也議員) 一新小樽を代表して、質問いたします。

初めに、今定例会に上程された土地開発公社の解散と土地開発基金の廃止に係る改正条例案に対し、質問いたします。

国は、地方公共団体財政健全化法の全面施行を機に、第三セクター等改革推進債という債務の整理手段を創設して、第三セクター等の抜本的改革を進めることにしました。第三セクターへの負担は、規模によっては数字上健全財政を維持してきた地方公共団体を一気に財政健全化団体や財政再生団体に転落させることもあり得る非常に注意すべきリスク要因です。三セク債は平成21年度から25年度までの時限的な特例措置で、後になって三セク債のような手法が必要になっても、活用できるものではありません。この背景から全国や道内の自治体でもこの三セク債を活用し、土地開発公社の解散などの手続が進められ、公社の負債は、道内では旭川市が約42億円、釧路市が約19億円、室蘭市が約33億5,100万円、千歳市が約53億円、江別市が約27億円などとなっています。

小樽市においても、平成25年度までの特例措置にあわせて今定例会に上程されましたが、道内各市の 状況と比べると、小樽市が放棄する額は3億5,540万円で、三セク債の起債額も5億5,000万円と低い 状況にあります。

まず、ここで伺いますが、他都市と比較して小樽市の公社の負債額が小さい要因をお聞かせください。 また、平成21年度の三セク債創設後、土地開発公社の解散と土地開発基金の廃止について検討されて きたと思いますが、最終年度の25年度の上程となった要因をお示しください。

三セク債の償還について、国は財政健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、 当該地方公共団体の財政規模などを総合的に勘案して、必要な最小限の期間とすることとし、10年以内 を基本とするとしています。これまでの質疑の中で出ていますが、通告どおり質問いたします。今回の 5億5,000万円の償還計画と健全化判断比率への影響をお示しください。

そもそも、今回の土地開発公社の解散や土地開発基金の廃止における財政負担については、先人たちが取得した財産の尻拭いとなります。公社と基金で用地を取得したものの中には、売却予定のものや当初の目的どおりに利用するものがあるとされていますが、今、考えると、残っている保有地は本当にその目的に適していたかというと、大変疑問に思っていますが、いかがお考えでしょうか。

売却予定とする土地には、土地開発基金が保有する畜産関係事業用地、廃棄物焼却処理施設用地、土地開発公社が保有する臨港線沿いの公園用地、桂岡自然公園用地などがあります。他都市でも売却方針としていましたが、入札に参加する業者がおらず、結局売却できなかったという事例があります。売却できなかった場合は、そのまま塩漬けとするのか、お聞かせください。

特に、荒巻山一帯の土地は公園用地として取得したようですが、あの地形を考えると、公園用地に本 当にできるのかは甚だ疑問です。この用地を含めて、利用見込みのない土地を取得した先人たちに責任 をとってもらいたいというのが、これからの小樽に住む若者、市職員の方々の思いではないでしょうか。 市長もこれまでの負の遺産の尻拭いばかりで心から同情いたします。

そうはいっても、その当時は先行取得するというところに意義があったのも事実でありまして、小樽市の公共事業に対して役立ってきたものがあるかと思います。小樽市政にとって役立っていた土地がありましたら、お聞かせいただきたいものです。

現在、小樽市総合博物館運河館の駐車場として利用している公社保有の公園用地は、売却方針でありますが、運河館利用者のことを考えると、周辺に駐車場スペースがないことからも現在の利用方法が最適かと考えます。いかがでしょうか。

また、運河館駐車場としての利用を担保するなどの一定の条件をつけることも売却方法の一つではないでしょうか。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 安斎議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、土地開発公社の解散と土地開発基金の廃止について御質問がありました。

初めに、他都市と比較して小樽市の公社の負債額が少ないことについてですが、本市においては公共 事業のための用地の先行取得を基本に行ってきましたが、他の自治体では公社みずからが土地の取得造 成事業を行い、結果として造成地の売却が進まず、負債が増大した例もあると聞いております。

また、本市では、平成13年度から市税収入が減少するなど財政状況が厳しくなり、大型公共事業も減少し、13年度から先行取得した土地が1件しかなく、土地の取得が抑えられたことも要因として考えられます。

次に、三セク債最終年度の平成25年度に公社の解散などとなった要因についてですが、土地開発公社につきましては、18年度に旧国鉄手宮線跡地を先行取得し、市民の旧国鉄手宮線活用懇話会における検討の議論を踏まえ、一般会計が24年に買い戻し、散策路や広場などの整備事業を行っておりますが、公社保有の他の土地については、将来も事業化のめどが難しいものと判断し、三セク債を利用して公社の解散方針を決定したものです。

また、基金につきましては、先行取得の意義が薄れてきたこと等の理由により、従前より廃止の時期 を検討しておりましたが、公社の解散を機に廃止の方針を決定したものです。

次に、三セク債の償還計画と健全化判断比率への影響についてでありますが、償還年限は平成26年度から10年間での償還を予定しております。健全化判断比率への影響につきましては、借入れ後の実質公債費比率を推計いたしますと、26年度は12.2パーセント、35年度は9.2パーセントと見込まれ、借入れをしない場合と比べ、0.1ポイント程度上昇する見込みであります。

また、将来負担比率では、平成 26 年度は 101.5 パーセント、35 年度は 68.6 パーセントと見込まれ、借入れをしない場合と比べ、0.1 から 2.0 ポイント下がる見込みであります。

次に、土地の取得がその目的に適していたかどうかということについてですが、公社及び基金が現在保有している土地は、取得時期が昭和56年から平成13年であり、現在においては時間の経過に伴い、まちづくりも社会情勢や地域情勢などにより変わり、土地活用のニーズも伴って変化しておりますが、取得当時はその時代に沿った需要や目的に合ったものと考えています。

次に、売却予定の土地が売却できなかった場合についてですが、売却すると決定した土地については、 今後、土地の位置する条件や近傍の土地の民間の動向などを考慮し、それぞれの土地の売却時期や入札 方法を検討していく予定であります。

なお、入札が不調で売却できなかった場合においては、土地の入札方法などを改めて検討していきた いと考えております。

次に、公共事業に対し用地の先行取得が役立った土地があるのかとのことでありますが、公社においては塩谷小学校や旧国鉄手宮線跡地など35事業で先行取得した土地が事業化されております。

また、基金においては市営住宅や赤岩保育所など、42事業で事業化されており、公社、基金ともに公 共事業の推進に役立ったものと考えています。

次に、総合博物館運河館の駐車場として利用されている土地は、現在の利用方法が最適ではないかとのことですが、土地の有効利用という観点から、博物館の夏場の繁忙期を除き、駐車場はあまり使用されていないこと、また、土地は臨港線に面し、運河沿いにあるため、この地区の観光や商業の発展に寄与できるような民間事業者に売却することが適当であると判断したところです。

次に、運河館の駐車場としての利用を担保するなどの条件をつけて売却してはどうかということについてですが、売却方法については、今後、検討していきたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇)

〇6番(安斎哲也議員) 第2項目めの質問に入ります。

昨日、今日といろいろと問題を投げかけられていますが、通告どおり質問いたします。

超党派の国会議員でつくる議員連盟が秋の臨時国会にカジノ解禁に向けた法案を提出する準備を進めており、その法案では、首相を本部長とする特定複合観光施設区域整備推進本部と、衆参国会議員や学識経験者らでつくる特定複合観光施設区域整備推進会議がそれぞれ設置されることとなっております。 内閣府には管理委員会を設けてカジノの運営を監視する仕組みを整え、法律の施行から2年以内をめどに解禁のための法準備をするとしています。

政府や自治体にとってのカジノの魅力は、経済成長の起爆剤としての効果というふうな話があります。 カジノは現在、120以上の国や地域で合法化されており、主要8か国でカジノを全面的に禁じているの は日本のみとなっています。アメリカやマカオではカジノ税収を活用して医療施設の整備や教育費の無 料化に取り組んだ例があり、厳しい財政状況の下で財務省からもカジノ税収に期待する声が浮上してい ます。

カジノの発祥は欧州で、イタリア語の casa と ino を組み合わせてできた言葉とされ、もともとは貴族がゲームを楽しむ小さな館を意味していました。近年はカジノにホテルや国際会議場、スポーツ施設などを備えた統合型リゾート、IRと呼ばれる大きな館でのカジノが主流となっています。ラスベガスはカジノを中心にミュージカルやスポーツイベント、国際会議などの受皿となるIRで年3,800万人を集客、ドイツのバーデンバーデンでも温泉や美術館などとカジノを楽しむ文化が浸透しています。業界関係者の推計では、世界のカジノ市場は15兆円から20兆円規模といいます。

カジノの設置場所については、最終的には全国で 10 か所程度できるという見方があるようです。ただ、 最初から 10 か所つくるのは難しいので、最初の候補地としては東京、関西、沖縄が、そして東京の場合 だとお台場が濃厚なのではないかとの見方もあるようです。

年内に提出される見込みがあるのは、いわゆる基本法案で、カジノ設置の詳細を定める実施法は来年 度以降に審議されることになり、さらにカジノ誘致を目指す自治体が計画をつくって、国の承認を受け たりする必要があるので、実際の開業はずっと先になりそうです。

さて、国の動向を見極めながら、小樽市においても今後議論を深めていかなければならないと思っています。推進派と反対派がいることからわかるように、カジノにはメリットとデメリットがあります。

カジノのメリットとしては、まず一番に経済の波及効果が挙げられます。カジノが設置される地域経済の活性化や雇用創出、外国人観光客を呼び込んでの観光振興などです。そして、国や自治体などの財源確保も期待されています。

逆にデメリットは、治安の悪化や犯罪率上昇、地域環境の悪化、青少年への悪影響、ギャンブル依存 症患者増加の懸念などが挙げられています。治安の悪化については、はっきりとしたカジノとの因果関 係はないと言われていますが、ギャンブル依存症の問題については、確実に現れる最も大きなデメリッ トと見られています。

今回の第8回日本カジノ創設サミット in 小樽開催補助金の20万円は、本年第1回定例会で中松市長の「このサミットには、全国からカジノ誘致団体をはじめ、関係者が集まることとなりますので、市としましても、サミットに参加し、情報収集に努めてまいりたいと考えております」との答弁の趣旨に沿ったものと思います。

ここで伺います。

昨日、本日とカジノについては質問がされていますので、3点に絞って伺います。

市としてサミットに参加し、情報収集するだけならば、20万円の補助金はなくてもいいように思えますが、総務部長が8月27日の記者会見で発言された、カジノを中核とする統合リゾート施設誘致の実現に向けて取り組むという意思表示であるということなのか、まず改めて市長の見解を確認させてください。

市が手を挙げたことで、市民の方からも私のところにいろいろと賛否の問い合わせが来ていますが、 今後どのように議論していくかが非常に重要だと考えます。市としては、どのように市民との対話をし ていくのか、お考えをお聞かせください。

先ほども一般的なメリット・デメリットを述べましたが、今定例会で予算措置をしたとしても、もし も市にとってデメリットが大きいと判断した場合は、手を下げることができるのか、お聞かせください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) ただいま、第8回日本カジノ創設サミット in 小樽開催補助金について御質問がありました。

初めに、この補助金は統合型リゾート施設誘致の実現に向けて取り組む意思表示かとのお尋ねですが、カジノを含む I Rの導入については、地域経済への効果が期待できると考えております。市といたしましては、この補助金を契機に、小樽国際観光リゾート推進協議会とともに I R誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後どのように市民と対話をしていくのかとのお尋ねですが、国会へ提出される法案などの関連情報を市のホームページに掲載するほか、小樽国際観光リゾート推進協議会とともに説明会などを開催し、市民の皆さんにIRに対する理解を深めていただきたいと考えております。

次に、市としてデメリットが大きいと判断した場合は、手を下げることができるかとのお尋ねですが、 例えば市に大きな財政負担が伴うなど、現在、承知しているIR推進法案の内容が大きく変わることが 判明したときは、誘致活動から撤退することもあり得るものと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇)

〇6番(安斎哲也議員) 次に、一般会計補正予算に体育施設費として計上されている望洋シャンツェ 物品・圧雪機置場解体経費について伺います。

この施設は国体誘致のため、1998 年度に約 13 億円をかけて建設されました。完成年度にはみなと・おたる国体が開かれましたが、翌年度は大会がゼロ、2000 年度から 2004 年度までは北海道スキー選手権大会や全道高校スキー選手権大会などが開催されましたが、国体は完成年度のみでした。この後、2008年度から昨年度までの6年間塩漬け状態のまま冬の利用がなく、施設の電気料金などを税金で支払い続けている状況となっています。

ここで伺います。

物品・圧雪機置場を解体する理由をお聞かせください。

解体するということは、ジャンプ台としての利用をしないということになりますか。

そもそも、この望洋シャンツェは無駄だったのではないでしょうか。

有効利用の方策があるのであれば、お聞かせください。

有効な利用方法が見つからない上、使われない施設のために毎年度税金を支出するだけであれば、英 断を下す時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 教育長。
- **〇教育長(上林 猛)** 安斎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、物品・圧雪機置場を解体する理由についてでありますが、昨年度の大雪の影響により、倉庫の天井のはりが経年劣化による老化と雪の重みで倒壊したものでございます。現在、望洋シャンツェのブレーキングゾーンはオートキャンプ場として活用しており、また、年を通して山歩き、山菜とりに来る方の出入りもあることから、安全確保のために撤去するものであります。

次に、施設の解体と望洋シャンツェとのかかわりについてでありますが、今回の施設の解体は市民の 安全確保のため解体撤去するものであり、望洋シャンツェの利用については今後の検討課題と受け止め ております。

次に、望洋シャンツェについてでありますが、望洋シャンツェは平成11年2月のみなと・おたる国体のジャンプ競技場として使用するため、10年5月に設置され、その後、北海道スキー選手権大会兼全道高校スキー選手権大会が12年度、18年度を除き、19年度まで計7回開催されております。以降は競技会の開催はなく、平成20年度からは電気設備、リフト等の保守点検整備をやめ、22年度からは高圧電源設備を閉鎖し、現在、運営ハウスの光熱水費を支出しております。

今後、望洋シャンツェでのジャンプ競技を開催するためには、大規模な改修で多額の費用を要することや、スキー人口の減少が続いている現状から、望洋シャンツェのあり方についてスキー連盟をはじめ、関係団体と協議を行い、できるだけ早く一定の方向性を示したいというふうに考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇)

〇6番(安斎哲也議員) 介護保険制度の改定による要支援1、2の認定者を介護保険制度の対象外とする問題について質問いたします。

社会保障制度改革国民会議は4月の会議で医療、介護の適正化を議論し、要支援1、2の認定者を介護保険制度の対象から外し、2017年度中に市町村事業に完全に移行させる方針を固めました。市町村事業への移行によって、全国一律のサービスをやめ、内容や利用者の負担割合を市町村の裁量に委ねるとのことです。これにより、地域格差が広がるとともに、介護予防が手薄になることも考えられ、重度化が進み、結果として介護給付費が増える可能性もあり、利用者や事業者、市町村が振り回されると危惧しているところです。

高齢化が進む小樽市において、要支援1、2の認定者は増加傾向にあり、今後ますます増加していく ことが考えられます。

そこで伺います。

2012年度時点、小樽市には要支援1に1,575人、要支援2に1,272人が認定されています。今後も増加傾向が続くと思いますが、御見解をお聞かせください。

増加傾向にある現在の要支援者の切捨てとも言える国の制度改定には今後どのように対処していくお つもりなのか、お聞かせください。

国としては、サービスの質も量も市町村に考えてもらい、NPOや地域の団体を使う方法もあるとしています。2015年度から段階的に移行する方針でありますが、現状で小樽市としてどのような検討をされているのか、市民力を活用したサービスを検討するべきものと考えますが、いかがでしょうか。

現在、国では地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を出し、高齢者、障害児、子供やその他の地域の住民が一緒に利用し、必要な福祉サービスを受けたり、コミュニティ活動の拠点となる共生型福祉施設の設置を進めています。

共生型福祉施設では、高齢者の居宅介護や通所介護などのサポート、高齢者の健康相談や介護予防、高齢者や障害者の一時預かり、乳幼児とその保護者の交流の場、障害者の就労の場、高齢者、障害児、子供と地域住民の交流の場、高齢者や障害者の住居など、地域のニーズや利用できる資源に応じ、創意工夫によりこれらのサービスを組み合わせた柔軟なサービスの提供が行われています。商店街の空き店舗などを改修し、世代間交流などを行う拠点として再活用するなど、コミュニティの再生の一翼を担っている事例もあります。

道内市町村でも、この交付金を活用した地域共生型施設の設置が進んでいるところです。室蘭市では、地域福祉を推進する共生型事業の展開として、障害者と高齢者の協働型活動、高齢者、障害児、子供、地域住民が自由に集い、交流の図れるフリースペースの設置、障害者の通所サービス、ホームヘルプサービス及び日帰り一時利用サービス、自宅での入浴が困難な障害児や高齢者向けの入浴サービスの提供を行っています。

国の要支援切捨てによって、これまで利用できたサービスや利用料が市町村の裁量になり、また財源 についても市町村へ負担が強いられますが、小樽市としてもこれまでのサービスをすぐにやめることは なかなかできないものと認識しています。

そこで、室蘭市の事例でもあるような共生型福祉施設を小樽市で設置し、市民力を活用し、誰もが安心して過ごせるまちづくりを目指すべきと考えます。

まず、小樽市としてのこの共生型福祉施設の取組についての認識をお聞かせください。

道内各市でも進められていますが、この室蘭市の事例についての御感想をお聞かせください。

市長公約では、「市民共調の街づくりを進めます」の項の中で、「人口減少や少子高齢化が進み、支えあいの機能が低下する中、人と人とのつながりなど地域社会を活性化させるため、コミュニティ活動を支援します」と約束されており、この地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した共生型福祉施設の設置は、「地域社会を活性化させるため、コミュニティ活動を支援」することに値するものと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

この国の交付金の額は施設 1 か所につき 3,000 万円の範囲内となっており、財政難の小樽市において も財政難を理由にこの交付金の活用をしないということにはならないと思います。ほかに活用できない 理由があるのでしょうか。

高齢化が進む小樽市で介護保険制度改定に伴い、小樽らしい地域介護・福祉空間を新たにつくっていく必要があると思いますので、交付金を活用した共生型福祉施設の設置のため、事業者を集めた研究会などを行いながら、前向きに御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、誰もが安心して過ごせるまちづくりについて御質問がありました。

初めに、介護保険制度改定による要支援者外しの対策についてですが、要支援者の今後の増加傾向につきましては、過去3か年の要支援者数は平成22年度が2,484人、23年度が2,609人、24年度が2,847人と増加傾向にあり、あわせて高齢者数も増加していることから、今後も要支援者は増えるものと考えております。

次に、介護サービスから外れる要支援者の対策についてでありますが、現在、国の介護保険部会で審議が始まったところであり、具体的な制度設計や財源措置などについては未定のことから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、市民力を活用したサービスの検討についてでありますが、平成23年度にNPOやボランティアで行う生活支援サービスを検討しましたが、人材確保や育成などの体制が整っていないことから事業の取組を見送った経緯があります。このため、市町村が行うサービスの実施に際しては、関係機関やサービスを提供する団体等、土台づくりからのスタートになるものと認識しております。

次に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用についてですが、まず共生型福祉施設の取組についての認識につきましては、全国各地でこの共生型福祉施設の取組は広がりを見せており、特に最近では東日本大震災による被災地での福祉サービスの提供体制の再構築や地域コミュニティの再生、活性化の拠点となっているものと認識しております。

次に、室蘭市の共生型福祉施設の取組の感想についてでありますが、この施設は昨年4月にオープンしたばかりの施設であり、障害者福祉サービスを提供しているNPO法人が事業主体となり運営しております。施設内に広いフリースペースを設け、障害者と地域の高齢者や子供と交流を図ったり、喫茶スペースを設け、住民の憩いの場として提供することにより、地域とのつながりに徐々に広がりつつあると聞いており、本市にとっても参考になる事例であると受け止めております。

次に、共生型福祉施設の設置と市長公約についてでありますが、この共生型福祉施設は地域社会を活性化させるための環境づくりに大きく寄与するものであり、コミュニティ活動を支援することにもつながるものであると考えております。

次に、共生型福祉施設整備に係る国の交付金の活用についてでありますが、1施設につき3,000万円の範囲内の交付金は施設整備の財源として有効ではありますが、事業の運営費や高齢者、障害者、子供のいずれに対しても柔軟に対応できる人材の確保、また、地域のニーズの把握など、交付金以外の設置後の運営に係る諸課題もありますので、交付金の条件のみで判断することは難しいものと考えております。

次に、共生型福祉施設の設置に向け、前向きに検討してはどうかとのことでありますが、この共生型 福祉施設は地域社会を活性化させるためのコミュニティ活動を支援することに寄与するものであると考 えておりますが、事業者に対しましては、諸課題もあることを含め、情報提供してまいります。

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○6番(安斎哲也議員) 教育について質問いたします。

まず、千葉県流山市の取組について紹介いたします。

8月2日の東洋経済オンラインの記事で、「30代人口急増!流山市、"異端"の街づくり マーケティングがあれば、地方都市は蘇る!」の見出しが私の目に飛び込んできました。

記事によると、流山市は、大きな企業や商業施設が少なく、住民の高齢化が進んでいましたが、2005年の人口に比べて現在は16万8,000人と、1万人も増える右肩上がりの状態とのことです。特に30歳代の若いファミリー世帯が急増しているようです。

流山市では、都心から一番近い森のまち、と都市のイメージを設定し、共働きの子育て世代をターゲットに若い世代の移住促進に力を入れました。勤め先が東京都内にあったとしても、その都心に近く、子育てをする住環境が充実している、これを訴求していきました。子育て世代に選ばれるまちになるための方針として、財政健全化の実現、良質な住環境の整備、子育て・教育環境の充実の三本柱で整備を進めました。

小樽市においては、財政健全化については中松市長の号令の下、進められているやに思っています。 良質な住環境の整備については、小樽市にはそもそも緑もあり、海もあり、恵まれているものと思って います。ただし、子育て、教育環境が課題です。

流山市では、認可保育所の新設、増設で定員数を増やし、待機児童ゼロを目指す取組を進め、教育では市内中学校全8校に外国語指導助手、ALTを1名ずつ配置、小学校でもネーティブスピーカーの小学校英語指導員スーパーバイザー3名が全15校をサポートしている状況です。

私は議員当選後から、教育の充実が重要で、小樽の教育環境がよくなれば、札幌からでも移住してくれる子育で世代が出てくると訴えてきました。小樽市も流山市と同様、札幌市という北海道の最大都市に隣接するまちで状況は似ています。違うのは、中松市長が公約で「地域経済活性化を推進するとともに、新たな雇用創出による若者の定着を目指します」としている点です。確かに、若者の定着については地域経済の活性化と雇用創出も重要な点ではありますが、それ以前にこのまちで子供を産み、育てたいと思ってもらえるかが重要だと思っています。ちょうど私の世代が30歳代の子育で世代でありまして、同期や先輩、後輩たちと話をすると、やはり子育でや教育について充実した札幌に引っ越してしまうということがあります。特に子供が中学校に入る前に、将来を考え、札幌に引っ越してしまう方々もいます。

そこで、市長に伺います。

全国的な人口減はあるものの、小樽市では人口流出、特に最近では若い世代の流出が増加していますが、これを食いとめるには、子育て世代に対する施策の増強が必要ではないでしょうか。経済の活性化と雇用創出も重要な点ではありますが、流山市のように子育てや教育に力点を置いてはどうでしょうか。流山市の取組とその結果による人口増に対する市長の御感想をお聞かせください。

市長の公約の中で、「教育環境の充実と、文化芸術・スポーツの振興を進めます」としていますので、 流山市だけを今回は例にとりますが、ぜひとも流山市のように、小樽は教育が充実し、子育て世代が子 を産み育てやすいまちだとアピールできるほど、教育にもっと力を入れ、そして大きくPRしていくべ きではないでしょうか。

私は、本会議や委員会での質問で、国際観光都市にとって英語教育に力を入れることは重要だと訴えてきました。今年、高島小学校でオタル・イングリッシュ・デイが開かれ、子供たちが楽しく英語に触れ、そして観光客へおもてなしをするという、まさに生きた英語教育であったと思っています。まず、今回のオタル・イングリッシュ・デイについての教育長の感想をお聞かせいただき、今後の取組をお示しいただきたいと思います。

また、国際観光都市を目指す小樽市としては、流山市のようにやはりALTを充実すべきだと考えています。財政も絡むことではありますが、今後の小樽を支える子供たちに投資するという観点からもぜひ増員すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、教育については他都市の取組を見習うことも必要だと思いますが、やはり小樽独自の小樽でしかできない特色ある教育が現在の状況を打破できるものと思っています。小樽には国立大学である小樽商科大学がありますし、進学校、商業高校、工業高校、水産高校などもあります。大きな目標を持って、幼稚園、保育所から小中高の連携を行い、さらには商大を巻き込んだ人材育成をしていかなければ、小樽は生き残っていけないと思います。教育長の御見解をお聞かせください。

築校小樽塾の研修に参加したことに関連して質問いたします。

小樽の子供を育てていく上で、やはり重要となっていくのは支える教員や地域の方々だと思っています。 先日開かれた教育長肝いりの、やる気のある教員を集めた築校小樽塾の第8講兼学校支援ボランティア研修会に出席いたしまして、ここで多くの方々より現場で感じた声を直接聞かせていただきましたので、幾つか質問いたします。

研修会では、地域コーディネーターから小樽市の現状を伺った後、学校支援ボランティアに参加する 水泳指導に当たる方、おはなしの会の方、商大生、そして学校支援ボランティアを活用する学校の校長 からその現場の生の声をいただきました。課題となっていることにつきましては、それぞれの学校にコ ーディネーターを設けることができれば、もっと支援ができる、支援をお願いしたいが、ボランティア に交通費も出せない、周知が弱いなどが出されました。

そこで伺います。

この研修会には教育長も出席されていましたが、参加者の方々からさまざまな課題が出されました。 率直に御感想をお聞かせください。

次に、コーディネーターの要請についてです。

現在は2人でコーディネーター業務を行っておりますが、それぞれの学校で抱える課題、例えば忍路中学校だと学年に女子が1人だけだったりする、市内中学校では部活の専門的な指導、地域ではボランティアの人数などが違うと思いますが、どのように把握されていますか。

私としては今後中学校区などの単位でコーディネーターを配置することが望ましいと考えますが、お 考えをお聞かせください。 ボランティアに対する交通費についてです。

忍路中学校の教員から直接伺ったのですが、中心地から離れた場所のために、ボランティアに多くの交通費を負担させてまで派遣を要請していいのか悩んでいるとのことです。また、スキーや水泳授業などについては学校区から離れた場所での活動となり、要請する側も交通費についてPTA会費などで捻出するということもあるようです。今後、一層、地域で市民力を用いて子供たちの教育を支えるためにも、学校支援ボランティアのための予算的な措置を増やすことはできないものでしょうか。

周知についてです。

ブログやホームページ、チラシなどでも周知活動をされているようですが、研修会で話を聞く中で、なかなか浸透していないのが課題であることを痛感しました。現場の学校の教員でさえも知らなかったり、商大と連携した樽っ子学校サポート事業を進めているのにもかかわらず、教員課程の学生以外にはあまり周知がされていなかったりする現状があるようです。周知が行き渡らない状況に対して、何が課題であると考えますか。

支援事業にかかわる学生からは、若者はSNSで情報を得ているという声もありましたので、小樽市としても、開設しているフェイスブックなどのツールの活用を模索してはいかがでしょうか。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、教育について御質問がありました。

子育で・教育環境の充実に関して、千葉県流山市の子育でや教育に力点を置いた人口増対策についてですが、流山市は都心まで電車で20分の首都圏に位置し、交通インフラや雇用環境、保育所待機児童の状況など、その立地環境や生活環境は本市と大きく異なると思われますので、同様の施策により同様の成果を得ることは難しいものと考えます。

また、本市におきましても、保育所や子育て支援センターの整備、各種の保育関連事業のほか、小・中学校における音読の推進や学校図書館司書の配置など、子供を産み育てやすい環境づくりや教育の充実に資する事業について取り組んでおりますが、今後も地域経済の活性化や雇用対策、移住促進などのさまざまな取組とあわせて、総合的かつ着実に人口問題に対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 教育長。
- **〇教育長(上林 猛)** 安斎議員の御質問にお答えいたします。

7月29日、30日に本市で初めて開催したオタル・イングリッシュ・デイについてですが、小学生41名、中学生15名、教職員13名、商大留学生と道教委と市教委のALT8名、ユネスコ協会などのスタッフを含め、総勢100名ほどが参加し、子供たち全員が運河周辺を観光で訪れている外国人に英語でさまざまな質問をし、コミュニケーション能力を高める取組を行いました。参加した子供たちにとっては、自分の英語が通じることの喜びを実感できる貴重な体験であったろうと思います。

私といたしましては、今後もこのような取組を継続するとともに、本市の学校教育の特色として、英語教育並びに国際理解教育を通じ、観光都市小樽にふさわしい人材育成を進めてまいりたいと考えております。

次に、ALTの増員についてでございますが、現在、小樽市のALT2名は、市内全ての中学校14校と派遣希望のある小学校6校で指導を行っており、そのほか、小学校の外国語活動のために道教委が

行っている退職教員等外部人材活用事業を利用し、外国人など8名を小学校18校に派遣しております。 私としては、ALTの増員は多額の予算が必要でありますので、当面、道教委が行っている退職教員等 外部人材活用事業の拡大や小樽市の恵まれた教育資源を最大限に活用しながら、子供たちへの英語の指 導を充実させてまいりたいと考えております。

次に、本市の人材育成についてでありますが、私は常日ごろ本市の歴史、文化、芸術などあらゆる恵まれた教育資源を有効に活用し、ひとづくりをすることが小樽のまちづくりにつながることだと思っており、幼・小・中・高・大と発達段階に即した、子供自身を目指す夢を持てるよう、教育環境を整えることが重要であると考えております。

一昨年より経済界や保護者、学習塾、幼稚園、小・中学校、高校、小樽の各界、各層の方々にお集まりをいただき、円卓形式の懇談会を3回ほど行い、小樽のこれからの教育についてさまざまな意見を交換してまいりましたが、このたびは商大学長にも参加をお願いし、商大を頂点とする小樽の人材育成の方策や小樽にふさわしい教育のあり方などについて議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、築校小樽塾第8講兼学校支援ボランティア研修会に塾長として参加をしての感想ですが、塾生と学校支援ボランティアの方々が参加をし、学校における外部人材の活用について率直な意見交換をいたしました。研修会終了後のアンケートの中にも、日ごろかかわることのないいろいろな立場の人の話が聞けてよかった、若い教員、ボランティア、教育委員会の方々との交流がすばらしかったなどの感想が寄せられ、私としても塾生の意識改革を図る上で、大変有意義な研修だったと感じております。

また、意見交換の中で、学校とボランティアのあり方や学校支援ボランティアの周知不足などの意見もあり、今後各学校における学校支援活動への一層の理解、啓発を図ってまいりたいと考えております。次に、各学校の課題などを2名のコーディネーターで把握しきれるかについてでございますが、現在、学校支援ボランティアとして小学校17校、中学校2校のボランティアのほか、スキーや水泳などの学習支援を行う9団体のボランティアが登録しており、コーディネーターは各学校からボランティア派遣の依頼を受け、活動内容の合致するボランティアと連絡調整の上、学校に派遣するとともに、各学校の課題やボランティアの把握に努めており、現在は2名で対応できているものと承知しております。

次に、中学校区などの単位でのコーディネーターの配置についてですが、全ての小・中学校で必要とされるボランティアの人数がそろい、その活動内容においてもバランスよく登録されるなどの条件がそろった段階で、中学校区単位のコーディネーターの配置も考えていかなければならない課題と受け止めております。

次に、交通費などの予算措置についてでありますが、現在、ボランティアのために傷害保険などの保険料措置を行っておりますが、交通費については、学校支援ボランティアの場合は学校単位で近隣のボランティアによる活動を想定しておりますことから、従前より支給しておりません。しかし、スキー学習や水泳授業などの校外学習の支援については、遠距離移動が伴いますことから、当面実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校支援ボランティアの活動の周知についてですが、平成23年度に事業がスタートして以来、教育委員会や運営委員会が事業の説明のために学校訪問を行っているほか、校長会議での説明や、ホームページ、チラシなどで周知活動を続けておりましたが、今回の研修会の中で不十分との指摘もありますので、今後各学校やPTAなどの組織を通じ、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、周知方法などについてですが、学生など若者への周知の手段の一つとして、フェイスブックなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスが有効だと考えておりますので、今後それらの活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第6項目めの質問に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇)

○6番(安斎哲也議員) 最後に、奥沢水源地保存・活用基本構想について伺います。

基本構想(素案)が策定され、7月8日から8月7日までパブリックコメントが行われました。 まず、そのパブリックコメントで市民の方から御意見が出されているのであれば、どのような御意見 があったのかお聞かせいただき、基本構想策定後のスケジュールについてお聞かせください。

基本方針とともにゾーニングが決定されているかと思いますが、整備予算について大枠が決まっているのであれば、お示しください。

これまで、市の事業として整備された小樽公園などについては、ハードの整備に終始していたと感じています。何かをつくってそれで終わり、それが今までのやり方であって、その後の施設を見てみると、整備方針に沿って市民が継続的に利用しているかというと、そうではない事例もあると思っています。

奥沢水源地の保存・活用とは少し離れますが、先日小樽経済センターで開かれた「北運河および周辺地域観光戦略セミナー」に出席いたしましたけれども、その中で、講師である東京大学生産技術研究所の太田浩史氏が、世界の港湾都市再生と北運河の課題と可能性について話をされ、シビックプライドが重要であると繰り返し述べられておりました。シビックプライドとは、市民がまちに対して抱く愛着、誇り、自負心であります。さまざまな港湾都市の事例を御紹介いただきましたが、いろいろな都市再生が行われ、新しくできた空間を市民が楽しみ、観光客と共存しているということでした。

小樽市の現状としましては、どこか市民は市民、観光客は観光客という意識が根深くあり、市民は観光地に行くものではない、観光イベントは観光客向けだろうという意識が強い方もおられるように感じます。これは小樽市の公共事業でも同じことが言え、市で勝手にやった事業でしょう、私たちの生活には関係ないといった、少しシビックプライドからは離れているように考えます。

今、日本の自治体でも都市ブランディングの試みが急増しており、人と人、人と都市をつなぐデザインのニーズが高まっています。この視点で大阪府の泉佐野丘陵緑地での、「使う人自身がつくる公園」について簡単に紹介いたします。

この公園の整備に当たって、公園をつくる前に運営計画をつくり、市民の参加方法を決め、その内容に応じて公園を設計するという手法がとられました。公園のハード整備を従来の2割にとどめ、残りの8割はソフトによって使いながらつくっていく方法です。整備に数十億円かけて以後管理経費に数千万円かけるという従来の手法ではなく、ハード整備を少なく数億円にとどめ、毎年の管理にお金を使うというものです。ただ整備して後は勝手に使ってということではなく、公園運営にかかわる人が増え、そこにコミュニティが誕生し、来園者を迎え入れるということが形成されるということだそうです。整備の前にさまざまな地域の団体や人が入り、気に入った場所を見つけて活動しやすい空間へと改変させていくことで、例えば昆虫観察をやりたい人たちは活動しやすいようにみずから木を間伐したり、音楽会をやりたい人はそこでできるスペースをみずからの手でつくり出したりなど、水辺でのハンモック体験や、椅子や机を設置して公園づくりを進める方々がいるというような流れです。こういった住民と協働で公園づくりをする上では、まずは公園のテーマや理念を共有していくことから始まります。小樽市においては、基本構想が立ち上がっていますので、この方針や理念を市民と共有し、一緒に進めていく土台があると感じています。

中松市長の公約では、市民と行政の協働で創意工夫をしながら活力ある小樽を創造すると約束されて

いますので、この小樽の歴史遺産である奥沢水源地の活用において、市民と協働の公園づくりを目指していただきたいと思いますが、まずお考えをお聞かせください。

泉佐野丘陵緑地では、基本計画策定後に運営計画をつくる人をプロポーザルで決めていくという手法をとっていましたが、これまで小樽市が導入した経過はないと承知します。整備だけではなく、その後の管理を含めた計画づくりを民間とともに策定していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

ただし、その事例に準じて全てをするということでもなく、小樽市においてはさまざまな団体がいらっしゃいますので、例えば先日奥沢水源地のライトアップをされた小樽青年会議所の取組などですけれども、水源地の活用構想の中の「学習」「憩い」「交流」「周遊」「保全」と五つの活動メニューに沿って、市がコーディネーターとなってそれぞれの方々と膝を突き合わせて協議する運営会議なるものをつくり、そこで運営経過について議論を重ねていくという手法も考えられますが、いかがでしょうか。

市民みずからが公園の整備、運営にかかわることでシビックプライドを育んでもらうことも可能かと 思います。先日のセミナーは、今回は「北運河および周辺地域観光戦略」という観点でしたが、これは 小樽市全体のまちづくりに共通していかないといけないものと思っています。港湾室や観光振興室の職 員の方もその会場にいらっしゃいましたので、今回の奥沢水源地の整備を皮切りに、市民が楽しめる、 市民が利用する公共空間のあり方を模索し、市民と協働でつくっていってほしいと思います。

再質問を留保して、質問を終了します。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、奥沢水源地の整備について御質問がありました。

初めに、基本構想についてのパブリックコメントですが、期間中に5人から16件の意見が提出されました。意見としてはイベントを開催できるような環境づくりを行い、市民の方が楽しみ、憩い、アピールしたくなる環境になればよいなど、ほとんどが水源地の活用方法に関する内容でありました。

また、基本構想策定後のスケジュールについてですが、今後この構想に基づき、具体的な整備の内容、 時期、事業手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、奥沢水源地の整備予算についてですが、ただいまお答えしましたが、今後、具体的な整備の内容などを検討することになるため、現時点で整備予算を示すことはできません。

次に、奥沢水源地について、整備だけではなく、その後の管理・運営についても市民などとの協働により進めてはどうかとの御提案ですが、私も市民の皆さんと協働で市政運営を進め、市民力によるまちづくりを目指しておりますので、御提案の事例なども含め、どのような方法があるのか、調査してまいりたいと考えております。

- ○6番(安斎哲也議員) 再質問はいたしません。これで終わります。(拍手)
- ○議長(横田久俊) 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、久末議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 28 番、久末恵子議員。

(28番 久末恵子議員登壇) (拍手)

〇28番(久末恵子議員) 質疑及び一般質問をさせていただきます。

私は、これまで経済常任委員会委員として小樽の経済対策、とりわけ基幹産業であります観光に力を

注いできたつもりでございます。昨年第3回定例会以来、北小樽に観光客を誘致することを目的として、赤岩遊歩道について取り組み、今定例会でちょうど1年となりました。この間、地域の方々、北海道の方々の御協力をいただき、応急措置ではありますが、要望をかなえていただきました。今年度はロープによる危険箇所の改善、さらに道では来年度からの整備に向けた検討をしていただいていると聞いております。

振り返ってみますと、この赤岩山は小樽の最北端に位置し、半世紀、50年前に、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されまして、赤岩遊歩道として親しまれてまいりました。昨年第3回定例会でも申し上げましたが、赤岩山は古くから霊山として信仰され、修行者、信者の霊峰として今も多くの方々がお地蔵様のお参りに訪れております。また、ロッククライミングなどは、現在は女性も挑戦しております。春も早い時期には、野花などの自然観察を楽しむ市民グループの姿も見えております。世の流れとともに、登山客に加え、観光客も増加しております。青い海に面してそそり立つ断崖絶壁のすばらしい景観や、赤岩山にふさわしい独特の赤色をなす空と海と緑のコントラストは、旅人の誰もが驚嘆する魅力ある山であります。さらに夕方、水平線のかなたに落ちる真っ赤な太陽に、誰もが足をとめ、シャッターを切る光景がしばしば見られます。神秘の世界そのものだと思っております。幼児から高齢者まで安全・安心で快適な旅をするための自然を生かした恒久的な道路整備が必要と思っております。

前定例会でも、国定公園であるため、市や地元の者が勝手に手を加えることができないとはいえ、身近な草刈り整備などは、市町村、地域住民などに任せていただきたいと要望しておりましたが、利用者や地域住民の活動については、道との協働による維持・管理として可能な分もあると聞いております。

このように、夏の観光施策としての赤岩遊歩道につきましては、各方面の御協力をいただき、今後の整備について展望が開けてまいりました。北小樽の活性化のためにも、この遊歩道の早期完成が待たれますし、また、滞在型観光の一助となることも期待しているところであります。

私といたしましても、大変うれしく思っているところですが、そろそろ小樽も夏の観光シーズンのピークが終わり、これからは冬の観光施策について考えていかなければならない時期を迎えたと思います。 聞くところによりますと、平成17年から始まった小樽観光協会の冬のイベント、小樽ロングクリスマスが昨年をもって終了し、今年からは新たな冬のイベントに取り組まれるということでございました。 私も夏の潮まつり、冬の小樽雪あかりの路という2大イベントとはまた趣の異なったロングランのイベントとして小樽ロングクリスマスが好きだっただけに、終了の話を伺ったときには大変残念に思いましたが、新たなイベントはロングクリスマスを発展的に引き継いでいくものと伺い、今から大変楽しみにしております。

そこで、この新たな冬のイベントにつきまして、現在決まっている内容についてお知らせいただきた いと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

再質問を留保しまして、私の質問を終わらせていただきます。 (拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 久末議員の御質問にお答えいたします。

新しい冬の観光イベントについてですが、イベントの名称につきましては、小樽ゆき物語と決定いたしました。現時点で決まっている主な内容といたしましては、開催期間がクリスマスまでではなく、来年1月13日まで延長され、2月7日から始まる小樽雪あかりの路につなげていくイベントという色彩を

濃くしたこと、また昨年好評だったLEDのいのり星を運河に流す冬の流星を行うことなどであります。 このほか、子供も楽しめるイベントや若い女性の目線で見た鍋料理紹介キャンペーン、空間演出による、 ゆき物語の雰囲気づくりなどが検討されていると伺っており、市といたしましても冬の観光客誘致に寄 与するイベントとなるよう、協力してまいりたいと考えております。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 28番、久末恵子議員。

○28番(久末恵子議員) 本当にせっかく観光客が来てくださるのですから、やはり新しいものに挑戦して、また行こう、また何かいいものを見せてくれるかもしれないという、観光客にそういう希望を持たせていただければ本当にありがたいと思っております。

〇議長(横田久俊) 以上をもって、久末議員の質疑及び一般質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時52分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員中村岩雄

議員松田優子

平成25年

第3回定例会会議録 第4日目

小樽市議会

平成25年9月11日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲
3番	中	村	岩	雄
5番	成	田	祐	樹
7番	小	貫		元
9番	松	田	優	子
11番	斉	藤	陽 -	- 良
13番	酒	井	隆	行
15番	濱	本		進
17番	佐々	木		秩
19番	斎	藤	博	行
21番	新	谷	と	L
23番	佐々	木		茂
25番	横	田	久	俊
_	_			

28番 久 末 恵 子

2番 千 葉 美 幸 4番 吹 田 友三郎 6番 哲 也 安 斎 8番 Ш 畑 正 美 10番 高 橋 克 12番 鈴 木 喜 明 14番 上 野 智 真 下 孤 芳 16番 林 18番 保 Ш П 20番 中 島 麗 子 22番 野 北 義 紀 田 雅 24番 敏 Ш 27番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

出席説明員

市			長	中	松	義	治	
教	官	ì	長	上	林		猛	
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	
財	政	部	長	堀	江	雄	$\ddot{-}$	
生剂	舌環	境部	3長	前	田	孝	_	
福	祉	部	長	三	浦	波	人	
建	設	部	長	工	藤	裕	司	
消	ß	方	長	青	山	光	司	
教	育	部	長	Щ	村	幹	雄	
総系	务部系	総務割	果長	佐	藤	靖	久	

副市長貞村英之 病院局長並木昭義 総務部長 迫 俊哉 産業港湾部長 佐 藤 誠 一 医療保険部長 藤井秀喜 保健 所長 秋 野 恵美子 会計管理者 石 崎 留 子 病 院 局 経営管理部長 小 山 秀 昭 総 務 部 企画政策室長 中田克浩 財政部財政課長 佐々木 真 一

議事参与事務局職員

事	務	局	長	田	中	泰	彦	事	務后	分次	長	中	崎	岳	史
庶	務	係	長	伝	里	純	也	議	事	係	長	柳	谷	昌	和
調	査	係	長	沼	田	晃	司	書			記	髙	野	瑠珠	8子
書			記	木	戸	智息	京子	書			記	佐々	木	昌	之
書			記	深	田	友	和	書			記	伊	沢	有	里

開議 午後 1時00分

○議長(横田久俊) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木秩議員、久末恵子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 19 番、斎藤博行議員。

(19番 斎藤博行議員登壇) (拍手)

〇19番(斎藤博行議員) 一般質問を行います。

最初に、病児・病後児保育に関連して質問します。

平成22年12月に出された、小樽市における公立保育所のあり方などをまとめた、市立保育所の規模・配置に関する計画の中の、多様な保育サービスの充実では、ひとり親世帯や共働き世帯で要望が強い病児・病後児保育の実施について、「特に、子どもが病気又は病気回復期に看護師や保育士が病院などの施設専用スペースで一時的に保育を行う病児・病後児保育事業については、保護者のニーズも高いことから、医療機関との連携を図り、早期に実施できるよう努めます」と記載されています。こうしたことがあえて載せられたのは、子供が病気になると一般的には保育所が利用できなくなり、保護者が仕事を休んで家で子供の世話をすることになるわけですが、簡単に仕事を休めない、ほかに頼める人が近くにいないなどの厳しい現実が背景にあります。

私は、厚生常任委員会の視察や会派の調査で、各地で行われている病児・病後児保育について勉強させていただきました。その内容を概括的にまとめますと、病児・病後児保育は、市立病院の院内保育所を活用するケース、市内で開業されている小児科医の施設を利用するケース、NPOの運営する子育て支援施設を利用し、市内の小児科の開業医と連携するケースなどがありました。いずれの場合も、小児科の医師との連携が重要な役割を果たしていました。

小樽市における病児・病後児保育の実施については、この間、何度か議論させていただきましたが、 今回は少し角度を変えて改めてお聞きします。

小樽市における病児・病後児保育実施に向けたこれまでの取組を、時系列でお示しください。

また、その過程で明らかになった課題は何なのか、お示しください。

次に、小樽市では、一昨年10月からファミリーサポートセンターがオープンし、病児の預かりも行われています。この間のファミリーサポートセンターでの病児の預かり実績を、市民税非課税世帯又はひとり親世帯による利用料一部助成を受けているケースと全額を負担しているケースに分けて、利用件数、預かり時間の平均、利用料の平均でお示しください。

また、病児の預かりを利用した保護者の事情をお示しください。

私は、平成24年6月の厚生常任委員会で、ファミリーサポートセンター事業の病児の預かりが、病児・ 病後児保育制度がない小樽において、窮余の策として、それにかわるものとして活用されているのでは ないかと指摘しました。改めて、この1年近い実績を踏まえ、こうした指摘に対する見解を求めます。

もちろん短時間のパート勤務の方もおりますが、普通、保育所に子供を預けるときの時間は、午前8時半ころから午後6時ころまでの9時間半ぐらいだと思います。仮に9時間半、ファミリーサポートセンターに病児を預けたときの一般的利用料は、時間単価900円ですので8,550円になり、それなりの負担となります。先ほど述べた病児・病後児保育を実施している他都市の利用料2,500円前後と比べます

と、大変割高となります。

私は、小樽市における病児・病後児保育の実現を求める立場に変わりありません。しかし、市役所の中で検討していて時間だけが経過していくのであれば、今困っている人の助けにはなりません。そこで、病児・病後児保育制度が実現するまでの当面の措置として、ファミリーサポートセンター事業の病児の預かりを位置づけ、助成制度の拡大などを検討していただきたいと考えますが、見解を求めます。

質問を変え、化学物質過敏症に関連して質問します。

先日、化学物質過敏症で長年苦しんできた方の話を聞かせていただきました。自分の体調の悪化に気づいても原因がわからなく苦しんだ話、自分の状態がなかなか他の人に理解してもらえず苦労した話、 そして最後には、仕事が続けられず退職した話などでした。

初めに、化学物質過敏症とは、どういった病気又は症状をいうのか、お示しください。

次に、小樽市は、小樽市内でこうした症状を訴える市民の存在を把握しているか、お示しください。 また、いわゆる患者は何人ぐらいいるのか、お示しください。

また、小・中学校でこうした症状で苦しんでいる子供もいるとの話もあります。教育委員会では実情を押さえていますか、お示しください。

次に、芳香剤や消臭剤などとの関連についてお聞きします。

日本で使われている香料の95パーセントは合成香料で、天然香料は5パーセントと言われています。 そして、合成香料は、ほとんどは石油が原料です。化学物質過敏症と香料との関係については2007年の 芳香剤・消臭剤の影響に関する研究などの報告もありますが、小樽市としての見解をお示しください。

最後に、化学物質過敏症に苦しむ市民がいることに理解を求め、市庁舎をはじめ公共施設での香料等の使用について配慮を求めるポスター等の掲示を検討していただきたいと考えますが、見解を求めます。 質問を変え、学校図書館司書に関連して質問します。

先日、今年度の全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。全国の結果と比較して、北海道の、 後志の、そして小樽の子供たちの結果についての議論が行われています。子供たちの学力を向上させる ために必要な力の一つに、読む力があります。それは書かれている文字の意味を理解し、文章を正確に 読み取る力です。そして、想像できる力です。

本年2月に小樽市教育委員会が出した「平成24年度全国学力・学習状況調査 調査結果と指導改善のポイント」でも、小学校国語では、「目的や意図に応じ、複数の情報を結び付けたり、編集者の意図を推論したりしながら、自分の考えをまとめる」力、また中学校国語でも、「目的に応じて必要な情報を読み取る」力や、「文学的な文章の内容を捉える」力が必要とあります。

こうした読む力を獲得するために、子供のころの読書の果たす役割は大変大きいと言われています。 子供が本を読む機会はいろいろ考えられますが、その中の一つに学校図書館があると思います。改めて、 学校図書館の設置目的やその役割をお示しください。

小樽市では、平成25年5月から、図書館司書の資格を持つ2名を嘱託職員として採用して、学校図書館利活用推進モデル校事業を開始しました。こうした事業が必要と考えられた背景と目的をお示しください。

次に、2名の図書館司書は、どこの学校に配置され、どのような業務に携わっているのか、お示しく ださい。

次に、学校との連携について伺います。

学校には司書教諭が配置されておりますが、この司書教諭の業務との差別化はどのようになされ、なおかつ連携はどのように図られているのか、お示しください。

次に、それぞれの学校には1年間の行事予定があります。授業内容や学校行事によって、子供たちの関心事もいろいろ変化すると思います。そうした学校のリアルな情報を学校図書館司書が共有し、学校図書館での業務に反映させるためには、学校との連携も大切になると考えますが、現状をお示しください

この事業が開始されてまだ時間はたっておりませんので、目に見える成果とは言いませんが、モデル校となっている学校の子供たちに多少なりとも変化の兆しが見受けられているのか、お聞かせください。 私は、こうした事業の成果は、短期間に出せるものではなく、一定の時間をかけた地味なものにならざるを得ないと考えております。この事業を来年度以降どのように展開していくのか、現時点での考えをお示しください。

質問を変え、原発事故と消防に関連して質問します。

全道の消防長でつくる全国消防長会北海道支部は、本年4月、東京電力福島第一原発の過酷事故では、被曝した原発作業員の搬送や住民の避難誘導を周辺の消防本部が担ったことを踏まえ、北海道電力泊原発で事故が起きたときにも同様な活動が求められると考え、消防としての対応を検討し、課題などをまとめて報告書を出しました。これに関連して何点か質問します。

最初に、北海道で大規模な災害が発生したときには、これまでも道内各地の消防本部や道外の消防本部から出動があり災害対応をしてきたと思いますが、こうした場合の消防の出動手順はどのようになっておりますか、お示しください。

次に、全国消防長会北海道支部として、あの東京電力福島第一原発の過酷事故に立ち向かった消防の活動からの教訓を踏まえ、福島の事故で消防が対応した五つの事例をモデルにし、必要な体制や装備を検証したとあります。この五つの事例を具体的にお示しください。

また、体制や装備について、どのような検証がされたのか、お示しください。

報告書では、重装備の防護服に比べ熱には弱いものの放射線は通さない簡易型防護服は、全道の消防本部の配備分は全て合わせても1,581 着で、福島の事故では原発が管内にあった消防本部1か所で3日間に約1,000 枚を使用しており、事故が長期化した場合には保存分では対応できないと指摘されています。ここで言う簡易型防護服とはどのようなものなのか、お示しください。

また、小樽市消防本部では何着配備されていますか。

また、万が一の事故に際し、長期的には対応できないとなっておりますが、こうした簡易型防護服などの防護資材の確保は、誰が提供することになっているのか、お示しください。

次に、道内の消防職員約9,000人のうち、放射線の知識を習得している職員は1,366人、15.2パーセントであり、研修が必要となっています。ここで言う放射線の知識を習得とはどのようなことを言っているのかお示しください。

また、小樽の消防本部では何人が習得しているのかもお示しください。

質問を変え、泊原発再稼働に関連して質問します。

7月8日、原発の新しい規制基準が施行されました。これに先立つ7月5日、北海道電力は、新規制 基準に基づき泊原発1、2、3号機の再稼働に向けた安全審査を申請する考えを明らかにし、8日に申 請しました。この申請に際し、小樽市に事前に連絡などはありましたか、お示しください。

次に、9日には道庁で、後志管内 16 市町村と北海道電力とで締結している安全確認協定に基づいた連絡会が開催されました。連絡会での北海道電力、北海道、そして参加町村の発言はどのようなものでしたか、お示しください。

次に、この連絡会での発言も含めて、市長の北海道電力泊原発再稼働申請に関する基本的な考えをお

示しください。

北海道電力は、従来の周辺4町村と新たに安全確認協定を結んだ16市町村を分ける形で会議を持っています。こうした対応の背景には、原発の新設や原子炉増設については、北海道と周辺4町村が同意権限を持っているのに対し、原発の再稼働については地元合意の範囲が国から明確に示されていないという現実があると思います。

小樽市は、安全確認協定の16市町村には入っていますが、泊原発から30キロメートルのUPZ圏内には入っておりません。市長は、泊原発再稼働の地元合意に関する地元の範囲についてどのような見解をお持ちなのかお示しください。

次に、防災計画に関連して何点かお聞きします。

昨年10月、原子力規制委員会の田中俊一委員長は、自治体がつくる原子力防災計画について、再稼働の条件ではないが、つくってもらわないと再稼働はなかなか困難になるとの認識を示し、事実上、再稼働の条件の一つとしました。泊原発から30キロメートルのUPZ圏内で新たに原子力防災計画を策定することになった9町村の計画策定の進捗状況をわかる範囲でお示しください。特に、小樽を避難先としている古平町の計画づくりは、避難ルートをはじめ、どのような状況かお示しください。

また、それら避難してくる人々を受け入れることになっている小樽市における原子力防災計画づくりは、どのような状況なのか、現状と課題をお示しください。

この項最後の質問です。

私は、泊原発再稼働の同意を求められる地元の範囲に、東京電力福島第一原発の過酷事故での汚染の 広がりを考えても、小樽市は含まれるべきだと考えています。もちろん、そうはいっても小樽市や小樽 市長が決めることができる事項だとは言いません。しかし、現時点のように小樽市民の安全・安心確保 の計画づくりが完了していない時点で再稼働について聞かれたら、小樽市長としては、市民の安全・安 心確保のめどが立つまでは待ってほしいという立場に立っているべきでないかと考えますが、市長の見 解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、病児・病後児保育について何点か御質問がありました。

まず、病児・病後児保育の実施に向けたこれまでの取組についてですが、平成22年に新市立病院内での設置を検討いたしましたが、病院のスペースや小児科の診療体制などの面で難しい部分があったことから、他の医療機関での実施の可能性を探っていくことといたしました。その後、道内の自治体の調査や庁内での検討を行い、平成24年から25年にかけては、市内の小児科医から病児・病後児保育に関する考え方を伺うなどしてきております。

また、課題についてでありますが、市内には小児科の医師が少ないこと、事業実施のための適当な施設がないこと、新たな施設整備には相応の財政負担を伴うこと、運営に関する国の補助が低額であることなどが課題であると認識しております。

次に、ファミリーサポートセンターでの病児の預かり実績についてですが、平成23年10月から直近で把握している25年7月までの期間で申し上げますと、利用件数については、利用料の一部助成を受け

ているケースが26件、全額負担のケースが94件、合わせて120件となっております。

預かり時間の平均については、利用料の一部助成を受けているケースが約7時間、全額負担のケースが約5時間となっており、利用料の平均については、一部助成を受けているケースが約4,300円、全額負担のケースが約4,800円となっております。

また、病児の預かりを利用した事情については、主に働いている保護者が仕事を休めないということがあります。

次に、ファミリーサポートセンターでの病児の預かりが病児・病後児保育の代行として活用されているのではないかとの御指摘についてですが、本市においては平成23年10月からファミリーサポートセンター事業を開始しましたが、当初から仕事を休めない保護者などが利用する事業として、病児の預かりについても援助活動の一つとして行っております。

次に、ファミリーサポートセンターでの病児の預かりに対する助成の拡大についてでありますが、現在、本市においては、ファミリーサポートセンターの援助活動のうち、病児の預かり及び緊急の預かりについて、市民税非課税世帯又はひとり親世帯に利用料の一部助成を行い、1時間900円を基本とするところを日常の預かり料金と同水準の600円としており、助成のさらなる拡大については、限られた財源の中で困難であると考えております。

次に、化学物質過敏症についてお尋ねがありました。

まず、化学物質過敏症とはどういった状態なのかについてでありますが、平成8年度の厚生科学研究には、「最初にある程度の量の化学物質に暴露されるか、あるいは低濃度の化学物質に長期間反復暴露されて、一旦過敏状態になると、その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症状を来たす者があり、化学物質過敏症と呼ばれている」と記載されております。

次に、小樽市内で化学物質過敏症の症状を訴える方の存在とその数についてでありますが、これまで 市長への手紙等により化学物質過敏症への理解や対応についての要望を受けていること、また、保健所 には化学物質過敏症を発症したという方からの相談事例が平成16年度からこれまで2件あることから、 症状を訴える市民の方がいるものと認識しておりますが、全数については把握しておりません。

次に、化学物質過敏症と香料との関係についてでありますが、先ほど申し上げた平成8年度の厚生科学研究では、「化学物質との因果関係や発生機序については未解明な部分が多く、今後の研究の進展が期待される」との見解が示されており、その後も幾つかの研究が報告されておりますが、これにかわるものはまだ確立されていないものと認識しております。小樽市としては、専門家の結論を待つ必要があるものと考えております。

次に、公共施設での化学物質過敏症に関するポスター等の掲示についてですが、ただいま申し上げた とおり、化学物質過敏症については、いまだ専門家が研究している段階であり、市としてポスター等に より市民へ周知することは現時点では難しいものと考えております。今後、国での検討等が終了し、対 応の方向性が明らかになりましたら、必要に応じ市民周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、原発事故と消防について、何点か御質問がございました。

まず、北海道で大規模な災害が発生した場合の消防の出動手順についてでありますが、初めに管轄消防本部が対応し、災害の拡大状況により、隣接消防本部との応援協定や北海道広域消防相互応援協定に基づき、道内の各消防本部に対して応援要請がされることとなります。

また、災害がさらに拡大するなどにより、道内の消防本部だけでは対応が困難な場合には、北海道知事を通じて総務省消防庁に緊急消防援助隊派遣要請がなされ、全国の消防本部に対して出動要請がされることとなります。

次に、福島第一原発事故後の報告書の五つの事例についてでありますが、一つ目は、原子炉建屋で水素爆発により負傷し、事業者により関係施設に収容された作業員6名を救急車で病院へ搬送したケース、二つ目は、原子炉建屋で水素爆発により火災が発生し、消防隊が出動したが、放射線量の急激な上昇により消火活動を中止したケース、三つ目は、タービン建屋で被曝した作業員3名のうち、負傷した2名を除染後、救急車で病院へ搬送したケース、四つ目は、避難指示を受けた病院に入院していた重篤患者47名を救急車5台で警戒区域外の福祉施設へ搬送したケース、五つ目は、2万人を超える避難住民を受け入れた自治体の保健所と消防本部がスクリーニングや除染活動を行ったケースであります。

また、体制や装備についてでありますが、災害状況や汚染に関する的確な情報収集、活動現場や隊員の放射線量の管理、活動の長期化に備えた交代要員の確保等をはじめ、放射線防護服や除染資機材等の整備が必要であるとされております。

次に、簡易型防護服についてでありますが、簡易型防護服とは、汚染レベルの低い場所で使用され、 ョウ素やセシウムなどの粉じんに付着する放射性物質から身を守ることができるフード付防護服のこと で、本市消防本部では、現在11着を保有しております。

また、簡易型防護服等防護資機材の確保についてでありますが、防災基本計画によれば原子力事業者が提供することが前提となっております。しかしながら、事故が長期化した場合には事業者の提供が困難になることも予想されることから、防護資機材の安定的な確保に向けて関係機関相互の連携が必要と考えております。

次に、放射線の知識習得についてでありますが、国の委託を受けた公的機関により実施される原子力 防災研修において、原子力防災対策に係る基礎的知識や消防隊員が行う原子力防災活動に必要な実践的 知識、技術の習得をいい、本市では、これらの研修を本年8月末までに31名の消防職員が受講しており ます。

次に、北海道電力泊原発再稼働について、何点か御質問がありました。

まず、再稼働申請前の北海道電力からの事前連絡についてですが、同社からは、新規制基準施行後に原子力規制委員会に対して速やかに規制基準への適合性の確認審査を受けるための申請ができるよう準備していく旨、6月19日に電子メールで連絡がありました。

なお、申請書が提出された7月8日には申請を行った旨の連絡があり、10日には申請の概要等について資料の提供があったところであります。

次に、連絡会における参加者の発言内容についてですが、まず北海道電力からは、泊原発で実施している安全対策など再稼働申請の概要についての説明がありました。また、出席した町村からは、福島第一原発事故の原因究明がされていない中での申請について不安があるとの発言のほか、奥尻島で大きな被害のあった北海道南西沖地震の際の津波と北電の津波シミュレーション結果との関係についての質問や、使用済燃料の適切な保管、代替エネルギーの推進に関する意見などが出されました。事務局である北海道からは、今後も連絡会を通して情報共有に努めたいとの話がありました。

次に、泊原発再稼働申請に関する基本的な考え方についてですが、原子炉等規制法の改正により、重大事故対策の強化や最新の技術的知見を施設の改善などに反映させる、いわゆるバックフィット制度が導入されるなど、事業者においては、原子力発電所の停止中も含め、新たな規制基準に適合した安全対策を適切に講ずることが求められております。

今回の北電の申請は、福島第一原発事故以降、国の指示の下、実施してきている外部電源強化など、 一連の安全強化対策について、原子力規制委員会の審査を受けるために必要な手続であり、専門的な知 見を有し、中立公正な立場の原子力規制委員会において、新規制基準に基づく厳正な審査が行われるべ きものと考えております。

次に、泊原発再稼働の地元同意に関する地元の範囲についての見解ですが、泊原発の安全性については、原子力規制委員会において新規制基準に基づいた厳正な審査が行われ、その結果について十分に説明していただきたいと考えており、地元の同意の有無なども含め、審査後のプロセスについては、国の責任において明らかにしていただくべきものと考えております。

次に、原子力防災計画を策定する9町村での進捗状況についてですが、本年4月までに9町村全てで 地域防災計画の原子力防災計画編を策定済みであり、古平町ほか3町では、その中で策定するよう定め られている退避等措置計画の暫定版についても策定済みと聞いております。

また、古平町においては、自家用車による避難も認め、避難ルートについては余市町から国道5号と、いわゆるフルーツ街道を経由する2路線を基本とし、避難先を小樽市内と定めておりますが、小樽市内での具体的な避難場所について、現在、北海道や事業者と調整中と聞いております。

なお、避難の際には多数のバスや乗用車が避難ルートに集中することが懸念されることから、古平町では、北海道が作成中の避難時間推計シミュレーションの結果を参考に、必要な修正を行うと聞いております。

次に、本市における原子力防災計画の策定状況や課題などについてですが、本市では地域防災計画の中で、原子力災害発生時の避難者の受入れに関する計画と市民の安全確保に関する計画を策定していかなければならないものと考えております。

避難者の受入れに関する計画につきましては、今後、古平町で決定する本市内での具体的な避難場所や避難方法、さらには現在北海道で作成中の受入れ手順のマニュアルの完成を待って策定作業に着手してまいりたいと考えております。

また、市民の安全確保に関する計画につきましては、30キロメートル圏外のいわゆるPPAの設定や 防護措置について、今後、国から具体的な基準が示された段階で策定作業に着手してまいりたいと考え ております。

次に、再稼働について私の見解についてですが、これまでも申しておりますが、原発の再稼働は安全性の確保が最優先であり、原子力規制委員会においては、安全性について厳格な審査、確認を行っていただき、事業者においても、その審査結果に真摯に対応していただきたいと考えております。いずれにいたしましても、私としては、再稼働については「規制基準に基づく安全性の確保」「電力需給」「社会経済への影響」などを踏まえ、国の責任において総合的に判断されるべきものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

〇教育長(上林 猛) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、化学物質過敏症の症状を訴えている小・中学校の児童・生徒についてでありますが、市内の各学校においては、毎年保護者から提出される家庭環境調査票や家庭訪問等により、児童・生徒の家族構成はもとより健康上の留意点や食物アレルギーなどアレルギー症状の有無などについて把握を行っております。このたび、化学物質過敏症の症状のある児童・生徒の有無について各学校に照会したところ、市内で1名が確認されたところであります。

次に、学校図書館司書に関連して何点か御質問がありました。

学校図書館の設置目的と役割についてでありますが、設置目的は、学校図書館法第2条において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒

の健全な教養を育成する、としております。

次に、学校図書館の役割でありますが、学習に対する興味・関心などを呼び起こすこと、読む経験、 読書に親しむきっかけを与えること、さらには、授業で学んだことを確かめ、広げ、深め、考えをまと めて発表するなど主体的な学習活動を支援することなどであります。

次に、学校図書館利活用推進モデル校事業が必要と考えた背景とその目的でありますが、教育委員会としては、平成23年度から教育行政執行方針の中で学力向上を最重要課題として、各般の事業を推進してまいりましたが、とりわけ本市の児童・生徒には言語能力を育成することが必要でありますことから、音読活動の奨励をはじめ、子供たちの読書に対する意欲喚起を図るため、道立図書館や市立図書館と連携した学校ブックフェスティバルや「スクールライブラリー便」事業などの取組を行ってまいりました。そのような中で、文部科学省が平成24年度から学校図書館司書配置のための交付税措置を市町村に行うことになったことを契機に、市内の小・中学校に司書を配置することで、学校図書館を充実させ、児童・生徒の読書習慣の確立を図ろうとしたものであります。

次に、司書が配置されている学校と業務内容についてでありますが、図書館司書を配置する学校の選定に当たっては、学校図書館利活用推進モデル事業の目的が十分に生かされることが重要でありますので、PTAや支援ボランティアによる学校図書館活動が活発に行われている銭函小学校と、今年度実施予定の北海道学校図書館研究大会の事務局を担うことになっている松ヶ枝中学校の2校に配置することとしたものであります。

また、学校図書館司書の主な業務内容は、「貸出し、返却」「推薦図書の推薦など児童・生徒への読書アドバイス」「本のディスプレーなど書棚の分類整理」、さらに「調べ学習に対応した資料の提供」などであります。

次に、司書教諭と学校図書館司書との関係についてでありますが、司書教諭は、学校の校務分掌に位置づけられ、年間の図書館運営計画を基に、図書の選択や図書委員会の指導など、学校図書館の運営に関する全般的な役割を担っております。一方で、学校図書館司書は、図書の分類や学校図書館の環境整備など、図書館利用に関する実務的な役割を担っております。その連携につきましては、日常の定期的な打合せにより、図書の購入計画を立てる際の学校図書館司書による情報提供や、学校の教育活動に必要な図書の事前準備、児童・生徒の図書館の利用状況の把握など、読書活動の充実に向けた連携が行われております。

次に、学校との連携についてでありますが、学校図書館司書は児童・生徒の図書の利用状況に関する情報提供のほか、教員向けの図書館だよりの発行や資料の提供など、教員との連携を密にすることで、日常の読書活動の充実に努めております。また、年間指導計画に応じた教科指導に活用する図書の準備や校内いじめ防止キャンペーンの際に、いじめをテーマとした図書の展示、休み時間や放課後の子供の居場所としての学校図書館の開放など、学校の教育活動全般にわたっての連携が行われております。

次に、この事業の現時点での成果についてでありますが、常時、学校図書館に司書がいることにより、 図書の分類整理や環境整備が行われ、子供たちの利用が多くなり、本への興味・関心が高まりを見せる など、徐々にその成果が現れているものと考えております。

最後に、この事業について来年度以降どのように取り組んでいくのかについてでありますが、この事業は今年度からスタートしたものでありますので、今後、事業の成果を十分に検証した上で、学校図書館司書の配置のあり方などについて検討してまいりたいと考えております。

(「議長、19番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

〇19番(斎藤博行議員) ファミリーサポートセンターに関する質問の中で、1年間の実態を踏まえてファミリーサポートセンターでの病児の預かりが小樽において病児・病後児保育をやっていない現実があるので、窮余の策として、それにかわるものとして活用されているのではないですかという質問に対して答弁がなかったように思っているのですが、その部分の答弁が私の質問と違うのです。そこをまず整理していただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 答弁漏れということですね。ファミリーサポートセンターにおける病児の預かり が病児・病後児保育のかわりになっているのではないのかという御質問への御答弁がなかったということですね。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) ただいまの議事進行の件について、私は答弁したつもりではいるのですが、確かに斎藤博行議員がおっしゃるように、病児・病後児保育の代行として活用されているのではないかという御質問があったと思います。私の答弁では、平成23年10月からファミリーサポートセンター事業を開始したという、その中で、代行ということではありませんが、この事業を開始した当初から仕事を休めない保護者など、病児・病後児という意味ですけれども、保護者などが利用する事業として、このサポートセンターも含まれるという意味で私は答弁申し上げたつもりなのです。ですから、代行ということではなく、ファミリーサポートセンターそのものが病児・病後児もサポートするという意味で答弁いたしました。

○議長(横田久俊) よろしいですか、答弁漏れの答弁として。整理しますと、斎藤博行議員の質問の中には、ファミリーサポートセンター事業の病児の預かりが、病児・病後児の保育制度がない小樽においては、窮余の策として、それにかわるものとして活用されているのではないかという御質問だったのですね。それが今の市長の答弁の中には代替ではないということですね。

再質問をお願いします。その答弁として、また言っていただくことにしますので。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

- ○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。
- **〇19番(斎藤博行議員)** それでは、再質問いたします。

今の市長答弁は、聞いていたのです。聞いていて違うのではないかと、答えが違うというよりも、私は小樽市の認識を求めているのでありまして、先ほどの答弁でも、例えば120件ぐらい利用されているという実態の話もありました。それから、7時間だ5時間だと時間的にも使っていると。確かにファミリーサポートセンターも病児の預かりというサービスを持っていますから、それが動いているのだよといえば確かにそうであって、ないものをやっていると言うつもりはないのです。ただ、仮に小樽市がほかのまちでやっているような病児・病後児保育をやっているとしたら、このようなことになりません。やはりその窮余の策というのは、お金も高いですし、サービスの部分などでもいろいろあるかもしれませんけれども、今ある唯一の、働いている人方の、さきのファミリーサポートセンターの利用者で病児を預けている方のほとんどが働く保護者で、休めないから使っているという話もありました。それから、先ほど言っているように120件ぐらいの利用があったと。そういった実態を見たときに、本来のファミリーサポートセンターがその機能を果たしているのではなく、いわゆる病児・病後児保育がないことによって、あれば本来行かないで済む人もそちらに流れているのであって、やはりとってかわる、代替というのか何というのか、その制度とは違うのはわかりますけれども、その補完的役割を果たしているの

ではないでしょうかということに対する市長、小樽市の認識を求めているものですから、実態はこうだと、こういう使われ方をしているというのをあえて前段にお答えいただいて、それに対してどうなのだろうかという質問を私はしているつもりですので、改めてその辺についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、二つ目は、化学物質過敏症で苦しんでいる方の実情の中で、いることは認識されているという話もいただいたし、小・中学校にもいるということなのですけれども、要はなかなかわかってもらえない部分もあって苦しんでいるのだという中で、公的施設などにおいて、言い方はきつい言い方から緩い言い方までいろいろあるのですが、きつく言うと自粛してもらいたいという部分もありますし、ソフトに言うならば配慮してもらいたいという部分もあるのですけれども、要は小樽の例えば図書館など、どこでもいいのですが、そこに化学物質過敏症で苦しんでいる方がいるということを前提にして、配慮を求めるポスターが掲示できない理由というのがよく聞き取れなかったものですから、もう一度御答弁をお願いします。

それから、もう一つは、泊原発の再稼働の関係で、前段にも小樽市がUPZの圏内から外れて 40 キロメートルにあるということは私もわかっているわけなのですけれども、そういう中で小樽市の考えとして、再稼働に当たっては同意を求めるべきなのかということを、もう少し御答弁いただきたいと思います。

それから、最後の市長の立ち位置の部分でお話ししているのは、市長は再稼働について三つ考えなければならない部分を言っているのですけれども、それはそれであえて否定はしないのです。国の規制基準の審査の問題や、エネルギー政策、産業経済的な影響などを考えなければならないという部分はあえて否定はしませんけれども、四つ目に、やはり小樽市民の安全・安心を守る立場として、現時点で原子力防災計画がまだ完成していないと、小樽市民に対してどういう、例えば何かあったときにどうするということが言えない段階においては、今はそういう段階だと私は思っていますので、市民の安全・安心を守るためには、原子力防災計画などがきちんとできるまでは小樽市としては待ってもらいたいと、そういう立場に立つべきで、四つ目のハードルというのか、課題として小樽市側の準備の部分もきちんと位置づけていただけないのかと、そういう立場に立っていただけないのかということで質問していますので、三つクリアしたら小樽市民の安全・安心は消えてしまうのではなく、四つ目に小樽市民の安全・安心についての考え方をきちんと持ってもらいたいという思いで質問していますので、御答弁をお願いします。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 最初のファミリーサポートセンターの問題については、今、議事進行の件で私も申し上げましたので、もう一度説明させていただきますけれども、このファミリーサポートセンター自体は、市独自の事業ということで平成23年10月に発足、スタートしたわけでございます。このサポートセンターについてはいろいろと賛否両論がありまして、必要ないのではないかという意見、あるいはやはり必要だという意見があり、私は必要だという立場に立ってこの事業をスタートさせていただいたわけですが、そのときの議論の中に、依頼者あるいは提供者、要するにこのサポートを依頼する側と、そのサポートを行う側というところに、一般的には保護者が仕事の関係でなかなか時間どおりに子供を保育所に迎えに行けないなど、いろいろな状況の中で言うと、ここで提供者であるサポートする方に行ってもらって子供を預かる、そういういろいろな事業の中において、子供が病気になったときにどうす

るのだ、病気が治った病後児の場合はどうするのだといったことも含めてこのサポートセンターで何とかできないかという、こういう前提で私はこのサポートセンターについてはスタートさせていただいたつもりでございますので、その他のところでなかなかそれらができないから、ここで何とかできないかということで話をさせていただいたわけでございます。ですから、議員がおっしゃるような代行だというつもりでは全くありませんで、やはりそういう依頼のある人に対して提供者がしっかりとして子供を守っていくという意味で、私はファミリーサポートセンターの事業をスタートしたわけでございますので、議員がおっしゃる、代行ではないかうんぬんということについては、私は全く代行という思いでおりませんので、先ほどのような答弁にさせていただいたということを御理解いただきたいと思います。あとは担当部長に答弁させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 総務部長。
- 〇総務部長(迫 俊哉) 再質問にお答えします。

二つ目の質問にございました化学物質過敏症の問題でございますけれども、市長答弁の繰り返しになりますが、現在、化学物質過敏症につきまして、いろいろな観点から研究されているという段階でございまして、現段階でポスターを掲示すると、それで市民の方に周知するということがなかなか難しいと考えておりますので、国において一定の検討などが終了し次第、方向性が明らかになった時点で市民への周知には取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから、3点目と4点目に泊原発の再稼働に関する御質問がございました。私どもといたしましては、本市はUPZ圏外にあるわけでございまして、今、地域防災計画の中に原子力編という形で作業を進めていく、準備を進めているところでございますけれども、同意にいたしましても、再稼働につきましても、最終的には今、原子力規制委員会で新規制基準適合性に係る審査を行っているという状況にございますので、あくまでも私どもの立場といたしましては、国に責任を持って地元の範囲を決定していただく、再稼働についての判断をしていただくということで考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 19番、斎藤博行議員。
- **〇19番(斎藤博行議員)** 3点、再々質問をいたします。

ファミリーサポートセンターの扱いについては、予算特別委員会でも話させてもらいたいと思いますけれども、今の市長の答弁の内容を聞いていると、小樽市や小樽市民にとって病児・病後児保育が本当に必要だと思われていないのではないかと受け止めざるを得ないのです。それならそう言ってくれて、ファミリーサポートセンターが機能しているから、病児・病後児保育の役割を果たしているから代行ではなく本筋だというのであれば、それは一つの考えなのですけれども、従来、小樽市はファミリーサポートセンターとは別に病児・病後児保育を、公的保育所の持つ基本的な役割の一つとして確立していくというスタンスだったものですから、それがない中で困っている人方がどう動いているかの認識だったわけですが、改めて市長は病児・病後児保育の必要性などをどのように理解されているか、まず1点お聞きします。

それから、2点目は、化学物質過敏症のポスターの件なのですけれども、今の総務部長の答弁も、答弁としてはわかるのですが、一つは、実際にそういうポスターを張っている自治体があるということを御承知ですかということをまずお聞きしたいと。そこでは、やはりこういう時代ですから、一番苦しんでいる人、一番弱い人の住みやすい社会をつくっていくということが、健康な人、強い人が生きていく

上でも必要な社会だという基本的な考え方があると思うのです。そういった意味で、化学物質過敏症になっていない人、わからない人は、その苦しさがわからないという意味では、難しい部分もあると思うのですけれども、要はほかの自治体ではやっている自治体があって、それほど苦情も来ていないと聞いたものですから、そういうポスターを張ったことによって何ということをしてくれたという話は来ていないという話を聞いたのと、もう一つは、まちづくりの中で必要なのは、やはり一つの問題で一番弱いところに立っている人に対する配慮したまちづくりではないかと思いますので、その辺についてもう少し見解を求めます。

3点目は、泊原発の再稼働うんぬんの部分で私が言っているのは、小樽市民の安全・安心を守る立場をやはり持って再稼働の問題に対処してもらいたいと。北海道電力の都合や北海道のエネルギーの環境もあります。国の規制基準もあると。そういうものは十分わかります。ただ、私たちは、泊原発から40キロメートルに位置する小樽の市民は、福島第一原発事故を見て相当不安がっている部分もあるわけですから、それに対する手だてとして、この間、原子力防災計画をつくって、避難するのか、屋内で待機するのか、どこまで避難させるのか、どこに逃げるのか、安定ヨウ素剤をどうするのか、そういう原発事故を想定した計画づくりをしているわけです。そういったものがまだ完成していないのであれば、やはり市民の不安は払拭されていないと考えるべきであって、それは一般論としての原発再稼働ではなく、小樽市民、小樽市長としては、その四つ目の課題を解決できないうちは再稼働されたら困るのだと、三つがクリアされても小樽の防災計画ができていないのだったら、小樽市民の安全・安心にまだ不安な部分もあるから、急いでつくるのか、ゆっくりつくるのかわかりませんけれども、一生懸命つくって小樽市民に説明ができるまでは、小樽市長としては再稼働については待ってもらいたいと、そういう立場に立てないのかということをお聞きします。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 市長。
- **〇市長(中松義治)** 再々質問にお答えします。

病児・病後児保育については、これの必要性は、私は、何も必要ないなどということは考えておりません。やはり必要だと思っておりますから、先ほどの取組の件でいろいろと答弁を申し上げたところでございます。ただ、そういった中で課題、いろいろとできないというか、なかなか小児科医がいない、場所がない、いろいろなことの中で現在なかなか難しいということを申し上げたわけでございます。

それから、ファミリーサポートセンターの場合は、それができないからそちらで代行しているということではありませんということを申し上げたかったのです。ファミリーサポートセンターは、働いておられる保護者の皆さんの子供をどうやってサポートしていくかということでございますので、その中には病児・病後児もいらっしゃるでしょうから、そういったところもサポートセンターでサポートしていくように、こういうような思いで平成23年10月にこの事業をスタートさせたということを先ほど答弁したわけでございます。ですから、議員がおっしゃっている代行というのと少し違うのではないかと私は思っているのです。ですから、その必要性はあると思っております。ですから、いずれその課題が解決されたときには、そのような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 保健所長。
- **〇保健所長(秋野恵美子)** 化学物質過敏症に関して若干、医療の面からの知見も加えまして答弁いた

します。

先ほど、化学物質過敏症についてのポスターを張っている自治体があって、それに関する苦情はない と聞いているというお話がございました。一方で、東京都でございますけれども、化学物質過敏症について、まだ小樽市と同じ見解を示されている自治体もございます。

それから、弱い方々の苦しみがわかっていないのではないかと、最も弱い者に対して対策をとるべきではないかという趣旨の御質問かと思いますが、実はこの化学物質過敏症がいわゆるアレルギー性疾患であるということになりますと、この対応には、アレルギーの原因となる物質を完全に除去するという考え方も一方にございますけれども、今の主流は、完全除去はむしろよくなく、アレルギーの原因物質は脱感作のほうが有効であるというふうに変わってきております。脱感作と申しますのは、アレルギーの原因物質がわかっている方にその物質を少量から始めて投与していくことによって、その方がその物質に耐えられるように持っていくことで、そういう方向に、今、医療が変わってきている現状でございます。ただ、化学物質過敏症は、アレルギー性疾患であるというふうにもまだ認められておりません。この間、海外のいろいろな文献等も見ましたけれども、病気としての定義を決めることがまだできない状況にあるということでございますので、病気としての定義が決められない以上、その方に対する最も適切な対応は何であるのかということにつきましても、まだ専門家の見解が一致していないところというふうに私どもは認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 総務部長。
- ○総務部長(迫 俊哉) 再々質問にお答えいたします。

議員のお尋ねは、地元での防災計画ができていないうちに再稼働に向けて動いていくことについて、市民の安全・安心が確保できないのではないかというお尋ねであろうかと受け止めました。現在、再稼働に向けた動きとしまして、原子力規制委員会で適合審査というのが行われているわけでございますけれども、私どもといたしましては、現在、防災計画に向けて、30キロメートル圏外のいわゆるPPZの設定や、そこの防護措置について明確な指針が示されていないということで、本来地元でつくる防災計画というのは、国との整合性を図っていくということが大前提になるのですが、それが示されていないということで、まだ防災計画の着手が進んでいない状況にはございますけれども、いずれにいたしましても、再稼働前に防災計画ができていなければ、当然、市民の安全・安心は守れないと思いますので、国の動きも見ながら、我々の防災計画をどの程度進めていけるかどうか、引き続き国に対しては速やかにそのPPZの範囲や防護措置などをお示しいただくように要請していきたいと思っておりますし、これからつくる道の受入れマニュアルといいますか、我々は古平町の住民の方々を受け入れるわけですが、そういったものもできるだけ早くにお示しいただくよう要請をしていきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 斎藤博行議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

O3番(中村岩雄議員) 一般質問をいたします。

認知症とは、脳の器質的障害により知能が低下した状態です。記憶や見当識の障害を含む人格変化などを伴い、生活に支障が出ている状態を指します。

認知症の症状には、中核症状と行動・心理症状と呼ばれるものがあります。中核症状とは、脳細胞が 壊れることにより直接起こる症状で、記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下、実行機能の低下な どです。行動・心理症状とは、本人の性格、環境、人間関係など、さまざまな要因により、鬱状態や妄想のような精神症状や日常生活への適応を困難にする行動です。

日本では血管性認知症が多いと言われていましたが、最近はアルツハイマー型認知症が増加しています。世界保健機構(WHO)の推計では、世界の認知症患者の数は2050年までに現在の約3倍の約1億1,500万人に達するとされ、今後の急増への対策を進めるように各国へ要請しています。

8月26日付けの読売新聞朝刊第1面に、次のような記事が掲載されていました。見出しは「自宅で老後 街挙げ応援」「先進ベルギー 買い物見守り・徘徊対応」「認知症 社会と歩む」、「ゆったりと流れる運河に囲まれ、中世の面影を色濃く残すベルギーの古都・ブルージュ。人口約12万人の世界遺産の街は、もう一つの顔を持っている。認知症に優しい街、だ」という書き出しで、このまちに住む認知症の78歳の男性が、なじみの書店で女性店長と言葉を交わしながら新聞を買う場面の写真が載っています。握り締めた代金ちょうどの小銭を払うのを妻が見ている。認知症になると支払を忘れるなど買物が難しくなるが、この男性も認知症が進行し一人で出歩くことはできないが、店側に理解があれば、こうして自分で買物ができるという事例の紹介です。

また、このまちのNPOが運営する認知症ハウスには、認知症の人や家族の人が自由に出入りしており、互いの状況を話して支え合う場所になっていて、認知症に優しいまち、ブルージュの推進役も果たしているといいます。この地で約15年にわたり認知症の人を支援し、病院や行政などの地域との協力関係を地道に築いてきたという、このNPOの理事のコメントを紹介します。「認知症は何も分からなくなるわけではなく、できることもあるのに、長い間偏見にさらされてきた。それを改め、できるだけ自宅で質の高い生活を送るためには周囲の意識を変えるのが最も大切だと考えた」といいます。9月からは、地元住民がよく買物をする商店街で、認知症の客を歓迎する店の入り口にハンカチを模した運動のマークを掲げる予定といい、商店街を舞台に認知症の客とのやりとりを描いた短編映画も制作中とのこと。子供扱いしない、同じものを2度買うなどの特徴的な症状を理解するといった勉強会などを準備中といいます。市警察では、徘回で行方不明になった人を早く捜すため、通報と同時に、立ち寄る可能性のある昔の住まいや職場などのリストを関係者から入手するようにしたといいます。

これら一連のブルージュの試みについて、ロンドンに事務所のある国際アルツハイマー協会は、「地域の人、行政、NPOがつながって包括的な地域作りをする先進例」として評価しています。なれた場所で心地よく暮らせば、症状の悪化を抑えることも期待できるというわけです。

加齢に伴う認知症への社会の対応は、高齢化が進む日本や欧米では喫緊の課題であります。

EUでは、2010年に認知症協力会議を発足し、医療・介護の研究だけでなく、認知症の人が地域の一員として生きがいを感じて暮らせる社会づくりを推奨し、イギリスでは、2009年、国家認知症戦略を策定、キャメロン首相の下、プロジェクトチームを設置し、認知症に優しい地域づくりを進めています。

また、アメリカでは、2011 年、国家アルツハイマープロジェクト法を制定、フランス、オランダ、オーストラリアなどでも、既に国を挙げて総合的な国家戦略を策定し、施策を推進しています。その基本理念は、認知症の人の思いを尊重し、住みなれた地域での生活の継続を目指すというものです。

日本では2012年6月、厚生労働省がこれまでの認知症対策を180度転換する、今後の認知症施策の方向性についてという方針を発表しました。これは、これまでの認知症高齢者を病院や施設で見るという流れを不適切と反省し、認知症になってもその人らしく地域で暮らしていける環境づくりを目指したものです。しかし、この認知症の方を地域で見るという方針は、国際的に見ると至極当然のもので、日本の方針がようやく国際的にも遜色ないものになったにすぎません。

世界的に見ても類を見ないスピードで高齢化が進む日本で、認知症対策がいかに遅れているか、そし

て日本がどのような課題を抱えているかについて、幾つか触れておきたいと思います。

各国の高齢化率、高齢者に占める認知症高齢者の割合、認知症高齢者数で比較してみます。これは日本の高齢化率が23パーセント時点での比較です。日本の高齢化率23パーセント、イギリス17パーセント、フランス17パーセント、オーストラリア13パーセント、デンマーク17パーセント、オランダ15パーセントです。高齢者に占める認知症高齢者の割合、パーセンテージでは、日本10パーセント、イギリス7パーセント、フランス6パーセント、オーストラリア10パーセント、デンマーク10パーセント、オランダ5パーセントとなっており、認知症高齢者数は、日本305万人、イギリス70万人、フランス55万人、オーストラリア27万人、デンマーク8.5万人、オランダ15万人となっています。この時点の推測で、2025年の日本の認知症高齢者数は470万人に達すると言われていました。しかし、2012年度時点で既に日本の高齢化率は24パーセントと世界一、65歳以上の高齢者に占める認知症高齢者の割合は15パーセントに、認知症高齢者数は462万人になっていますし、将来発症する可能性のある予備軍がさらに400万人と推計され、団塊の世代の高齢化で急増するのは確実です。

次に、各国の認知症国家戦略の予算規模を比較してみます。認知症高齢者1人当たりで換算すると、年間でフランス4万4,651円、イギリス7,500円、デンマーク3,176円、日本1,213円となります。認知症高齢者が突出して多い日本が、この問題にかける予算がいかに小さいかがわかります。

次に、認知症高齢者の暮らす場所について、先進国と日本を比較してみます。自宅で暮らしている人は、イギリス 64 パーセント、フランス 60 パーセント、オーストラリア 66 パーセント、デンマーク 60 から 65 パーセント、オランダ 95 パーセント、日本 50 パーセント。ナーシングホームは、イギリス 36 パーセント、フランス 40 パーセント、オーストラリア 33 パーセント、デンマーク 35 から 40 パーセント、オランダ 5 パーセント、日本 35 パーセント。病院は、イギリス 1 パーセント以下、フランスほとんどなし、オーストラリア 1 パーセント程度、デンマークほとんどなし、オランダほとんどなし、日本は何と 15 パーセント。入院期間については、日本が 6 か月以上と突出し、精神科への入院に限っては平均 2.5 年と長期化しています。日本を他国と同様の水準にするためには、現在、認知症で病院に入院している 70 万人を地域で見ていくことになります。日本の問題を解決するためには、入院をさせない、退院を促進させる、地域で認知症の方を見られるようにするといった全ての取組が必要です。

このように、先進国の取組と比較すると、残念ながら日本における認知症対策はかなり遅れをとっていて、その位置づけも高いとは言えません。各国の認知症国家戦略には、その全てに自宅や施設で住めるようにという脱病院の施策が盛り込まれており、それには経済的側面と人権的側面があります。病院に比べ施設、自宅で療養した場合のコストは明らかに低く、大きな開きがあり、それが脱病院の後押しにもなっています。

また、経済的な側面以上に脱病院の根拠になっているのが人権的な側面です。どの国でも、過去に認知症についての偏見と本人の意思表示が難しくなるという問題から、人権が大きく損なわれていた時期があります。それを国家戦略の中で認知症高齢者の人権保護と、国によっては法制化しながら大きな目標に添えていることは、各国の国家戦略で共通していることです。

認知症は、65歳以上の高齢者の6人から7人に1人、85歳以上の2人に1人と、誰もがなり得る病気です。私たち一人一人が、自分たちの問題として関心を持つ必要があります。

冒頭のベルギーの記事と同日の新聞記事ですが、愛知県での2年前の出来事で、ベルギーとは対照的な事例です。スーパーに買物に来た御夫婦、妻は認知症です。混乱した妻がお金を払わずに店を出ようとして取り押さえられました。もう店には来ないでほしいと、店長の強い口調。夫は謝るしかありません。御夫婦は警察で調書をとられました。店側に認知症に対する理解があれば、もう少し違ったでしょ

う。認知症の判断力低下は、このようなトラブルを起こしやすいのです。

今年4月から、国の対策であるオレンジプランの幾つかのモデル事業が始まっています。京都府のような自治体独自の取組も始まっています。認知症対策が少しでも早い時期に国家戦略的な位置づけになることを期待しつつも、各地域で行われる取組の一つ一つもまた注目していかなければなりません。

同じ新聞の社会面で紹介されている日本での取組の事例に幾つか触れておきたいと思います。

福井県敦賀温泉病院の取組ですが、認知症の人は外出時、「下を向いて歩く」「車道を歩く」「赤信号でも渡ってしまう」などの危険行動をとることが多いこと、普通はあちこちを見ながら歩くが、視点が1点に集中する傾向があることから、低い位置に道案内のサインをつける工夫をし、愛知県高浜市でその成果が生かされました。商店街で道にレンガを埋め込んで誘導サインをつくり、交差点が目立つように中心部に瓦を並べて菊の模様を描いたといいます。車椅子のための段差解消がベビーカーにとってもよいように、認知症の人が歩きやすければ、誰にとってもわかりやすいまちになるということです。ハードの整備だけでなく住民の理解というソフトづくりも重要です。

認知症の人と家族の会愛知県支部や商工会議所は、認知症買い物セーフティーネット実行委員会を結成。静岡県富士宮市では、商店街やタクシー会社が認知症の顧客への対応を研修、市内の旅館では、認知症の人とその家族の浴衣は帯の模様を他の客と変え、館内で迷ったときなど、さりげなく声をかけ、手助けをする試みを行っています。

さて、小樽市を見てみますと、平成 24 年 10 月 1 日の統計で人口 12 万 9,506 人、高齢化率 32.1 パーセント、65 歳以上の人口 4 万 2,599 人であり、認知症発症率を 15 パーセントとして計算すると、認知症高齢者数は 6,390 人となり、今後、発症すると考えられる予備軍は約 5,500 人と推計されます。

このような超高齢化都市である小樽市の認知症対策として考えなくてはいけないことについて、順次 質問してまいります。

一つ目の質問は、自分たちの尊敬する父母や愛する妻や夫など、家族が急に認知症になってしまったときには、認知症の方をボランティアとして介護していた経験が役立ちます。そのためには、若者や他の職業に従事している幅広い年齢層の多くの方にボランティアで活動する場の提供が必要となります。同時に、ボランティア普及のため、ボランティア時間数に合わせ、黄色、青色、赤色バッジなどを渡し、家族の施設入所が必要なときに優先措置などを講じてはいかがでしょうか。このことも含め、ボランティアの拡大策について、市長はどのようにお考えでしょうか。

二つ目は、高齢化率の高い小樽市では、いわゆる老老介護になる可能性が高く、現在 15 パーセントという認知症患者の入院割合を減少させるためにも、受入先の確保やサポート体制の確立とともに、今から認知症に関しての十分な理解と、それを受け入れる心の準備が必要になると思います。行政、民間、受入れ施設などが一体となり対策を図る必要があると思いますが、市長はどのようにお考えですか。

三つ目は、先進国ベルギーの取組でありますが、認知症の方々の買物については、店側の理解があると自分で買物ができます。例えば、代金の支払や簡単な声がけ、また、店の前には認知症の方を歓迎するハンカチを掲げるなど、周りのちょっとした気遣いがあれば、認知症の方も買物をしたり、喫茶店を楽しんだり、習い事をしたりして、住みなれた地域で暮らすことが可能となります。今回、ベルギーの買物の例を挙げましたが、小樽市においても、認知症の方が住みなれた地域で暮らすため、ハード面は介護保険事業計画との兼ね合いがあり難しい面はあると思いますが、ソフト面での工夫は必要かと思います。まずは、簡単なもので構いませんので、ソフト面で何かできることはありませんか。今までに実施した例を含め、今後のお考えをお示しください。

四つ目は、認知症対策の取組により、認知症の方が安心して楽しく過ごせる地域であることをアピー

ルすることです。これにより、以前小樽に住んでいた方が戻ってくる、あるいは親族が本市に居住していて同居するなど、本市に縁のある方を呼び戻す効果が期待できるものと考えます。近隣に知り合いがいなくとも、地域住民などが優しくサポートする仕組みを構築することで、このような効果も期待できるものと考えますが、市長はどのようにお考えになりますか。

五つ目は、認知症にかかわる業務などに従事する専門職などの知識を十二分に活用することが重要と考えます。専門職による講習会や勉強会などを開催していただき、町会役員、民生・児童委員、一般の医療従事者などが意識改革や対応力の強化を図ることにより困難な事例の対応も可能と考えますが、そのようなお考えがあるかどうかお聞かせください。

六つ目は、認知症の方が徘回し、交通事故に遭ったり、真冬に凍死したりするなどの事故が報道され、つい最近では認知症の方の徘回で列車をとめたことの裁判記事を目にしました。徘回対策として、GPS機能付携帯電話や警察とのネットワークによる迅速な対応策を整備し、多くの方が利用することが必要と考えますが、市長のお考えをお示しください。

七つ目は、認知症の方や、その家族の悩み相談が大切と考えます。おたる認知症ハウスをつくり、認知症の人や家族の人が自由に出入りできるようにします。そして、互いの状況や苦労を話し、支え合える場所となるようにします。それとともに、認知症に優しいまち・小樽の推進役としても進んでいけるようになると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、国は認知症対策の充実に向けて関係 11 省庁が情報共有のための連絡会議を設置し、9月下旬に初会合を開き、認知症の方が安心して暮らせる社会づくりの推進を目指すこととしております。このようなことについては、私は国の動きを見てからではなく、むしろ地方が率先して縦割り行政を取り払って実施すべきと考えますが、いかがですか。

なお、再質問はいたしません。明快な御答弁をお願いいたします。 (拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 中村議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、認知症に優しいまちづくりについて御質問がありました。

初めに、ボランティアの拡大策についてでありますが、施設を対象とする体験ボランティアについては、介護中の事故など課題が多いことから、レクリエーションなどの手伝いに限られていると聞いております。ボランティア活動をする場の提供は、難しい状況にあるものと認識しております。

次に、ボランティアの時間数により施設入所を優先することについては、基本的に入所順位は各施設の入所判定会議で決められ、緊急性が高い方が優先されることになっておりますので、優先措置は難しいものと考えております。

次に、認知症患者の入院割合の減少対策についてでありますが、国は本年3月に、認知症患者が在宅生活を継続できる支援策のあり方を検討する研究会を設置し、年内に報告をまとめることとなっておりますので、研究会の報告を踏まえ、必要に応じて平成27年度からの第6期事業計画で検討したいと考えております。

次に、認知症対策に係るソフト面の実施等についてでありますが、本市では、認知症の方などを介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくための介護マークを昨年取り入れたところであります。今後の認知症対策については、昨年9月に国が示したオレンジプランに基づき、第6期において

必要な措置を講ずるとともに、地域の特性を生かしたソフト面の充実にも努めてまいります。

次に、地域住民などがサポートする仕組みづくりについてでありますが、認知症の方が安心して暮らせる地域には、地域住民が互いに理解し助け合うことが必要であり、そのことが住みなれた地域で暮らしていくことにつながるものと考えております。このようなことから、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく中で、市外からの居住を促す効果も期待できるものと考えております。

次に、認知症にかかわる業務など従事する専門職等の知識を活用する講習会等についてでありますが、 町会役員や民生・児童委員などには、まずは基本的なことを学ぶ認知症サポーター養成講座を受けてい ただき、さらに次のステップとして、専門職による研修会の必要性などについて、養成講座に登録され ている講師などと協議してまいりたいと考えております。

次に、徘回高齢者の迅速な対応についてでありますが、GPS機能付携帯電話については、認知症の 方が携帯電話を持って徘回するとは限らないため、普及が進んでいないのが実態であります。

また、警察等のネットワークについては、緊急時の連絡体制の整備を図るなど、関係機関・団体が一体となり、より密接な連携を進めてまいります。

次に、認知症の方や家族が交流する場として、おたる認知症ハウスをつくることについてですが、市内に認知症の方や家族が常時集まる場所はありませんが、認知症の人を支える家族の方の団体がありますので、そうした中で家族が交流を図っていけるものと考えております。

次に、認知症の方が安心して暮らせる社会づくりを地方が率先して実施すべきとのことでありますが、 本市の認知症対策については、国の示すオレンジプランや今月開催される11省庁の連絡会議の動向を参 考にしたいと考えております。

〇議長(横田久俊) 中村議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時50分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 27 番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

〇27番(前田清貴議員) 一般質問を行います。

まず、平成22年に新築落成した消防署朝里出張所に配備されている救急車の出動状況について質問します。

これまで配備されていなかった救急車が新光・東小樽地区に配備され、3年が経過しました。従前の 花園出張所からの出動に比べ大幅に時間短縮され、一刻を争う救急患者にとって頼もしい朝里出張所に なったことと思います。

そこでお聞きします。直近3年間の出動回数と平均到着時間についてお聞かせください。

また、最近は高規格救急車の配備により、心臓や脳などの重症患者の救命率も向上してきていると思います。市内全体の救命率について、従前と比較してお聞かせください。

次に、自動体外式除細動器、AEDについて質問します。

AEDは、心室細動時に電気ショックを与え、心臓を鼓動させ、再びよみがえらせる器具です。最近では一般の人にも使用できるようになったことから普及が進み、小・中学校など公共施設をはじめ、駅など多くの人が集まるところにはAEDが設置されるようになりました。

ただ、AEDは機種ごと、また、その構成する使用パーツごとに耐用年数が異なり、製造から一定の期間が経過するとバッテリーが消耗し、AEDは使用不能となります。

そのため、AED設置後の経年から、電池、電極パッドなど使用パーツの使用期限切れによる使用時のトラブルが最近相次いで報告されています。札幌市内の125施設を対象に、北海道管区行政評価局がAEDの維持・管理状況を調査したところ、全施設の13パーセントでバッテリー切れなどが見つかり、緊急時に使用できないおそれがあることがわかりました。

そこで、本市全体で、民間の設置も含め、現在、AEDは何台設置されていますか。

うち本市が保守管理するAEDは何台になりますか。

また、日常点検項目と点検実態について、設置場所の例を示し、具体的にお聞かせください。 あわせて、機種ごとの耐用年数と経年について、今後の更新を含め、お聞かせください。 加えて、本市の費用負担額と実際にAEDが使用された実例についてお聞かせください。 次に、消防団について質問します。

平成22年第1回定例会における私の一般質問では、阪神・淡路大震災の発生を挙げ、災害は忘れたころにやってくると申し上げました。その後、平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災の教訓から、災害はいつでもやってくることを学びました。

消防団の団員数は、平成元年まで、全国で100万人を超えていました。平成24年度版消防白書では、87万4,193人まで減少しております。道内も戦後の4万2,000人をピークに、以後、減少を続け、平成24年10月1日現在2万6,261人と、ピーク時の約6割に低下、道内各地の消防団では慢性的な団員不足に悩まされ、定員割れとなっている消防団は全体の9割を超えている状況と伺っております。本市においても、団員の増強対策としてこれまでに種々対策をとってこられました。最近では、平成19年度に、消防団員にかかわる市条例を改正し、65歳退団制を2歳引き上げて67歳、また入団年齢の上限50歳を撤廃するなどして、団員の増強に努めてこられたことは承知いたしております。

そこで、本市の条例定数と現団員数について、過不足も含め数値でお聞かせください。

あわせて、直近5年間の退団員数と入団員数、年齢層について、また団塊の世代の大量退団も想定されることから、今後5年間の定年による退団員数の見込みについてお聞かせください。

本市の消防団は第1分団から第18分団まであるとお聞きします。最小分団と最大分団の団員数についてお聞かせください。

また、本市の団員増強に向けた今後の取組について、施策などを含め、お聞かせください。次に、各種税などの納付について質問します。

コンビニエンスストアでは、電気、ガス、電話などの公共料金から保険料、テレビショッピングなどの通信販売の代金まで、民間のさまざまな各種料金の納付に利用されています。1日の取扱金額は一般商品の販売金額の数倍になる日も少なくありません。業態としてのコンビニは既に35年以上の業歴があり、国民はもとより、広く小樽市民に支持、愛されております。市内の大手コンビニの店舗数は8月31日現在、銭函から蘭島までに48店舗が展開されています。お客様により早朝、休日、昼夜を問わず24時間、公共料金などの支払をはじめ、広く利用されています。

本市では、平成13年8月1日から上下水道料金のコンビニでの支払が可能となりました。しかし、上下水道料金以外の各種料金、税金などの納付方法は今後検討するとしたものの、いまだ旧態依然のままです。市民の休日を含めた行動形態は早朝、深夜を問わず多種多様化しており、これら料金の納付方法についても、市税収入率向上に向け柔軟に取り組むべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、関連して質問します。

コンビニでは、多機能コピー機を活用して各種チケットなどを販売、取得できます。また、法律が改正され、コンビニでの住民票、戸籍謄本などの各種証明書などの発行が可能となりました。使用するには、住民基本台帳カードが必要となります。

各種証明書類のコンビニでの交付を実施しているのは、平成25年9月2日現在、全国で72の自治体です。道内では既に音更町が住民票と印鑑登録証明書をコンビニで交付しています。

そこで、本市の住民基本台帳カードの累計発行枚数についてお聞かせください。

また、住民基本台帳カードの周知方法と交付手数料についてお聞かせください。

この項最後に、コンビニでの各種証明書発行について、今後に向け、どのような議論、検討をしてい くのか、市長の御意見をお聞かせください。

次に、産業振興に関連して質問します。

本市の事業所数の推移を直近の事業所・企業統計調査等で比較すると、平成 13 年から 21 年までの直近 8 年間を比較してもマイナス 12.8 パーセント、993 事業所が減少するなど、一貫して右肩下がりの実態が続いています。従業者数も、平成 13 年の 6 万 7,983 人から 21 年の 6 万 321 人と、7,662 人、約 11.3 パーセントの従業者数が減少しています。

そこで、各産業別事業所の減少要因と背景についてどのように押さえられているのか、お聞かせください。

これら事業所が減少に至った要因の一つには、売上げ不振などの物的要因が影響していることも事実でしょう。

一方で、後継者不在により廃業という企業の減少に拍車をかけている現実もあります。事業承継と後継者問題は切っても切れない関係にあり、企業を存続、発展させ、技術、のれんを次の世代へバトンタッチしていくことが中小企業の厚みを増し、小樽経済が継続的に発展を続けていくためにも、必要不可欠であると考えます。業界紙によると、企業の7割近くが後継者育成で苦労しているとの調査結果が示されています。各事業所は、事業承継を重要な経営問題と捉え、取り組んでいなければなりません。

そこで、本市の各産業別事業所の事業承継、後継者問題を本市ではどのような状況、実態にあると捉えられていますか。後継者不在率とあわせ、お聞かせください。

行政が一企業に対してお手伝いできることは限られています。

そこで、本市がこれまでとられてきた事業承継と後継者育成に向けた施策、中小企業大学校などが主催する幹部社員養成、後継者育成など各講座の市内企業の参加申込み、受講状況について、また、市内で開催されている講座もあわせて実態をお聞かせください。

次に、本市の農業振興について質問します。

本市農業は、地形的な制約から大規模な農地がなく、耕作面積も限られるなど制約の多い中で、これまで営まれてきました。

また、近年は大都市近郊の地理的優位性を生かした都市近郊型農業として、露地栽培以外に施設栽培 を広く導入するなど、各農家は消費者ニーズに応え、イチゴ、ミニトマト、ピーマンなどの品質基準を 設け、選別作業を行い、ブランド化に努めています。これが北海道の北のクリーン農産物表示制度の認 証を受けるなど、小樽の農業は健闘しています。

今後の本市農業を展望した場合、農家戸数、耕地面積、農家人口など、質、量を含め、一定の確保が 求められます。

本市が描く小樽農業の将来像について、これら数値を含め、お聞かせください。

また、農林水産省では、今年度から将来の具体的な農地の利用計画を盛り込んだ、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)を作成するよう市町村に求めています。同プランの内容と作成メリットについて、また本市の作成状況も含め、お聞かせください。

次に、農地法、都市計画法に関連して質問します。

最近の傾向として、自宅敷地内はもちろんのこと、遠方へ出かけ、所有地あるいは借地での野菜づくりが各家庭で盛んに行われています。

本市を見ましても、ホームセンターなどで春先には大量の種苗が販売されており、塩谷の市民体験農園はもちろんのこと、銭函、星野町、張碓、新光、東小樽、潮見台、奥沢、赤岩、高島、長橋、オタモイ、幸、塩谷、蘭島、まだあるでしょうか、これら住宅地と山裾、公道と山裾との間で盛んに野菜、花卉、果樹づくりなどが行われており、近年、ブームとなっています。これら耕地内をよく見ますと、物置はもちろんのこと、一般住宅と見間違えるほど立派な建物が散見されます。一般論ですが、農地であれば農地法が適用され、市街化調整区域の建物の建設は、都市計画法や建築基準法でそれぞれ厳しく規制されています。

本市の場合、市街化調整区域の耕地内の建築物は適法に建設されているのでしょうか。 違法建築物の実態はどのようになっていますか。地域を示し、数値でお聞かせください。 次に、新夜間急病センターについて質問します。

本市の夜間急病センターは、昭和52年6月、緑に小樽市医師会急病センターとして発足しました。平成5年4月には、梅ヶ枝町の済生会小樽病院の隣接地に移転、運営主体が小樽市医師会から小樽市となり、管理・運営を小樽医師会へ委託し、午後6時から午前7時までの急病患者の診療に対応してきました。しかし、済生会小樽病院が築港地区へ移転することとなり、同急病センターも移転を余儀なくされ、これまで同様、併設型急病センターも試案されましたが、諸般の事情から、独立型の夜間急病センターとして住ノ江1丁目の現在地へ移転、新築され、本年7月11日午後6時から、夜間急病センターとして供用が開始されました。

そこで、新しい夜間急病センターの使い勝手、評判について、立地も含め、実際に施設を使用している医療スタッフと急患として訪れる市民、患者さんに分けて、旧夜間急病センターと比較してお聞かせください。

急病センターが供用開始されてちょうど2か月が経過しました。急病で訪れた患者数について、昨年 同時期と比較してどのような状況になっていますか、お聞かせください。

また、従前の夜間急病センターは市内中心部から離れたところにあり、利用しにくいとの苦情もありましたが、市内中心部へ移転となった新急病センターの地域別に見た利用状況と患者数の変化について、特に東南地区、張碓・銭函地区の方々の利用実態はどのようになっていますか、お聞かせください。

この項最後に、救急外来77パーセントは軽症、減らないコンビニ受診との見出しで報道がありました。 急病センターの実態はどのようになっていますか、お聞かせください。

次に、北海道横断自動車道余市-小樽間の小樽ジャンクションについて質問します。

北海道横断自動車道小樽ー余市間 23.4 キロメートルの工事は、平成 30 年度中の供用開始に向け、現在、着々と工事が進められています。同道路が完成すると、広域的な連携、交流の活性化、緊急医療、災害時の支援、流通の効率化、観光振興など、重要な役割を果たしてくれることと思います。

ただ、現時点での道路設計では、開通しても効果や影響は半分しか期待できません。なぜなら、余市 方面から進入した車両の乗降口が、同道路の設計上、小樽ジャンクション周辺には確保されておらず、 銭函インターチェンジまで走行し降りる、いわゆる小樽市内を通過するだけの一方通行の道路設計とな っているからです。

私は、この問題をこれまでに代表質問や一般質問で幾度となく取り上げ質問してきました。これまでに、小樽市と小樽市議会、小樽商工会議所の三者は国土交通省など関係機関を訪れ、小樽ジャンクション (仮称)のフルジャンクションでの整備実現方についての要望書を提出されるなど、行動を起こされたことについては評価をいたしております。現在、朝里川温泉をはじめ小樽ジャンクション付近では、着々と工事が進み、線形も見えてきました。

そこで、その後の東日本高速道路株式会社を含む関係機関への陳情行動や内容について、その実現への感触もあわせ、お聞かせください。

この項最後に、余市一小樽間の用地取得率や工事の進捗状況、供用開始見込みについてお聞かせください。

再質問を留保して、質問を終わります。 (拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 前田議員の御質問にお答えします。

初めに、救急車の出動状況について何点か御質問がございました。

まず、朝里出張所に配置された救急車の直近3年間の朝里管内における出動回数と平均到着時間についてでありますが、平成22年は557回で6分46秒、23年は732回で6分44秒、24年は779回で7分11秒であり、朝里出張所に救急車が配置される前年の21年と比較し、4分から5分程度の短縮となっております。

次に、市内全体の救命率についてでありますが、救命率は心肺機能停止患者に対する1か月後の生存者数の割合を表しており、平成21年は3.2パーセント、22年は5.7パーセント、23年は5.4パーセント、24年は9.2パーセントとなっております。

なお、本年4月より、朝里出張所の救急車につきましては、高規格救急車に更新したところであり、 市内救急業務の一層の高度化が図られるものと考えております。

次に、AEDについて何点か御質問がございました。

初めに、本市全体で、民間も含めた現在のAED設置状況についてでありますが、本市で設置されているAEDの台数は、本庁別館、市民会館、図書館等の公共施設で36台、小・中学校で20台の合計56台となっております。

また、民間施設のAEDの設置につきましては、届出制ではないため、全ての設置を把握しているわけではございませんが、63か所、68台の設置について確認しております。

次に、AEDの日常の点検項目と点検実態についてですが、本庁舎別館1階案内窓口に設置している AEDで申し上げますと、AEDが使用できる状況を保持するためには、バッテリーに残量があること が欠かせませんので、バッテリー残量があることを示す青ランプの点灯を毎日、案内窓口配置職員が確認しております。

次に、機種ごとの耐用年数と経年についてですが、本市にある機種は10種類以上ありますが、耐用年数は6年から8年となっております。更新につきましては、昨年度1台、今年度6台、来年度11台と、順次更新していく予定です。

次に、AEDの維持・管理に係る費用負担額についてでありますが、概算で申し上げますと、1台の

AEDにつき、一般的な耐用年数7年間の間に、約5万円のバッテリーについては1回、約2万円の電極パッドについては2回交換することとしますと、これらの交換費用の合計9万円に、公共施設に設置のAEDの台数56台を乗じれば、維持・管理費用は7年トータルで504万円と推計されます。

また、実際にAEDが使用された例でありますが、本市で設置したAEDの使用実績はございませんが、民間のスポーツ施設において、平成23年、24年に、おのおの1名ずつ心肺停止で使用されたケースがあり、いずれも施設関係者や居合わせた市民によるAEDの使用により一命を取りとめ、その後、順調に社会復帰されたことを確認しております。

次に、消防団について何点か御質問がございました。

初めに、本市の消防団員の条例定数との過不足についてでありますが、本年9月1日現在の消防団員数は501人で、条例定数の514人と比較しますと、13人下回っております。

また、直近 5 年間の退団員数と入団員数は、平成 20 年度、退団 25 人、入団 44 人、21 年度はそれぞれ 35 人と 24 人、22 年度、26 人と 29 人、23 年度、32 人と 47 人、24 年度、59 人と 51 人となっており、入団者の年齢層は 10 代 8 人、20 代 44 人、30 代 79 人、40 代 35 人、50 代 26 人、60 代 3 人となっております。

なお、今年度からの5年間に、定年により退団する団員数の見込みは105人であります。

次に、消防団の最小分団と最大分団、その団員数についてでありますが、最小分団は第10分団で6人、 最大分団は第8分団で58人であります。

次に、消防団員の増強に向けた今後の取組と施策についてでありますが、本市におきましては、毎年 実施される総務省消防庁の消防団員入団促進キャンペーンに合わせ、町会や事業所、大学などに対する 情報提供や入団 P R、さらに消防団協力事業所表示制度の推進などに取り組んでおります。今後とも、 地域の防災力を維持、向上させる観点から、消防団員の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各種税などの納付方法についてでありますが、コンビニは市民生活に定着しており、コンビニで市税などの納付を可能とすることは、納付手段が多様化し、納税者の利便性の向上が図られると考えております。

道内の自治体においても、市税などのコンビニ納付が広がりを見せており、本市においても他都市の 情報収集に努め、検討を重ねてきたところであります。

しかし、コンビニ納付の導入に当たっては、電算システムの改修費用や各コンビニに対する取扱手数料など、初期投資及び維持管理費が高額になるなどの課題があり、現在の本市の財政状況を考慮しますと、現時点での導入は難しいものと考えておりますが、市民サービスの向上に向けて、今後とも導入効果や導入後の課題など、他都市の情報収集に努め、引き続き検討したいと考えております。

次に、各種証明書などの発行について何点かお尋ねがありました。

初めに、本市の住民基本台帳カードの累計発行枚数についてですが、今月3日現在、8,678枚を発行しており、うち死亡や転出などにより無効になったものを除いた有効カードとしては6,958枚です。

次に、住民基本台帳カードの周知方法と発行手数料ですが、まず、市民への周知方法につきましては、 市のホームページで住民基本台帳カードの発行について詳細な説明を掲載しているほか、市内全世帯に 配付されています小樽市くらしのガイドに問い合わせ先を掲載しております。

なお、発行手数料につきましては、1件500円となっております。

次に、今後のコンビニでの各種証明書発行の検討についてですが、本市では、現在、平成 26 年 10 月 をめどに戸籍事務の電算化を進めており、これに伴い、本庁を含めた窓口の業務体制を見直しているところであります。この中で、費用対効果なども含めて、コンビニ交付の導入は検討材料の一つと考えて

おります。

次に、産業振興について何点か御質問がありました。

まず、事業所数減少の要因等についてでありますが、経済センサス基礎調査によりますと、市内の事業所は、平成13年と直近の21年を比較すれば、第1次産業から第3次産業別においてもそれぞれ減少しており、従業員数9人以下の小規模零細企業の減少割合が高いことや国等の出先機関の減少などが挙げられます。

これら事業所減少の背景については、高齢化や人口減少、観光客の減少などにより市内経済全体が縮小していること、さらには全国的な消費の冷え込みなどがあり、売上げの減少が続いていることによる経営状況の悪化に加え、小規模の小売業を中心とした後継者難による廃業等によるものと考えております。

次に、事業所の後継者問題等についてでありますが、御質問にありました市内事業所の後継者不在率については、調査を行っておりませんが、民間調査会社が平成23年にオーナー企業を対象に実施した調査によれば、全国で約66パーセント、北海道では約72パーセントの企業代表者が、後継者については不在や未定とのことで回答しており、特に売上規模が少ない事業者ほど、後継者の不在率が高い結果となっております。

本市においても、統計によれば、小規模零細の事業所数の減少率が高いことから、同様の傾向がある ものと推察しております。

次に、事業承継等に向けた施策等についてでありますが、本市が平成24年5月に開催した商工業振興施策説明会で、中小企業基盤整備機構が作成したガイドブックを活用し、事業承継の流れや支援体制等を説明したほか、本市で事務局を担う異業種交流団体のセンチュリー・プラザ・オタルにおいて、平成22年11月に、企業承継についての講演会を開催したところであります。

次に、中小企業大学校旭川校主催の各種講座に対する市内企業の参加状況については、平成20年度から24年度までの5年間で、延べ53社、232人が受講していると聞いております。

また、市内で開催される講座でありますが、市の事業では、平成21年度から、中小企業基盤整備機構の協力を得て、新たに商売を始める人や商店の後継者などを対象として小樽商人塾を開催しております。 次に、農業振興について何点か御質問がありました。

平成25年3月に後志総合振興局が取りまとめた後志の農業2012によると、本市の農家戸数は216戸、 耕地面積は241~クタール、農家人口は391人で、ほとんどが耕地面積1~クタール未満の小規模農家 となっております。

本市農業の将来像につきましては、まずは現状の数値を維持するために、高収益型の農業として施設 栽培の促進を図り、大都市近郊の地理的な優位性を生かし、消費者ニーズに対応した食の安全と安心を 確保するため、減農薬などクリーン農業生産技術の導入や普及を進めるとともに、北のクリーン農産物 表示制度を活用し、ミニトマトやピーマンなどの農産物のブランド化に努め、都市型農業としての発展 を図ってまいりたいと考えております。

次に、人・農地プランについてですが、この事業の内容は、平成24年度から、国が、農業には高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題があることから、その問題の解決に向けて計画づくりの方策を示したものであり、市が農業地域との話合いにより農地の集積方法などの計画づくりを行うもので、作成のメリットは新規就農者を対象とした給付金や農地集積の協力金の給付などがあります。

また、本市プランの作成状況については、昨年4月以降、蘭島、忍路の両地区でアンケート調査を実

施し、あわせて忍路地区では説明会を開催しましたが、高齢者が多いこと、後継者や新規就農者がほとんどいないことから、作成には至っておりませんが、国、道からの要請もあり、引き続き作成に向けて関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、農地法と都市計画法について御質問がありました。

まず、市街化調整区域内の耕地内での建築物についてでありますが、原則として都市計画法では市街 化調整区域内において建築物を建築することができないこととなっておりますが、現状としては違法に 建築されている建築物も見受けられます。

次に、違法建築物の実態についてでありますが、市内全域の実態を把握することは難しい状況にありますが、現在、市で把握している違法建築物は東部地区の2か所において、合計62件でございます。

次に、新夜間急病センターについて何点かお尋ねがありました。

まず、施設の使い勝手や立地に関する評判についてでありますが、小樽市医師会の調査によりますと、 医療スタッフからは、患者のトイレが車椅子でも楽に入れるようになりよかった、またセンター玄関の スロープは便利だが、もう少し幅があったほうがよかったなどの意見があったと聞いております。市民 につきましては、東南地区の方から市長への手紙を通じた意見があり、市内中心部に移転したことから 利用しやすくなったという評価をいただいております。

次に、患者数についてでありますが、昨年7月が669人、本年7月では735人であり、66人の増加、 また昨年8月が696人、本年8月では788人であり、92人の増加となっております。

次に、地域別の利用実態についての御質問ですが、夜間急病センターの受診者に対して、小樽市医師会では地域別の利用実態について分析していないため把握しておりませんが、先ほども答弁いたしましたとおり、夜間急病センターの移転場所につきましては、東南地区の市民から、市長への手紙を通じて利用しやすくなったという評価をいただいております。

次に、いわゆるコンビニ受診の状況についてでありますが、夜間急病センターにおける緊急性の低い 軽症患者の数は把握していません。本市が平成24年度に市民を対象に実施いたしました、医療に関する 意識調査では、約9割の市民がコンビニ受診をしないという回答結果を得ています。

本市といたしましては、引き続き市民に対し、医療機関の適切な利用を呼びかけてまいります。

なお、9月14日に開催いたします本市主催の救急医療を考える市民セミナーにおきましても、コンビニ受診の抑制について啓発することとしております。

次に、小樽ジャンクションについて何点か質問がありました。

初めに、関係機関への陳情行動や内容、その実現への感触についてですが、要望活動につきましては、 期成会において、平成24年に2回、25年は既に2回行っており、11月にも要望を行う予定です。また、 先月は、小樽市、小樽市議会、小樽商工会議所の三者による要望を行っております。

要望内容につきましては、後志地域における災害への対応体制の強化、救急医療、物流ネットワーク、 広域観光推進など、あらゆる面での効果を考慮し、当初計画どおりフルジャンクションで整備されるよう要望しております。

実現への感触についてですが、今日までフルジャンクション化の実現には至っておりませんが、要望 ごとに地元の熱意が伝わっていると感じておりますので、今後とも国や関係機関に対し、粘り強く要望 してまいりたいと考えております。

次に、余市-小樽間の用地の取得率や工事の進捗状況、供用開始見込みについてですが、東日本高速 道路株式会社によりますと、用地の取得率につきましては、平成25年8月末現在で約84パーセントと 聞いております。 工事の進捗状況につきましては、同じく8月末現在で、工事用道路や仮橋等を施工する準備工事や高速道路本線のトンネル工事、土工工事など11件の工事が発注されており、発注済み工事割合は高速道路本線に対する延長の約6割と伺っております。

また、供用開始見込みについてですが、予定どおり平成30年度開通に向け、事業が順調に進んでいる と伺っております。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 27 番、前田清貴議員。
- **〇27番(前田清貴議員)** 1点だけ再質問いたします。

農地法、都市計画法についてのところでございまして、建築物は違法に建設されているのかということを聞いて、実態はどのようになっているかと、この質問のくだりの終わりなのですが、今お聞きしますと、東部地区で62件の違法な建物があると、答弁でお聞きしたかと思うのですけれども、違法建築物が62件、ゼロ件であることが正しいのでしょうが、あるということで驚いたのでありますけれども、これらの詳細については予算特別委員会で質問いたしますが、指導やその結果、それと今後、これら62件の違法建築物について、どのように対応、対処されるつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 建設部長。
- **○建設部長(工藤裕司)** 違法建築物に対する対処でございますけれども、所有者のわかるものにつきましては、文書によって撤去要請をしております。

また、現地で実際に菜園を行っている方がいらっしゃった場合は、その場で撤去の要請をするなど、 指導は行っております。

場合によっては、是正計画書の提出を求めるなどの悪質な場合は、指導をしなければならないという考えもあるのですけれども、市民の皆さんが家庭菜園を楽しむために用具小屋などを置いている場合には、知らなかったというようなこともございますので、なかなか法的な手段まで踏み込むか、果たしてどうなのかということもございまして、現在のところは地道に指導していく、また、違反になるということも啓発するということもあわせて行っていきたいと思っております。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 27 番、前田清貴議員。
- **○27番(前田清貴議員)** 悪質な案件、物件については、今後も指導していくということですけれども、市街化調整区域というか、そういった建物を建てられないところでの建設というのは、それがそもそも悪質なのではないかと思うのですが、これは今後どうするのかと、もしそれが市街化調整区域ではなく市街化区域にそういうものが建てられていたとするならば、どういう対応をとられるのか、同じ対応をとって指導して、粘り強く対応していくということになるのか、あるいは課税などについてはどのようになっているのか、この辺についてはいかがですか。
- **〇議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 建設部長。
- **〇建設部長(工藤裕司)** 最近の事例で、農地の転用というか、悪質で告発されたという例は報道されておりましたけれども、全道的に見ましても、家庭菜園でこれまでそういった例はなく、今のところ粘

り強く指導することになるだろうというふうに考えております。

(「議長、27番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 27 番、前田清貴議員。
- ○27番(前田清貴議員) 答弁漏れがあるのではないかと。
- **〇議長(横田久俊)** 答弁漏れですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 財政部長。
- **○財政部長(堀江雄二)** 前田議員の再々質問の関係なのですが、資料等を持ってきておりません。今、確認できませんので、この場で答弁することはできません。御了承願いたいと思います。
- ○議長(横田久俊) よろしいですか、前田議員。
- **〇27番(前田清貴議員)** 市街化区域でそういうことが行われていた場合は、どうするのですか、指導の関係。
- **○議長(横田久俊)** 建設部長、市街化区域でという問いかけもありましたけれども、同様ということでよろしいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 建設部長。
- **○建設部長(工藤裕司)** 建物の建設につきましては、まず申請が必要になりますので、市街化区域の中であればその申請が出ますので、そういったものの判断ということになろうかと思いますけれども、市街化調整区域とは若干扱いが変わると思っております。
- ○議長(横田久俊) 前田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 10 番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

〇10番(高橋克幸議員) 一般質問を行います。

初めに、公文書管理の取組についてであります。

近年、自治体において、公文書管理を見直す動きが進みつつあります。これは、2009年6月に国会で成立し、2011年4月に施行された公文書管理法を受けての動きであります。

公文書管理法は、公文書を適正に管理することにより、行政を適正かつ効率的に運営し、将来にわたって国民に対する説明責任を果たすことを目的としております。

公文書管理法第34条では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とあります。

まず、この公文書管理についてどのように認識されているのか、また公文書管理法第34条の規定を受けて、本市ではどのように検討されてきたのか、市長の見解を伺います。

公文書の適正な管理を考える上で重要な点として、文書のライフサイクルを確認する必要があると考えます。「文書の作成」「文書の保管と保存」「文書の移管や廃棄」などについて、本市ではどのように行われているのかお答えください。

また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等から公文書をいかに守るかということも、自治体の重要な役割であります。他都市では、この点についての対策やマニュアルの策定など、具体的な検討が進んでいるようですが、本市ではどのように考えられているのか、見解を伺います。

公文書管理条例について伺います。

平成13年に、全国初の公文書管理条例が熊本県宇土市で制定され、その後、これまでに他都市においても同様の動きがあり、道内では札幌市が平成24年6月に制定し、25年4月施行となっております。本市では、公文書管理条例についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、公文書館についてであります。

重要な公文書の移管、保存、活用を考えるとき、必要不可欠なのが公文書館であります。ただ、現状を確認しますと、全国的な設置率では、市町村で約1パーセント弱という数字でしかありません。しかし、そういう中でも創意工夫をしながら、既設の施設利用や旧施設の跡利用などで、低コストで有効活用を実施しているところもあります。

本市においても、学校適正配置に関連して、学校の跡利用の検討も今後進められていくと思います。 この公文書館の検討も必要と考えますが、見解を伺います。

次に、行政文書の電子化についてであります。

先ほども述べましたが、公文書については災害等に備えた危機管理対策が必要であります。東日本大震災後、政策提言の中に、この点に関するものがあり、公文書の電子化バックアップセンター構想であります。今後の方向性として、低コストの予算による自治体の重要な公文書のバックアップシステムについては、国においてもさまざまな検討をされていくものと考えますが、今後の本市としての考え方について、市長の見解を伺います。

次に、観光問題についてであります。

近年、本市の観光産業は基幹産業の一つとして成長し、小樽の経済にとって大きなウエートを占めるようになってまいりました。

最近の観光入込客数の動向を見てみますと、平成 11 年、ピークであった約 970 万人から減少し、17 年度、約 760 万人となり、24 年度には約 660 万人と減少傾向にありながらも、多くの方が観光に訪れております。ただ、この減少傾向は危機意識を感ずるところではあります。これらの動向についてどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

また、減少の要因と観光産業の本市経済への影響や位置づけについて、あわせてお答えください。

次に、平成15年度以降、10年間の観光産業の本市経済に関する影響についてですが、観光客の年間 消費額、経済波及効果とこれに対する雇用効果は、現在までどのように推移しているのか、また、本市 の観光振興に対する予算についての推移もあわせてお示しください。

さて、近年、観光関連の動きとして、クルーズ客船の誘致活動や、まちづくり関連で旧国鉄手宮線の工事着工や歴史的建造物の保存、北運河構想、天狗山観光構想など、観光政策とリンクする内容がありますが、所管の違いがあり、横断的な協議会についても、どこが主導していくかによって施策の方向性が変わっていくことが考えられるところであります。また、平成20年には、小樽市は観光都市宣言を行い、オール小樽の姿勢を示しましたが、残念ながらこれ以降、観光政策に大きな変化があまり見えない状況であります。

今後、小樽の重要的観光課題のこれらの観点から、総合的に体系的に推進していく上で、行政として も、現在の観光振興室から観光振興部への昇格を検討すべき時期と必要性が既に到来していると思いま すが、市長の見解を伺います。

次に、観光ニーズの多様化の対応についてであります。

近年、小樽運河を中心として、限られた観光ゾーンが主なものでありました。観光客の多くはリピーターであり、毎回同じ観光ゾーンを体験しますと、当然、新鮮さや期待感が薄れていくことになり、観光客減少に影響が出ると思われます。また、最近では、観光ニーズの多様化が進み、新たな観光メニュ

ーや受入れ態勢の充実、観光資源の発掘など、さまざまな課題があります。

これらについてどのように考えられているのか、また現在、具体的に取り組んでいるものがあればお示しください。

さて、多様化に伴い、さらに重要になるのがホスピタリティーの問題であります。以前から議論されていますが、大きな課題の一つであり、これまでもさまざまな取組が行われていると認識しております。 自分の住んでいる土地の歴史や文化を知ることが地域愛につながり、交流面でも効果があると考えているところであります。

そこで伺いますが、観光基本計画にある重要施策で、「おもてなし意識のレベルアップ」と「交流観光を担うリーダーの育成」について、これまでどのような対策が行われてきたのか、また今後の考え方や具体的な対策についてお答えください。

さらに、小学校の教育の中で、もっと小樽の歴史と文化を学ぶ、知ることの対策も必要と考えますが、 他の年代の対策もあわせてお答えください。

ハード面として、特にトイレ、案内所の問題がありますが、観光客からの意見や要望についてどのようなものがあるのか、今後の対策についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、回遊性の問題であります。

これも以前から議論され、まちづくりとも関連しますが、改めて伺います。

現在、旧国鉄手宮線の遊歩道などの工事が着工されておりますが、この手宮線をどのように観光に結びつけていくのか、利活用について見解を伺います。

さて、小樽のまち並みを俯瞰してみますと、小樽運河と並行に旧国鉄手宮線、都通りなどのアーケード街及び花園銀座などの商店街があります。小樽運河と並行ということでこれらを横軸と、小樽駅から小樽運河を結ぶラインなどを縦軸として捉えるとき、回遊性の問題として、これらのさまざまな検討が重要になると思います。この縦軸の主なものとしては、通称寿司屋通りの於古発川通線、旧日銀前の浅草線、そして小樽駅から小樽運河への中央通などであります。特に、寿司屋通りでは冬季に観光バスが交差できないことや、市営花穂駐車場の下側の他の目的としての検討、また歴史的雰囲気を醸し出す通りの形成など多くの課題があります。旧グランドホテルの活用が決定した今、これらの課題や問題点についての検討が必要と考えますが、他の通りも含め、見解を伺います。

次に、大きな観光資源である歴史的建造物の保全であります。

小樽観光の大きな特徴である懐かしさやノスタルジックな雰囲気を演出しているのは、歴史的な建造物やそれに伴うまち並みの景観であります。特に歴史的な建造物は、時間の経過が老朽化を進め、残念ながら解体に至るケースがありました。小樽観光にとって重要な資源であるこの歴史的な建造物について、どのように認識されているのか、改めて見解を伺います。

歴史的な建造物の保全については、今後の大きな課題であります。特に、建物保有者の協力がなくては、将来にわたり、観光資源の存続は考えられないところであります。

また、本市においては、他都市に先駆けて条例を制定し、歴史的な建造物の保存に取り組んできたと 認識しております。この保存の課題と問題点についてお答えください。

また、歴史的な建造物の保全に対しての助成金制度ですが、ここ 10 年間の予算の推移、その主な内容 及び今後の考え方について見解を伺います。

次に、道の駅についてであります。

現在、道の駅は全国で1,004か所、道内では114か所と毎年増加傾向にあり、地元の活性化や観光に 寄与しているようであります。 道の駅では、24 時間のトイレ設置をはじめ、地元の生産物やお土産の販売、食事どころ、温泉などがあり、また道内ではスタンプラリーなどの効果により、多くの方に利用されております。

北海道開発局は本年6月に、2012年度の道内の道の駅で268億円の経済効果があったと発表しました。 さて、この道の駅の設置には、基本要件、配置条件、地方自治体等のかかわり、登録制度など、いろいるな課題がありますが、設置までの主な内容についてお示しください。

また、本市では、道の駅の設置についてどのように考えられているのか、問題点と課題も含め、お答えください。

次に、建設リサイクル法に関連して伺います。

建設リサイクル法は、平成12年、循環型社会形成推進基本法が公布され、これに伴い、同年5月、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる建設リサイクル法が制定され、14年に完全施行となりました。この法律の目的は、「特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」であります。

法律施行後 10 年が経過しておりますが、この法律の目的に照らし、どのように認識されているのか、 市長の見解を伺います。

次に、経過状況についてですが、平成 15 年度から 24 年度までの届出・通知件数の合計、また、特定 建設資材廃棄物発生量の種類ごとの合計について、それぞれお示しください。

北海道地方建設リサイクル推進計画 2008 の中で、再資源化の目標として、特定建設資材の再資源化率 が掲載されておりますが、本計画の最終目標数値は、平成 27 年度でアスファルト・コンクリート塊 99 パーセント以上、コンクリート塊 98 パーセント以上、建設発生木材 83 パーセントとなっております。

これらの再資源化率の本市の現状と今後の目標について、見解を伺います。

さて、特定建設資材の市内での受入れ状況についてですが、中間処理施設では、再資源化の原料となる一定の基準以外のものや混合廃棄物は受け入れていないようであります。

そこで伺いますが、届出・通知で報告されている特定建設資材廃棄物の発生量に対して、受け入れられている同廃棄物量及び率、そして受け入れられなかった同廃棄物の量及び率についてお示しください。 また、受け入れられなかった同廃棄物はどこで処分されているのか、あわせてお答えください。

次に、再資源化の流れについてですが、市内で受け入れている特定建設資材の廃棄物はどのように再 資源化されていくのか、お示しください。

また、再資源化された特定建設資材はどのように使用されているのか、種類ごとにお示しください。 特に、公共工事での設計に反映されているようですが、最近の状況についてお答えください。

本年4月、産業廃棄物最終処分場におけるごみ処分手数料の改定がありました。建設木くずの処分手数料であります。20キログラム当たり65.1円から189円、約3倍であります。

最近、この件で納得されていない業者の方から複数お話を伺いましたが、理由もよく理解されていなく、なぜ3倍になったのかという疑問にも明確な返答がなかったようであります。

改定から4か月が経過しておりますが、周知についてどのように実施されてきたのか、手数料改定に 当たりどのような検討や算定方法で算出されたのか、改めて見解を伺います。

さて、この改定理由は、分別解体の適正化、リサイクルの推進、最終処分場の延命化の3点であります。これらの理由は理解できるところでありますが、法律施行後10年経過してからの改定理由としては、いささか疑問が残ります。法の目的から見て、3点の理由について、これまでどのような経過だったの

か、検討や対策はどのように実施されてきたのか、また、改定後の状況はどのような状況なのか、それ ぞれお示しください。

また、建設リサイクル法に関連して、本市の課題や問題点についてどのように考えられているのか、 見解を伺います。

次に、除排雪問題についてであります。

昨年度は記録的な大雪ということもあり、市内全体が混乱し、市民から多くの苦情が連日のように続いておりました。

さて、除雪体制ですが、本市では、現在、6ステーションとして、小樽全体を六つの地域に分割し、 それぞれ共同企業体と契約を結んでいるところであります。

この契約内容として、業務の当初設計が関連しますが、当初設計の主な項目で、想定数量はどのよう に算出されているのかお示しください。

また、除雪や路面対策等の出動基準はどのようになっているのか、また出動基準に基づいて誰がどのように判断し、指示を出すのか、お答えください。

さらに、排雪について、どのような基準で、いつ誰が決定し、指示を出し、排雪されているのかお示しください。

6ステーション体制になってから数年が経過し、毎年のデータが蓄積されていると考えますが、市民からの意見として、どうも6ステーションの作業量や出動回数にばらつきがあるのではないかという指摘を毎年のように伺うところであります。この点について、どのように把握されているのか、見解を伺います。

次に、市民からの苦情対応についてであります。

例年においても、苦情などの市民対応について、多くの課題がありました。特に、電話対応や現地対応について、不親切なもの、説明不足、そして不適切な内容などがあったと聞いております。これらについてはどのように考えられているのか、どのように各ステーションに対して対応されてきたのか、これまでの課題や問題点を挙げながら、具体的にお答えください。

次に、除排雪方法の見直しの検討についてであります。

最近、時代の変化により、人口減少に伴ってまち並みが変化し、古くからある地域では、空き家や空き地が増加傾向にあります。

車社会の背景とともに、車の登坂能力が高くなっており、相当な奥地や高地にも車の姿が見えます。 このような地域状況の中で、長年にわたる画一的な考え方では、市民ニーズに適合しているとは言えない状況にあると考えます。

昨年、坂道で両側に住宅及び車庫が連続している地域では、路面をあまり削らず圧雪で除雪していた ために、道路中央がかまぼこ状となり、極端に変化しているところでは、タンクローリーが横転する危 険性があったため、半月以上、灯油が配達されないということがありました。

それぞれの地域の中で、ニーズに合わせ、除排雪方法の見直しが必要ではないかと考えます。地域実態の把握やデータ調査の課題、除雪懇談会の意見、要望、市長と語る会での意見、要望など、これらについてどのように反映されているのか、どのように総合的な判断をされているのか、見直しの検討に対する考え方も含め、見解を伺います。

昨年度は、先ほど述べたように、記録的な大雪でありました。それに対し2度にわたる除雪費の補正 が実施されましたが、後追いのような結果となり、除排雪の効果も半減されたように思われます。

現在は車社会であり、灯油などの配送関係車やタクシー、バスなどの乗客関係車など、生活に密着し

ている状況であります。

今後の考え方として、除排雪については、積極的な姿勢の下で早期判断、早期実施を目指し、大変厳 しい財政状況ではありますけれども、補正予算だけの考え方ではなく、当初予算の増額も視野に入れて、 十分に検討していただきたいと要望いたしますが、今後の方向性について、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公文書管理の取組について何点か御質問がありました。

まず、公文書管理についての認識でありますが、公文書は市民の共有財産として捉えるべきものであり、適正な管理が必要なものと認識しております。

次に、公文書等の管理に関する法律の規定を受けた検討についてですが、本市では平成15年に小樽市 文書事務取扱規程を全部改正し、これに基づいた公文書の管理に努めてきたところであり、従前から法 の趣旨に沿った運用がなされてきているものと考えております。

次に、本市における文書の作成から廃棄までの文書のライフサイクルについてですが、本市では文書 事務取扱規程において、起案は文書で行うこととされ、文書の保存に当たっては、その重要性に応じて 保存年限を定め、保存年限経過まで、重要文書については毎年8月に文書主管課に引き継いだ上で、そ れ以外の文書は所管課において、それぞれ保存することとしております。また、保存年限が経過した文 書は、永久保存の公文書を除き、毎年6月30日までに廃棄することとなります。

次に、大規模災害等からの公文書の保護についてですが、市の庁舎、施設が老朽化してきている現状にあって、公文書を別途保護するためには、書庫の耐火性の向上など、相応の費用負担が生じることになりますので、本市の置かれた財政状況等を考えますと、現時点で具体的な対策をとることはなかなか難しい状況にあると考えております。

しかしながら、ソフト面での災害時の対応につきましては、他都市の取組等も参考にしながら、今後、 研究してまいりたいと考えております。

次に、公文書管理条例についての見解でありますが、先ほど申し上げたとおり、本市においては、現 状でも文書事務取扱規程の適正な運用により、法の趣旨に沿った公文書の管理が図られているものと認 識しておりますので、現時点で特に公文書管理条例を制定することは考えておりません。

次に、公文書館の設置についてですが、公文書館を設置し、庁舎外で公文書を保存するには、その適 正な管理の必要性から職員の配置が必要となり、また維持管理経費も考慮しますと、現状では文書事務 取扱規程の下、引き続き庁舎内で保存してまいりたいと考えております。

次に、公文書の電子化についてですが、まず公文書の一部である電磁的データのうち、税や福祉など 基幹系業務のものにつきましては、平成23年度から実施してきた行政情報システムの再構築事業により、現在、耐震性にすぐれ、非常時の電力供給等も配慮されたデータセンターにサーバを設置して、日々、バックアップを行っております。また、戸籍データにつきましては、副本を災害から守るため、法務省において戸籍副本データ管理センターを設置し、本年10月をめどに戸籍副本データ管理システムを構築しているところであり、本市につきましても、平成26年10月に予定している戸籍の電算化に伴い、当該システムに接続することとしております。 なお、市全体規模での公文書の電子化の取組につきましては、移行のための膨大な作業量に加え、財政的な問題もありますので、現時点では方向性をお示しできる状況にありませんが、今後、国の支援策の動向や他都市の導入状況を注視してまいりたいと考えております。

ただいま、観光問題について何点か御質問がありました。

初めに、本市の観光入込客数が減少傾向にあることについては、平成11年3月のマイカル小樽の開業などにより道内客が大幅に増加したものが、減少に転じたことにあると認識しております。

減少の主な要因としては、長引く景気の低迷や道内外観光地との競争激化、新たな集客力のある施設がオープンしていないといったことなどが挙げられますが、観光は本市の基幹産業の一つであることから、飲食業や宿泊業など、本市経済に与える影響は少なからずあるものと認識しております。

次に、観光客の年間総消費金額と経済波及効果、雇用効果についてですが、観光客動態調査等では、 年間総消費金額は、平成15、16年度の調査では1,319億円、20年度の調査では839億円、15、16年度 の調査では、経済波及効果は2,668億円、雇用効果は1万8,499人と推計しております。

また、本市の観光費の推移についてでありますが、平成 15 年度は約 1 億 6,000 万円、20 年度は約 6,700 万円、23 年度では約 1 億 4,800 万円となっております。

次に、観光振興室から観光振興部への昇格を検討することについての見解ですが、確かに観光振興室の業務は、観光行政について市として総合的に推進する必要があるため、商業労政課や港湾室などの産業港湾部の各室、課はもとより、建設部のまちづくり推進課や公園緑地課などの関係部署とも情報を共有しながら進めているところです。

部への昇格については、業務内容や人員配置等を含め、全庁的に考えていかなければならない問題であり、現段階で直ちに昇格ということでは考えておりません。

次に、新たな観光メニューや受入れ態勢の充実、観光資源の発掘に関しての現在の取組の主なものについてですが、まず、新たな観光メニューでは、先月 29 日に東京で開催した小樽港クルーズセミナーにおいて、地元旅行代理店に作成を依頼した、新しい小樽・北後志の旅 34 コースを、首都圏の旅行代理店等に情報提供いたしました。

受入れ態勢については、昨年4月、運河プラザ内に、小樽国際インフォメーションセンターを開設し、 英語、中国語、韓国語の通訳を配置し、外国人にもきめ細かい対応をしております。

観光資源の発掘については、本年度、地域資源を生かした小樽観光の魅力アップ事業で、祝津地区の食をテーマに、新たな観光ビジネスモデルの構築を進めるとともに、小樽 kawaii ティーパーティーの開催などにより、新たな魅力の発掘、情報の発信に努めているところであります。

次に、観光基本計画の「おもてなし意識のレベルアップ」についてですが、観光協会がおもてなし講習会や、地域資源の勉強会などを開催するほか、観光客に対して、雨の日に傘の無料レンタル事業を行っております。

今後も、ホスピタリティー事業のさらなる拡充を進め、観光客に対するおもてなしの意識の一層の向上を図ってまいります。

また、「交流観光を担うリーダーの育成」では、平成 18 年に設立した小樽観光大学校において、おたる案内人の育成を進めてきており、今後とも小樽観光大学校のカリキュラムの充実はもとより、マイスターをはじめとした案内人の活用を積極的に図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽の歴史と文化を学ぶ、知ることについてですが、小学生への対策は、後ほど教育長が答弁 いたします。

他の年代層への対策についてですが、小樽観光大学校では、観光を切り口に、市民を対象としたまち

かど教室を毎月開講しており、毎回、小樽の歴史などテーマを決めて、本市の学芸員をはじめとした講師によるさまざまな講座が開かれております。このほか、観光協会が実施している地域資源の勉強会でも、小樽の歴史や文化についてのレクチャーなどもありますので、市としてもこれら講座の受講者増加に向けた取組に協力してまいりたいと考えております。

次に、トイレ、案内所について、観光客からの意見や要望と今後の対策についてですが、トイレでは、 水漏れや汚れについての苦情がありますが、その都度、現場を確認し、すぐに対応しているところです。 今後も委託業者との連携を密にし、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、観光案内所については、昨年度、Wi-Fiの設置要望があり、対応した経緯はありますが、今年度は特に意見や要望は寄せられておりません。

次に、旧国鉄手宮線の遊歩道の利活用についてですが、中央通から手宮側の遊歩道が完成すると、運河の散策路や、今年からシャトル運航を開始した運河クルーズとともに、市内中心部と北運河地域を結ぶ趣の異なる導線として、観光客の回遊性の向上に大きく寄与するものと考えております。現在、北運河及び周辺地域の観光戦略プランの検討を進めているところでありますので、手宮線については、このプランも参考にしながら、活用方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽のまち並みを回遊する際に、縦軸となる通りの課題と問題点についてでありますが、まず、 寿司屋通りの海側にある川沿いの区間では、柳の植樹などの事業が実施されており、現段階で道路の幅 員を広げることはできませんが、冬季につきましては、適正な除雪対応により、できるだけ道路幅員の 確保に努めてまいりたいと考えております。

また、市営花穂下駐車場につきましては、設置の経緯や改修から間もないことなどから、現時点では 他の目的に使用することは難しいと考えております。

通りの形成につきましては、これまでも通りの特徴に合った歩道や街路灯などの整備を行ってきたほか、それぞれの通りの景観特性に応じた沿道の建物の景観誘導などを行ってきたところであります。

今後も引き続き景観誘導などによって、小樽らしい魅力ある通りを形成することにより、回遊性の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、歴史的建造物に対する認識についてでありますが、歴史的建造物は、本市にとって歴史的、文 化的に大変重要な財産であるとともに、観光客が数多く訪れる観光スポットにもなっており、小樽らし いまち並みを形成する最も重要な構成要素の一つであると認識しております。

次に、歴史的建造物の保全に関する課題等についてでありますが、外観の維持補修をする際、市の助成制度はあるものの、所有者にも相応の負担が発生することから、所有者の金銭的な事情によっては維持補修が困難となるおそれがあること、また長期にわたり再活用が進まない建物は劣化が進行し、保全が難しくなるおそれがあることなどが課題と考えております。

次に、歴史的建造物の保全に対する補助金の予算の推移等についてでありますが、この 10 年間の予算額の推移は、平成 16 年度から 19 年度までの 4 年間は各年度 1,000 万円、20 年度は 900 万円、21 年度から 25 年度までの 5 年間は各年度 500 万円で推移しており、その主な内容は、屋根や外壁の補修費となっております。

今後につきましては、厳しい財政状況ではありますが、所有者の皆さんの意向を把握しながら、適切 に予算措置を行ってまいりたいと考えております。

次に、道の駅について御質問がありました。

まず、道の駅設置の主な要件等についてですが、一般的に道の駅は、駐車場やトイレ、道路情報提供 施設を道路管理者が整備し、これ以外の地域振興施設などを設置者である市町村等が整備することにな ります。設置者として申請できるのは、市町村又は市町村にかわり得る公的な団体とされております。

なお、道の駅には、大きく三つの基本的な機能を有する施設であることが求められており、道路利用者のための休憩機能として、駐車場、トイレ、電話が24時間利用できること、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能として、道路情報や観光情報などを提供すること、道の駅を接点に活力ある地域づくりを行うための地域の連携機能として、例えば地場産品の販売など、さまざまなサービスを提供する施設であることが挙げられます。

次に、本市における道の駅の設置の対する課題等についてでありますが、幹線道路に面した一定規模の用地を確保できるか、さらに年間を通して多くの利用者を見込むことができるのか、そして道の駅の運営に際して採算性を維持できるのかといった課題を整理していく必要があります。また、市内には地場産品などを扱う商業施設や観光施設がほかにも多くあることから、これら民間施設との競合についても考慮する必要があると考えております。

次に、建設リサイクル法について何点かお尋ねがありました。

初めに、法の目的に照らし、どのような認識をしているのかとのお尋ねですが、建設リサイクル法施 行後、建設廃棄物の分別解体及び再資源化は着実に進んでおり、廃棄物排出量や最終処分量の減少が図 られ、循環型社会の形成に大きく寄与していると考えております。

次に、平成 15 年度から 24 年度までの届出・通知件数の合計についてでありますが、この 10 年間で 3,938 件となっております。

また、特定建設資材廃棄物発生量の種類ごとの合計についてでありますが、届出書等に記載されている発生見込量によりますと、コンクリート塊は46万7,921トン、アスファルト・コンクリート塊は7万1,817トン、建設発生木材は7万7,016トンとなっております。

次に、本市における再資源化率などについてですが、建設リサイクル法では、市に届出等があるのは 発生見込量であり、実際に発生した量や資源化量は報告義務がありません。

また、建設廃棄物は地域を越えて広域的に処理されることもあるため、本市のみの資源化率や数値目標をお示しすることは困難であります。

また、それぞれの再資源化施設で受入れ条件に合わない場合もあることは承知しておりますが、その 量などにつきましても、把握しておりません。

なお、再資源化施設で受け入れられなかった廃棄物につきましては、廃棄物処理法に基づき、市外を 含めた産業廃棄物処理施設で適正に処理されております。

次に、特定建設資材廃棄物の再資源化方法とその利用についてですが、コンクリート塊につきましては、破砕後、路盤材として、アスファルト塊につきましては、破砕後、舗装の材料として再利用されております。また、木材につきましては、チップ化し、農業用敷料や肥料、ボード・製紙の原料、燃料などに再利用されるほか、炭化し、炭としても再利用されております。

次に、公共工事における最近の状況ですが、北海道の建設副産物適正処理マニュアルや通知に基づき、 再生資源の有効利用を図っているところであり、施工条件にもよりますが、路盤材やアスファルト・コンクリートに再生材を利用するよう努めております。

次に、ごみ処理手数料の改定の周知方法ですが、市内の建設関連団体を通して加盟業者へ周知を依頼したほか、官公庁、産業廃棄物最終処分場での手数料後納を許可している業者、市内の産業廃棄物収集運搬許可業者、過去の建設リサイクル法の届出で元請となっていた業者等に、直接、周知文を送付いたしました。さらに、最終処分場の窓口においても周知文書を配布したほか、広報おたる、小樽市のホームページも活用し、周知の徹底を図ってまいりました。

また、手数料の算定方法につきましては、建設リサイクルの促進の観点から、再資源化施設の料金より高めに設定することとし、近隣の再資源化施設の料金や他市の中間処理と最終処分の料金設定の比率などを参考に決定したものであります。

次に、法施行後の経過や対策でありますが、本市では、建設リサイクル法の届出時に、再資源化等に 関する計画表を提出させ、分別解体及びリサイクルを推進しているとともに、再資源化に関する指導権 限を有する北海道と合同で、1年に2回、パトロールを実施し、現場での指導も行っております。

しかしながら、木くずに関しては、再資源化施設の準備がなかなか進まない中で、最終処分場での受 入れを行っておりました。

一方で、最終処分場の残余容量が逼迫してきたため、平成23年度より、これまでの埋立物のうち約8割を占めていた廃棄土砂の一部を掘り起こして、残土処分地へ移し、処分場の延命を図っているところであり、また近年になり、木くずの再資源化施設の整備が一定程度進んだ状況も踏まえ、リサイクルの推進を図るため、手数料改定を実施したものであります。

料金改定後の状況ですが、木くずの搬入量は8月末現在で2,679トンであり、前年同期の6,414トンと比較して58パーセントの削減となっております。

次に、建設リサイクル法に関連しての本市の課題等についてですが、一部の解体業者の建設リサイクル法に対する認識の低さに加え、発注者の分別解体に伴う応分の費用負担に対する抵抗感などから、依然として最終処分場へ特定建設資材廃棄物が搬入される場合があり、その都度、適正な分別解体と再資源化施設への搬入を指導しているところであります。

次に、除排雪問題について何点か御質問がありました。

まず、当初設計の主な項目の想定数量についてでありますが、当該年度の気象状況を降雪量約5メートルの穏やかな気象と想定し、これに基づいて、除雪工は、想定した出動回数に道路水準ごとに定めた作業延長を乗じて作業数量を算出しております。路面対策工につきましては、除雪工と同様に、出動回数に作業延長を乗じて作業数量を算出しております。また、排雪工には、同様の気象想定で排雪回数をおおむね1回とし、必要な排雪量を算出しております。

次に、除雪や路面対策等の出動基準についてでありますが、除雪は市内を幹線道路、補助幹線道路、 生活道路の三つの道路種別に区分し、幹線道路は10センチメートル以上、補助幹線道路は15センチメートル以上の降雪量が見込まれ、かつ除雪作業が必要なときと定めており、生活道路は圧雪状態を基本とし、わだち等による交通障害が発生したときとしております。また、路面対策等は除排雪作業が行われた後などで路面状態を確認して、通行に支障があると判断し、作業が必要なときと定めております。

作業実施の判断、指示につきましては、受託業者の責任者が道路パトロールでの状況を確認した上で、 出動基準に基づき、作業の必要な路線を判断して、作業実施の指示を出しております。

次に、排雪作業についてでありますが、作業基準は数字的には特に定めておりませんが、市が路線の 重要性を考慮し、雪山の高さ及び車道走行幅員や歩道の状況を総合的に判断して排雪時期を決定し、受 託業者に作業実施の指示を出しております。

次に、6ステーションの作業量や出動回数のばらつきについてでありますが、毎年度、各地域の総合除雪の受託業者より提出される排雪作業量や除雪などの出動回数の実績報告を確認しており、地形や降雪量に違いがあることから、一概に比較することはできませんが、結果として各地域の数値に差があることは認識しております。

次に、市民からの苦情対応についてでありますが、日ごろより市民の皆さんに対する接遇には、礼を 欠くことのないように努めなければならないと考えております。そのため、これまでも冬期間において 2週間に1度実施するステーション会議で、受託業者の責任者へ実例を挙げて適切な接遇について指導 しておりますが、このような事例がなくならないのは、市の指導が十分に浸透していないことに課題が あると認識しております。

今後におきましては、市民の皆さんに対する態度や言葉遣いにはさらに注意をして対応するよう、指導の強化をしてまいりたいと考えております。

次に、地域ニーズに合わせた除排雪方法の見直しについてでありますが、全ての御要望にお応えする 見直しは、市の財政的な制約も大きく、難しい問題もあると考えておりますが、地域実態や市民の皆さ んからの意見等については、作業基準に照らし合わせながら、市として対応が必要と判断した内容は、 除排雪計画に反映しているところであります。

今後とも地域ニーズを総合的に勘案しながら、より効率的な除排雪に努めていきたいと考えております。

次に、当初予算の増額を視野に入れた今後の方向性についてでありますが、市の全体予算も限られていることから、当初の除雪費に関しましては、穏やかな気候状況を想定した予算としております。

今後とも除雪費については、安全で快適な冬の生活を確保するため、気象状況に応じて適切な時期に 適正な予算を確保していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

〇教育長(上林 猛) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

小学校における小樽の歴史と文化を学ぶ、知る学習についてでございますが、現在、市内の全ての小学校では、3年生、4年生の社会科の授業において、教育委員会独自に作成している副読本、わたしたちの小樽を活用し、小樽の歴史、文化、産業を学習しております。

また、色内小学校では、おたる案内人ジュニア育成プラグラムを総合的な学習の時間で取り組んだり、 潮見台小学校では、住吉神社や五百羅漢など地域の歴史的建造物を見学し、建築の様子や歴史などについて学習を行ったりするなど、各学校が工夫しながら、ふるさと教育に取り組んでおります。

私としては、子供たちに小樽の歴史や文化をしっかりと学ばせ、郷土に夢と誇りを持てるような教育を行うことは、大変重要であると認識しておりますので、今後は校長会などとも相談しながら、全ての小学校で小樽の歴史と文化を学ぶ学習を行うことについて検討してまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 10 番、高橋克幸議員。

〇10番(高橋克幸議員) 1点だけ再質問させていただきます。

観光問題の中で、観光振興室の部への昇格の質問に対する答弁の内容ですけれども、本質問でも述べたように、市長との認識は一緒だと思うのです。観光入込客数の減少傾向を見ると、やはり危機的意識を持たなければまずいというのは共通認識だと思います。そういう中にあっていろいろな努力をされて、クルーズ客船の誘致から始まっていろいろな、先ほども申し上げましたけれども、課題や問題点もあって、なおかつ私が大事だと思うのは、観光都市宣言をした後、やはり戦略的な施策が必要だと思っています。そういう意味では、人材の確保や、集中的にそこの部に投入するという考え方が必要ではないかと思っています。

本州のある市では、外部から人材を投入して、たしか何年間かの契約だったと思いますけれども、効果が出ているとも伺っています。そういう意味では、新たな風を入れるとか、もっと集中的に人材を投入して、今後の10年、20年スパンの観光政策というものを、予算も含めて検討しなければならない時

期ではないかと思っているのです。

先ほど市長も答弁されたように、必要性があるというのはわかりましたので、直ちにというのはなかなか難しいかもしれませんけれども、地に足を据えてやっていかなければ、衰退して手の施しようがなくなってからどうすると言っても遅いわけです。

そういう意味では、観光産業というのは、小樽の中でも基幹産業としてしっかりとしたものがあると 認識していますので、小樽の経済政策の中の大きな柱として、それをしっかりと考えていく上では、軸 としての組織体制というのはこれから非常に大事になると思うのです。

そういう意味があると思いますので、この点について、もう一度市長の見解を伺います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 市長。
- **〇市長(中松義治)** 高橋議員の再質問にお答えします。

ただいま、御提言がありました観光振興室から観光振興部ということでございまして、ただいま議員がおっしゃったとおりでございまして、私も同様の考えでございます。

2008 年に観光都市宣言をし、小樽の定住人口がだんだん減ってきているという状況の中で言うと、交流人口を、交流人口というのは、観光客をどう増やすかということでありますが、どうやって増やしていくかということは、まさに私も大変重要な取組というふうに思っております。

先ほど答弁いたしましたように、室から部への昇格については、直ちにということはちょっと答弁できないというふうに話をいたしましたけれども、将来的にはどういうような状況ができるのか、全体の人員配置等を含めて全庁的に検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 高橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 5時00分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○8番(川畑正美議員) 一般質問をいたします。

最初に、国民健康保険の都道府県単位化についてです。

社会保障制度改革国民会議の報告を受けて、安倍自公政権は、医療、介護、年金、保育の諸制度を大 改悪していく手順を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定し、国民健康保険の運営主体を都道府県へ 移行する法案を 2015 年の通常国会に提出する計画です。

国民健康保険の都道府県単位化は、小泉構造改革の医療構造改革の基本方針で計画されていましたが、全国知事会の反対で具体化できませんでした。その後、民主党政権になって、2012年1月に開催された第180回通常国会で国保法が改正され、2006年に導入した保険財政共同安定化事業の対象となる医療費を1件30万円以上から1円以上とし、全ての医療費に拡大するとともに恒久化しました。2015年から、共同の負担が実施されます。これらによって都道府県単位化への道は進むことになりますが、国保が抱える構造的な問題は解決しません。

問題点は、一つに、国が責任を持つべき国保の制度設計や財政運営が都道府県単位化によって国の責

任放棄につながります。国保会計の総収入に占める国庫支出の割合が、1980年度の57.5パーセントが2011年度には25.1パーセントに削減され、国保の地方負担は増加の一途をたどっています。

二つには、これまで自治体の努力で行ってきた一般会計から国保特会への繰入れは、道からの繰入れが期待されず、国保料の大幅引上げが予想されます。協会けんぽとの一元化も見越し、国保料の年間上限額を93万円に段階的に引き上げることも検討されています。

三つに、現在の市町村国保は、地域の実情に合わせた事業運営方針を決めることができますが、住民 被保険者の声を踏まえた対応が困難になります。

また、減免制度も、道が基準を決めることになれば、各市町村の独自減免がなくなってしまうという 弊害が考えられます。

小樽市と国保加入者にどのような影響があるのか伺います。

社会保障制度改革国民会議の報告では、保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討するとして、国 保料の負担引上げが予想されます。小樽市の国保料も上がるのではないでしょうか。

後期高齢者医療保険制度の広域化のように、国保料の賦課徴収、保険事業などは市町村が担うことになる見込みです。減免制度も基準が道単位となると、各市町村の国保料の独自減免制度や一部負担金減免制度がなくなってしまい、国保加入者の実情が無視されて機械的にならないのか、また、滞納に対する相談や支払窓口はどこになるのか、資格証明書や短期保険証の発行はどこが行うのかなど、国保加入者にとって不安が山積みしています。これらについてお答えください。

次に、市営住宅の空き家対策について質問します。

市営住宅は、東日本大震災の被災者受入れに対応するために、2011年4月から2013年6月までの期間、公募していない住宅があります。その公募をしない期間を除いても、長期間空き家となっている市営住宅があります。その住宅は市の郊外に多く、特に塩谷地区に集中しています。

まず、塩谷地区に空き家が集中している理由をお知らせください。

また、広報おたるでは、塩谷地区の一般世帯向け住宅を随時募集とありますが、いつから始めたので しょうか。開始時期とその理由についてお答えください。

次に、市内の空き家となっている特定目的住宅と一般住宅の型式とその戸数をお知らせください。

また、東日本大震災の被災者用住宅として公募しなかった期間を除いた空き家期間を、1年以内、2年 年以内、2年を超えるものに分けて戸数を示してください。

今、高齢者の単身世帯が多く、市営住宅の入居を希望する方が増えています。今年8月公募における 特目住宅の申込みが、単身者向け住宅は高い倍率とのことですが、今回の公募で、単身者用住宅の状況 についてお知らせください。

現状は、単身者の入居希望者が多い反面、祝津や塩谷地域に集中はしているが、2人世帯以上の住宅が空き家となっているアンバランスな状況にあります。市営住宅入居に関しては、事務処理要綱で住宅の型式別人数が決められているわけですが、長期間空き家となっている中では、単身者でも希望する入居者がいれば、活用させるべきです。住宅の型式別人数の変更や特例とした措置はできないものか伺います。

特目住宅の申込みは、2013年4月から、小樽市営住宅指定管理者が受け付けることになりましたが、 その理由をお知らせください。

特目住宅の申込みに当たっては、困窮事情採点表によって採点し、その採点によって優先順位が決められています。その内容は、現在の住宅状況や立ち退きなどが中心ですが、個人情報に関する身体障害者の内容や所得に関する内容も含まれています。このような個人情報を指定管理者とはいえ、市の職員

以外に任せるのは問題ではないですか。私は、市民の困窮状態などは市職員が直接聞き取り、実情を把握することが行政に携わる大切な仕事であると捉えています。個人情報にかかわる業務については、市の職員が行うべきと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、ふれあいパスについてです。

ふれあいパス制度は1997年に制定され、16年経過しています。制度は、高齢者が積極的に社会に参加し触れ合い、もって心身の健康保持と生きがいの創出を目的にしています。

当初は利用者負担なしで開始され、対象人数 2 万 3,392 人に対して 82.2 パーセントの交付率でした。 2004 年から利用者負担分が有料化されましたが、70 パーセント台の交付率を維持しておりました。しかし、2012 年では対象人数が 3 万 4,120 人に増加している反面、交付率は 63.1 パーセントに減少しています。

ふれあいパスの利用者は年金受給などで低所得者が多く、年金支給日直前には 1,100 円の回数券代は 負担が大きい、車内での購入は高齢のため手間取って周りの人に迷惑をかけるなどと、利用しにくいと いう声が寄せられています。

ふれあいパスの利用に当たって、110 円のふれあい回数券を100 円ワンコインで利用できるよう、改善を申し入れます。市長の見解をお伺いします。

利用者負担を 110 円から 100 円にした場合、市の負担額はどのくらいになりますか。2012 年度実績を基に金額をお答えください。

この制度の市の事業費について、有料化された後のピーク時点と 2012 年度の金額をお答えください。 次に、回数券についてです。

ふれあいパスは70歳以上の方に交付され、北海道中央バス、JR北海道バス、ニセコバスの市内停留 所間を回数券で利用できますが、回数券には有効期限が設定されています。期限の必要性を説明願いま す。

回数券の有効期限は、年度で料金が変わる場合には必要かもしれませんが、料金に変更がなければ必要ないと思います。年度ごとにつくられる回数券の諸費用を削減して、利用者負担の軽減に努めるべきです。有効期限を設定することで、諸費用も必要です。費用はどのくらいか、お知らせください。

回数券は実質2年間有効になっていますが、払戻し可能な期間は、購入した年度の末日となっています。購入時期によっては、その期間が短くなります。市外転出や死亡などによって、その後、使用が見込めない場合を考慮し、期限を設定せずに払戻しに応ずるよう変更すべきです。お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

なお、市長、自席にて答弁なさって結構ですので、よろしくお願いいたします。 (拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 川畑議員、御配慮ありがとうございます。大丈夫でございますので、ここで答弁をさせていただきます。

川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険について何点かお尋ねがありました。

まず、国民健康保険の都道府県化に伴う保険料の設定についてですが、国民会議報告書では大まかな 方向性は示されたものの、具体的な保険料の設定方法までは記載されておりません。国民会議の議論の 中では、都道府県で基準保険料率を定め、各市町村が医療費や収納率の高低に合わせて最終的な保険料を決定する案も出されていたようですが、具体的な保険料の設定方法については、今後、国の審議会や地方との協議の場などで検討することとされており、現時点で小樽市の保険料がどうなるかは不明であります。

次に、減免制度についてですが、現在は市町村が独自で要綱等を定めておりますが、保険者が都道府 県に移行されれば、北海道が要綱等の基準を定めることになると思われます。その詳細については、今 後、保険料の設定と同様に、国等において検討されるものと考えております。

次に、滞納に対する相談や支払窓口についてですが、国民会議報告書では、保険料の賦課徴収、保健 事業などは引き続き市町村が担うべき業務とされていますので、今後、国等の検討がそういった方向で 進めば、滞納に対する相談や支払窓口、資格証明書や短期保険証の発行などは、これまでどおり市町村 の業務になるものと考えております。

次に、市営住宅の空き家対策について何点か御質問がありました。

まず、塩谷地区に空き家が集中している理由についてでありますが、塩谷地区は中心部と比較し、交 通の便や買物、通院等をする上で、やや利便性に欠けることから、応募が少ないものと考えております。

また、随時募集の開始時期とその理由についてでありますが、平成23年4月1日から開始し、塩谷地区の住宅が他の地区と比較して募集戸数に対し申込者が少なく、次回の公募に繰り越すことが続いたことから、空き家の有効活用を図るために実施したものであります。

次に、市内の空き家となっている特定目的住宅と一般世帯向け住宅の状況についてでありますが、本年8月公募で申込みがあった住宅を除くと、空き家は特定目的住宅が25戸、一般世帯向け住宅が7戸となっております。

また、東日本大震災の被災者用住宅として公募しなかった期間を除いた空き家期間についてでありますが、1年以内が22戸、2年以内が5戸、2年を超えるものが5戸でございます。

次に、8月公募の特定目的住宅における単身者向け住宅の応募状況についてでありますが、若竹住宅は募集8戸に対し申込者が71人で、倍率が8.9倍、緑A住宅は募集1戸に対し申込者が5人で、倍率が5倍、オタモイ住宅は募集1戸に対し申込者が7人で、倍率が7倍であります。

また、長期間空き家の単身者向け住宅への活用についてでありますが、世帯の人数に合わせた住宅を 提供することが基本的な考え方でありますが、今後、住宅行政審議会の御意見をいただきながら、検討 してまいりたいと考えております。

次に、今年度から指定管理者が特定目的住宅の受付を行うことになった理由についてでありますが、 一般世帯向け住宅と特定目的住宅との違いにより申込窓口が異なり、申込者に不便をおかけしていたこ とから、申込者の利便を図るため、指定管理者の更新時から、窓口を一本化したものであります。

また、個人情報にかかわる業務についてでありますが、小樽市と指定管理者との間で、個人情報の取扱いをはじめ業務にかかわる守秘義務などを規定した基本協定を締結しており、指定管理業務として実施することに問題はないと考えております。

次に、ふれあいパスに関連して何点か御質問がありました。

初めに、110円のふれあい回数券をやめて100円のワンコインで利用できるようにすべきとのことでありますが、利用者の負担を引き下げるためには、それに見合う負担が生じます。バス事業者側からも負担の軽減を求められており、本市の財政状況も大変厳しいことから、現状においては困難であると考えております。

次に、市が10円負担を増やし、利用者負担を110円から100円に下げた場合の市の影響額についてで

ありますが、平成24年度実績を基に試算いたしますと、ふれあい回数券が約22万冊発売されましたので、約2,200万円の負担増となります。

次に、ふれあいパスの事業費についてでありますが、有料とした以降に事業費が最も多かった平成17年度は約1億6,700万円で、平成24年度は1億4,600万円となっております。

次に、ふれあい回数券に期限を設定している必要性についてでありますが、ふれあいパス事業は単年 度事業であり、現在の事業内容が今後変更となり、回数券の金額も変わる可能性があることから、有効 期限を設定しているものであります。

次に、ふれあい回数券に有効期限を設定することにより発生する諸費用についてでありますが、諸費用といたしましては回数券の印刷経費であり、30万冊の印刷で約50万円であります。

回数券に有効期限を設定しなかった場合、大量に印刷することが可能になることによるスケールメリットが考えられますが、印刷業者に確認したところ、印刷単価にそれほどの差は生じないとのことでありました。

次に、ふれあい回数券の払戻し期限を設定せずに、払戻しに応じるよう変更すべきとのことでありますが、ふれあいパス事業は単年度事業であることから、期限の設定につきましては、従来どおりといたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) まず、国保の都道府県単位化について再質問します。

市町村国保財政は、国庫支出金が大幅に減額されているわけで、そういう点で国保の加入者には低所得者が非常に多いと。そういうことから、今、国保財政というのは非常に深刻な状況にあるわけです。

小樽市の状況でも、国保加入者は、2012 年度の統計で総所得が 100 万円以下というのが 70 パーセントを超える状況にあるわけです。そして、1 世帯当たりの保険料の所得に占める割合についても、16 パーセントを超えていると。また、滞納者も 2012 年、2013 年ともに 10 パーセントを超える状況にあるわけです。

先ほども答弁の中にありましたが、社会保障制度改革国民会議の報告書では、都道府県は国保の財政 運営の責任を担う、それで保険料の賦課徴収、保健事業などを市町村が担うということになっているわ けですけれども、都道府県単位化になると、保険料を安く抑えている市町村が、今後、ほかの給付費が 多い市町村の犠牲になる形で保険料の引上げを余儀なくされることが起こり得るのではないかと思いま す。

また、給付費が多額になっている市町村は、ほかの市町村に迷惑をかけないためとして、徹底した給付削減策を迫らざるを得ない状況になってしまうと思います。そういう中で、結果的に国保加入者に影響を与えると思うので、その点でどのような影響が与えられるのか、聞かせていただきたいと思います。

また、後志管内で、16 町村が構成している国保の広域化の中では、国保と介護の滞納の整理、そういう事業を行っていると聞きました。その中で、国保が基本的には各町村の独立採算制で行われるのですが、国庫支出金が減額されている中で、国保会計の赤字が問題になって、繰上充用で対応しているけれども、結果的に一般会計から負担せざるを得ない状況も起きるという問題点もあることを聞いています。

それで、滞納整理については、現年度課税分は町村でやるけれども、過年度分については広域連合が やると。そうなると、その町村におられる加入者は、両方に相談に行かなくてはならないという問題点 もあるのだということを言っています。そういう問題等を考えれば、今の都道府県の単位化について進 めるべきではないと、そういうふうに考えるわけです。 こういう後志管内 16 町村の状況を見た場合に、小樽市でも保険料の徴収には加入者の実情を加味されないで機械的になることが心配されると思うので、その辺で改めてもう一度見解を聞かせてもらいたいと思います。

それから、国保の関係でいけば、都道府県の単位化にされることで、保険財政の規模は大きくなるわけですけれども、保険料の引上げによって収納率が悪化すると。そして、国庫負担や調整交付金の削減によって、市町村国保の財政が逼迫することが予想されるのではないかと、そういうふうに思うわけです。

それで、国保の都道府県単位化については、こういう諸問題が根本的に解決することにはならないとは思うので、そういう点ではこれを市長が国保の都道府県単位化の推進をうのみすることではなくて、 国保への国庫支出金を増額することで解決する、そういうことを肝に銘じて国に要請すべきではないかと思いますので、市長のその辺の決意を聞かせていただきたいと思います。

次に、市営住宅の関係ですけれども、今、具体的に回答いただきました。

中身は、要するに今住宅があいているけれども、空にして、単身世帯でも入りたい人を入れないでいるというのが実情なわけです。空にしたからといって、それでは長もちするかというと、そうはいかないわけです。ですから、せっかくあるものであれば活用すると、そういうことをぜひ進めていただきたいと思います。

市長の答弁では、住宅行政審議会に出して検討したいということなので、これを積極的に進めていた だきたいと、そのことをお願いしたいと思います。

もう一つは、特目住宅の申込みですけれども、確かに煩わしさがあるために一本化したというようなことを言っていましたけれども、第三者にそういう個人情報を扱わせることではなくて、その方法を解決するには別の方法だってあるのでないかと思います。そのことを先に考えるべきであって、困窮者の採点をするという点は、個人情報に属する問題なので、それは問題ではないですかと、そういうことを改めて申し入れしたいと思います。

次に、ふれあいパスの関係ですけれども、細い話で30万冊を印刷するのに50万円にしかならない、それも大体想像はつくのですが、要するに私のほうに市民から要望があったのです。それはなぜかというと、ある方が長期間入院していたと。入院して、古い券があったので、市役所に行って、払い戻しできないだろうかと言ったら、期限が過ぎたからだめと断られたと。そういうわずかなお金ですけれども、やはりそういうものに期限をつけてやるということ自体がいかがなものかと。そういう市民からの強い要望があったので、あえてこの問題を取り上げたわけです。

重ねて言いますけれども、確かに市長がおっしゃるように、市の財政が大変だと言いますけれども、 今までのピークの時期の差額と、今、110 円を 100 円にした場合の金額は、ほとんど変わらないわけで すね。だから、それで穴埋めは十分できるはずだと、私はそう思いますので、その辺も含めて答弁をい ただきたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 医療保険部長。
- **〇医療保険部長(藤井秀喜)** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

国保の都道府県化に関連してでございますけれども、市長の答弁と重なってしまいますが、今の国民 会議の中では、一定の方向性は答弁のとおり示されておりますけれども、小樽がどの程度になるかとい う具体的なことについては、まだ審議会、あと、それを経てまた地方との協議という、そもそも全国知 事会がこれを簡単に受けるとは思えませんので、そういう部分も踏まえて、小樽への影響というのが今の時点では算出できないというのですか、出せないという状況でございます。

それと、2点目の市町村で滞納関係の部分をやっていても、機械的になるのでないかと、そういう懸念があるということなのですけれども、こちらの部分についても、今の厚生労働省の審議会の中では、市町村に滞納の部分とか保健事業の部分を任せるという方向になっていますが、最終的にどういうふうになるかはまだ見えてきていません。もし仮にそういうふうになれば、今までの答弁のとおり、保険収納課で対応しているとおり、滞納者の方の実情に合わせてやっていきたいとは考えておりますが、最終的にどういう形で、方向性というのですか、具体的な制度設計が出てくるかによりますけれども、一応そういう形で私どもは今後も変わらないような対応はしていきたいというふうに考えてございます。

あと、財政の逼迫化で、都道府県化、広域化が最終的にそういうことになっていくのでないかという 御懸念なのですけれども、確かにこの都道府県化をしたからといって、国保そのものが持っている赤字 の構造というのは解決できないというのは国も認めていますし、知事会も単なる赤字のつけ替えは許さないということでコメントもしていますので、地域との今度の協議の場で、その辺の課題解決に向けてはかなりいろいろな議論が出てくると思いますので、そういうようなことがないように、きちんと知事会には国と協議を進めてほしいですし、私ども各保険者も、こちらのほうにそういう赤字のつけ替えみたいな形で、それが最終的に私どもの保険料のアップに結びつかないようには、市長会を通じてこれまでもやってきましたけれども、今後もそういう形で要望はしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 建設部長。

〇建設部長(工藤裕司) 市営住宅の申込窓口の一本化についてでございますけれども、先ほど市長からも答弁いたしましたが、申込者の利便性を図るため一本化したものであります。

これまでも個人情報の守秘義務につきましては、受託者との基本協定に基づいて適正に取扱いが行われているものと考えております。しかし、議員の御指摘もございましたので、改めて受託者に気をつけるように話をしたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) ふれあい回数券の払戻しの件でございますけれども、今、お話のありましたように、ふれあいパスを御利用されている市民お一人お一人、いろいろな事情がおありかと思います。このふれあいパス事業が、市長答弁にございましたように、単年度事業ということで取り扱う以上、払戻し期限の設定をしないということはやはり困難ということでございますので、いろいろと御不便をおかけいたしますけれども、その点について御理解いただきたいと思います。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 今、何点かあったのですが、一つは、特目住宅の関係ですけれども、申込みの利便性をうんぬんということで、申込みはいいと思うのですが、要するに個人情報にかかわる困窮事情の採点表というか、それを指定管理者が調査するということがほかの町村であるのか、実際に私はないのではないかと思うのです。小樽だけではないかと思うので、そういう問題がある個人情報の調査をあえて小樽だけですることになるのか、その辺を確認したかったのです。

もう一つは、ふれあいパスの問題ですけれども、今、福祉部長から答弁があった中身で、そのことを 全く検討できないのかどうなのか。期限をあえてつけなければならない理由というのは、なかなか私も 理解できないのです。だから、そのことを、期限を外すことの、どういうところに問題があるのか、そ の辺を聞かせていただきたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 建設部長。
- **○建設部長(工藤裕司)** 個人情報の関係ですけれども、利便性を図ったということで御理解をいただきたいと思いますが、今、他都市の状況の資料を持ってございませんので、後ほど調べて議員に報告させていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 福祉部長。
- **○福祉部長(三浦波人)** 川畑議員の再々質問でございますが、繰り返しになってしまいますけれども、このふれあいパス事業は、単年度の事業で今行っておりますので、どうしても当該年度内に終わらせるという必要がございまして、こういった取扱いになっているということでございますので、その点について御理解いただきたいと思います。
- **〇議長(横田久俊)** 川畑議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 22 番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

〇22番(北野義紀議員) 最後になりましたけれども、前に行われた議員の皆さんとは重複していない石狩湾新港の問題ですので、通告どおりゆっくりやらせていただきます。

石狩湾新港に関して尋ねます。

初めは、北防波堤延伸事業についてです。

我が党は、西ふ頭のマイナス 14 メートルバースの静穏度を保つためとの理由で、北防波堤の延伸工事 を進めることに反対です。

静穏度の国の基準は、年間の静穏度が 97.5 パーセント、つまり 365 日のうち 356 日、静穏度が確保されていなければならないとなっています。

御承知かもわかりませんが、静穏度というのは、水平線、動かないものと仮定すれば、波高の一番高いところと低いところの差が50センチメートル、だからプラス25、マイナス25と。たかがそれだけですから、全くのなぎなのです。こういう状態が、年間356日保たれていなければならないと。

ところで、マイナス 14 メートルバースでのチップ船の荷役作業は、3 万トンから 5 万トンクラスの大型船によって、平成 18 年は 2 隻、19 年 19 隻、20 年 25 隻、21 年 16 隻、22 年 21 隻、23 年 21 隻、24 年 17 隻、本年 25 年は 8 月末現在で 8 隻の入港で、荷役作業を行っています。しかし、これまでこれらの荷役作業に何の支障も来していません。この事実は、マイナス 14 メートルバースは基本的に静穏度が確保されていると政治的に判断して差し支えないことを示しているのではないでしょうか、お答えください。

国土交通省のコンピュータの解析では、現在のマイナス 14 メートルバースの静穏度は何パーセントなのか、静穏度確保日数は何日間となっているのか説明してください。

荷役作業に何の支障も来していない事実に照らして、仮に石狩湾新港推進の立場からいっても、少なくとも各母体の財政が好転してから着手していいのではないでしょうか。市長はどういう理由で北防波 堤延伸事業に同意してきたのか、説明を求めるものであります。 次に、小樽港の貨物が石狩湾新港にシフトされている問題です。

石狩湾新港の計画が持ち上がったとき、小樽港と競合するのではないかとの指摘に、新港の取扱貨物は石油、セメント、石炭などの大量ばら荷貨物、小樽港の取扱貨物はその他の一般貨物と機能分担するから心配ないとの理由で、我が党の反対にもかかわらず、新港の建設を強行しました。

このスタート時点で議論の対象にもなっていなかったコンテナ輸送が、海上輸送の形態として現れました。小樽港に先駆け、石狩湾新港では、本州の日本海側との間とはいえ、平成3年、コンテナ航路が開設されました。小樽港は10年遅れの平成14年、ようやく中国との定期コンテナ航路が開設されています。

伺いますが、新港のコンテナで取り扱われている貨物の種類とその量について、詳しく説明してください。

このうち、機能分担に照らして、本来、小樽港で取り扱われる貨物は何々か、また、その取扱量についても説明してください。

輸送形態の進展とはいえ、フェリーに安住し、コンテナ輸送に取り組むのが新港に比べ10年も遅れたことが、小樽港衰退の要因の一つであることは疑いありません。今後の対策を含め、市長の見解を求めるものです。

次に、新年度予算要求と当初予算について伺います。

石狩湾新港管理組合では、平成 26 年度の直轄事業の北防波堤延伸事業予算要求を 22 億円で行うとのことです。平成 24 年度、25 年度の予算要求額が 9 億円であったのに比べ、桁違いの予算要求となる原因については、これまでの基礎工事の上に載せるケーソンを、本体工事ですね、このケーソンを新たに事業内容に盛り込んでいるからとのことです。市長はこの原案にいつ同意をするのか、説明を求めます。

平成24年度、25年度は、石狩湾新港管理組合の当初予算計上額は、新年度予算要求額と全く同じでした。しかし、配分額は大幅に下回りました。管理者は、平成26年度当初予算の計上額は予算要求額と同じように計上するつもりであると、石狩湾新港管理組合議会で私の質問に説明していますが、市長はこれに同意するのでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、北防波堤延伸事業の予算計上について伺います。

管理者が国に北防波堤延伸の予算要求を幾らで行うかは自由ですが、管理組合議会の第1回定例会の 予算計上となれば、話は別です。地方自治法や地方財政法に照らして、確保できる財源を予測して予算 計上しなければなりません。自治体の予算編成は、全てこのように行われているはずです。小樽市も同 じと思いますが、予算編成についての私のこの指摘が間違っているかどうか、まず市長の見解をお聞か せください。

新港管理組合議会の平成25年度当初予算では、直轄事業の北防波堤関連事業費は、前年度に続き9億円を基に、管理組合の負担金1億3,500万円で議決されました。ところが、その後、配分額が大幅に削減され、事業費は8,300万円と9割以上も削減されています。見込みとはいえ、第1回定例会の議決予算とはあまりにも開きが大きすぎます。このことに関する市長の見解、どうしてこうなったかの理由を含めてお聞かせください。

また、平成24年度と同じように大幅な追加補正が行われないとすれば、それこそ地方財政法を踏みにじる予算計上ということになり、管理者の責任はもとより、これに同意した市長の責任も問われる問題です。平成24年度と同じような大幅な追加補正の見通しがあるのか、市長の見解をお聞かせください。平成24年度の北防波堤関連予算はどうであったか、昨年第1回定例会の北防波堤関連予算は9億円で、配分額は1億円、ここでも8億円という大幅な削減でした。ところが、第3回定例会の補正で5億

4,000 万円追加となり、これが本年度の減額された予算 8,300 万円と合わせて、現在、北防波堤延伸工事、基礎工事が行われています。これと同じことが本年度のこれ以降の補正で期待できると見込んで予算計上に市長は同意したのか、見解を伺います。

そうであれば、あまりにもずさんな予算計上に同意しているということになります。地方自治法や地方財政法、特に地方財政法第3条ではどう定めているか、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」第2項では、「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」と定めてあります。

法に照らして、新港の北防波堤の平成25年度の予算計上が適切と考えて市長が同意したのか、改めて 見解をお聞かせください。

再質問を留保して、終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 北野議員の御質問にお答えいたします。

石狩湾新港について御質問がありました。

初めに、北防波堤延伸事業について何点か御質問がありました。

まず、西地区マイナス 14 メートルバースの静穏度についてですが、チップ船の荷役作業において、管理組合からは支障が出ているとは聞いておりませんが、現状での静穏度は、国の解析では基準である97.5 パーセントに達していないため、当該バースの静穏度は確保されていないと認識しております。

次に、国で解析した西地区マイナス 14 メートルバースの静穏度についてですが、現在の港の状態で、 平成 14 年から平成 18 年までの 5 年間のデータを用いて解析した静穏度は 93.8 パーセント、また、静穏 度が確保されている期間については、年間で日数計算すると 342 日になると管理組合から聞いておりま す。

次に、北防波堤延伸事業に市が同意した理由についてですが、西地区マイナス 14 メートル岸壁の静穏 度が、国の基準である 97.5 パーセントを確保できていないことから、港内の船舶の航行や停泊、荷役作 業の安全性を確保する上で必要な事業と考えており、市として同意したものであります。

次に、小樽港と石狩湾新港の貨物について御質問がありました。

まず、石狩湾新港のコンテナ貨物の種類と取扱量についてです。単位は全てフレート・トンでありますが、平成24年の主なものを申し上げますと、水産品、その他畜産品などの農水産品が5万2,726トン、電気機械、産業機械、その他輸送機械などの金属機械工業品が3万8,192トン、染料・塗料・合成樹脂、その他化学工業品などの化学工業品が2万1,241トン、紙・パルプ、砂糖、製造食品などの軽工業品が6万5,176トン、家具装備品、その他日用品、木製品などの雑工業品が4万4,048トン、再利用資材などの特殊品が3万8,936トンとなっております。

このうち機能分担で小樽港のみで取り扱うとされた貨物については、農水産品のうち麦・豆類などの 米穀類、野菜・果物に含まれているバナナ、その他畜産品に含まれているマトンであり、貨物量につい ては米穀類が 4,070 トン、マトンとバナナについては個別の品目になりますので、貨物量は公表されて おりません。

次に、小樽港の一般貨物の減少とその対策についてですが、近年の小樽港の貨物の減少は、飼料工場

の撤退に伴う飼料原料の輸入の減少や、豊羽鉱山の閉山により鉱石の移出が減少したこと、さらに建設 事業の減少に伴い、建設資材である砂・砂利やセメントの移入が減少したことなどが大きな要因である と考えております。

小樽港を取り巻く環境には引き続き厳しいものがありますが、主要貨物である穀物をはじめ既存の取扱貨物の確保や、本年、新造船を投入し、より定時運行が可能となった中国定期コンテナ航路の新たな貨物の掘り起こしなど、今後とも港湾関係業界と連携を図りながら、小樽港の利用拡大に向けてポートセールスに努めてまいりたいと考えております。

次に、新年度予算要求と当初予算について御質問がありました。

まず、平成 26 年度の直轄事業、北防波堤延伸事業予算要求案に対する同意についてですが、この予算要求案については、小樽港湾振興会及び小樽商工会議所へ意見を照会し、意見がない旨回答をいただいたところです。この回答を踏まえながら検討した結果、9月 19 日に開催予定の総務常任委員会において同意意向の報告を行い、その後、管理組合へ同意の回答を行いたいと考えております。

次に、予算要求額と同額の予算計上を行うことについてですが、管理組合で予算編成はその時点で最も合理的と考えられる予定額で計上したいとしていることから、平成26年度予算についての母体協議などがなされた時点で判断してまいりたいと考えております。

次に、北防波堤延伸事業の予算計上について御質問がありました。

まず、法令に基づいた予算計上についてですが、北野議員の御指摘のとおり、確保できる財源を予測 しての予算計上でなければならないと考えております。

次に、平成25年度の北防波堤延伸事業の配分額と追加補正についてですが、北防波堤延伸事業の配分額は国において決定されるものでありますが、要求額に対して減額される場合については、国の予算の上限もあることから、やむを得ないものと考えております。

また、本年度の国における追加補正の見通しについては、管理組合では現段階では明らかになっていないとしていることから、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、本年度予算に対する補正についてですが、管理組合では当初予算編成時に、国から個別の事業 費が示されなかったことから、北防波堤延伸事業費の要求額である9億円を基に計上したものであり、 市として補正を期待して同意したものではありません。

次に、本年度予算の同意についてですが、先ほども申し上げたとおり、管理組合では、当初予算編成時に国から個別の事業費が示されなかったことから、北防波堤延伸事業費の要求額を基に計上したものであり、市は予算編成として適切であったと考え、同意したものです。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 22 番、北野義紀議員。

〇22番(北野義紀議員) 何点か再質問させていただきます。

最初に、マイナス 14 メートルバースの静穏度にかかわってでありますが、先ほどの市長の答弁でいきますと静穏度が確保されているのは 342 日で、国の基準は 356 日ですから、あと 14 日間、コンピュータの解析で静穏度が保たれれば、国の基準を満たすと。

この14日間なのですが、ここを使っているチップ船は王子製紙の子会社、今、社名が横文字になったからちょっと忘れましたけれども、要するに江別市にある王子製紙の子会社です。そこの会社が使うチップしか取り扱っていないのです。本来であれば、これは王子製紙の負担でマイナス14メートルバース、224億円を出してつくるべきものを、公共バースとして税金で対応している、こういう不当なことをやった上に、また静穏度が保たれていない、3万トンから5万トン級の船が入ってきて、平成18年以降、

一度も荷役作業に支障がないのです。前にも指摘しましたが、私に毎回、管理組合議会で追及されるものだから、支障があるというあかしをつくりたくて、500トン未満の船をマイナス 14メートルバースにつけたのですよ。ところが、その 500 トン未満の船の荷役作業にも支障がなかったという笑い話まであるのですよ。

そこまで事実上、政治的に判断して静穏度が保たれているのと同じなのですから、わざわざ王子製紙の子会社のために 133 億円出して、コンピュータ計算での 14 日間のために 133 億円をつぎ込むなんていうことはやめるべきだと。私は、管理組合議会で、道理を尽くしてこのことは再三要求していますし、また仮に推進の立場であっても、今、北海道でも、石狩市でも、小樽市でも、各母体の財政が大変なのだから、少なくとも母体の財政が好転してからでもいいのではないかというふうに指摘をするし、提案するのですが、聞く耳を持たないのです。

だから、こういう事情を考えて、私は目視でやれと。コンピュータでそんなややこしい計算、聞いてもわからないと言うのだから。自分らもわからないコンピュータの解析をやって、そして静穏度が保たれているとか保たれていないとかやっているから、目視ではかれと私は言ったのです。それもやらないのですよ。そういう問題が二つ目です。

それからもう一つは、社名変更する前の王子特殊紙株式会社のときですが、本社に電話して、今後のチップの見通しはいかがかということ、私は名前を言って、こういう身分の者だということも明かして、王子製紙の子会社の本社に聞いたのです。そうしたら、最近は流通の変化、特にコンピュータその他で紙をあまり使わなくなっているから、チップの輸入については、今後、大幅に増えることはあり得ないとはっきり言いましたよ。そして、事実、貨物量の変動を見ても、平成20年を境にして、チップは20年よりもずっと少なくなっているのです。

だから、私は、荷役作業に支障がないのに、何で大企業の子会社の事実上の専用埠頭に 133 億円も投入するのかということと、今後、チップの取扱量が増える見込みがないのに、それでも 133 億円を投入するのかと。こんなことをやらないで、まず目視でやれと。この 3 点について、第 1 項目めの質問として市長の見解を伺います。

2項目めは、機能分担で本来小樽港で取り扱われるべき貨物が、石狩湾新港のコンテナに紛れ込んでいるのではないかということを前から指摘していたのですが、これは紛れ込んでいるというよりも、機能分担そのものの違反ですよ。

これは石狩湾新港港湾計画資料その1、昭和63年8月に管理組合で決定したものですが、これの68ページに、機能分担について、6項目の決まりが述べられています。その6項目めに、マトン、バナナは既存施設の活用が可能である、小樽港で取り扱うものとすると、はっきり書いてあるのです。それを、海上輸送の進展とはいえ、予想しなかったコンテナ輸送が入ってきて、そこで明確に文字としても書かれているバナナやマトンが、新港にとられてしまっていると。これに対して市長は全く異議申立てをしていないのは、私は解せないと。どうして異議申し立てしないのかということが一つ。

それから二つ目は、新港の統計年報、平成24年のコンテナ貨物の内訳のうち、機能分担にある新港の背後地に張りついた企業が使う、輸入する原材料、製品は新港で扱うと。これは一番いいかもしれません。そうであれば、コンテナ貨物の内訳で背後地の企業の海上輸送による原材料、製品は何々入っているのかということを、調査していると思いますから、答えてください。

三つ目は、石狩湾新港の取扱貨物量の推移についてですが、先ほど機能分担で市長も若干お答えになりましたが、コンテナ以外の貨物で背後地の企業の海上輸送による原材料、製品は何々かということを、以上3点が2項目めの再質問です。

3項目めは、予算計上の問題です。

市長は、予算計上のとき、国から何も示されていないから、最も科学的な調査をやった予算要求額でのせるという趣旨の答弁をおっしゃいました。これは管理組合でも管理者が同じようなことを言っています。ところが、先ほど市長もそれはそのとおりだというふうに、自治体の予算編成の考え方は地方財政法にのっとってやらなければならないということでしょう。

大体、平成22年度の配分額は、当初予算に対して60パーセント、23年度は10パーセント、24年度は追加補正を含めて60パーセント、本年度は9.2パーセントです。こんなずさんな予算計上があるのかということです。

副市長と財政部長に伺いますが、あなた方は北海道出身です。北海道はこんな予算編成をやっているのですか。だから、道議会に準ずる管理組合も同じなのだというふうに言い張るつもりなのか、市長の答弁の後、副市長でも財政部長でもいいです、答えてください。これが地方財政法に照らして適切で科学的な予算計上と言えるのかという問題です。

長くなりますから、この程度にしておきます。

○議長(横田久俊) 北野議員に確認いたしますが、少し整理させてください。

2項目めの1番目、バナナ、マトンうんぬんが機能分担に違反しているのではないかと。これに対して市長は異議申し立てしないのかという質問は再質問として適切かと思いますが、2項目めの2番目と3番目は、新たな質問ではないかなというふうに思いましたが、原材料は新港で、背後地の品目を示せということでしょうか。これはお聞きになっていなかったのではないかなと思うのですが。本質問でも聞かれていましたか。

それから、3番目のコンテナ以外の推移についての数字を示せということでしたが、これもちょっと どうかなと思いましたが。

- **〇22番(北野義紀議員)** 小樽港と石狩湾新港の貨物の機能分担について聞いているのですよ、議長。
- ○議長(横田久俊) 機能分担、その1番目のやつはわかったのですが。
- **〇22番(北野義紀議員)** いや、議長、私は機能分担は私の考えでやっているのでないですよ。
- ○議長(横田久俊) いや、もちろん出ているのは知っていますが。
- **〇22番(北野義紀議員)** これにちゃんと書いてあるのだから。だから、貨物の機能分担ということは私は1回目でちゃんと言っているでしょう。だから、その機能分担の中身がここにあるのだから、それに基づいてお答えくださいと言っているにすぎませんよ。新たな問題を持ち出したということでは全くありません。1回目のときに機能分担ということはちゃんと言っていますから。
- **〇議長(横田久俊)** いやいや、それは聞いております。わかりました。その資料を理事者がお持ちかどうかわかりませんけれども、それでは質問としてお受けをいたします。

それから、3項目めの道出身の副市長と財政部長が予算計上方針をどうしてやっているのかというのも、これもちょっと再質問にはなじまないかなと思いますので、もし答弁ができるようであればしてもらいますが、できなければこれは再質問になじまないということでお願いいたします。

それでは、理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 総務部長。
- ○総務部長(迫 俊哉) 北野議員の再質問にお答えします。

まず、マイナス14メートル岸壁の静穏度の問題でございますが、幾つかお尋ねがございまして、これまで荷役には支障が生じていないのだということで御質問がございましたけれども、港の静穏度につき

ましては、国の基準が示されておりまして、97.5パーセントの静穏度を確保するということが一つの条件になっているわけでございます。

14 日の違いしかないからということでお尋ねもございましたけれども、石狩湾新港といたしましても、ポートセールスなどを行う場合に、国の基準度を満たしているということは一つのセールスポイントになっていくわけですから、これは国の基準に従いましてやはり 97.5 パーセントの静穏度は保つ必要性があるのではないかというふうに考えてございます。

次に、目視のお尋ねがございましたけれども、この静穏度の算出の仕方につきましては、国が基準を示しておりまして、やはり客観的な考え方の下で計測を行い、示すことが妥当なのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、機能分担との関係でお尋ねがございました。マトン、バナナの取扱いにつきまして、これまで取扱貨物の考え方につきましては、港湾計画を新規に策定されてから数回にわたって見直しをされてきているというところでございます。お尋ねの中にもございましたけれども、現在、昭和63年の港湾計画に決められたものを平成9年に確認をしてございまして、それに基づいて両港で取り扱う貨物というのが位置づけられてございます。

確かにマトン、バナナにつきましては、既存施設の活用が可能である、小樽港で取り扱うものということで規定されていることは事実でございまして、これについて小樽市として異議申立てをしないのかということでございますけれども、やはりマトンやバナナにつきましては、当時、小樽港に入ってきていたときの荷姿とは全く異なりまして、コンテナという輸送形態でも入ってきているということと、またもう一つはコンテナは基本的には定期船という形で決められた港に定時に入ってくる形になっているわけですから、そこになかなか行政側の考え方、もちろん民間ですから経済的な合理性にのっとってやっているわけですから、行政の仕切りというのがなかなか時代の流れとともに通用しなくなってきているのではないかというふうに考えているところでございます。

次に、新港の後背地でどのようなコンテナの貨物が使われているのか、あるいはコンテナ以外の荷物がどのように使われているのかということにつきましては、コンテナ貨物の中身、詳細については明らかに公表されておりませんので、それらの荷物が後背地のどういった企業で使われているかということについては、承知いたしておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 副市長。

〇副市長(貞村英之) 北野議員の再質問にお答えいたします。

道ではこのようなずさんな予算計上をしているのかということでございますが、直轄事業ですが、道では直轄負担金、ほぼ省庁との打合せどおりの予算計上をしておりまして、それによって執行率はほぼ九十何パーセント、98、99 パーセントという執行になっておりますので、こういうことは起きていないところでございます。

ただ、御承知のとおり、平成22年から、財務省の内示というものがなくなりまして、それに伴ってどのぐらい計上していいのかという合理的な数値というものは持ち合わせていない状況であります。道路とか直轄河川のように、直轄で所管している部局であれば、どのぐらいの配分というのは把握できるものかと思いますが、港湾事業自体が港湾管理者、市町村なり、他府県では都府県になっておりますので、国の省庁からの予算の内示というものがなければ、合理的な資料という、若しくはそういうものを持ち合わせていないということで新港から聞いているところでございます。

したがいまして、このような予算計上になって、要求額イコールそれしかよりどころがないものです

から、このような計上にさせていただいているところでございますということで、新港からは聞き及んでおります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 22 番、北野義紀議員。

〇22番(北野義紀議員) 再々質問です。

まず、静穏度の問題でありますけれども、133億円の北防波堤の延伸事業の予算なのですよ。だから、 小樽市長として、静穏度が本当に確保されているかどうかということを目視でやれと、金がかからない のだから。そういうことを要求するつもりはないですか。これが一つ。

それから、静穏度の国の基準が現在の 97.5 パーセントに厳しくなったのはいつからですか。仮に国の 基準が定められたとしても、莫大な予算を伴うことですから、港湾管理者の判断で、実際上、荷役作業 に支障がないから、いずれやるからちょっと待ってくれということを言ったって、別に罰則規定はない わけでしょう。静穏度の基準が決められて 5 年以内とか 10 年以内にそれをやらなかったらだめだという ことにもなっていないようですから、その辺は努力をしたのかどうか、まずお答えください。

次に、平成26年度の予算要求と新年度の予算計上にかかわって、北防波堤延伸工事の直轄事業が平成22年度から25年度まで、先ほど指摘したように、当初予算と配分額で大幅な開きがあると。普通は自治体としてはこんなことは考えられないことです。地方財政法はあらゆるものを調べてちゃんとやれと書いてあるのだから、昨年度は予算に対して配分額はどうだったかということを参考に検討して予算計上に当たるべきではないですか。国から内示がなくなったからわからないと言って要求額を全部やるというのはいかがかと。だから、平成26年度について、先ほど言いましたが、直轄事業、22億円を要求すると。これは、根拠が、内示がないからわからないとおっしゃっていますが、その他の事業や補助事業で国から来るお金もありますけれども、こんな開きなんてないですよ。何で直轄事業、北防波堤だけが、内示がないからと、こんなに開きがあるのですか。その他国からお金が入っている、交付金の事業や補助事業もありますけれども、調べてみたらこんな差なんてないですよ。何で直轄の北防波堤の延伸だけがこんなむちゃくちゃな予算計上をやっているのですか。これは国の内示がなくなったからという一言で済ませる問題ではないと。そういうことを考えて、市長は意見を聞かれるわけだから、商工会議所とか港湾の関係団体に意見を求めるだけではなくて、これまでの過去4年間の経緯があるわけですから、そういうことも指摘して管理者に物を言うべきだというふうに考えていますので、ぜひそういうことはやっていただきたいと。

次に、小樽市長は石狩湾新港推進ですから、関係の部長も推進の立場だとは思いますけれども、しかし推進の立場であっても、先ほど総務部長がお答えになりましたが、機能分担については、昭和63年の機能分担を平成9年の港湾計画の改訂のときも確認しているというのだから、変わっていないのですよ。そうであれば、コンテナとかコンテナ以外の石狩湾新港で取り扱われる貨物のうち、背後地に張りついた企業が使っているものは何々かということぐらいはちゃんと調べて、小樽港繁栄に、両港の共存共栄だとあなた方は常に言うわけだから、何で小樽港を見捨てたような話を私の質問に対してはそうやって答えるのですか。小樽港の立場も考えてお答えをいただきたい。これは調べて、後でぜひ返事をいただきたいということであります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 副市長。
- **〇副市長(貞村英之)** 北野議員の再々質問にお答えいたします。

静穏度に関してでございますが、国の基準がいつから厳しくなったというのはちょっとわかりかねま すので、後ほどお伝えしたいと思います。

いずれやるからいいのではないかということではなくて、港湾計画にのっとって順次進めてきている 事業なものですから、国の基準、荷役作業の安全を確保するという上で必要な事業と考えておりますの で、港湾計画にのっとって進められているものに対しては、同意していきたいと考えております。

次に、平成 26 年度の予算についてですが、確かに直轄事業に関してはなぜこのようになったかということですが、25 年度、大体、本港地区の北防波堤で事業費を 9 億円要求しておりまして、もう一つ、中央水路で耐震岸壁も 9 億円、これも合わせて 18 億円要求しております。25 年度はそういうふうに要求しておりまして、確かに北防波堤は 8,300 万円しかついておりません。26 年度については、北防波堤だけの要求となっておりまして、それについては 22 億円というケーソン 100 メートル、聞くところによりますと、港湾局から、ケーソンの単位は 50 メートルとかではなくて 100 メートル単位で要求するということで、22 億円の要求となったということでお聞きしております。ちょっと大きい要求だと思いますが、この辺のところは技術的な面もございますので、そのように同意していくこととしたいと思っております。

次に、機能分担について、背後地のコンテナの中身ですが、我々はちょっと数字を押さえておりませんが、その点については調べきれるかどうかわかりませんが、努力して、後ほど報告いたしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 総務部長。
- ○総務部長(迫 俊哉) 北野議員の再々質問にお答えいたします。

静穏度に関して2点あったと思いますので、お答えいたします。

目視で静穏度を計測してはどうかということで、そういったことを要求していかないのかということでございますけれども、先ほども答弁申し上げましたが、国で基準が示されており、それで計測の仕方なども考え方が説明されておりますので、私どもといたしまして、やはり対外的にも基準にのっとった形で満たしているということが港のセールスポイントにもつながっていくのではないかということで、目視でやって基準を満たしているということはなかなか対外的には言いづらいことではないかというふうに思っています。

それから、静穏度の97.5パーセントがいつからかということでございますが、詳細についてちょっと 資料がございませんのでお答えできませんけれども、少なくとも今私の手元にございます平成19年、日 本港湾協会が発行しております「港湾の施設の技術上の基準・同解説」では、もう既に97.5パーセント というふうになっているものでございます。

それから、管理組合への市の考え方ということでございますけれども、私ども管理組合を構成する一つのメンバーとして、やはり母体負担につきましては、それぞれの自治体の財政状況が大変厳しい状況については常々話をさせていただいておりまして、事業の慎重な進め方、事業の効率化、それから平準化、そういったものは機会を見ながら管理組合へ伝えているというところでございます。

○議長(横田久俊) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、上程中の案件のうち、議案第1号ないし第6号、第22号ないし第26号及び第30号ないし 第32号並びに報告第1号及び第2号につきましては、予算及び自治基本条例特別委員会を設置し、これ に付託の上、審査することとし、議案第7号ないし第21号につきましては、地方自治法第98条第1項 の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと 思います。

なお、両特別委員会の構成につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算及び自治基本条例特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、吹田友三郎議員、高橋克幸議員、鈴木喜明議員、上野智真議員、斎藤博行議員、中島麗子議員、新谷とし議員、前田清貴議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、中村岩雄議員、川畑正美議員、松田優子議員、酒井隆行議員、濱本進議員、佐々木秩議員、中島麗子議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといた します。

次に、議案第28号、第29号及び第34号は総務常任委員会に、議案第33号は厚生常任委員会に、議 案第27号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月12日から9月24日まで13日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員 佐々木 秩

議員久末恵子

平成25年

第3回定例会会議録 第5日目

小樽市議会

平成25年9月25日

出席議員	(25名)

1番 秋 元 憲 3番 中 村 岩 雄 5番 樹 田 祐 成 7番 小 貫 元 9番 松 田 優 子 11番 斉 藤 陽一良 13番 酒 井 隆 行 進 15番 濱 本 17番 佐々木 秩 21番 新 谷 لح L 23番 茂 佐々木

田

末

久

恵

俊

子

2番 千 葉 美 4番 吹 \blacksquare 友 三 郎 哲 6番 斎 也 安 畑 8番 Ш 正 美 10番 橋 克 高 12番 鈴 木 喜 明 14番 野 智 真 上 16番 下 孤 芳 林 19番 斎 藤 博 行 22番 北 野 義 紀 雅 24番 Щ 田 敏 27番 貴 前 田 清

欠席議員 (2名)

25番

28番

18番 山 口 保

横

久

20番 中島 麗子

出席説明員

市 中松義治 長 副市 長 貞村英之 病院局長 並木昭義 総務部長 迫 俊 哉 產業港湾部長 佐藤誠 一 医療保険部長 藤井秀喜 保 健 所 長 秋 野 恵美子 会計管理者 石 崎 留 子 病 院 局 経営管理部長 小山秀昭 総 務 部 企画政策室長 中田克浩 総務部総務課長 佐 藤 靖 久

菊 池 洋 一 監查委員 育 長 上 林 猛 水道局長 飯田俊哉 堀 江 雄 財 政 部 長 生活環境部長 前田孝一 三 浦 波 人 福祉部長 建設部長 工藤裕 司 消 防 長 青山光司 教 育 部 長 山村幹雄 員長 查務 小鷹孝 一 高 財政部財政課長 佐々木 真 一

議事参与事務局職員

事	務	局	長	田	中	泰	彦	事	務后	分次	長	中	崎	岳	史
庶	務	係	長	伝	里	純	也	議	事	係	長	柳	谷	昌	和
調	査	係	長	沼	田	晃	司	書			記	髙	野	瑠珠	8子
書			記	木	戸	智息	京子	書			記	佐々	木	昌	之
書			記	深	田	友	和	書			記	伊	沢	有	里

開会 午後 1時00分

○議長(横田久俊) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、上野智真議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号並びに請願及び陳情並びに調査」を 一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

この際申し上げます。

予算及び自治基本条例特別委員長の報告でありますが、本日、中島委員長が欠席されておりますので、 副委員長から報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 19 番、斎藤博行議員。

(19番 斎藤博行議員登壇) (拍手)

〇19番(斎藤博行議員) 予算及び自治基本条例特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、集中審議を行いました議案第22号小樽市自治基本条例案に関する質疑といたしましては、第10条では、「市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします」とされているが、本市では、現在、このコミュニティに含まれる町会に加入しない市民が増えている。

第8条に規定する市民参加の推進のためにもコミュニティの活性化は不可欠であり、町会離れが進む 現状、市は、どのように無関心な市民に町会などへの参加を促していくつもりなのか。

第11条の住民投票に関する条文について、地方自治法上の規定で住民投票の提案ができるのは、市長や議員、市民の直接請求であるが、条例案では市長や市のみが主語となり、議会については明記されていない。住民投票が行われるケースは多様であり、議会の提案で住民投票を行うことも想定されることから、議会についても明記すべきと思うがどうか。

また、条文中で、市長には「選挙によって選ばれた」という記載があるが、議会にはその記載がない。 議会は市長とともに二元代表制の一翼を担っているものであるから、市民にそのことを理解してもらう ためにも、議会について意識的に市長と同様の表記をすべきと思うがどうか。

第13条には市民の責務がうたわれているが、そもそも法令で定められていない責務を市民に課すことは、地方自治法や憲法から逸脱するものと思うがどうか。

市は、この条例の主人公である市民が理解しやすいようにとの考えで市民の権利と責務を別の条文とし、責務には「まちづくりに参加するよう努めます」と示したという。しかし、これでは市民に努力義務を強いるようなきつい表現であることから、第12条の「まちづくりに参加することができます」という表現を生かし、「市民の権利と責務」を一つの条文にして、表現を和らげるべきと思うがどうか。

第20条には、総合的な計画の策定についての規定があるが、従前、地方自治法で義務づけられていた 基本構想の策定が、平成23年の一部改正により削除されたため、現在、本市においては、総合計画を議 決事項とする根拠がない状態にあるという。総合計画は、小樽市が目指す将来都市像を明らかにし、実 現に向けた主要施策を指針として示すために策定するものであるから、議会の議決を経て定めることは 必要であり、法的根拠が失われている現状に鑑み、総合計画条例などを制定することで、計画策定の中 での議会の位置づけを明確にする必要があると思うがどうか。

本条例案には、市民のまちづくりにかかわる役割、責務などが規定されており、市民と非常にかかわ

りのある条例である。策定委員会やワークショップに参加した市民は、議論を経てこういった内容を理解していると思うが、これだけ市民にかかわりがある以上、広く市民の意見を集約する上でも、条例案の内容を理解できるよう十分な周知を行うべきだったのではないか。

条例の策定に当たり募集したパブリックコメントには、わずか2件の意見しか寄せられなかったなど、市民への周知不足が浮き彫りになった。市長公約に、「市民が市政に対する関心を高め、まちづくりへの参加を進めるため」条例の制定を推進するとある以上、より多くの市民に関心を持ってもらうため、長崎屋やウイングベイ小樽など、人が集まる場所で周知を兼ねたパブリックコメント募集をすべきであったと思うがどうか。

また、制定後の周知に当たっては、市民を集めて説明会を行うだけではなく、子供向けパンフレットを作成し、小学校などで出前授業を行い、児童を通じて家庭へと発信していく方法なども考慮してはどうか。

次に、その他の質疑といたしましては、今定例会には、本市へのIR誘致の一環として、この秋開催されるカジノ創設サミットの開催補助金に係る補正予算が計上されている。誘致に当たって、市は、IR法案では施設が民設民営とされていることから、現時点ではIR構想策定費用以外の負担は想定していないと言うが、他都市との誘致競争や施設周辺の基盤整備のために負担が生じてくるのではないか。

また、IRに含まれるカジノは、刑法に規定される賭博に該当するだけでなく、治安悪化や青少年への悪影響、ギャンブル依存症などのリスクを内包するものであり、このようなもので税収増加を図ろうとする市の考えは不健全である。カジノ設置により、本市においてもこうしたリスクが顕在化し、依存症や勤労意欲低下で人生を狂わす市民もいないとは言えないことから、誘致活動に税金を投入すべきではないと思うがどうか。

I Rの話題になるとカジノが前面に出されるため、教育分野への懸念を示す声もある。しかし、外国 人観光客の増加により、外国語に触れる機会が増えるなど、語学教育を進める環境が整うほか、高校卒 業後の進路についても、観光産業の活性化により、市内の就職先が増えるなど、プラスの要素も多いと 思うがどうか。

また、IRの誘致よりも地場産業の振興に力を入れるべきという意見もあるが、IRにより多くの人が滞在することで、宿泊や飲食の分野だけでなく、運送業など地場産業全体への波及効果も大きいことは想像に難くないことから、観光が基幹産業である本市でのIR実現に向け、市は積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

市は、IR誘致に対する市民の理解を深めるため、小樽国際観光リゾート推進協議会とともに説明会を開催するというが、同協議会と市との役割分担をどのように考えているのか。

また、市は、現時点で法案が成立していないことを理由に、詳細についての答弁は難しいというが、 法案などの内容について理解度を深めるとともに、市が持っているIR構想のイメージを明確化し、市 民に伝えるプロセスとして、議会で議論を積み重ねることは必要不可欠であると思うがどうか。

道は、原子力防災計画の策定に当たり、多数のパターンの避難時間推計シミュレーションを行っているが、PPA圏内の小樽市民が避難することは想定していないという。しかし、余市町民や古平町民が避難する姿を見て、余市町に隣接する地域の住民が避難を始めた場合、想定外の渋滞も起こり得るなど、実効性に乏しい計画になりかねないことから、市は道に対し、市民が避難することも含めた推計を行うよう要求すべきと思うがどうか。

また、現在、北海道電力が泊原発の再稼働の申請を行っていると聞く。再稼働の是非、時期については未定だが、市民の安心・安全を確保するため、本市防災計画の策定までは稼働を待ってほしいという

立場に市長は立つべきと思うがどうか。

行政評価は現在、試行ということで、対象となる事業については、「おおむね10年以上の長期継続事業」などと市が独自に選定している。来年度から本格実施に移行するとのことだが、自治基本条例案第22条に「行政評価の結果を市民にわかりやすく公表する」ことが市の努力義務として規定されていることから、実施に当たっては、市にとって都合のよい事業ばかり評価を行っているとの誤解を招かないよう、どのような事業を評価の対象とするか、明確な基準をつくるべきと思うがどうか。

放置された空き家は、老朽化や積雪によって倒壊するおそれがあり、近隣住民の不安を解消するための「空き家条例」制定を以前から提案してきたが、市は制定に向けて検討しているとの答弁に終始し早 2年が経過した。年数の経過とともに空き家が増えることは明らかであることから、一日も早く制定されるよう、しっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

また、行政代執行まで盛り込んだ条例を既に施行している大仙市では、制定とともに、市内の全自治会長にアンケート調査を行い、空き家の実態と管理についての意見を求め、実態把握に努めたと聞くことから、本市においても、同様の取組により情報収集することを検討してはどうか。

団塊の世代の職員の定年退職に伴い、全国の自治体で退職手当の大幅な増加が想定されたため、その 財源として、平成27年度まで退職手当債を発行できることとなっている。

本市も退職手当債を歳入として見込んでいるが、発行できなくなる 28 年度以降の歳入減少への手だて として、財政調整基金を 6 億円以上用意しておかなければ財政運営に支障を来すのではないか。市は今 から何らかの補填策を検討しているのか。

市教委は、本年7月の学校給食センター落成式の際、建設工事を行った業者から洗濯機の寄附を受けたが、業者からはいつの時点で寄附の申出があり、どのような手続を経て受けることになったのか。

このような寄附は、小樽のために仕事をさせていただいたという業者の感謝の気持ちの表れであると 思うが、発注者である市や市教委などがその優越的な立場を利用し、受注者である業者に寄附を強要し ているのではないかという疑惑を生じさせかねないことから、寄附ではない手段をとってもらうほうが よいと思うがどうか。

本市には、対象者の決定などに生活保護基準を使用する低所得者対策が多数あるが、このたびの保護 基準の引下げに伴い、新たな保護基準を使用しているものが多いという。これにより、減免等の適用外 となるなど、不利益をこうむる市民が出始めているが、保護費引下げという国の不当な政策から市民を 守ることも市の役割であるから、せめて今年度中は、旧基準で実施することを考えるべきではなかった のか。

保護基準は段階的に引下げになるため、今後、引下げの影響を受ける市民は増加すると思われる。市は、市民生活を応援するという観点からも、国に対し、市独自の低所得者対策について財政支援を行うよう要望すべきと思うがどうか。

市教委は、本市の小・中学校において、学力に学校間格差があると受け止めているとのことだが、全国学力・学習状況調査などを通じて、どの程度の差があるか検証を行っているのか。

市教委は、この格差を改善するため、成果が上がっている学校をより伸ばし、その学校の教育実践の 交流や人事異動により、他校へ波及させたいとのことだが、特に人事異動は、モデル校などの先進的な 取組を他校へ波及させるための有効な手段であるから、これを最大限活用することで、格差の改善を含 めた本市全体の学力向上に向けて取り組んでほしいと思うがどうか。

本市では、地場産品導入促進事業として、昨年度から小学生を対象に卒業記念としてガラス製品の製作体験が行われており、今年度は昨年度よりも参加者が増加している。参加した児童からは、体験が非

常に楽しかったため、将来小樽でガラスにかかわる仕事をしたいという声があるなど、郷土愛の醸成に もつながっていることから、来年度以降もぜひ事業を続けてほしいと思うがどうか。

農林水産省は各市町村に「人・農地プラン」の作成を求めており、本市では、既に蘭島地区や忍路地区で同プランについての説明会が行われたものの、いまだ作成には至っていないという。プラン作成により、青年就農給付金や農地集積協力金などの支援を受けられるとともに、これらを活用して、新規就農の促進、耕作放棄地の拡大防止、農地の集約化を図ることもできることから、市は、農家にこれらのメリットをよく説明し、協力を得られるよう努めてほしいと思うがどうか。

また、このプランを含め、頻繁に変わる国の制度を把握できず、農業に対する支援策を活用できない農家も多いことから、こうした情報に精通する市が逐次、農家に周知、助言してほしいと思うがどうか。

産業廃棄物最終処分場については、残余埋立容量が少なくなってきており、処分地の土砂を掘り返し、 残土処分地に移送する延命化を行っている。さらに、建設リサイクルを推進させ、建設木くずの搬入を 減らすことで、容量の確保を図るとのことだが、その効果はどの程度と考えているのか。

また、市は、処分場があと何年利用できると認識しているのか。

産業廃棄物は排出者が処理すべきものであり、市に処理義務はないが、最終処分場が満杯になった場合、市は事業を継続するつもりなのか。

また、民間に任せるのであれば、準備に相当の期間を要することから、市としての方針を早期に示すべきと思うがどうか。

市は、次期処分場を建設するとした場合、現処分場の上流での建設を検討しているというが、その場合、国の基準では、15年間維持できるだけの残余容量が必要となる。現在の検討地でそれだけの容量を確保できるか疑問であるが、市はどのように考えているのか。

また、次期処分場の建設に優先して、現在、処分場のかさ上げによる延命を検討しており、技術的な課題がクリアできれば実現可能とのことだが、地形などの関係から、地震などにより重いごみが遮水シート上を滑る可能性も懸念されるがどうか。

認知症について正しく理解し、温かく見守り支援する応援者を増やす取組である認知症サポーター養成講座の受講者は、現在、4,463人に上るという。この方々の活用について、市は、基礎編を受講しただけでボランティアとして携わるのは難しいというが、今後、高齢者人口に比例して認知症が増加することは明らかであることから、認知症サポーターがリーダーシップを発揮し、認知症対策の中核を担う活躍ができるような場の提供を検討してほしいと思うがどうか。

本市には、病児・病後児保育制度がないことから、仕事を持つ保護者は、子供が病気で保育所に預けられない場合、ファミリーサポートセンターを利用しているが、料金は他都市の病児・病後児保育と比べ、大幅に高額である。そのため、預かり時間の短縮など、利用を自制する例が多いと思われるが、市は、このような実態をどう受け止めているのか。

現状、病児・病後児保育制度の実施に向け、検討を進めているものの、解決すべき課題が多く、実現のめどは立っていないという。しかし、その間にも、病児・病後児保育を必要とする保護者がいる現実を踏まえ、市はファミリーサポートセンターを制度実現までの代替として位置づけ、利用者の経済的負担を緩和するため、助成制度の拡大を図るべきと思うがどうか。

寡婦控除は税法上、配偶者と死別若しくは離婚したひとり親世帯に対し適用されるものであるが、現在、非婚のひとり親世帯は対象外となっている。そのため、非婚のひとり親世帯は、同じ所得の婚姻歴のあるひとり親世帯と比較し、税のみならず、税額を基に算出される保育料などでも大きな負担を強いられているが、市は、このことをどのように考えているのか。

国は婚外子の相続格差は違憲との最高裁判所の判決を受け、対策を検討するとのことであるが、それを待たず保育料の減免制度など、非婚者の不利益解消に取り組む自治体が増えている。経済的に厳しい非婚姻のひとり親世帯に対する子育て支援策及び就労意欲維持のため、本市においても同様の取組を早急に進めてほしいと思うがどうか。

これまで市は、犬や猫の引取り依頼があった場合、必ず引き取らなければならなかったが、動物愛護管理法の改正により、業者や終生飼養に反する理由での一般からの引取り依頼は拒否することができるようになったと聞く。飼い主が適切に飼育することは大前提ではあるものの、市に引取りを拒否された場合、飼い主による不法投棄の増加が懸念されるが、市はどのような対策を考えているのか。

また、核家族化の進行などにより、家族同然にペットを飼う高齢者が増加しているが、認知症などにより不衛生な環境下での飼育も増加していることから、衛生面などの管理が適正になされるよう、保健所や介護保険課などが連携を図り対策に取り組むべきだと思うがどうか。

市営住宅への入居を希望する単身者は、2人以上の世帯向け住宅が多数空き家になっているにもかかわらず、単身者用住宅の空きが少ないため、入居できない現状と聞く。市は、こうした実態を住宅行政審議会に諮り、単身者への提供を検討したいとのことであるが、入居を心待ちにしている方も多いことから、早急に審議会を開催するなど、前向きに取り組んでほしいと思うがどうか。

また、今年度から、特定目的住宅の受付を指定管理者が行うことになったが、申込みに当たっては、 住宅の困窮度など多くの個人情報が必要となる。申請者が知られたくないさまざまな個人情報を扱う業 務である以上、指定管理者任せとせず、市職員が直接行うことが、行政の果たすべき役割と考えるがど うか。

道路案内標識のローマ字表記を英語表記化し、外国人旅行者にもわかりやすくする取組を推進する方針案が国から示された。この取組は訪日外国人旅行者の受入環境整備事業の拠点で先行実施するとのことだが、外国人観光客が多く訪れる本市にもメリットがあると思われることから、道路案内標識の改修を国や道に積極的に働きかけてほしいと思うがどうか。

また、本市では、通りや施設等の名称を統一するためのルールとして観光基本マップを作成しているが、ここで示される英語表記と国土交通省の見解とは若干の相違がある。外国人観光客が安心して散策できる環境を整えるためにも、地図やパンフレットなどと道路案内標識の表記の整合性を国、道と図る必要があると思うがどうか。

市道築港4号線については、道幅が狭く、冬期間、付近のマンション住民の車が交差できない状況が 見られるが、除雪の基準はどうなっているのか。

また、今後、ウイングベイ小樽に新たなテナントが入ることや済生会小樽病院が開院したことに伴い、 築港地区全体の交通量増加が見込まれる。市は、地区ごとの世帯数の増減を勘案した除雪水準の検討を 行うなど、同地区において渋滞が起こらないよう責任を持って対応してもらいたいがどうか。

現在、本市の市街化調整区域内には、都市計画法上の違反建築物が62件あるという。市は、合同パトロールを行った平成20年以降、毎年、是正指導通知書を送付しているというが、違反建築物であっても固定資産税が課税されることを逆手にとり、納税しているのだから何の問題もないと居直られるようなことになれば、違反建築物が増加すると思うがどうか。

市が告発を行うには、行政代執行による建物の撤去までを想定して検討する必要があることから、現在は口頭と文書のみで是正を求めているというが、そもそも建ててはいけない場所に建てた違反物件であるのだから、きちんと撤去されるよう、厳しく指導してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び第22号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案第1号は可決と、 議案第22号は継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

なお、議案第22号が継続審査となりますことから、当委員会は閉会中も存置し、引き続き審査することといたしました。

以上をもって、報告を終わります。 (拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 21 番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

〇21番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第1号平成25年度一般会計補正予算は否決の討論を行います。

また、議案第22号小樽市自治基本条例案は、継続審査を主張して討論を行います。

議案第1号一般会計補正予算に、日本カジノ創設サミット in 小樽開催補助金が計上されています。 我が党はカジノに反対です。

昨年7月から10月に、北海道総合政策部政策局が、米国、マカオ、シンガポール、韓国におけるIR開発による経済効果と社会コストについて調査を行い、報告をしています。これらの国、地域において、経済効果はあるが、経済活性化の効果や地域への税財源の配分は我が国における制度設計により大きく変わるものであること、社会コストでは、犯罪や治安に関するリスク、青少年教育に対するリスク、依存症に対するリスク、その他駐車場不足、交通渋滞、周辺地域の公共交通の混雑の発生、周辺エリアの不動産の上昇による地元企業の転居、居住環境の変化についての指摘もされ、こうした社会コストをも含めてよく検討する必要があると述べています。

現在、日本で100万人がギャンブル依存症と言われています。いくら対策をとるとしても、カジノで 依存症が増えないという保証はありません。

2012 年、糸数慶子参議院議員とジャーナリストの若宮健氏が韓国江原道旌善郡でカジノについて取材をしています。

それを見ると、2000年10月、韓国で唯一カジノで自国民が出入りできる施設として始められ、売上高は他の16か所の施設の売上合計を上回るということですが、賭博中毒患者が増え、施設内に設けられた賭博中毒患者相談所に1日平均25人も相談に来るものの、完治する人はほとんどいないといいます。 賭博中毒は、西洋人が2から3パーセントに対し、中国人、日本人が6から7パーセント、韓国人8パーセントと、アジアの人たちがなりやすいと分析しています。

この地で、カジノを推進してきた信用組合の理事や理事長は、「カジノで地元雇用を条件にし、4,000人のうち半分は地元雇用になった。しかし、お金を失って施設内で自殺する人は毎年5人から10人、地元に帰って自殺する人もいるので、正確な数字はわからない。浮浪者になった人たちは2,000人から3,000人、強盗が増え、全国から犯罪者が集まってきて、子供たちを学校へ通わせるのも心配で、転居する人たちもいる。カジノで仕事も地域もよくなると思ったが、10年前に比べ人口が半減した。地元もマスコミもカジノの幻想を振りまき、黄金の卵を産むと思っていた。切迫した経済を何とかしたいと、副作用を考えていなかった」と、反省の弁を話しています。

道路もまちもきれいになって、もうけさせてもらったという建設業者がいる反面、1日1食のみ配食

されるお弁当で、身を寄せ合って暮らしている高齢者の方々もいます。この高齢者は、「カジノでよくなると思っていたが、家族は仕事がなくなり、ソウルへ行ってしまった。自分たちのことだけで精いっぱいで、自分はここにいるしかない」と話していました。利益は、住民に還元されていないのです。まちには、質屋の看板が目立ち、車を売ってまでカジノにのめり込む人、借金で一家離散した家族など、悲惨さが浮かび上がっていました。

小樽でカジノを推進しようとしている皆さんは、カンウォンランドは例外、リスクを最小限に抑えるから、小樽はカンウォンランドのようにはならないと思っていらっしゃるでしょう。マカオは香港と中国沿岸部、シンガポールはアラブやインドの大富豪を相手にしていると言われますが、小樽に観光に訪れるのは、富裕層ばかりではありません。香港、台湾、韓国など、いわゆる一般の人たち、小樽観光を楽しみたいと来樽した皆さんにカジノ賭博でお金を落とさせることが、真の観光産業振興と言えるでしょうか。

地方財源が大幅削減され、財政が厳しくなる下で、地方経済の活性化、観光産業の振興、雇用創出などの切り札としてカジノを合法化しようということですが、社会的にも多くの問題があり、バラ色に描くのは、あまりにも空想的です。地方財政がいくら大変だからといって、カジノ賭博を活用して地域経済を活性化しようなどということは、本末転倒です。

市長も法案成立で大きく変わることがある場合や市民合意を得られなければ、撤退もあり得ると答弁 されています。法案がまだ成立していないため、全容がわからない上、市民合意も図られていないのに、 カジノを含む I Rを進めることには反対します。

釧路市は、IRカジノ推進の団体に、金銭支援は行っておりません。

以上の理由で、議案第1号は否決といたします。

議案第22号小樽市自治基本条例案は、集中審議を行い、各会派からさまざまな意見と提案が出されました。しかし、小樽市は、条例案は策定委員会からの提言を最大限尊重し、議会で出された意見は十分反映されていると言い、修正を検討する答弁は見られませんでした。議会も市民から負託を受け審査をしているのですから、もっと議会の意見を聞き、条例案に反映させるべきです。

また、パブリックコメントに寄せられた意見はわずか2件に表れているように、市民に自治基本条例 とは何かがまだまだ知られていないというのが実態ではないでしょうか。市民自治が根づく機運をつく り上げていく過程が大事だと考えます。

流山市のように、公募市民も多く、300回以上の会議を開催、あらゆる団体と対話を重ね、子供から もアンケートなどで意見を聞き、寄せられた意見は7,000件、十分な対話を保証し、条例をつくり上げ ていったといいますから、市民の関心を高めていったことがうかがえます。

小樽市は、第6次小樽市総合計画をつくる前に、また、市立小樽病院の建設場所を築港にする計画のときも、各地域で懇談会を持ち、どちらも市長みずから出席し、市民の意見を聞きました。条例制定に当たっては、少なくとも各地域で懇談会を開き、市民の意見を取り入れるべきです。

日本共産党の代表質問では、市民の側からみずからの問題としてももっとたくさんの意見が寄せられ、 練り上げてから改めて提案すべきではないかと提案しましたが、住民主権の地方自治の本旨に基づく自 治基本条例を遂行していく上でも、議会での継続審議が必要です。

民主党・市民連合は、各会派が審議不足として継続審査を要求しているのですから、それを認めて、よりよい条例をつくり上げていくことにも同意すべきです。また、カジノに反対の意思表示をしているのに、議案第1号のカジノサミットの補助金になぜ賛成するのでしょうか。筋を通していただきたいと思います。

議案第30号の土地開発公社の解散には賛成ですが、色内2丁目の臨港線沿いの公園用地は売却しないで有効活用すべきという意見を申し添えます。

また、予算特別委員会で、生活保護基準が8月から引き下げられたことに伴い、個人住民税、固定資産税、保育費負担金、介護保険訪問介護利用者負担助成事業、成年後見制度利用支援事業、特定目的住宅の申込要件など16の制度のうち、既に九つの制度が改悪されていたことが明らかになり、既に影響が現れています。

第2回定例会で、我が党の川畑議員が代表質問で、生活保護基準の改定による他制度への影響について、市民の安全・安心を守る立場の市長として、どのような対処を検討しているのかと質問したのに対し、市長は、まだどのように取扱いをするか決定していないと答弁されております。事前の聞き取りに対し、小樽市は、国が影響を与えないようにするという返答でした。

また、第1回定例会で、生活保護基準の引下げ等、制度改悪をしないことを政府に求める意見書提出 方についての陳情に対して、公明党は公的制度に影響が及ばないようにするとして、不採択の討論を行っています。

しかし、国が影響を及ぼさないように対応したのは、就学援助や児童養護施設等の運営費など、わずかです。国の悪政から市民の福祉を守るのが、小樽市の役割です。小樽市が、2か月もたたないうちに減免制度の改悪をしたことは認められません。また、今年度予算は、旧基準での減免制度を前提にしているのですから、今年度は旧基準での制度で実施すべきです。

以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。(拍手)

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 27 番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○27番(前田清貴議員) 自由民主党を代表し、議案第22号は継続審査を主張し、討論を行います。 横山純一教授をはじめ、学識経験者やまちづくり団体及び学生などで構成された小樽市自治基本条例 策定委員会の皆様には、公私ともに大変お忙しい中を割いて、平成22年8月から平成24年9月まで、 合計26回、約2年間にわたり自治基本条例について議論、検討を行っていただき、小樽市にとって、あるべき自治基本条例の条文やその考え方、まちづくりの課題に対しての附帯意見を盛り込んだ小樽市自 治基本条例に関する提言書をまとめ、市長に提言された御苦労には、最大の敬意を表するものであります。

また、本市が掲げる自治基本条例を制定する理由として、近年、地方分権が推進され、国と地方が対等な関係になり、地方自治体の役割と責任が増し、少子高齢化がますます高まってくる中、限られた財源で、市民の多種多様な要望に対応するためには、小樽らしいまちづくりを進め、市の役割やあるべき姿を定め、市民に適宜的確な情報を提供し、さまざまな諸問題を市民と協働で解決し、まちづくりを進める規範としての条例が必要であるとの認識には、当会派も異論はありません。

このたび継続審査とした主な理由としては、本定例会の質疑を通じて、住民投票と二元代表制との整合性や住民投票の結果を尊重する記述や市民の定義など、それぞれの立場で都合のいい解釈が生まれる危険性をはらんでいること。「市民自治」や「約束」などという本来なじみの薄い語句や表現に対しての解釈が統一できていないこと。また、本条例の中には、市民、議会及び市それぞれの役割や責務を定める部分が多く包含され、その表記に対して不十分な部分が見られること。質疑の中で、逐条解説書などが整っていれば併用し、ある程度の問題は解決できたと思いますが、このたびの質疑だけでは理事者の解釈と議員の解釈に相違があるとともに、策定段階でのパブリックコメントの少なさなど、市民の関

心度の低さを鑑み、理念条例とはいえ、この条例の目的とする市民、議会及び市が互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域 社会の実現を図るには、より一層の市民周知の徹底と議会審議による理解と合意が必要であると考えます。

以上のことから、議案第22号小樽市自治基本条例案は、議員各位の賛同をお願いし、継続審査を主張 し、討論を終わります。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

〇17番(佐々木 秩議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に反対、議案第22号小樽市 自治基本条例案に賛成し、可決を求める討論を行います。

自治基本条例は、市民ニーズが多様化する中で、限られた財源でまちづくりを進めるという厳しい地 方自治体運営を市民の皆さんとともに考え、ともに行動するまちづくりという協働の考えとあわせて、 市民の皆さんに積極的に情報を発信、提供して集中と選択によるまちづくりを進めるための条例です。

こうした条例の必要性については、山田前市長や中松市長の選挙公約に挙げられ、また自民党、公明党、そして私ども民主党・市民連合も、小樽市における条例制定の必要性を訴え、早期条例化を求めてきました。

今定例会に提案されている小樽市自治基本条例案に賛成する考えを4点に絞って述べさせていただきます。

1点目、小樽市における条例づくりの作業は、市役所の中で関係部局の担当者が条例をつくるのではなく、市民の皆さんに研究会を立ち上げていただき、市民参加を基本に進められました。具体的には、自治基本条例に盛り込む内容や市民への周知方法を検討し、市長に提言書を提出した小樽市自治基本条例懇話会、そして小樽市自治基本条例案を検討し、市長に提言した小樽市自治基本条例策定委員会の活動があります。こうした懇話会や策定委員会の中で、小樽について、小樽市役所について、そして小樽市議会や議員について議論を重ね、さらに多くの市民の皆さんの参加の下、フォーラムやワークショップが行われました。こうした作業を行う中で形成されてきた市民の皆さんの小樽のまちづくりへの思いが条例策定委員会提言に収れんされ、市長に提出されました。

小樽市議会では、全会派が参加する勉強会が開かれ、条例が求められる社会情勢や他都市の条例の学習、ワークショップで出されたさまざまな意見、特に議会に対する厳しい意見も読ませていただきました。また、条例策定委員会提言の解説の講演も聞かせてもらいました。

議会論議の中で、この提言を条例づくりに最大限尊重するように求めたのも、こうした市民参加による議論経過とそれが結実した提言を大切にしたいとの思いからだと考えます。提案されている条例案は、提言の考えや議会論議を踏まえたものとなっており、この条例の根幹は市民の手によってつくられたと考えます。

2点目、小樽市における自治基本条例制定の議論は、多少時間がかかり過ぎた感があります。その間に、他の自治体では、市民と議会、行政と議会との関係を明確にした議会基本条例の制定が進んでいました。小樽市議会の中でも、小樽市議会基本条例に関する論議がされるようになりました。そうした中で、当面は学習、研究が先行している自治基本条例の議論を進め、条例制定後に小樽市議会基本条例を取り上げるとの整理がされた経過もあります。

小樽市自治基本条例案の議会に関する部分は、そうした議会での議論経過を踏まえて読むべきです。

行政と議会、市民と議会などに関する踏み込んだ議論は、今後立ち上げられると考えられる小樽市議会 基本条例研究会などの場で行われることになると考えます。

3点目、この条例を市民の皆さんに周知していく、そして条例を生かしたまちづくりの議論が広範に展開される土壌をつくることは大切な問題です。一般的に、条例の逐条解説は、制定された条例についてつくられるものです。条例制定後、できるだけ速やかに条例の逐条解説が出され、市の担当者も市民も議員も同じ解説書を手にして、まちづくりの議論がされることを強く希望するものです。そのためにも、条例制定後にこそ、市民周知とこの条例を生きたものにする努力とが求められると考えます。

4点目、私ども民主党・市民連合は、今年6月、小樽市自治基本条例原案の概要などが机上配布された段階で担当者に来ていただき、勉強会を行い、提言と条例案との違いなどについて細かい検討をさせていただきました。その中から、市役所組織のあり方や総合計画の条例上の位置づけ、さらには市長公約との連続性や予算編成過程における集中と選択の透明化など、今後の課題も見えてきました。

しかし、こうした議論は、今定例会に提案されている小樽市自治基本条例をさらに進化させる過程で 十分論議ができると考えています。

以上、私たちの会派の見解を4点述べさせていただきました。改めて、条例可決を訴えて討論を終わります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

〇2番(千葉美幸議員) 公明党を代表し、議案第22号小樽市自治基本条例案について、継続審査を 求めて討論を行います。

まず、本条例案の策定に際して、平成21年1月、庁内研究会が発足し、翌年1月に発足した学識経験者、有識者などで構成された懇話会では、条例に盛り込むべき内容の骨子、市民周知の方法などが検討され、懇話会の提言書をまとめられました。その後、策定委員会やワークショップなどで御協力をいただいた多くの市民、また、横山会長をはじめ、市長への提言書をまとめられた策定委員会の皆様、そして庁内で条例原案の検討に当たられた担当職員の御努力、御協力に対して、心より敬意を表するものであります。

自治基本条例は、2000年に施行された地方分権一括法により、地方公共団体の権限が拡大し、地域のことは地域で責任を持って決めることが求められるようになり、他自治体でも施行、策定の検討が進められております。

本市が抱える人口減少や少子高齢化など多くの課題を解決するために、市が主体的に取り組むことはもちろん、市民の皆様、議会、そして市が互いの役割や責任を理解し合い、協力してまちづくりに取り組む考えに異論はなく、豊かで活力ある地域社会実現のため、市民自治の基本理念と基本原則をうたう自治基本条例の制定は、意義深く望ましいものと考えます。

しかし、今定例会に上程された議案第22号の本会議並びに特別委員会における議論経過を振り返りますと、昨年10月の提言書の段階から議案上程に至るプロセスに若干の疑問を感じております。

本年6月10日から7月10日の期間でパブリックコメントが行われましたが、市民からの意見表明は2件と少なく、他都市で実施された例のある地域ごとの住民説明会も行われておりません。

本市の自治基本条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本的ルールとしながら、その主となる住民への説明や意見を丁寧に聞く時間は十分とは言えず、広く市民への周知は必要と考えます。

また、議会議論においても、提言書から条例案文への変更点やその考え方についての逐条解説等の必

要性が指摘されたり、「市民」や「協働」といった基本的な用語の定義や住民投票にかかわる条文の内容や文言に疑義が出されるなど、現状では審議が十分尽くされたとは言いがたい状態と考えます。

したがって、本議案については、これまでの審議時間では不十分であり、さらに時間をかけてもう一 歩深めた議論が必要と考え、議案第22号小樽市自治基本条例案は、継続審査を求めるものであります。 以上、討論といたします。(拍手)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

〇6番(安斎哲也議員) 一新小樽を代表して、議案第22号小樽市自治基本条例案の継続審査を主張 する討論を行います。

自治基本条例は、中松市長が公約で「市民が市政に対する関心を高め、まちづくりへの参加を進める ため」に掲げた政策です。

小樽市では、平成22年8月から学識経験者や民間団体、学生など12名で策定委員会を発足させました。委員会では、全26回にわたり議論され、提言書が市長に提出、提言後は、まちづくり提言フォーラムを開催し、「市民共調の街づくり」に向けて御尽力いただきました。この場をかりて、かかわっていただいた皆様に対し、敬意を表し、感謝を申し上げます。

しかしながら、小樽市では、この提言書を受けて、原案を作成した後、ホームページや広報おたるには載せたものの、1か月のパブリックコメントの実施のみで、実際に市民周知、情報共有を十分に広げたとは言えません。パブリックコメントに寄せられた御意見は、たった2件であり、寄せられた意見の数字だけで市民の関心が高い、低いとは言えませんが、まちづくり提言フォーラムの参加者数が40名ということもあり、決して関心を高められているとは思えません。

この中で、市長は今定例会で議案を提出されました。私は、自治基本条例集中審議で、ほかの自治体で実施している制定前の説明会や制定後の説明会をはじめとする市民参加のための具体的な仕組みや整備の実施を求めました。答弁では、前向きではあったものの「検討する」だけでした。本来であれば、条例の具現化に向けた取組について具体案を考えておくべきでした。

さらに、市民周知においては、「制定後に市民周知を広める」の一辺倒の答弁でありました。しかし、自治基本条例は、市民とともに策定するプロセスが大事であり、これがみんなでまちのことを考え、情報共有、市民参加を広げるということであります。制定後にいかに市民周知を広げ、「市民共調の街づくり」を進めるかも必要なことでありますが、策定委員会会長の横山教授もおっしゃっていたように、策定するプロセスが大事で、この条例をつくり上げていく中で、より一層の情報共有、市民参加を広げることが重要であると考えますが、市は、このプロセスがまだまだ不十分であります。

この条例は、理念条例ですので、何かがすぐに変わったり、改善するものではございませんが、つくった後にどのように市民、市議会、市がその役割と責任を認識し、協働して市政に参加してよりよいまちづくりを進めていくかがポイントで、そのための策定過程が大変重要になります。

今回の予算及び自治基本条例特別委員会の最終日の採決で、継続審査とする新聞報道があった後、市民の方から言われたのは、「自治基本条例って何、名前からわかりづらい」とのお声をいただきました。 集中審議の中で、私もこの名称がわかりづらいと指摘しましたが、市長は、そもそも名前についてあまり意識していなかったと述べておられました。公明党の千葉議員も名称について、わかりやすいものをと提案されていました。条文には何度も協働によるまちづくりを進めると述べているのですから、この一番重要と思われる言葉を使ってわかりやすくすることも考えるべきではないでしょうか。 いずれにしましても、今回の審議の中で、各会派からも市民周知、情報共有などについて指摘され、継続審査し議論を深めるべきという声がありました。一新小樽としては、まちづくりの基本理念と基本原則を掲げる同条例案に関しては、多くの市民合意の下で「市民共調の街づくり」を進めていくべきだという考えから継続審査を主張します。

この間に、市民が市政に対する関心を高め、まちづくりへの参加を進められるよう、情報共有を高めるとともに、自治基本条例の具現化に向けた具体的な取組を形づくることを求め、討論を終えます。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第22号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 15 番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇) (拍手)

〇15番(濱本 進議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月11日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしま した。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、議案第7号ないし第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 27 番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

〇27番(前田清貴議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

所得税法第56条では、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む事業に従事したことにより当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は必要経費に算入しないものとされているが、申告方法により経費の捉え方が変わること及び来年1月からは記帳や帳簿保管の対象が拡大され、青色申告と白色申告の違いがさらに薄れることからすれば、単に税の問題にとどまらず、人権問題と言わざるを得ない。本市は、小規模の事業者が多いと聞くが、家族従業者の割合も多いことが見込まれることから、第56条廃止の法改正により税負担が軽減されれば、地域経済にも貢献するものと思うがどうか。

新幹線建設費用の負担については、北海道から本市における駅部や用途地域を範囲として、事業内容に応じた事業費に基づき道の負担割合である3分の1の10分の1として30分の1の割合で求められており、平成26年度分で見込まれる本市負担額は20万円程度と聞く。完成までの負担総額がわからずに合意するのは難しいことから、市は、開業までの二十数年間にかかる総費用の概算をどの程度と見込んでいるのか。

また、期成会などの活動を通じ、仮に開業が前倒しとなった場合、負担金の増額などの影響はあるのか。

行政評価結果集計表では、二次評価の判定が現状維持でありながら事業費が大幅に増えていたり、事業費が半分程度に減っていながら縮小ではなく要改善と判定されていたりするなど、文言の定義がなされていないためわかりにくく、ホームページを見た市民に誤解を与えているのではないか。

今後、本格実施に向けて大幅な改善が必要と感じるが、市は、先進地の視察を含めてどう考えているのか。

風力発電について、ヨーロッパでは景観に配慮して風車を配置している例もあるが、市は、配置について事業者に対しヒアリングや提案を行っているのか。

景観に限らず、本市における風力発電所建設に向けた現在の動きを見ると、民間事業者が建設を主導し、市は全く関与できない状態だと思うが、今後、市として何らかの形で携わっていく考えはあるか。

ョーロッパにおける風力発電の普及理由が住民主体の経営や地元への経済効果であることを考える と、本市でも風力発電に対する市民参加を図り、発電に係る利益が市外ではなく市内にもたらされるよう、市は市民と事業者のつなぎ役として尽力してほしいと思うがどうか。

全国学力・学習状況調査については、昨年度とあまり変わらない結果と聞くが、市教育委員会が学力 向上に向け取り組んできたさまざまな施策の中で、音読カードは浸透してきたと思われる。現状、中学 校2校においてあまり行われていないようだが、音読は読解力を高めることが目的であり、市内全校で 取り組んでもらいたいがどうか。

また、携 10 運動についても、2年目を迎え、情報モラル教育やネットパトロール体験会などを通じて携帯電話やスマートフォンへの危機意識を高めてきているというが、市P連にかかわりのある保護者と一般の保護者には認識の差があるため、今後とも鋭意取組を進めてもらいたいがどうか。

消防指令センターについては、位置情報通報システムや高所監視カメラなどを含む機器の更新が行われ、2月14日の試験運用開始から9月18日までで、5,685件の119番入電を受け、火災26件、救急出動要請4,557件に対応したと聞く。これまで一般的には設備の更新が進むと、職員を削減するという考え方が続いてきた。しかしながら、消防職員は東日本大震災における応援体制や原発事故対応に見られるように、全国的に大災害から小さな事件までさまざまな場面で動員されており、減員ではなく増員を図るべきと思うが、国の考えは示されていないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第34号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号、第 283 号ないし第 289 号、第 293 号ないし第 308 号及び第 319 号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会 一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第 319 号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の 休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたこと、また、5月に実施した第1回市民と語る会で、参加者から要望があった美術館への指定管理者制度導入について、委員会を代表して副委員長から市教育委員会 へ質問し、美術館及び文学館は、長期にわたる調査研究活動や企画展の開催など専門性の高い学芸的な 面を持つ業務のため、数年でかわる可能性がある指定管理者制度で行うことは現状では困難と思われる が、先進事例を研究したいとの答弁があったことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第34号は可 決、陳情第319号及び継続審査中の陳情は全て採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第34号非核港湾条例案についてです。

アメリカによる原爆投下から 68 年がたち、多くの被爆者がみずからの苦しみを通じて、核兵器の残虐性を伝え、核兵器をなくせと訴え続けてきました。そして、世界に広がり、核廃絶を求める世論と運動を築き上げてきました。

8月9日の長崎平和式典で、被爆者代表の築城昭平さん86歳が平和への誓いを読み上げ、次のように述べています。「今、強く願うことは、この大量破壊・大量殺人の核兵器を一日も早くこの地球上からなくすことです。我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶の先頭に立つ義務があります。それなのに、さきに開かれた核不拡散条約再検討会議準備委員会で、核兵器の人道的影響に関する共同声明に賛同署名をしませんでした。私たち長崎の被爆者は、驚くというより憤りを禁ずることができません」と政府の態度を批判しています。

核不拡散条約再検討会議が開始される 2015 年は、被爆 70 年になります。被爆者たちは、高齢ながら も、この会議に向けて、核兵器禁止条約の交渉開始を求める世論と運動を広げるために奮闘しています。 被爆国日本の態度が批判される一方で、国際的には、核兵器の非人道性を問い、核兵器廃絶の声が広が っています。

8月20日、中南米カリブ海諸国共同体の会議で採択された宣言は、核兵器の存在とその使用の可能性が人類に対する脅威となっていることに深い憂慮を表明し、完全で検証可能な核軍縮の実現を最優先課題と位置づけ、「核兵器の使用と脅威に反対する唯一の保障は、核兵器の廃絶である」と強調しています。また、核兵器の使用や威嚇を「人類に対する犯罪であり、国際的人道法規や国連憲章を含む国際法違反である」と断罪し、爆発を伴わない実験も含め、あらゆる核兵器実験、開発を拒否しています。核保有国に対して、核不拡散条約が定める義務を履行し、核廃絶に進むことを要求しています。

小樽港には、毎年のようにアメリカの軍艦が入港しています。平和な商業港である小樽港に軍艦は似合いません。提案説明でも述べたように、神戸では、非核神戸方式を確立し、アメリカの軍艦は1隻も入っていません。

核の密約によって、核兵器の持込みはアメリカの自由だということが明らかになった以上、核廃絶の 世論を後押ししていくことを求め、非核港湾条例案の可決を主張いたします。

次に、陳情第 319 号所得税法第 56 条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出 方についてです。

この所得税法第56条は、既に白色申告でも記帳義務が拡大されることが決まっていて、青色と差別をつける必要がありません。また、家族従業者は、従業員と同じという世界の原則に反しており、働いているとみなされず、家族従業者の人権や人格の否定につながっていることが挙げられます。

国会での議論では、2009年3月の自民党・公明党政権のとき、当時の与謝野財務大臣が「研究させてもらいたい」と述べ、政権がかわって2009年11月に当時の峰崎財務副大臣が「検討していくべきであろう」と答えています。そして、2010年の11月、安住氏が「大臣として省内にしっかり指導していきたい」、このように答えています。

道内でも 47 の自治体、全国で 367 の自治体が意見書を可決しています。税理士団体も北海道をはじめ 意見書を採択しています。このように廃止を求める世論に押され、国も廃止の方向に動いています。所 得税法第 56 条の廃止は急務だと思います。

国も廃止の方向で準備を進めているわけですから、急がせるためにも意見書の可決を求めます。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第294号ないし第308号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について及び第293号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等についてです。

第6次総合計画の前期実施計画に新・市民プール整備事業として、基本設計と実施設計を行うとしていました。ところが、この予算計上を今年度見送りました。市民への背信行為です。さらに後期実施計画にどのようにプール建設を位置づけるのか、明らかにされていません。今定例会でも、署名が積み重ねられているように、新市民プールの建設を求める声は高まっています。この願いに応えていくべきです。

いずれも願意は妥当であり、可決を求めます。

議員各位の賛同を呼びかけまして、討論といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 16 番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

〇16番(林下孤芳議員) 議案第34号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をいたします。

我が国に原子爆弾が投下されて 68 年にもなります。悲惨な被爆を体験した方々が毎年減少している中で、核兵器の悲惨さをややもすると忘れがちになっているのが社会の現状かと思われます。

しかし、この間、核兵器の残忍さを繰り返し訴え続けてきたことが再び核兵器の使用があってはならないとする世界共通の願いとして定着したと思っております。

我が国は世界で唯一悲惨な原子爆弾を投下され、多くの国民が犠牲となり、68年を経過した今日も、 なお深刻な後遺症に苦しみ続けている国民がいることを引き続き世界に発信していかなければなりませ ん。

我が国の非核三原則は、国是として世界から高い評価を受けてきましたが、核兵器持込みの日米の密

約が発覚して以降、日本の信頼は大きく失われています。アメリカの判断で核兵器が我が国に自由に持ち込まれているとすれば、我が国民は常にアメリカの核兵器の脅威と危険にさらされていることになります。

事故や災害は忘れたころにやってくると言われますが、先日の新聞に機密指定を解かれたアメリカの公文書に、アメリカ南部ノースカロライナ州ゴールズボロ上空で飛行中の米軍爆撃機から核爆弾が外れて地上に落下し、奇跡的に起爆を免れた事故の詳細が報じられました。爆弾は、広島に投下された原爆の260倍の威力があり、TNT火薬で400万トン相当に匹敵するもので、爆発していれば、ワシントンやニューヨークまで被害が及び、数百万人の生命が危険にさらされたとされています。落下時の衝撃で四つある安全装置のうち三つが解除された状態となり、最後に残された低電圧の単純な構造のスイッチが起爆を食いとめたと言われます。まさに、奇跡的に取り返しのつかない大惨事を免れたと報道されております。アメリカ政府は、事故の実態が国民に知られることとなってからも、深刻な事故ではなかったと説明していたことも明らかにされています。

さらに、情報公開法に基づく公文書によると、1950年から1968年の間だけで、核兵器に絡む重大な事故は少なくとも700件も起きていることが記載されております。そのこと自体、大変な驚きではありますが、現在も核兵器を搭載した艦船や爆撃機が我が国内で活動していれば、いつこうした大惨事が起きても全く不思議ではなく、我が国の周辺地域と港や空港から排除されるべきものだと考えられます。

事故ばかりでなく、テロによる危険も指摘される中で、議案第34号小樽市非核港湾条例案は、大変重要な提起であると思います。

議員各位の御賛同を心からお願いして、賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(替成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第 293 号及び第 319 号について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○3番(中村岩雄議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、雇用創出や滞在型観光への移行推進につながるなど、地域経済に効果が期待できるとして、IR構想を推進している。現在は、道が作成した調査報告書を基に検討が進められていると聞くが、この報告書からは、市が言うような雇用面や経済面での効果は読み取れない。市は、一体何を根拠にこういった効果があると説明しているのか。

また、カジノによる依存症や青少年への悪影響などのマイナス面については、先進国の事例を見ると、 法により規制しきれるものではなく、社会問題に発展していることから、多くの市民はその悪影響を心 配している。このようなカジノ賭博をIRと言いかえてメリットばかりを強調し、積極的に市民に理解 を求める市の姿勢は到底認められるものではないと思うがどうか。

I R誘致をめぐる議論の中では、どうしてもカジノが争点になりがちであるが、カジノはあくまで統合型リゾートの一要素にすぎず、その側面だけの議論は、I Rの本旨とかけ離れた議論になるのではないかとの懸念がある。こういった誤解を防ぐためにも、市は、説明会を開催するなど、I R構想について丁寧に市民へ周知していくべきと思うがどうか。

また、本市では、今後、少子高齢化の進展に伴い、福祉サービスに係る財政負担の増大が想定される。 交付税のあり方についても変化が見込まれる中で、現状の福祉施策を維持・向上させるためには、自立 した財政構造に改める必要があることから、IR誘致で経済活性化を図り、自主財源の確保につなげて ほしいと思うがどうか。

小樽観光振興公社が運航するベイクルーズでは、船内で販売している餌で、カモメに餌づけする行為が観光客に人気を博している。しかし、この行為は、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に違反しているとの指摘があるが、市や公社は、このことを認識していたのか。

また、北海道から指導などはなかったのか。

餌づけはクルーズの目玉であることから、餌の販売を取りやめるとなれば、利用者数の減少にもつながりかねないが、公社、ひいては市の自然環境保全に対する姿勢を示すためにも、しっかりとした対応を望むがどうか。

市は、北運河及び周辺地域観光戦略プランの策定等をNPO法人OBMに委託し、現在は、来年3月 策定を目標に協議会などが開催されていると聞く。今年度に入り、旧国鉄手宮線整備事業が開始された ほか、運河クルーズによる浅草橋〜北運河間シャトル便が運航されるなど、長年の懸案であった北運河 への観光客の回遊性を高めるための取組が行われていることから、プランの策定に当たっては、こうい った取組を踏まえ、北運河地域の持つ落ちついた風情を残しつつ、さらに活性化できるよう努めてほし いと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第 290 号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。 次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。 (拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 22 番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

〇22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、願意妥当、採択を求める討論を行います。

採択を求める根拠は、一昨年の第4回定例会の討論でその基本を詳しく述べ、その後の討論でも角度を変え、また新しい観点も紹介しながら明らかにしてきました。これらに触れたことは、ここでは詳しく述べることはいたしません。

戦後のオタモイ地区の土地所有をめぐる複雑な経過の中で、昭和30年代以降、オタモイ海岸の整備は進まず、荒れ放題とされていました。昭和50年代に入り、志村市長の時代、小樽市がオタモイ観光開発を進めるためには、土地所有者になる必要があると、関係者に土地購入に関し協力を強く要請し、小樽市がようやく土地所有者になることができました。このとき、土地購入資金を中央バスから寄附してもらいました。

オタモイ観光開発に責任を持つことになった小樽市ですが、次の二つのことで、観光開発は後景に追いやられることになります。

1970年代に入って運河論争が起こり、この論争を通じて、歴史的景観を生かしたまちづくりが市民の中に浸透し、小樽の名前が全国ブランドとなり、小樽運河、ガラス工芸、すしなどが、観光都市小樽の売りになっていき、オタモイが観光資源から除かれていくようになりました。

二つ目は、オタモイ海岸での落石などが、それまでも起こっていましたが、2006 年以降、海岸へ通じる道路への落石や岩盤の崩落で、急傾斜地調査業務のため、付近一帯を立入禁止区域にせざるを得なくなり、調査業務で景観を犠牲にした恒久的な安全対策には莫大な費用がかかるとの結論で、オタモイ海岸の根本的な観光開発の取組は、事実上、中断することになっています。

ところで、今定例会で大きな関心を呼んだ I R構想に関してですが、北海道が I R構想について調査した報告書、 I R構想に関する調査報告書に触れなければなりません。この概要版の 3ページに観光資源の項目があります。ここでは、次のように書かれています。「I R施設の開発地域の分析において、もう一つの指標となるのが周辺観光資源の充実度である。 I R施設はそれ自体が強力な集客力を持つ観光資源であるものの、その魅力度をさらに押し上げるためには、周辺地域におけるその他の観光資源との連携が重要となる」。

我が党はIR構想に反対ですが、推進の立場からいっても、オタモイ海岸の観光開発は、観光の魅力 度アップに大きく貢献するものであります。

先ほど、新谷とし議員の討論で、この調査報告書の概要版からマイナス面がいかに深刻であるか、いくら法で規制しても、それではマイナス面をカバーできないという事実が北海道の調査で明らかにされていることが、詳しく報告されています。

IR構想でもこのように賛否は分かれておりますけれども、オタモイ観光開発という点では一致できるというふうに確信しています。しかも、陳情第290号で指摘しているように、小樽市の観光基本計画でもオタモイ海岸の整備が位置づけられており、多額の費用をかけないで従来型の整備を早急に取り組んでほしいという、小樽市の方針に沿ったささやかな要望が陳情の内容です。

私は、この後、討論を行わないことは活性化に反すると厳しく批判するくだりを書いたのです。とこ

ろが、本日の議会運営委員会の報告を聞いたら、先ほどもありましたように、冒頭でたくさんの議員がいつもより討論に立って、みずからの見解を明らかにした。これは活性化への一歩前進とは言わないけれども、半歩前進だと、小貫議員からそういう厳しい批判は、今後の推移を見てやってほしいと言われましたので、そこのくだりは削除いたしました。ところが、常任委員会の報告になったら、いつもと同じように討論が非常に少ない。だから、一歩前進とは言わないで半歩前進と言った次第です。

ぜひ今後は、大いに討論を行っていただきたいということを述べ、陳情第 290 号については、ぜひ全議員の賛同を呼びかけまして討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時10分

〇議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告でありますが、先ほど申し上げましたとおり、中島委員長が欠席されて おりますので、副委員長の報告を求めます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇) (拍手)

○4番(吹田友三郎議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第320号は、朝里におけるまちづくりセンターの建設を求めるものであり、同趣旨の陳情を提出する活動が12年にわたり継続しているという。平成19年の地域懇談会では、山田前市長が朝里十字街共同住宅跡地にコミュニティセンターを建てたいという回答をしたが、東南地区への建設は遅々として進んでいないのが現状である。そのような状況の中、昨年3月に中松市長は、施設のモデルとなる札幌市の地区センターを視察したというが、現時点で後期実施計画に位置づけることは困難であり、財政状況を考慮しながら検討するとの姿勢に変化はない。しかし、市長は、本年8月の懇談会において、仮に後期実施計画にのらなくても実現させるための協議を続けると約束したと仄聞するが、そうであれば、センター建設を後期実施計画に盛り込むべきと思うがどうか。

現在の財政状況からは、センターの建設を後期実施計画に位置づけることが困難であることは理解できるが、地域住民と意見交換を行う懇話会や研究会を後期実施計画に位置づけ、本腰を入れて建設を進めるという姿勢を示してほしいと思うがどうか。

また、現在、コミュニティ政策の所管は生活環境部となっているが、まちづくりの観点からは、企画 政策室や建設部など各部にまたがるケースがあるため、コミュニティ活動に関する相談を総合的に取り 扱う部署を創設してほしいと思うがどうか。

陳情第 321 号は、受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化を求めるものであるが、そも そも受動喫煙とは何か。

タバコの主流煙と副流煙に含まれている有害物質を比較すると、心臓に負担をかけるニコチンは2.8 倍、発がん物質であるタールは3.4 倍と、受動喫煙により健康被害を及ぼすことは明らかであることから、本市では、健康おたる21 において、おいしい空気の施設推進事業などの取組を示しているというが、根拠となる要綱など、もう少し明確な受動喫煙防止についての指針を整備してほしいと思うがどうか。

また、喫煙者独特の老化現象と言われるスモーカーズフェースが一目瞭然となるような写真を用い、 視覚に訴える啓発ポスターの作成を検討してほしいと思うがどうか。

受動喫煙防止対策ガイドラインは、現在、市内 631 か所の事業所に配付していることから、喫煙者も多く目にしていることが想定される。このガイドラインに「禁煙治療とタバコ代の比較」や「禁煙でたまるお金の計算」など、金銭面に関する内容を掲載すれば、喫煙者が禁煙を始めるきっかけになるとともに、受動喫煙の防止、さらには市民の健康増進にもつながると思うがどうか。

本市が進めてきた温暖化対策推進実行計画は、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の取組であるが、削減目標の数値を1次及び2次計画において達成し、大きな成果を上げてきたという。このたび策定された3次計画においても、過去の計画同様、目標の達成に大きな期待を寄せているところだが、計画の中の職員一人一人の取組については、その取組項目が多岐にわたっており、覚えきれないおそれがあることから、周知徹底を強化してほしいと思うがどうか。

高齢者の総合的な生活支援の窓口である地域包括支援センターは、当市地域においても、北西部・中部・東南部の3か所に開設しているが、中でも中部地域包括支援センターは、他の2か所のセンターに比べ、高齢者人口の比率も高く、その業務量は突出していると聞く。このような状況から、市は、体制の強化や業務の平準化を図るため、中部地域を分割し、新センターの増設を目指しているとのことだが、現在の中部地域包括支援センターの業務量を考えると、今後の急速な高齢化に対応する余裕はないことから、早急な新設と速やかな業務移行を望むがどうか。

本市における人工妊娠中絶の割合は、出生数の約3割に相当するという。経済的な事情から中絶を決意する人が多いとのことであるが、特別養子縁組制度や里親制度の積極的な活用、さらには財政的支援など、中絶を決意させない施策や援助が必要と思うがどうか。

出生数の減少は、市の根幹を揺るがしかねない大きな問題である。中絶が減少し出生数が増えれば、 人口増加にも寄与することから、生まれてくる大切な命を絶やさないよう、行政全体のさまざまな形で のサポートを望むがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号及び第321号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第 320 号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の 休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。 (拍手)

〇議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇) (拍手)

〇8番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、厚生常任委員長報告に反対し、新たに提出された陳 情第 320 号朝里におけるまちづくりセンター建設方について、陳情第 321 号受動喫煙防止条例の制定等 受動喫煙防止諸施策の強化方について、継続審査中の請願第 2 号 J R 南小樽駅のバリアフリー化の要請 方について、陳情第 1 号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方に ついて、陳情第 310 号銭函駅へのエレベーター設置方について、陳情第 314 号小樽市女性国内研修事業 の再開方について、陳情第 316 号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、それぞれ 採択を主張する討論を行います。

陳情第 320 号朝里におけるまちづくりセンター建設方については、朝里・新光地域に多目的コミュニティセンターを実現する会が、2002 年から陳情し、その後、継続審査となっています。しかし、朝里・新光地域コミュニティセンターの建設を願う趣旨の請願については、1984 年 12 月 5 日に、新日本婦人の会小樽支部新光班より新光地区に多目的集会所の設置方についての請願が提出されています。1998 年 9 月 14 日には、朝里・新光地域にコミュニティセンター設置方についてと名称が多目的集会所からコミュニティセンターと変更されておりますが、2000 年まで 8 回請願が提出され、通算すると 29 年間の長い歴史が重ねられています。

2009 年度からの第6次小樽市総合計画では、市政運営の基本姿勢に参加・協働によるまちづくりの推進を掲げ、町会など地域コミュニティの維持・強化の必要性を説き、市民と行政が一体となったまちづくりのために、地域住民がコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりを進め、活動や交流の拠点となる施設の充実に努めると記載されています。

2011 年 9 月の厚生常任委員会で、山田前市長が朝里十字街共同住宅跡地は、あくまでもコミュニティセンターの建設用地であると明言したことを中松市長も建設用地と確認した上で、朝里地区におけるセンター建設の必要性についても十分理解し、今後、研究会などを立ち上げることを当面の課題として事業に取り組んでいきたいと答弁しています。

陳情第 148 号朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方については、2013 年 3 月に取り下げられ、改めて朝里にまちづくりセンターを創る会が陳情第 320 号を提出しています。陳情名称や陳情者が変わっても、取組の継続が確認されています。

朝里にまちづくりセンターを創る会との懇談会やセンターの構想づくりには、市長をはじめ市の担当者や市議会議員も積極的に参加しています。創る会は、センターの構想づくりに当たって、本市の財政事情をも加味し、まちづくり活動の拠点、市民の日常交流や学習スペース、また公的役割を担うものとして、他市のまちづくりセンターの建設をモデルとして視察するなど、構想を練り上げてきたものです。 創る会は、建設構想をつくる上で、札幌市清田区の里塚・美しが丘地区センターをモデルにしていることから、市長や市職員にも施設の視察を要請してきました。それに応えて、視察された市長は、センター建設に当たって十分研究されたものと思います。中松市長は、創る会との懇談会に参加された折、センター建設は後期実施計画に載らなくても実現させたいと語ったこと、また、市長との懇談会や市担当部とのセンター建設に当たってのコンセプト説明、そして市長のモデル施設の視察などは、創る会の皆さんにとって建設への足がかりとして大きな期待を寄せていたところです。

今定例会での我が党の新谷とし議員の代表質問に対して、市長は、コミュニティ活動への支援のあり

方について、「他市の状況も参考にしながら研究してまいりたい。朝里十字街の市所有地は施設建設用地として確保している。総合計画の後期実施計画への位置づけは、現時点では難しい」と答弁しています。この答弁は、これまでの繰り返しにとどまり、朝里地域の方々が長年建設を求めて請願陳情してきたことを無視するものです。少なくとも、後期実施計画には登載すべき事業です。

陳情第 321 号受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方については、禁煙対策によって、 がんや心臓病、脳卒中の抑止に貢献し、他人のたばこの煙を吸わされる周りの人にも健康被害を与える ことから、受動喫煙防止の対策が重要になっています。

喫煙は基本的に個人の自由であり、愛煙家に対して一方的に禁煙を押しつけるものではありません。 禁煙を望む喫煙者に対しての支援を進めるものであります。

陳情は、受動喫煙防止条例の制定をはじめとした実効ある受動喫煙防止の諸施策の強化を図ることを 求めています。小樽市保健所から、市民の健康管理と健康増進の立場で禁煙対策の推進と受動喫煙防止 条例の制定を前向きに検討する旨の答弁をいただいています。

陳情第320号、陳情第321号の願意は妥当であり、それぞれ採択を求めます。

次に、継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方についてです。

国は、1日3,000人以上の利用がある鉄道駅についてバリアフリー化を進める方針です。小樽市内には、国のバリアフリー化の基本方針に合う駅として小樽駅、南小樽駅、銭函駅が対象となっています。日本共産党がJR北海道と交渉し、南小樽駅や銭函駅のバリアフリー化の要請をした際に、JR北海道は地元自治体と協議を行いながら進めるとしており、駅舎のバリアフリー化促進には、小樽市の役割が重要となっています。

南小樽駅は、市立病院に近いことから、患者の利用も多く、市立病院統合新築工事が進められており、 今後も公共交通機関として、南小樽駅の活用が見込まれます。9月19日の小樽市立病院経営改革評価委 員会の中でも、市立病院統合新築にあわせて南小樽駅と直接通じることができないか、北後志の拠点病 院として、患者が列車で病院に来られることも考慮し、JRと話合いを進めるべきと委員からの御意見 もありました。今、整備することが絶好の機会であり、採択を求めます。

その他の継続審査中の陳情第1号、第310号、第314号、第316号は、これまでも述べているとおり、 願意は妥当であり、それぞれ採択を求め、各会派各議員の皆さんに御賛同の呼びかけをして、討論とい たします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第321号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。 (賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 10 番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

〇10番(高橋克幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

特定目的住宅は、市内に住所を有する高齢者・母子・障害者・低所得者世帯で住宅に困窮している方が申し込める公営住宅で、本市では4月から指定管理者が申込みの受付と、付随する住宅困窮度の現地調査を行っている。現地調査は、民間のノウハウを生かし、住宅の壁や老朽度、設備等を誰が見ても客観的に判断できる調査票を用いて点数をつけ、市は単に書類での報告を受け、住宅困窮度の審査により入居者を決定しているという。しかしながら、机上の書類審査では、市役所の役割である市民の福祉の向上のために必要な市民の要望、悩み、大変さといった状況を知ることはできないと考えられる。市職員が直接現地調査をすることで、市としての役割を果たせると思うがどうか。

昨年の大雪で市民は大変苦労をしながらも、生活道路の除排雪を行ったが、道路に面して存在する空き地である未利用地では、所有者の厚意により排雪スペースとして活用できる土地がある一方で、所有者の意向により使用できない土地もあった。市は排雪場所に困窮する近隣住民のため、土地所有者に対し何らかの特典を与えるなど、未利用地を有効かつ円滑に活用できるような方策を考えてほしいがどうか。

貸出しダンプ制度は、市民が居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図ることを目的としている。本制度の目的では、屋根、駐車場など道路以外の雪は排雪しないことになっているにもかかわらず、現状では自宅敷地内の雪を道路に出すことが常態化しており、こうした不適切な行為が貸出し日数を増やす原因ともなっている。制度本来の趣旨に沿うよう、市の排雪基準に準じた貸出し日数を設定し規制するなど、対策を講じるべきと思うがどうか。

本市水道発祥の地である奥沢水源地は、平成23年8月に廃止されたが、周辺の自然景観・環境は、すぐれた地域資源としての可能性を持っていることから、市民に親しまれる場として活用するため保存・活用基本構想を策定したという。この構想に基づき、具体的な整備内容、時期、事業手法について検討していくと聞くが、泉佐野丘陵緑地公園のように、整備だけではなく、その後の管理・運営も含めた計画を市民と協働で策定することや、公園の運営方法を運営審議会において議論していくなど、市民協働の公園づくりを目指してほしいと思うがどうか。

横浜市では、災害時の応急的な飲料水確保を目的に、災害用給水タンクや緊急給水栓などを整備しているが、より深刻な事態を想定し、消火栓につながる配水管を順次耐震化し、被災時でも利用可能で、さらに専用の蛇口をつなげることにより飲用可能な水が出るという新たな消火栓の活用策に向けた検討

を始めていると聞く。急傾斜地が多い本市では、給水車両が入れない場所もあり、また、災害による道路分断なども考えられることから、本市においても消火栓の活用を検討すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第 309 号及び第 312 号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査 と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、5月に実施した第1回市民と語る会で参加者から要望があった小樽公園の駐車禁止区域の警察への見直し要請については、委員会を代表して副委員長から市建設部へ質問し、現在の駐車禁止が事故防止のため地元住民の要望で設定された経緯があることから、駐車禁止区域の見直し要請は難しいが、市外から来た人にも駐車禁止であることが認知できるよう、対策を考えていきたいとの答弁がありましたので、申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 21 番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第309号及び第312号は採択を求める討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度の予算の増額を求めるものです。

今年度の住宅リフォームの申込件数は、1 件の辞退者を除き 251 件です。9 月 17 日現在の補助金申請件数は 99 件、補助金総額は 1,759 万 3,000 円、昨年度予算を残した反省から、昨年度の補助金総額 1,584 万 7,000 円を上回っています。工事費総額は 2 億 7,240 万 4,053 円、これも昨年度の 2 億 2,683 万 7,000 円を上回り、経済効果は 15.48 倍、昨年度の 14.3 倍を上回っています。

しかし、今年度の工事登録業者は119件で昨年度を上回っているにもかかわらず、工事請負業者は59件と仕事が回っているのは半分にしかすぎません。9月17日現在の1件当たりの補助額は17万7,707円で、これを基準に申込者全員に充てると4,460万4,457円で、あと2,500万円ほどで申込みをした市民への助成と工事請負業者の仕事拡大を応援することができます。

日本共産党は、第1回定例会で、昨年度の申込者全員と1件当たりの工事費を積算して、市長提案の住宅リフォーム助成制度へ3,000万円上乗せをする予算修正案を提案しましたが、これを可決していただいていたなら、今年度の申込者全員に分け隔てなく助成ができ、昨年度のように待たされて、待ちきれずに工事に踏みきった結果、予算を残してしまったということはなかったはずです。リフォーム工事時期も遅くならずにできるはずです。

同時に予算増額で、市内経済活性化につながるのは、住宅リフォーム助成制度を実施している他の自 治体を見ても明らかです。

隣の余市町では、今年度から住宅リフォーム助成制度がスタートしましたが、当初1,000万円の予算だったところ、1か月で申込者が殺到し、予算がほぼいっぱいになったため、また1,000万円の補正予算を組んで対応しています。

建設常任委員会で視察に行った岩見沢市は、2007年度から2010年度の4年間で、受付件数は288件

から 815 件に増加、2009 年度は 2,700 万円の補正予算を、2010 年度は当初予算 1 億 3,500 万円に 4,000 万円の補正予算を組んで 1 億 7,500 万円に引き上げ、工事金額は 15 億 565 万 4,500 円に達しました。

もう一つの視察先の滝川市は、補助率を初年度10パーセントから2年目は20パーセントに引き上げ、申請者は2年目6倍になり、補助金総額も2,982万9,000円に引き上げました。事業効果として、補助対象を市内業者に限定した効果は大きく、地域経済活性化に貢献しているという報告を滝川市から聞きました。

このように、地域経済活性効果があることから、各地の自治体で予算増額をしています。

小樽市の地域経済活性化のためにも、予算増額の願意は妥当、採択を主張します。

陳情第312号は、市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定を求めるものです。

火災を起こした住人はまだ連絡をとれないということで解決に向けて困難さはありますが、傾きが激しくなっていることから、何らかの市の支援は必要です。空き家対策については、小樽市が条例制定に向けて検討を進めていることから、陳情者の願意は妥当です。

以上、議員各位の賛同をお願いしまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 22 番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

〇22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

学校統廃合については、昭和 48 年の文部省通達に従い、地域住民の理解と協力を得て進めるべきと考えるが、この間の統廃合を顧みると、保護者との話合いは進む一方、前回の当委員会から今日まで、地域との懇談会が一度も行われていないなど、市教委と地域住民との話合いの機会は少なく思える。今後、学校適正配置に当たって市教委は、地域住民と、学校の存在意義について十分に話し合い、住民の合意を得た上で計画を進めるべきと思うがどうか。

学校の統合に向けた準備を進めるため、統合協議会が発足された場合、協議会の会長、副会長には統

廃合するそれぞれの学校長が就任することが多いと聞く。協議会発足後は、統廃合の実施まで学校や地域にとっては大事な時期となるが、その間に学校長が異動などでかわることにより、協議会の議論経過の継承に影響が出ることを心配する声もあることから、統廃合の実施まで当初の体制のまま協議会を維持できるよう、市教委は人事面での配慮を道教委に求めてほしいと思うがどうか。

また、協議会の中には、部会が設置され、その構成員の選任は会長、副会長に一任されると聞く。部会においては、多くの構成員から多様な意見が出ることが望ましいことから、市教委がこのことで相談を受けたときは、偏りのない人選となるよう助言等を行ってほしいと思うがどうか。

このたび、学校再編に向け三つの統合協議会が発足したが、中でも色内小学校は、この三つの協議会 それぞれに関係するため、校長が各協議会の要職を兼務していると聞く。校長という役職はただでさえ 激務であるから、精神的・身体的負担を考慮して協議を進めてほしいと思うがどうか。

また、今後は、3協議会それぞれにおいて、協議の方法や進捗状況などに差異が生まれることも考えられる。このため、各協議会に所属する色内小学校の保護者の間で、協議の進め方に対する戸惑いや心配が出てくることが懸念されると思うがどうか。

手宮地区小学校統合協議会では、議論のベースとなるグランドデザインの検討に当たり、児童、保護者、地域の方々の思いや期待などを把握するため、アンケートを実施することとし、先日、その作成のための会議が行われたと聞く。しかし、市教委が示したたたき台は、ほかの学校統廃合の際に使われたアンケートであり、今回の統廃合が、新校舎に4校が入るという今までにない形態で行われることを考慮すれば、ふさわしいものではないと思うがどうか。

また、市教委は、今後の統合協議会での議論を経て、手宮地区の歴史や地域性を反映したアンケートが作成されるだろうと言うが、そうであれば、最初からそういったことを踏まえたたたき台を示すべきだったのではないか。

統合後の潮見台・花園両小学校の児童、保護者、教員を対象に統合についてのアンケート調査が実施されたと聞く。保護者に対するアンケートにおいて、児童の学習意欲の変化についての質問では、「わからない」「無回答」との回答が多く、子供の学習状況に無関心な保護者や家庭環境に問題を抱える児童の存在を読み取ることができるが、市教委はどう認識しているのか。

また、教職員のアンケートでも、「わからない」「無回答」といった回答が多く見られるが、市教委が鋭意取り組んでいる学校適正配置に、現場が向き合っていないように感じられ、非常に残念に思う。 市教委には、今回の結果を参考に、教職員がしっかりと統廃合に向き合えるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

9月19日、下校中の児童が不審者に遭遇する事案が発生したが、保護者からは、学校再編に伴い通学 距離が延び、このような事案に自分の子供が巻き込まれるのではないかとの不安の声がある。このよう な事案が発生した場合、一般的には遭遇した児童の保護者から警察や学校へ連絡されるが、その後の他 の保護者や他校などへの連絡体制はどのようになっているのか。

市教委は、学校から保護者への連絡方法として、連絡網を用いた電話連絡で、直接声で伝えているというが、他市では共働き世帯の増加などにより、保護者全員に情報が伝わらなかった事例もあったことから、保護者の同意を前提に、メールの一括送信による連絡なども検討してほしいと思うがどうか。

統廃合により1学年複数学級となった学校で、一部の保護者から宿題の量など、学級間に差があるという声が出ている。今後、統廃合が進む中で、学校間格差はもとより、このような学級間での指導内容、方法、進度に著しい差が生じてはいけないことから、既に市教委は指導や研修など対策をとっているとのことだが、教員にはなかなか浸透していないのが実情と思われる。しかし、これは教員の取組に対す

る姿勢一つで変わることであるから、各教員が意思統一して、市教委の示す施策に真剣に取り組むよう 指導してほしいと思うがどうか。

中体連の市内大会は当番校方式により運営されており、当番校になると文化系の教員や管理職なども 準備作業に追われるなど、学校を挙げて大会に臨んでいる。しかし、今後、統廃合により中学校数が減 少することで、1校での複数種目の開催や顧問数の減少による教員個人の負担増など、運営自体が難し くなるのではないかと危惧する声が上がっていることから、市教委は、学校数減少に係る大会の運営に ついて、市内に限定した開催ではなく、後志地域との合同開催なども含めて、きちんと維持していける 方法を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第 282 号及び第 291 号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

〇7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第 282 号及び 第 291 号は採択を主張して討論を行います。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

学校の統廃合は、一つ一つの学校について、学校を存続させるべきか、統合すべきか、子供の教育に とってどちらがいいかを判断し、保護者や地域住民との合意で進めていかなければなりません。

ところが、今進めている学校の適正配置計画は、最初から学校の数を半分にすることが決まっており、 そこからスタートしています。ですから、適正配置といいながら、まちづくりでは学校の配置がアンバランスになってしまうのが現状です。ここで、西陵中学校が廃校になり、駅周辺に中学校がなくなることは、まちづくりの点からも大変問題です。

今定例会で、まちづくりの基本を定めるとして、自治基本条例案が提出されました。そこには、第5条に「市は、市民との情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます」とあります。

しかし、今回の委員会で、時期の目安については示しましたが、陳情者が求める情報を明らかにせずにきています。情報を示さずには、地域住民の理解を得ることはできません。教育委員会が示すと約束した新しいプランを示し、住民の願いに応えるべきです。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

塩谷中学校が長橋中学校に統合されることが決まりました。そして今、市営塩谷C団地が廃止になります。団地もなくなり、中学校もなくなる。ここに小学校までなくなれば、地域に若い世代が住めなくなるおそれがあります。

適正な規模にするために、学校を統合するといいます。しかし、国会の論戦でも、「地域のいろいろな伝統あるいは住民の考え方等も反映してでき上がっているものでございまして、必ずしも標準でなければならないというわけではないのでございます」と、当時の文部省が答弁しています。

いずれも願意は妥当であり、採択を主張します。議員各位に採択を呼びかけまして、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより陳情第 282 号及び第 291 号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第35号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇) (拍手)

〇市長(中松義治) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第35号教育委員会委員の任命につきましては、北嶋知恵子氏の任期が平成25年10月17日をもって満了となりますので、後任として笹谷純代氏を任命するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

〇7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、ただいま上程されました議案第35号小樽市教育委員会委員の任命について、不同意の討論を行います。

日本共産党は、基本的に教育人事は、山積している教育課題にどのような態度をとるのか明確でないことから、新たな任命の場合は棄権の態度を表明してきました。

今回、提案されました笹谷氏については、長い間PTA活動に御尽力いただいたことは感謝申し上げます。しかし、今年6月までカジノを推進する小樽国際観光リゾート推進協議会の相談役に名前を連ねてきました。教育上の影響が危惧されているカジノを進める協議会にPTA連合会会長として相談役とはいえ参加することは、教育行政を担うには不適切です。よって、同意することはできません。

以上、討論といたします。 (拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより採決いたします。

同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

(替成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第17号」を一括議題といたします。

意見書案第10号ないし第17号につきましては、提案理由の説明を省略し、まず意見書案第1号ない し第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇) (拍手)

〇8番(川畑正美議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第8号について、提案趣旨説明を 行います。 まず、意見書案第1号です。

来年3月の定年退職者からは、基礎年金部分相当分だけでなく、報酬比例部分の支給開始年齢も2年置きに1歳ずつ引き上げられ、無年金期間が生じます。定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については、再任用することを閣議決定いたしました。

ところが、道内の道立高校、小・中学校に勤務する教職員については、再任用が全く保障されない異常な事態が生じていることから、希望する全ての教職員の再任用実現へ必要な制度設計を行うよう、速やかな措置を要望する意見書案であります。

意見書案第2号は、意見書案第1号に関連して、希望する教職員全員の再任用保障へ、国は対策が求められる都道府県への交付税等、必要な財政支援を行うことなど、必要な交付税措置を国に求める意見書案です。

意見書案第3号は、「教育費無償化」の前進を求める内容です。

国が2010年から開始した公立高校の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度、いわゆる高校無償化は、教育の機会均等を保障するものとして国民から歓迎されました。しかし、長引く不況の中で所得が下がり、教育費負担は依然として家計に大きな負担となっています。国は責任を持って、教育費の父母負担軽減を進める必要があります。

また、公私ともに高校、大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが求められており、高校無償化の維持・拡大、給付制奨学金制度を作ることを国に求める内容であります。

意見書案第4号は、労働者派遣制度改悪をやめ、ブラック企業根絶を求める内容です。総務省が発表した2012年の就業構造基本調査によると、パートやアルバイトなどの非正規職員や従業員は、調査開始後、初めて2,000万人を超え、2,043万人となっています。厚生労働省は、若者を使い捨てにするブラック企業に対して、過労死を引き起こした企業に再発防止を徹底させることや、重大な違反が確認された企業の送検や企業名を公表することを打ち出しました。

ブラック企業を根絶するためには、悪質な企業名の公表や長時間労働の法的規制などとともに、非正 規雇用の増大を制限することが必要です。国が労働法制の規制緩和をやめ、労働者保護を柱とする労働 者派遣法を抜本改正し、正社員が当たり前の社会を目指すよう、政府に求める意見書です。

意見書案第5号についてです。

安倍政権は、今年8月から生活保護基準の大幅引下げを強行しました。基準の引下げは、受給者の暮らしを直撃するだけでなく、就学援助費や最低賃金額など、国民生活を支える諸制度にも深刻な影響を及ぼします。生活保護費を3年で670億円も引き下げることは、生活保護制度発足後、一度もありません。今回、減額された生活扶助費は、食費や光熱費などに充てられるもので、受給者にとって命にかかわるものです。政府は、憲法の保障する生存権を守る上でも、生活保護費の削減を撤回し、生活保護制度が最低生活を守る最後の命綱にふさわしい制度に改善するよう、小樽市議会として政府に生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書案です。

意見書案第6号についてです。

2012年4月の介護報酬改定で、訪問介護の生活援助の時間区分が短縮されたことにより、必要な介護を受けられない状況が生じています。介護保険制度を改善し、介護報酬の引上げや介護保険料、利用料を国の責任で軽減することをはじめ、訪問介護での生活援助の時間短縮と上限引下げの見直しなど、安心できる介護制度の実現を求めています。

意見書案第7号は、要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書案です。 社会保障制度改革国民会議が政府に提出した報告書は、介護保険制度について、要支援1、2と認定 された要支援者を保険の給付対象から外し、市町村の裁量で行う地域支援事業の対象に移すことで介護保険制度を後退、改悪するものです。

事業内容は、市町村の裁量とされ、介護に当たる人員や運営の基準もなく、ボランティアや民間企業のサービスを活用することになります。要支援者の生活援助を取り上げることにつながり、地域間の格差が生じることが懸念されます。

意見書案第8号は、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書案です。

内閣法制局は、集団的自衛権について、我が国は憲法第9条の制約があり、自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権は憲法上許されないとしてきました。自民党の改憲草案は、この憲法第9条第2項を削除し、国防軍を創設するとしています。憲法9条の解釈変更のため、安倍首相に近い立場の人物を長官に起用するという、極めて強引なやり方に対して危惧の声が上がっています。

海外で戦争する国づくりに変え、日本の自衛とは無関係の集団的自衛権行使の容認、憲法解釈の見直 しは行わないよう、政府に求めるものです。

以上、各会派各議員の賛同をお願いして、意見書案の提案説明を終わらせていただきます。(拍手)

〇議長(横田久俊) 次に、意見書案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

〇9番(松田優子議員) 提出者を代表して、意見書案第9号若い世代が安心して就労できる環境等の 整備を求める意見書について、提案趣旨説明をいたします。

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正 規労働者や共働き世帯が増え、望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実とのギャップに悩む若 者が数多くいます。

また、今の若い世代を取り巻く就労問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。ワーキングプアから抜け出せず結婚を諦めざるを得ない若者や、仕事と子育ての両立に悩む女性が増加し、正規雇用でありながら、過酷な労働環境に耐えられず早期に離職してしまう若年労働市場の実態などが挙げられます。

公明党の青年委員会は、本年3月から5月にかけて、若い世代を対象に、ワーク・ライフ・バランスのアンケート調査を行い、全国で28万6,037人もの方から回答をいただきました。

「何のために仕事をしているか」との質問に対し、「お金を得るため」と回答した人が約7割を占め、 仕事を選ぶ上で重視するのは「収入額」という回答が約半数おります。「仕事とプライベートのどちら を優先しているか」という設問に対しては、「仕事」が「プライベート」を上回っています。しかし、 「どちらを優先させたいか」との質問では、「プライベート」が「仕事」を大きく上回っています。そ して、仕事や生活の悩み事の相談相手は、「友人」が圧倒的に多くなっています。

このように、このアンケートでは、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実のギャップが明らかになったほか、収入面や労働環境など、仕事や職場での不安を抱えていることや国等の若者支援策の利用度 や認知度の低迷が浮き彫りになりました。

そこで、私たちは、今こそ若い世代のライフスタイルに合った社会の実現に向け、取組を進める必要があると考えます。よって、政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、より一層適切に対策を講じるべきだと強く求めます。

まず、収入面の不安解消のためには、世帯収入の増加に向けて、賃金配分に関する政労使によるルールづくりや正規・非正規間の賃金格差是正、子育て支援など総合的な支援を行うとともに、最低賃金引上げに向けた環境整備を早急に進めるべきです。

そして、労働環境の不安解消については、若年労働者に対して、劣悪な労務環境下での仕事を強いる 企業への対策を強化するなど、若年労働者の早期離職の解消を図るべきです。

また、仕事や子育て等に関する行政サービスの利用度や認知度の低迷を解消するためには、利用者の 実態を踏まえ、必要な運用の改善や行政機関の相談窓口等の周知や浸透に努め、若者支援策がより有効 に実施、活用されるようにするべきだと考えます。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 13 番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇) (拍手)

〇13番(酒井隆行議員) 自由民主党を代表して、意見書案第8号について否決の立場で討論を行います。

我が国をめぐる 21 世紀の安全保障環境は、日本国憲法が制定された第 2 次世界大戦直後と大きく異なることは言うまでもない。また、これまで政府によりさまざまな憲法解釈が打ち出された冷戦期からも大きく変化しており、さらに冷戦終結後の安全保障環境とも異なっている。また、こうした客観情勢の変化とともに、我が国の主体的条件も大きく変容を遂げてきており、我が国の国際社会における地位は向上し、それに伴う責任も増大している。

憲法解釈を含む安全保障の法的基盤は、こうした変化に応じて不断に再検討されなければならない。 21 世紀における安全保障環境の特徴として指摘されていることは、第1に核兵器などの大量破壊兵器や 弾道ミサイルの拡散、あるいは国際テロリズムの拡大など、安全保障上の脅威が多様化してきたことで ある。

また、第2には、安全保障問題に対する国際社会としての共同対処の動きが強まり、国連安保理の判断が重視されるようになって、国連決議などにより設立された国際的な平和活動が広範に展開されるようになってきたことである。

そのような観点から、今日、我が国の安全保障政策とその法的基盤を見直す必要があるものと考えられる。我が国にとって自国の安全保障のために自助努力を継続していく必要はいささかも低下していないが、同時にこれに加えて、日米同盟をさらに実効性の高いものとして維持することが求められている。

特に近年、北朝鮮ミサイルを追尾する日米イージス艦の共同行動が行われていることなどを念頭に置かなければならない。また、国連を中心とした国際社会全体との協力体制を強化していく努力が求められているものである。

このような状況においては、これまでの政府解釈をそのまま踏襲することでは、今日の安全保障環境の下で生起する重要な問題に適切に対処することは困難となってきている。我が国としては、安全保障環境の変化に適合し、かつ法的に見ても一貫した論理に基づき、国際的にも適切と考えられる新しい解釈を採用することが必要である。

憲法を含め、およそ成文法の解釈においては、まず、それぞれの規定の文理を解釈すべきことは言うまでもないが、同時に文脈、制定経緯、国の基本戦略、各時代の社会、経済などの要請、その他関連の諸事情も考慮する必要がある。国の基本法である憲法については、このような総合的な解釈の姿勢が極

めて重要である。

特に、憲法9条の対象となっている戦争、武力の行使、個別的自衛権、集団的自衛権、集団安全保障などは、本来、国際法上の概念であり、国際法及び国際関係の十分な理解なしには適切な解釈は行い得ないものである。

今日の激変した国際情勢の中、我が国の国際的地位を鑑みると、憲法第9条は、個別的自衛権はもとより、集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるものではないと解釈すべきものと考えられる。特に、集団的自衛権に関しては、昭和35年の政府答弁では、その本体部分、すなわち外国に出かけていってその国を防衛するという意味の集団的自衛権は、我が国の憲法上認められていないとしているが、その他の部分については、明確な答弁が行われないままとなっていた。

昭和47年に我が国が国際法上、集団的自衛の権利を保有していることは、主権国家として当然であるが、これを行使することは憲法上許されないという政府見解が示され、昭和56年の政府答弁書も、これとほぼ同趣旨である。

(発言する者あり)

しかるに、権利の保有とその行使との関係をいかに捉えるべきか、個別的自衛権が認められていながら、集団的自衛権の行使がなにゆえ憲法上認められていないのかなどの点について、政府は明確な根拠を示してこなかったため、国民の理解を十分に得られていないと思われる。

また、憲法第9条は、武力の行使を国際紛争を解決する手段としては禁止しているが、その趣旨は、 我が国が当事国となっている国際紛争の解決のために、我が国が個別国家として武力に訴えることを放 棄するというものであって、我が国が国連などの枠組みの下での国際的な平和活動を通じて第三国間へ の国際紛争の解決に協力することは、むしろ憲法前文、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみ に専念して他国を無視してはならない」からも期待されている分野と言わなければならない。

(発言する者あり)

こうした点が未整理のままであったため、安全保障をめぐる幾つかの問題について、政府は国際法的 にも国内法上も、不自然、不合理とも思われる綱渡りの解釈で対応してきたことの問題性が指摘される。

新しい時代の日本が何を行い、何を行わないのか、明確な安全を国民の皆様にお示しすることが重要であると考え、集団的自衛権行使も含めて、議論を深めることが必要と考えます。

小樽市議会としても、ぜひ全議員の皆さんの賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

〇7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第8号はいずれも可決、第9号は否決の討論を行います。

初めに、意見書案第1号希望する教職員全員の再任用を求める意見書及び意見書案第2号希望する教職員全員の再任用と必要な交付税措置を国に求める意見書についてです。

今年3月、国家公務員の雇用と年金の存続について閣議決定され、これを受けて、総務副大臣より「地方公務員の雇用と年金の接続について」という通知が出されています。ここには、今年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴う教育公務員の雇用と年金の接続について、現行の地方公務員法の再任用制度に基づき適切に対応することとあります。

北海道の教職員の再任用希望者に対する任用率は、小学校で55.2パーセント、中学校で56.4パーセ

ント、高校で35.9 パーセントにとどまっています。再任用が増加することで、新採用の抑制や期限付職 員の雇いどめを実施しないことが求められます。

このような対策の下でも、再任用希望者の雇用確保ができないときは、改めて定年延長を実施すべきです。

小樽市職員の場合、平成20年度以来、再任用職員は現在約70人で、選考基準はありますが、これまで希望者全員の雇用が確保されてきました。教職員のように、希望者の3割から5割しか雇用されないことになれば大変です。高校の場合、再任用に当たり、広域での転勤が求められて、再任用を希望しないケースも生まれています。定年延長にかわる再任用制度による雇用確保は政府の約束です。希望する全員が再任用になるよう対策が求められます。

次に、意見書案第3号「教育費無償化」の前進を求める意見書についてです。

1966年に国際人権規約が国連で採択され、日本は1979年に批准しましたが、第13条第2項については留保し、締約国の約160か国のうち、留保しているのは、日本とマダガスカルだけということになっていました。

それを昨年、留保撤回しました。この国際人権A規約の第13条第2項(b)と(c)は、「種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること」とあります。(c)には、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること」とあります。

高校授業料無償化への所得制限の導入は、この国際人権A規約に逆行するものです。高校授業料の無償化は、父母や教職員らの長年の運動を受けて、2010年4月に開始しました。公立高校の授業料を国が負担し、私立高校生の授業料も原則同額を就学支援金として負担しています。この結果、経済的理由での高校中退者は、2009年度の1,647人から2011年度は945人に減っています。

日本の教育予算は、少なすぎます。日本の教育機関への支出総額は、2009 年度GDP比 3.6 パーセントと、経済協力開発機構加盟国の中で最下位、OECDの平均は 5.4 パーセントです。一般政府総支出に占める教育支出もOECD平均は 13.0 パーセントに対して、日本は 8.9 パーセントと最下位となっています。OECD諸国で授業料が有料で給付制奨学金さえないのは日本だけであり、まさに例外国家となっています。

次に、意見書案第4号労働者派遣制度改悪をやめブラック企業根絶を求める意見書についてです。

小林多喜二の小説「蟹工船」に、労働者を売り飛ばす周旋屋が登場します。戦前の人貸し業、タコ部屋などと言われる悲惨な労働実態は間接雇用から生まれました。戦後の民主化で間接雇用による労働者供給事業は全面禁止され、職業安定法に明記されました。

- 一度は厳しく禁止されたはずの間接雇用ですが、1985年に職業安定法の例外として、業務を限定して 労働者派遣法が制定され、間接雇用が復活しました。派遣労働を導入するかわり、条件がつきました。
- 一つ目は、派遣は臨時的、一時的な場合に限る。常用雇用の代替禁止。正社員を派遣に置きかえては ならないという大原則です。
- 二つ目は、大原則を確実に守るため、派遣受入れ期間を制限することになりました。制限期間を超えて働かせる必要があるのなら、それは恒常的業務になるので直接雇用の正社員として雇いなさいということになります。

ところが、マツダでは、派遣会社と共同して派遣労働者を3か月と1日だけ直接雇用のサポート社員 にして、また派遣に戻すというクーリング期間の偽装を行いました。今年3月の山口地裁は、常用雇用 の代替禁止という労働者派遣法の根幹を否定する施策だと断罪し、原告を正社員に認めました。

昨年、改定された派遣法で、期間制限を超えて働かせていた場合など、労働者が直接雇用される制度が 2015 年から導入されます。雇用の安定のためといって導入したのに、意見書案にあるように期間制限 を超えても使えるようになれば、直接雇用しなくても済んでしまい、いつでも派遣を続けられることに なります。低賃金で不安定な働かせ方を厳しく規制し、雇用の安定を図ることが必要です。

厚生労働省は、9月1日、いわゆるブラック企業にかかわる無料電話相談を行いました。相談件数は1日で1,042件に上り、労働者本人からが716件、家族からが223件であり、20代が252件、30代が253件と20代と30代で半数を占めました。相談内容で最も多かったのがサービス残業で556件、続いて長時間労働・過重労働で414件です。

日本にはブラック企業問題の登場以前から、違法労働が蔓延してきました。しかし、若者を採用後、数年で使い潰すという現象は、明らかに近年の新しい事態です。2008年、ワタミフードサービス株式会社では、当時26歳の女性が月141時間の残業を強いられ、わずか入社2か月で過労自殺をしました。

厚生労働省はよほど悪質でない限り企業名は公表しないと言いますが、ブラック企業として問題になっているのは、アパレルメーカーや外食チェーンなどの大手企業です。ブラック企業を根絶するためには、大企業に正面から踏み込み、違法の事実があれば、企業名を公表するという姿勢が必要です。

ブラック企業の被害は、社会全体に及びます。鬱病が広がり、若者の将来が奪われることで、日本全体の技能育成が困難となり、生産性が引き下がります。また、優良な雇用を守って努力する他社の利益を不正な競争で圧迫し、産業のあり方をゆがめます。

国連の社会規約委員会が5月に、日本で過労死やハラスメントによる自殺が起こっていることに懸念を表明し、長時間労働を防止する措置を講じるように勧告を出しました。

政府に求められているのは、長時間労働をさらに助長する労働時間の規制緩和を直ちに中止し、安心 して働ける労働ルールをつくることです。

次に、意見書案第5号生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書です。

8月1日から生活保護基準が引下げになり、これに対して9月17日、異議があると全国25都道府県で利用者が一斉に不服審査請求を行っています。

貧困問題に取り組む諸団体は、同日、厚生労働省で会見を開き、今月末までに 47 都道府県で、少なくとも 7,671 世帯が審査請求することを明らかにしています。

小樽市では、同日、審査請求書提出集会に 63 人が参加し、116 件の不服審査請求書を小樽市に提出しています。

当日、私の手記として提出された訴えを幾つか紹介します。

44歳、子供2人の母子家庭です。私は、16歳と12歳の子供と3人暮らしです。鬱病が原因で仕事ができず、生活保護を受けています。中学の娘は塾に行きたいと言っていましたが、お金がないので我慢させています。部活もユニフォーム等にお金がかかるので、お金のかからない文化部に入っています。子供ながらに親に気を使って、自分から、お金がかからない文化部に入るねと言っていました。今でさえ子供に我慢させているのに、これ以上何を我慢させればいいのでしょうか。子供がかわいそうでなりません。子供がもっと伸び伸びできる国にしてください。

次は、67歳、ひとり暮らしの方です。私は生活保護を受けながらパートで働いています。いろいろ交際費がかかります。親戚に不幸があっても香典も思うようにしてあげられず、夫が死んだときは大変お世話になったのに心が重くなります。これからだんだん年をとって働けなくなったら、もっと大変になります。この先真っ暗、心寂しい限りです。生活保護を受けながら真面目に生きている人のことを少し

でも考えてください。

次に、38歳、子供2人の母子家庭。小学校に入学し、背も伸びて、ある日、足が痛いと子供に言われ、春に買った靴が小さくなっていました。そのまま履かせるわけにもいかず、新しい靴を買いましたが、着る服もすぐに小さくなってしまいます。お風呂に入るときも、湯船に入れるお湯を少なくして灯油代を節約していますが、これからまた値上げになります。今の生活から、さらに保護費が下がってしまうと、子供を育てていくのに不安を感じます。

これが利用者の声です。利用者の生活実態を見ずに行われた過去に例のない大幅な引下げは、生存権を保障する憲法第25条を空洞化するものです。また、生活保護基準の引下げは、住民税の非課税世帯や就学援助基準、最低賃金などさまざまな制度に直結し、国民生活そのものの引下げにもつながります。引下げ撤回は、命を守る運動そのものです。

次に、意見書案第6号安心できる介護制度の実現を求める意見書及び意見書案第7号要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書についてです。

もともと介護保険は、年間 10 万人もが介護のため仕事をやめざるを得ない状況や、介護者の4割が65 歳以上という、いわゆる老老介護の実態、介護疲れから悲惨な事件など、介護地獄の苦しみをどう取り除くのかというところに2000年の出発点がありました。しかし、現状は、利用料負担が大きく、必要な介護が受けられず、家族の介護負担も軽減されていません。

介護保険制度は、介護サービスの拡充や基盤整備を進めれば、それが保険料値上げにはね返る仕組みです。国は、この12年間、介護施設の整備抑制、利用者の自己負担引上げ、介護サービスの時間、内容変更の制限など徹底した給付削減を進めてきましたが、保険料は上がり続けています。2000年の制度スタート当初、65歳以上の介護保険料は、平均で月2,900円でしたが、現在は平均で月5,000円となっています。それが2025年度には月8,200円になるというのが厚生労働省の試算です。

このような重い利用者負担とサービス削減が続けられてきましたが、政府はさらに削減を狙っています。介護保険から要支援1と要支援2の人を外し、地域支援事業に移そうとしています。

この事業は、厚生労働大臣も「介護保険の制度ではない」と述べています。要するに、サービス水準について、全国一律のルールがある介護保険から要支援者を外し、市町村任せの地域支援事業に移せば、サービスの質も量も引下げが可能になるということであり、財政難に苦しむ市町村に要支援者へのサービスを丸投げして介護費用の削減を実行させることです。大臣は「質は絶対に落としていただいては困る」と述べましたが、質を保障する国の責任を投げ捨てて、市町村に丸投げし、財政負担を減らすよう迫っておきながら、市町村に質を守れということは大変無責任な話です。

介護難民をなくし、安心して利用できる制度にし、保険料高騰にはね返らせないために、現行では介護給付費の4分の1以下である国庫負担を引き上げていく必要があります。

次に、意見書案第8号集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書についてです。

先ほど、自民党から討論がありました。国際社会の変化を述べられていましたけれども、最大の変化 は、紛争を戦争にはしないという努力が広がっていることです。

ASEANを中心としてTACというシステムがつくり上げられ、ここに多くの国々が参加して、この精神を実現しようと努力しているところです。ベトナム戦争のときは、国連は力を発揮することができませんでした。しかし、イラク戦争のとき、国連は断固としてアメリカの軍事行動に反対し、国連中心主義を守って発揮してきたのが、この間の歴史です。

日本においても、イラクへの自衛隊派兵のとき、あくまでも出るところは戦闘地域ではない、戦闘地域から一歩下がって水をまいているだけだと言って、自衛隊はイラクに出ていったわけです。このよう

な過去の状況をしっかりと見ないで討論を行うことは、大変、自民党としてもまずいことだと思います。 さて、それについてもう少し詳しく述べます。

安倍内閣は、内閣法制局長官を、これまでの内部昇格の慣例を破り、小松一郎氏を起用することを閣議決定しました。小松氏は、集団的自衛権行使の積極的容認派です。歴代政府の憲法解釈を変更する狙いです。今年8月まで長官だった山本庸幸氏は、「今の憲法の下で半世紀以上議論され、維持されてきた憲法解釈であり、私自身は難しいと思っている」と発言しました。法制局が簡単に憲法解釈の変更を認めてしまえば、憲法解釈の信頼性が根本から失われてしまいます。

自民党などが国連憲章第51条を持ち出して、日本は個別自衛権だけではなく、集団的自衛権を持っており、行使は当然だというのは重大な誤りです。国連憲章第51条は、国連の認めない戦争は許されないという国連の精神に反して、自衛の名による戦争を強行するため、アメリカなどがねじ込んだものです。ですから、第51条による自衛の行動は、国連による紛争の解決の原則そのものが崩壊の危機にさらされることになりかねません。

そして、集団的自衛権は、アメリカや旧ソ連など、他国への無法な侵略、干渉を合理化する口実としてのみ主張されてきました。

具体的に述べます。ソ連は、1956年ハンガリーに、1968年にはチェコスロバキアに、1979年にはアフガニスタンに軍隊を投入し、政府を崩壊させましたが、いずれも軍事同盟を結んだ相手側の要請による集団的自衛権の行使だと主張しました。

アメリカも、ベトナム戦争で、アメリカが押しつけた南ベトナムのかいらい政権への人民の抵抗を北ベトナムによる武力攻撃だとし、南ベトナムの内戦状態を北ベトナムとの戦争だとして、北ベトナム爆撃を集団的自衛権の行使だと主張しました。1979年に親米独裁政権を倒したグレナダを1983年に侵略しましたが、グレナダも加盟する東カリブ海諸国機構の要請による集団的自衛権の行使だという体裁をとっています。同じ1979年に、親米独裁政権を打倒したニカラグアにも、機雷敷設や石油施設爆破などの武力攻撃を加えましたが、隣国エルサルバドルの反政府勢力をニカラグア政府に結びつけて、エルサルバドルとの集団的自衛権の行使だとしました。

このように、武力攻撃も発生していないのに、軍事介入をする口実として集団的自衛権を主張してきたものばかりです。他国への軍事介入の論拠に使われてきた規定を持ち出して、憲法違反の武力行使を正当化するのは大間違いです。

最後に、意見書案第9号若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書についてです。 先ほど、公明党から提案説明がありました。意見書案第4号で述べているように、そもそもの問題に 手をつけずに、この若い世代が安心して就労できる環境はつくることができません。

2012 年 6 月に閣議決定された新成長戦略では、最低賃金を 2020 年までに全国平均 1,000 円まで引き上げることが明記されました。これは、政労使合意で 2020 年までに全国 1,000 円を目指すと確認したもので、安倍内閣もこの目標を達成すべき義務を負っています。

日本共産党は、この合意を達成するために取り組むべきとも考えています。しかし、安倍内閣が進めていることは、政労使の合意で改定したばかりの問題を産業競争力会議と規制改革会議を中心に検討され、労働者代表がいない財界中心の会議でもとに戻すような議論を進めてきました。政労使協議の環境づくりといって、企業減税や労働コスト削減の規制緩和など、企業の利益拡大のための協議の場にすることは認められません。

厚生労働省が5日に発表した派遣労働者の調査によると、派遣社員ではなく、正社員として働きたいと答えた人が43.2パーセントに上り、派遣労働者として働きたいという人も43.1パーセントいました

が、このうち80.4パーセントは比較的長い期間働ける常用雇用型を望んでおり、正社員など雇用の安定を求める声が大多数を占めることが浮き彫りとなりました。また、同調査では、正社員になれないまま、派遣労働者として年齢を重ねていることも明らかになりました。

安倍首相が「経済活性化のため、柔軟で多様な働き方を進めるための規制改革を進める」と言うように、労働問題は規制改革の焦点となっています。ここで言う「柔軟で」とは解雇しやすい、「多様な」とは正規雇用中心ではなく、有期や派遣など、いろいろな雇用形態を増やすということです。

政府の規制改革会議で示された内容を見ると、無効な解雇を金銭で可能にする、労働時間規制をなくしてただ働きを合法化する、派遣など低賃金で不安定な雇用を一層拡大する等が特徴です。

提案されている意見書案は、この安倍内閣が進めている雇用破壊をかなめとする成長戦略の政策の一部であり、その目的は、正社員を多様化し、企業は総人件費を大幅に削減することが狙いであり、賛成することができません。

議員各位の賛同を呼びかけまして、討論といたします。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○1番(秋元智憲議員) 公明党を代表し、これから述べます九つの意見書案について、簡潔に討論を したいと思います。

意見書案第1号希望する教職員全員の再任用を求める意見書、第2号希望する教職員全員の再任用と必要な交付税措置を国に求める意見書、第3号「教育無償化」の前進を求める意見書、第4号労働者派遣制度改悪をやめブラック企業根絶を求める意見書、第5号生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書、第6号安心できる介護制度の実現を求める意見書及び第7号要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書はいずれも否決、第8号集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書及び第9号若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書はいずれも可決の討論をいたします。

まず、意見書案第1号及び第2号については、北海道の現行の教職員定数が明年3月において、定数 法による分限免職が発生するような実態と乖離した低い状態にあるとは思っておりません。また、北海 道教育委員会の人事当局において、再任用希望の教職員に対しては、希望に沿った対応が行われている ものと認識しており、ここで言われるような心配はないものと考えております。

次に、意見書案第3号について、我が党としても高校無償化の制度は維持・拡大すべきと考えておりますが、意見書案では、所得制限のあり方について検討されていることに触れ、予算増ではなく、予算内での低所得者対策は同制度での趣旨に反していると述べられています。しかし、我が党としては、予算内での平成26年度以降の所得制限について、年収910万円以上の世帯を除外することは、所得の低い世帯に手厚く振り分けるものであり、当然、制度本来の趣旨に沿ったものと考えるものです。

次に、意見書案第4号について、また、関連し、意見書案第9号についてです。

まずは、意見書案第4号にあるブラック企業根絶での対策強化という点では、趣旨の理解はするものの、この意見書案の最後に労働者派遣法の抜本改正で、正社員が当たり前の社会を目指すことを強く求めるとのことでありますが、そもそもこの考え方が現在の労働環境などについて正しい認識なのか、疑問があります。もちろん、正規雇用や正社員を望む人については、できる限り希望に沿った働き方ができるようにするという意味では理解はするものの、先ほど松田議員より詳しく提案説明がありましたが、今年3月から5月にかけ、公明党青年局としてワーク・ライフ・バランスについてのアンケート調査を

実施し、全国で28万人を超える方から回答をいただき、その結果を基にして、国に対し提言をいたしま した。

この結果から見えてきたものとして、仕事よりプライベートを優先するなどの考え方が増えてきており、必ずしも正規雇用、正社員という働き方だけを望んでいるわけではないということです。

ライフスタイルの多様化や価値観の多様化が進んだ現代では、子供のいない共働き世帯や単身世帯などが増えており、例えば正社員の夫と専業主婦の妻、そして2人の子供という、これまで一般的とされてきた日本の社会システムについても実態との間にずれが生じており、今後、少子高齢化が進むと、ますますそのずれが広がる可能性があるものと考えます。

また、関連し、今回提案されております意見書案第9号は、今紹介したアンケート結果から導き出された対策、世帯収入の増加対策、正規・非正規の格差是正、子育て支援、最低賃金引上げに向けた環境整備、また、多様な働き方を可能にする環境整備を国に求めるものであり、意見書案第9号に対しては可決の態度を示します。

次に、意見書案第5号生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書です。

社会保障審議会生活保護基準部会は、これまで行われてきた 11 回の議論を基に、生活保護基準の年齢、 世帯人数、級地という体系のあり方について、それぞれ消費実態の水準などを分析し、一体的な評価、 検証を行う考え方を確認しました。

このことを踏まえ、政府は、今年8月1日より生活保護基準の見直しを実施しました。ただ、今回の 見直しは、保護費の削減ありきで行われたものではありませんし、今述べたように消費実態の水準を踏 まえた判断であります。また、不正受給対策の厳格化や自立・就労支援の強化と一体となったものであ り、国においては、さらに現在問題となっている貧困の連鎖問題や生活保護受給世帯と社会とのつなが りを強くする努力が必要であると考えます。

次に、意見書案第6号は、介護報酬の引上げと介護保険料・利用料の軽減を同時に求めるものでありますが、高齢者の増加する中、介護給付費が年々増加し、介護保険財政が逼迫しつつある現時点においては、制度の持続可能な給付と負担のバランスを図ることが重要であり、意見書案で求める内容は現実的ではないと考えます。

また、意見書案第7号は、社会保障制度改革国民会議が要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じて新たな地域包括推進事業として受皿を確保しながら、段階的に移行させる方向を打ち出していることに対して中止を求めるものでありますが、地域支援事業の財源は、これまでどおり介護保険財政から支出され、事業内容について市町村の裁量が広く認められるものであり、より地域に密着した介護サービスが提供できる可能性もあり、それ自体否定するものではありませんし、むしろ第6号同様、持続可能な制度設計を進めるべきと考えます。

次に、意見書案第8号集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書についてです。

国連憲章第51条では、「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と、集団的自衛権を認めています。

しかし、これまで我が国は、日本国憲法前文の平和主義の理念に基づき、国際法上認められていても、 我が国は外国とは戦わないことを明らかにし、これまでの政府答弁においても一貫して、集団的自衛権 の行使は憲法9条の下において、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。

このことからも、集団的自衛権の憲法解釈変更は、これまで積み上げてきた議論経過を根底から覆す ものであり、政府見解をも覆すものであります。 政治の正道からいうと、むしろ問題があるのであれば、憲法解釈変更ではなく、憲法第9条のどの点にどのような問題があるのか明らかにし、国民的議論を醸成すべきと考えます。

よって、意見書案第8号集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書は可決を主張いた します。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。 まず、意見書案第1号ないし第4号について、一括採決いたします。 可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第5号ないし第7号について、一括採決いたします。 可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第8号について採決いたします。 可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第9号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。 いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。 第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時08分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員 安斎 哲 也

議員上野智真

- ○諸般の報告
- 〇今定例会に提出された意見書案
- 〇平成25年小樽市議会第3回定例会議決結果表
- ○請願・陳情議決結果表

〇諸般の報告 (招集日印刷配布分)

(1) 菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成25年6月~7月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

希望する教職員全員の再任用を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 川 畑 正 美 同 佐々木 秩 同 新 谷 と し

年金支給開始年齢の「繰延べ」が続き、民間では本年4月の退職者からは、全く収入のない期間が 生じています。それは公務においても同様で、来年3月の定年退職者からは基礎年金相当部分だけで なく報酬比例部分の支給開始年齢も2年おきに1歳ずつ引き上げられ、「無年金期間」が生じます。

生活の糧を全て失うことになるこの期間の生活維持のため、政府は60歳定年以降も働き続けることを望む全ての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務付け、本年4月からは60歳からの継続雇用に「選定基準」などを設けることを禁ずる改正高齢者雇用安定法が施行されています。公務に関しても、本年3月26日、政府は国家公務員の雇用と年金の接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」と「確実に接続する」ことを閣議決定しました。文部科学省もこれを受け「教育公務員の雇用と年金の接続に係る留意事項」通知を行い、「適切な対応」を都道府県教委、市町村教委に求めています。

ところが、道内の道立高校、小中学校に勤務する教職員については、再任用が全く保障されない異常な事態が生じています。特に来年度からは「無年金期間」が生じることで再任用希望者が増加する一方、子供の減少による定数減が予想され、事態は一層深刻です。制度設計や再任用職員を定数外にする場合の財政負担を地方任せにしたまま、「定数法」による来年度以降の定数枠に当てはめれば、道内の公立学校では来年3月、大量の教職員の「分限扱い」が生じかねない事態です。

このような無法状態を生じさせることはできません。原因は、制度設計や財政負担を地方任せにする政府と道、道教委の施策にあり、速やかな対策が講じられる必要があります。

そもそも人事院は平成23年9月、来年から生ずる公務の無年金期間について職員の「定年延長」を 行う意見の申出を行いました。この方針を政府が転換し、現行「再任用制度」で対応するとしたので すから、制度は再任用でも「雇用と年金の接続」を確実に行う責任が国に求められるのは当然です。

対策は待ったなしです。道、道教委が任命権者として再任用保障の責任を果たさなければならないのは当然ですが、「定年延長でなく、再任用制度による」と、その制度の大枠を作った政府が財政支援を必要とする道府県に対し、交付税等の追加措置を講ずべきことも当然です。

道教委がこのまま現行制度の枠内での対策に終始すれば、事実上の「3月解雇」や新採用の大幅抑制、期限付教員の「雇止め」も起きかねず、若年層教職員の雇用にも大きく影響するもので、一人高齢層の教職員だけの問題ではありません。また、公務でこのような「3月解雇」が横行することになれば、それは法が義務付ける民間での雇用にも影響しかねません。道教委が「国や他府県の動向を見極めて」などとし、現行制度の延長上の対策にとどまっている状況も問題です。

少人数学級など、どの子供にも行き届いた教育を行うための定数増や定員外措置と併せて問題解決が図られれば、教育条件も前進します。

希望する全ての教職員の再任用実現へ、必要な制度設計を行うよう求め、下記の項目について、速 やかな措置を要望します。

記

- 1 希望する全ての教職員の再任用実現へ必要な制度設計を行うこと。
- 2 希望者全員の再任用に伴い、新採用者の極端な減少や期限付教職員が雇止めをされることのない ようにすること。
- 3 以上のことを実現するためにも必要な定数外措置(大幅な定数増)を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 博 市 議 会

希望する教職員全員の再任用と必要な交付税措置を国に求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 川 畑 正 美 同 佐々木 秩 同 新 谷 と し

年金支給開始年齢の「繰延べ」が続き、民間では本年4月の退職者からは、全く収入のない期間が 生じています。それは公務においても同様で、来年3月の定年退職者からは基礎年金相当部分だけで なく報酬比例部分の支給開始年齢も2年おきに1歳ずつ引き上げられ、「無年金期間」が生じます。

生活の糧を全て失うことになるこの期間の生活維持のため、政府は60歳定年以降も働き続けることを望む全ての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務付け、本年4月からは60歳からの継続雇用に「選定基準」などを設けることを禁ずる改正高齢者雇用安定法が施行されています。公務に関しても、本年3月26日、政府は国家公務員の雇用と年金の接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」と「確実に接続する」ことを閣議決定しました。文部科学省もこれを受け「教育公務員の雇用と年金の接続に係る留意事項」通知を行い、「適切な対応」を都道府県教委、市町村教委に求めています。

ところが、道内の道立高校、小中学校に勤務する教職員については、再任用が全く保障されない異常な事態が生じています。特に来年度からは「無年金期間」が生じることで再任用希望者が増加する一方、子供の減少による定数減が予想され、事態は一層深刻です。制度設計や再任用職員を定数外にする場合の財政負担を地方任せにしたまま、「定数法」による来年度以降の定数枠に当てはめれば、道内の公立学校では来年3月、大量の教職員の「分限扱い」が生じかねない事態です。

このような無法状態を生じさせることはできません。原因は制度設計や再任用教職員を定数外にする場合の財政負担を地方任せにする政府の施策にあり、速やかな対策が講じられる必要があります。

そもそも人事院は平成23年9月、来年から生ずる公務の無年金期間について職員の「定年延長」を 行う意見の申出を行いました。この方針を政府が転換し、現行「再任用制度」で対応するとしたので すから、制度は再任用でも「雇用と年金の接続」を確実に行う責任が国に求められるのは当然です。

対策は待ったなしです。道、道教委が任命権者として再任用保障の責任を果たさなければならないのは当然ですが、「定年延長でなく、再任用制度による」と、その制度の大枠を作った政府が財政支援を必要とする道府県に対し、交付税等の追加措置を講ずべきことも当然です。

道教委がこのまま現行制度の枠内での対策に終始すれば、事実上の「3月解雇」や新採用の大幅抑制、期限付教員の「雇止め」も起きかねず、若年層教職員の雇用にも大きく影響するもので、一人高齢層の教職員だけの問題ではありません。また、公務でこのような「3月解雇」が横行することになれば、それは法が義務付ける民間での雇用にも影響しかねません。道教委が「国や他府県の動向を見極めて」などとし、現行制度の延長上の対策にとどまっている状況も問題です。

少人数学級など、どの子供にも行き届いた教育を行うための定数増や定数外措置と併せて問題解決が図られれば、教育条件も前進します。

希望する全ての教職員の再任用保障へ、下記項目について速やかな国の指導と必要な財政措置の実施を要望します。

記

- 1 希望する全ての教職員の再任用実現へ、国は対策が求められる都道府県への交付税等、必要な財政支援を行うこと。
- 2 希望者全員の再任用に伴い、新採用者の極端な減少や期限付教職員が雇止めをされることのない ようにすること。
- 3 以上のことを実現するためにも教育条件整備にも必要な定数外措置(大幅な定数増)を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 樽 市 議 会

「教育費無償化」の前進を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 川 畑 正 美

 同
 林 下 孤 芳

 同
 佐々木
 秩

国は、2010年度から「公立高等学校の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度(以下、高校無償化)」を始めました。これは、高校教育を、「受益者負担主義」や「自己責任論」から脱し、教育の機会均等を保障するものに転換するものであると、国民から大いに歓迎されました。

しかし、父母が負担する学校教育費は、就学支援金が出ているにもかかわらず私立高校で68.5万円、授業料不徴収となったにもかかわらず公立高校で23.7万円(文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」)と、依然として家計の中で大きなものとなっています。長引く不況の下で所得が下がり、これ以上の教育費負担は困難という家庭も増えています。そうした実情を受け、独自措置で一定の年収以下の家庭に私立高校授業料を実質無償化する自治体も生まれています。しかし、自治体の努力に頼る方法は、地方財政の厳しさからも限界があります。教育を受ける権利が自治体の財政力に左右されてはなりません。国は責任を持って教育費の父母負担軽減を進める必要があり、「高校無償化」は維持するだけでなく、大きく拡充すべきです。

「高校無償化」について、文部科学省は、2014年度以降の「所得制限の在り方」を検討することを明らかにしています。それは、予算を増やすのではなく、その枠の中で低所得者対策として「高校無償化」を行うことを意味し、制度本来の趣旨とは異なるものです。この法律の附帯決議では、「教育の機会均等を図る観点から検討を加え必要な措置を講ずる」とあります。

昨年、国は、国際人権規約社会権規約第13条の留保を撤回し、高校・大学の無償教育の漸進的導入を国際的に宣言しました。これは、国が、授業料無償化や給付制奨学金はもちろん、誰もがお金の心配なく大学まで学べるようにする施策を行うということで、世界的に見れば当たり前のことです。一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって、国に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 国は、「高校無償化」の維持・拡充を進めること。
- 2 国は、高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度を作ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 博 市 議 会

労働者派遣制度改悪をやめブラック企業根絶を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 川 畑 正 美

 同
 佐々木
 秩

 同
 北 野 義 紀

安倍政権は「企業が世界で一番活動しやすい国づくり」を重視する中で、財界が要求している労働者派遣制度の見直し作業を異常なスピードで進め、秋口から厚生労働省の労働政策審議会で議論し、年内にも結論を出して法案化を強行しようとしています。

見直しは、労働者派遣法が持っている「常用代替防止」の原則の廃止、自由化業務は期間 上限を現行の1年から3年に延長するなど、いずれも規制を緩和する内容で、「日雇派遣」 の原則禁止なども取り払われる可能性が出ています。

総務省が発表した2012年就業構造基本調査によると、パートやアルバイトなどの「非正規の職員・従業員」の総数は2,043万人となり、調査開始以来、初めて2,000万人を突破しました。

見直しの方向で法改定することになれば、企業は正社員を減らし、労働コストの引下げと 景気の調整弁として使い捨てできる派遣の導入が急速に進み、日本の雇用不安が更に深刻化 しかねません。

厚生労働省は8日、若者を使い捨てにする「ブラック企業」について、離職率が高い企業約100社を始め、過重労働や法違反の疑いがある約4,000社を対象に9月の集中的な監督指導を実施し、過労死を引き起こした企業に再発防止の取組を徹底させることや、重大・悪質な違反が確認された企業については送検し、企業名を公表することを打ち出しました。

「ブラック企業」根絶のためには、悪質な企業名の公表や長時間労働の法的規制などとともに、非正規雇用の増大で「代わりは幾らでもいる」という状態を無くすことが必要です。

よって、国においては、派遣労働を野放図に拡大するなど労働法制の規制緩和をやめ、「ブラック企業」根絶を目指し、労働者保護を柱とする労働者派遣法の抜本改正で「正社員が当たり前」の社会を目指すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 樽 市 議 会

意見書案第5号

生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 吹田 友三郎

同川 畑 正 美同斎 藤 博 行

安倍政権は、8月から生活保護基準の大幅引下げ(生活保護費削減)を強行しました。基準引下げは、受給者の暮らしを直撃するだけではありません。既に新聞、テレビなどで広く報道されているように小中学生のいる家庭を支える就学援助費や最低賃金額など国民生活を支える諸制度にも極めて深刻な影響を及ぼすものです。

参議院選挙が終わったとたん全国各地の生活保護受給者のもとに生活保護費減額を知らせる「通知」が届き始め、受給者の悲鳴と怒りの声が上がっています。

保護費を3年かけて670億円(6.5パーセント)も引き下げたことは、現在の生活保護制度 発足後一度もありません。今回減額された生活保護費(生活扶助費)は、食費や光熱水費な どに充てられる受給者にとって命に関わるものです。「アベノミクス」による食料品の値上 がりに直撃されている受給者にこれ以上の「節約」を求めることはできません。

さらに、保護基準が就学援助の支給費や最低賃金額、住民税非課税限度額の目安など国民の暮らしに関わる制度に連動しています。保護基準の引下げには何の道理もないことは明らかです。

よって、政府は、憲法が保障する生存権を守る上からも生活保護費の削減を撤回し、生活保護制度が最低生活を守る「最後の安全網」にふさわしい制度に改善するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小樽市議会

意見書案第6号

安心できる介護制度の実現を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 吹 田 友三郎

 同
 川
 畑
 正
 美

 同
 斎
 藤
 博
 行

「家族を介護負担から解放する」をうたい文句として介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。

2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30分以上60分未満」「60分以上」から、「20分以上45分未満」「45分以上」へと短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり自己負担の利用料負担が大きくなり過ぎるなどで、必要な介護を受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。医療費の抑制の名の下に入院日数が削減され、「病院から在宅へ」の流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受皿としては余りにぜい弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

以上の趣旨から下記の事項について要望します。

記

- 1 介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料・利用料を軽減すること。
- 2 訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引下げを見直し、必要なサービスを受けられるよう改めること。
- 3 国は、介護保険給付金を厳格に反映させるようにし、介護職員の賃金引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 博 市 議 会

要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 吹
 田
 友三郎

 同
 川
 畑
 正
 美

 同
 斎
 藤
 博
 行

平成25年8月6日付け「社会保障制度改革国民会議」の報告書によれば、「要支援者に対する介護予防給付について市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受皿を確保しながら新たな地域包括推

進事業(仮称)に段階的に移行させていくべきである。」として要支援者を介護保険サービ

スから外すことを明確に打ち出しました。

このことは、①要支援者こそ、適切な介護を受けることによって廃用症候群や引き籠もり等、心身の機能低下を防ぐ上で最も介護を必要としている人々ですが、報告は一律に要支援者から必要な介護を奪うものです。

②要支援者の中には、介護保険サービスを利用し、独居で頑張って暮らしている方が多くいます。要支援者から介護サービスを奪うことは、これらの方々の自立した生活を奪うことを意味するとともに、介護保険の本来の趣旨にも反するものです。

③限られた介護保険財源と人材の中で、新たな地域包括推進事業(仮称)を立ち上げ運営することは、ただでさえ厳しい自治体財政を更に圧迫することになりかねません。そして従来の介護給付費に比べ大幅に引き下げざるを得ない給付費で、果たして必要なサービスを確保できるのかも見通しが持てません。このように、介護保険を運営する自治体にも大きな負担を強いることが懸念されます。

④おおよそ4分の1の利用者が介護保険のサービスから外されることになり、多くの介護 事業所の経営を直撃することは間違いありません。そして介護事業所の倒産と、そこで働く 介護労働者の失業が懸念されます。その結果、ただでさえ足りない介護労働者の離職を促 し、ますます利用者から必要な介護を奪うのではないかと危惧されます。

また、報告では「制度の持続可能性や公平性の視点から、一定以上の所得のある利用者負担は引き上げるべき」としていますが、実際には、介護保険料も大幅に引き上がっており、その上消費税引上げも前提とした上に、更に利用者負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことにつながるのではないか懸念するものです。むしろ、国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考えます。

以上の趣旨から下記の事項について要望します。

記

- 1 要支援者に対する介護予防給付を継続すること。
- 2 利用者負担を増やさないこと。
- 3 介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 樽 市 議 会

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 安 斎 哲 也

 同
 川 畑 正 美

 同
 高 橋 克 幸

 同
 山 口 保

安倍政権は内閣法制局長官に、集団的自衛権行使の容認派として知られる小松一郎駐仏大 使の起用を閣議決定しましたが、歴代政府がとってきた憲法解釈を、人事権を行使して変え ようとしていると言われても仕方ありません。

内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきました。集団的 自衛権については、「行使ができないのは憲法第9条の制約である。我が国は自衛のための 必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」(角田法 制局長官、1983年4月)などと、第9条との関係で憲法上許されないとしてきました。

自民党の改憲草案は、この憲法第9条第2項を削除し「国防軍」を創設するとしています。

政府はこれまで第9条第2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限の実力組織である」などと説明してきましたが、同時に「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」(工藤敦夫内閣法制局長官、1990年10月)として、実力行使の目的をもって海外派遣すること、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきました。

憲法第9条の解釈変更のため、首相に近い立場の人物を長官に起用するという進め方に、 元内閣法制局長官経験者からも「法治国家のルールにのっとって努力するのが政治のあるべき姿」「解釈改憲は邪道で、立法府として自殺行為的な色彩がないか」(朝日新聞8月9日)と危惧の声があがっています。

よって国においては、集団的自衛権行使の容認・憲法解釈の見直しは行わないように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 樽 市 議 会

議決年月日 平成25年9月25日 議決結果 可 決 賛 成 多 数

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 中村岩雄

 同
 松田優子

 同
 佐々木
 秩

 同
 山田雅敏

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層と言われるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取組を進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

記

- 1 世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、 最低賃金引上げに向けた環境整備を進めること。
- 2 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣 悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施 や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
- 3 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするような環境整備の導入を促進すること。
- 4 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 樽 市 議 会

議決年月日 平成25年9月25日 議決結果 可 決 賛 成 多 数

地方税財源の充実確保を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 秋 元 智 憲 同 成田 祐 樹 同 小 貫 元 同 酒 井隆 行 林 下 芳 同 孤

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。 こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充 実確保が不可欠です。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めます。

記

- 1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
 - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を 維持すること。
 - (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
- 2 地方税源の充実確保等について
 - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹を成している「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 樽 市 議 会

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書(案)

ŧ	是出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
		司	成	田	祐	樹
		同	小	貫		元
		同	鈴	木	喜	明
		同	林	下	孤	芳

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保持などの「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの (第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6パーセントのうち、3.8パーセントを 森林吸収量で確保)と同等以上の取組を推進することとしています。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されましたが、使途は、二酸化炭素排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林 吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を、山村地域 の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者 不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生 命財産が脅かされるといった事態が生じています。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務です。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求めるものです。

記

1 自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小樽市議会

地方財政の拡充に関する意見書 (案)

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	司	成	田	祐	樹
	司	小	貫		元
	司	林	下	孤	芳
	同	前	\mathbb{H}	澅	書

政府・総務省は、「地方公務員の国に準じた給与削減の要請」を行い、地方交付税等の一方的な削減を行うとともに、削減措置の進捗状況を調査・公表するなど、地方自治を侵害する給与引下げを行い、多くの自治体が実施しています。

公務員給与の引下げは、地域経済をますます疲弊させることにもなります。

地方6団体も、国の一方的な地方交付税削減に対して「地方自治の根幹に関わる問題」と して反対の声明を発表しています。

しかし政府は、地方からの強い反対にもかかわらず、今後、国の要請どおりの給与削減を 行わなかった自治体に対し、起債の同意権や特別交付税などを使った措置を行うことを否定 していません。また、2014年4月以降も「給与削減措置」を検討し、地方交付税の算定に 「行革」の進捗状況を反映させることなども検討しています。

よって本議会は、国に対し、地方自治の本旨に基づき、地方財政の拡充を図るよう、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 地方交付税の削減や、行革を反映させる算定方式の導入など地方交付税の制度変更を行わず、地方財政を拡充すること。
- 2 地方公務員給与7.8パーセント削減相当分を地方交付税に復活させること。
- 3 起債同意権や特別交付税などを使った地方自治への介入を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 樽 市 議 会

婚姻歴のないひとり親家庭の母(父)を税法上の「寡婦(夫)」とみなし、寡婦(夫)控除 を適用することを求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	千	•	葉	美	幸
	司	吹		田	友王	三郎
	同	JI		畑	正	美
	同	斎	:	藤	博	行
	同	佐	上	木		茂

母子世帯の経済状況は、就労率は80.6パーセントと高く、何らかの就労をしていますが、年間平均 就労収入は181万円、児童扶養手当、養育費などを入れた母自身の年間収入でも223万円と大変厳し く、雇用の状況も派遣を含めた非正規雇用が52.1パーセントと不安定な雇用形態です。

父子世帯の就労率は91.3パーセント、父の年間平均就労収入は360万円、父自身の年間収入は380万円であり、父子家庭も経済的に厳しい現状です。

その中でも非婚世帯は、母子世帯で年間平均就労収入160万円、父子世帯で年間平均就労収入225万円と特に所得水準が低い傾向にあるにもかかわらず、子供を扶養している婚姻歴のないひとり親世帯には、所得税法の定める「寡婦(夫)控除」は適用されません。税法上の「寡婦(夫)」とは、過去に法律婚をしたことのあるものと定義されているからです。これによって算定された課税所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じひとり親世帯でありながら、婚姻歴のないひとり親世帯は支払額が著しく高くなっています。地方税法第295条第1項により、個人の市町村民税の非課税の範囲は、寡婦若しくは寡夫において前年所得金額が125万円以下(給与収入が204万4,000円未満)のものとなっていますが、非婚のひとり親世帯は該当しません。そのため生活を共にする子供とともに大きな不利益を受けています。

この問題について、2009年11月、3名の方が代理人弁護士とともに、日本弁護士連合会に対して人権救済の申立てを行いました。これを受けて日弁連は、2013年1月11日付けで、非婚の母に寡婦控除を適用しないことは、合理的な理由もなく差別するものであるとして、寡婦控除を「みなし適用」するよう総務大臣、都知事等に宛てて「要望書」を提出しました。

日弁連の調査報告書によれば、婚姻歴のない母親に対して寡婦控除を適用しないことは、法の下の平等を保障した憲法第14条に違反し、また母によって扶養される子供に対しても経済的不利益をもたらすことから「子どもの権利条約」に違反し、また差別を禁じた国際人権規約(自由権)の規約にも反している、と結論付けています。

9月4日に最高裁が「子自らが選択や修正する余地のない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきである、という考えが確立されてきている。」と婚外子差別違憲の決定をしました。

ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8パーセントと非常に高く、親の貧困が子の貧困に連鎖されます。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会で成立したことを受け、総則に書かれてある、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」との言葉を重く受け止め、下記のとおり、婚姻歴での差別をしない適用を強く要望します。

記

1 国においては、税法の寡婦(夫)控除制度を改正し、婚姻歴の有無、男女を問わず適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 樽 市 議 会

JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	安	斎	哲	也
	同	松	田	優	子
	同	酒	井	隆	行
	同	林	下	孤	芳
	同	北	野	義	紀

2011年5月に発生した石勝線清風山信号場トンネル内の脱線火災事故を始め、一連の重大事故・トラブルによりJR北海道への信頼は大きく揺らいでいます。

同社は、国土交通省に再発防止策を提出し、その会見で野島社長は「老朽化した車両のメンテナンスが十分に行われていない問題があった」と不備を認め、整備時間の確保に努めることを表明しています。

同社は、11月から札幌―函館間は事故前の上下22本を18本に、札幌―釧路間は上下14本を12本に減らし、最高時速130キロメートルで走行する特急の減速運行などを決め、道内交通の大動脈とも言える鉄道輸送体制がこれまでどおり維持されるのか少なくない道民は不安を感じています。

何より乗客・利用者の命と安全を第一とする公共交通機関として一刻も早い再生を目指し、事故原因の徹底究明と再発防止策を講じ、運行の安全確保に万全を期すことです。

事故原因の究明が進むにつれて、整備や保安分野で技術継承がされていない問題、他社と 比べて老朽化が目立ち電気制御装置が付いていない危険なエンジンの改修・更新の必要性な ど、様々な問題点が浮上しています。

よって、JR北海道が利用者の信頼を取り戻すために、国に対し以下の対応を強く求めます。

記

- 1 事故原因の徹底究明と事故防止策の作成を急がせ、情報公開を行わせること。
- 2 車両・設備の更新に必要な技術的、財政面の支援強化を図ること。
- 3 車両の検査体制は、積雪寒冷地、長距離運行という北海道の特徴にあわせた内容とし、 検査機関の規制緩和は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小 樽 市 議 会

福島第一原発事故に伴う汚染水について国が責任を持って抜本的対策を求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	小	貫		元
	同	林		孤	
	同	前	田	清	貴

東京電力福島第一原発が、事故を起こしてから11日で2年半になりました。しかし、放射性物質を含む汚染水が海へ流出し続け、地上タンクから大量の汚染水が漏れて地下水を汚染するなど、制御困難な状況です。

海に流出し続けている汚染水は、敷地内の海側にある配管やトンネルにたまった放射能汚染水が、地下水に混ざったものです。政府は、海に流出している量を1日300トンと試算し、東京電力は、2年以上前から流出し続けているとする試算を発表しました。

3月には、同港湾内で捕獲された魚の一種アイナメから1キログラム当たり74万ベクレルの放射性セシウムを検出し、8月には東京電力が地下水から港湾内に流れ出た高濃度汚染水中のストロンチウム90は最大約10兆ベクレル、セシウム137は20兆ベクレルに上ると推計を発表しています。また、トラブルの深刻さを示す国際原子力事故評価尺度を「レベル3」に引き上げました。

安倍政権は、汚染水漏れ問題に関する基本方針を決定しました。同方針は、従来の方針を 踏襲した上、地下水の海洋放出について、「関係者の理解を得られるよう最大限努力する」 と明記しています。

同原発は、東京電力任せでは、更に汚染が拡大しかねない非常事態です。

よって、政府の責任で汚染の実態や原因の全容を調査・把握して国民に明らかにし、内外の集団的英知を総結集した抜本的な対策を立て直すことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小樽市議会

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 成田祐樹 貫 同 /\ 元 同 松 田 子 優 鈴木喜 明 司 芳 同 林 下 抓

一昨年の東日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生しています。そうした中、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「首都直下地震」及び「南海トラフ巨大地震」に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっています。

また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国と言えます。更に近年増えている局地的豪雨は地形の急しゅんさとあいまって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしています。

そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋りょう、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うことが必要と考えます。

よって、政府におかれては、以下の事項について早急な対策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、関連法案の成立を急ぎ、防災・減災対策を強化すること。
- 2 発生確率が極めて高いと言われる首都直下地震に対して、行政の中枢機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」(衆議院で継続審議)の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること。
- 3 甚大な被害をもたらす恐れのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和及び財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」(衆議院で継続審議)の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日小樽市議会

議決年月日	平成25年9月25日	議決結果	可 決	全 会	会 一 致	
-------	------------	------	-----	-----	-------	--

鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)

 提出者 小樽市議会議員
 千 葉 美 幸

 同
 吹 田 友三郎

 同
 川 畑 正 美

 同
 林 下 孤 芳

 同
 前 田 清 貴

野生鳥獣及び海獣による農作物・漁業被害は深刻化し、被害は経済的損失に止まらず、農 林漁業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加、また海洋生態系に著しい悪影響を与えていま す。

鹿、いのしし、猿など野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年以降は毎年200億円を上回っており、また、とど、あざらしなどの海獣による漁業被害額も近年は20億円を超える状況(北海道調べ)となっています。

鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられます。

こうした鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年に、議員立法による「鳥獣による 農林水産業等に係る被害の防止のための特措法」が全会一致で成立。この法律により、現場 に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を 行うことに対して支援措置が実施されることになりました。

平成24年には同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになりましたが、集中的かつ効果的な鳥獣及び海獣による被害防止対策を早急に講じる必要があります。

よって国におかれましては、鳥獣・海獣被害防止の充実を図るため、下記の事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

記

- 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。
- 3 海獣被害に対しては、追い払いなどの防除対策事業、個体数調整のための調査捕獲事業、 及び生息域などの把握のためのモニタリング事業をより一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日 小 樽 市 議 会

議決年月日 平成2	25年9月25日	議決結果	可決	全生	会 一 致	:
-----------	----------	------	----	----	-------	---

平成25年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 平成25年9月4日~平成25年9月25日(22日間)

	<u> </u>	· ·		<u> </u>				I + ^	学夫
議案 番号	件名	提 出年月日	提出 者	付 折 F 月		<u>会</u> 議 決 年月日	議決結果	本 会 議 決 年 月 日	議 議決 結果
1	平成25年度小樽市一般会計補正予算	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
2	平成25年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
3	平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
4	平成25年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
5	平成25年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
6	平成25年度小樽市病院事業会計補正 予算	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
7	平成24年度小樽市一般会計歳入歳出 決算認定について	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
8	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決算	Н25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
9	平成24年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決算	Н25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続 審査
10	平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決 算	Н25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
11	平成24年度小樽市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
12	平成24年度小樽市土地取得事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
13	平成24年度小樽市住宅事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
14	平成24年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
15	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
16	平成24年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	Н25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決 算	Н25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続 審査
17	平成24年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	Н25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決算	Н25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
18	平成24年度小樽市病院事業決算認定 について	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続 審査	H25. 9. 25	継続 審査
19	平成24年度小樽市水道事業決算認定 について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
20	平成24年度小樽市下水道事業決算認 定について	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
21	平成24年度小樽市産業廃棄物等処分 事業決算認定について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	決算	H25. 9. 11	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
22	小樽市自治基本条例案	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
23	小樽市土地開発基金条例を廃止する 条例案	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
24	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
25	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
26	小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
27	小樽市営住宅条例の一部を改正する 条例案	H25. 9. 4	市長		建設	H25. 9. 19	可決		可決
28	新たに生じた土地の確認について	H25. 9. 4	市長		総務	H25. 9. 19	可決	H25. 9. 25	可決
29	町の区域の変更について	H25. 9. 4	市長		総務	H25. 9. 19	可決		可決
30	小樽市土地開発公社の解散について 権利の放棄について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予 算 予 算	H25. 9. 18 H25. 9. 18	可決可決	H25. 9. 25 H25. 9. 25	可決可決
32	第三セクター等改革推進債の起債に 係る許可の申請について	H25. 9. 4 H25. 9. 4	市長		予算	H25. 9. 18	可決	H25. 9. 25	可決
33	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	厚生	H25. 9. 19	可決	H25. 9. 25	可決
34	小樽市非核港湾条例案	H25. 9. 4	議員	H25. 9. 11	総務	H25. 9. 19	否決	H25. 9. 25	否決
							_		

-25.11		l		委		会		本 会	議
議案 番号	件名	提 出年月日	提出 者	付 託 年 月 日	付託 委員会	議決	議決 結果	議決年月日	議決 結果
35	小樽市教育委員会委員の任命につい て	H25. 9. 25	市長	_	_	_	_	H25. 9. 25	同意
報告1	専決処分報告[平成25年度小樽市一般会計補正予算]	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	承認	H25. 9. 25	承認
報告2	専決処分報告[平成25年度小樽市一般会計補正予算]	H25. 9. 4	市長	Н25. 9. 11	予 算	H25. 9. 18	承認	H25. 9. 25	承認
意見書案 第1号	希望する教職員全員の再任用を求め る意見書 (案)	H25. 9. 25	議員	_	_	—	_	H25. 9. 25	否決
意見書案 第2号	希望する教職員全員の再任用と必要 な交付税措置を国に求める意見書 (案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_	_	H25. 9. 25	否決
意見書案 第3号	「教育費無償化」の前進を求める意 見書(案)	H25. 9. 25	議員			_	_	H25. 9. 25	否決
意見書案 第4号	労働者派遣制度改悪をやめブラック 企業根絶を求める意見書(案)	H25. 9. 25	議員		_		_	H25. 9. 25	否決
意見書案 第5号	生活保護費の削減を撤回し、改善を 求める意見書(案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_	_	H25. 9. 25	否決
意見書案 第6号	安心できる介護制度の実現を求める 意見書(案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_		H25. 9. 25	否決
意見書案第7号	要支援者に対する介護予防給付継続 と利用者負担増の中止を求める意見 書(案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_	_	H25. 9. 25	否決
意見書案 第8号	集団的自衛権行使を容認する憲法解 釈変更に関する意見書(案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_	_	H25. 9. 25	可決
意見書案 第9号	若い世代が安心して就労できる環境 等の整備を求める意見書(案)	H25. 9. 25	議員		_	_		H25. 9. 25	可決
意見書案 第10号		H25. 9. 25	議員		_	_	_	H25. 9. 25	可決
意見書案第11号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対 策に関する地方の財源確保」のため の意見書(案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_	_	H25. 9. 25	可決
意見書案 第12号	地方財政の拡充に関する意見書 (案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_	_	H25. 9. 25	可決
意見書案 第13号	婚姻歴のないひとり親家庭の母 (父)を税法上の「寡婦(夫)」とみなし、寡婦(夫)控除を適用することを求める意見書(案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_	_	H25. 9. 25	可決
意見書案第14号	JR北海道の重大事故・トラブルの 徹底した原因究明と安全運行を求め る意見書(案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_		Н25. 9. 25	可決
意見書案第15号	福島第一原発事故に伴う汚染水について国が責任を持って抜本的対策を 求める意見書(案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_	_	Н25. 9. 25	可決
意見書案 第16号		H25. 9. 25	議員		_	_	_	H25. 9. 25	可決
意見書案 第17号	鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)	H25. 9. 25	議員	_	_	_	_	H25. 9. 25	可決
	行財政運営及び教育に関する調査に ついて(総務常任委員会所管事務)				総務	H25. 9. 19	継続 審査	H25. 9. 25	継続 審査
その他会議に	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	_	_	_	経済	H25. 9. 19	継続 審査	H25. 9. 25	継続 審査
付した事件	市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事務)	_	_	_	厚生	H25. 9. 19	継続 審査	H25. 9. 25	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて (建設常任委員会所管事務)	_	_		建設	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続 審査

請願·陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

亚		1 13 LL	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出 年 月 日	議 決 年月日	結 果	議 決 年月日	結 果
2~ 145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建 設方について	Н23.7.4	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
$ \begin{array}{c c} 151 \\ \sim \\ 280 \end{array} $	新「小樽市室内水泳プール」の早期建 設方について	Н23. 9. 13	H25. 9. 19	継続審査	Н25. 9. 25	継続審査
283 ~ 289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建 設方について	H23. 11. 28	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内 水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
294 \sim 308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建 設方について	H24. 2. 27	Н25. 9. 19	継続審査	Н25. 9. 25	継続審査
319	所得税法第56条を廃止し、自家労賃を 経費として認めることを求める意見書 提出方について	Н25. 9. 3	Н25. 9. 19	継続審査	Н25. 9. 25	継続審査

経済常任委員会 ○陳 情

ΔĪŽA		1 = 1[1	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出年月日	議 決 年月日	結 果	議 年 月 日	結 果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」 の中心地区「オタモイ海岸」の早期整 備方について	Н23. 11. 29	Н25. 9. 19	継続審査	Н25. 9. 25	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

77.		+======================================	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出 年月日	議 決年月日	結 果	議 決 年月日	結 果
2	JR南小樽駅のバリアフリー化の要請 方について	H24. 6. 19	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査

○陳 情

$\overline{}$	朱					
77.		1 == 111	委 貞	会会	本 会	議
番号	件名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結果	議 決 年 月 日	結果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団 地停留所利用時の料金設定改善要請方 について	Н23. 7. 4	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方につ いて	H24. 9. 4	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事 業」の実施方について	H24.11.21	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
320	朝里におけるまちづくりセンター建設 方について	H25. 9. 4	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
321	受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方について	Н25. 9. 6	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

亚		1 = 111	委 員 会		本 会 議	
番号	件名	提 出 年 月 日	議 決 年月日	結果	議 決 年 月 日	結 果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方 について	H24. 6. 13	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き 家対策の策定方について	H24. 8. 28	H25. 9. 19	継続審査	H25. 9. 25	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会 ○陳 情

	IZN TR					
3T2.		48 111	委員	会	本 会	議
番号	件名	│ 提 出 │ 年 月 日	議 決年月日	結 果	議 決 年月日	結 果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H25. 9. 20	継続審査	H25. 9. 25	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の 存続方について	H24. 2. 20	H25. 9. 20	継続審査	H25. 9. 25	継続審査